

新型コロナウイルス感染症対策に 係る本市の取組について

令和6年1月
さいたま市

目次

1.新型コロナウイルス感染症対策について.. 5 ページ

(1)各波における本市の主な取組について(時系列)

(2)新型コロナウイルスの感染拡大への基本的な考え方

2.本市の新型コロナウイルス感染症の状況.30ページ

3.主な取組について

(1)市対策本部等..... 69ページ

(2)患者支援・保健所体制..... 74ページ

(3)医療提供等..... 87ページ

(4)検査体制..... 109ページ

(5)ワクチン..... 119ページ

(6)高齢者・障害者対策..... 134ページ

(7)報道・情報発信..... 145ページ

(8)会議・研修..... 159ページ

(9)子ども対策..... 168ページ

(10)市民・事業者等支援..... 198ページ

(11)イベント・施設管理..... 243ページ

(12)職員関係..... 272ページ

(13)その他..... 292ページ

はじめに

- 令和2年1月に日本で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が発生して以降、3年以上にわたり、新型コロナウイルスは変異を繰り返しながら、今もって多大なる影響を与え続けています。この間、市民の皆様をはじめ、医療従事者、事業所等の協力による感染拡大防止への取組にご理解・ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
- 本市では、令和2年2月14日付で全庁で対応する「さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部」を立ち上げ、令和5年5月8日の廃止におけるまで、62回の対策本部員会議を開催してまいりました。様々な情報や知見を共有し、次々と変化する事象に対して、市民の命や生活を守ることを最優先に、国・県と連携し、また、市民や医療従事者等、様々な方の協力のもと、これまで全庁で対策を行ってきました。
- 今般、新型コロナウイルス感染症が、「5類感染症」に移行されたことを受け、これまでにわたる様々な取組を記録として整理し、今後新たな感染症が発生した際に参考となるようにまとめたものです。
- 今後、この内容を基に検証を行い、各種計画へ反映してまいります。これまでの経験を土台として今後も感染症への備えを行い、市民の皆様の安全安心を確保してまいります。

資料の構成

取りまとめの期間は、新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認された令和2年1月から、5類感染症に移行した5月8日までとする。その期間の陽性者の推移等については、いわゆる変異株等により、感染が拡大した「波」毎に分けることとする。

第1波	令和2年1月	～	令和2年5月
第2波	令和2年6月	～	令和2年9月
第3波	令和2年10月	～	令和3年3月
第4波	令和3年4月	～	令和3年6月
第5波	令和3年7月	～	令和3年12月
第6波	令和4年1月	～	令和4年6月
第7波	令和4年7月	～	令和4年10月
第8波	令和4年11月	～	令和5年5月

1.新型コロナウイルス感染症対策について

(1)各波における本市の主な取組について（時系列）

主な取組①（市対策本部・医療提供等）

		市対策本部等	患者支援・保健所体制	医療提供等	検査体制	ワクチン
	令和2年 1月		●保健所に相談窓口を設置		●健康科学研究センターに検査体制を整備	
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ●「市緊急事態等対処計画」に基づく「市新型コロナウイルス危機対策本部」を設置 ●第1回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第2回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第3回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第4回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●本市保健所で患者対応開始 ●保健所の相談窓口を帰国者・接触者相談センターへ移行 ●保健センターに相談窓口を設置 		<ul style="list-style-type: none"> ●政府チャーター機搭乗者、クルーズ船クルーのPCR検査 ●市内4病院に「帰国者・接触者外来」を設置（以降、順次、設置） 	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ●第5回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第6回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第7回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第8回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第9回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●夜間、休日の相談対応を実施 ●保健所による患者移送業務を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所による検体回収を開始 	
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第10回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●消防局新型インフルエンザ等対策本部を設置 ●消防局新型インフルエンザ等危機対策本部本部員会議（第1回） ●水道局新型インフルエンザ等対策本部の設置 ●第11回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第2回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第12回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健センター等から保健師11人が保健所へ兼務異動 	<ul style="list-style-type: none"> ●県入院調整本部へ市職員を派遣（リエゾン） ●宿泊療養施設へ市職員を派遣 ●市立病院での耳鼻咽喉科、眼科、歯科休診 ●障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援事業を実施 ●特殊消防対象物における特命編成 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所での検体採取を開始 ●保健所で患者や濃厚接触者への訪問検体採取を開始 ●検査の保険適用に伴い、市内医療機関と契約開始 	
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回新型インフルエンザ等対策本部員会議 ●第4回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第13回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第5回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第14回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●消防局新型インフルエンザ等危機対策本部を消防局新型インフルエンザ等危機警戒本部に移行 ●第6回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第15回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第16回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●患者搬送を民間に委託 ●HER-SYSの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ●入院病床確保等補助事業を実施（医療機関へ補助金の交付） 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域外来・検査センター設置（市内4か所） ●リアルタイムPCRシステム1台増設 	

		市対策本部等	患者支援・保健所体制	医療提供等	検査体制	ワクチン
第2波	令和2年 6月	●第17回新型コロナウイルス危機対策本部員会議	●相談業務委託を開始	●市立病院の解体工事延期を決定 ●臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助事業を実施	●委託による地域外来・検査センターコーディネーター業務開始	
	7月	●第18回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第19回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第20回新型コロナウイルス危機対策本部員会議	●厚労省より自治体保健師等が派遣 ●新型コロナウイルス感染症対策チーム設置		●大宮南銀座地域に臨時PCR検査会場を設置 ●自動核酸抽出装置2台増設	
	8月	●第21回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第22回新型コロナウイルス危機対策本部員会議	●全庁保健師に保健所兼務発令、ローテーション体制始動 ●民間の人材派遣を導入		●濃厚接触者のPCR検を民間検査会社へ依頼開始	
	9月	●第23回新型コロナウイルス危機対策本部員会議		●設備整備事業を実施（市内医療機関に補助金交付） ●障害福祉サービス等支援事業所における感染者対応経費補助事業を実施		
第3波	10月	●第24回新型コロナウイルス危機対策本部員会議			●大宮南銀座地域に臨時PCR検査会場を設置	
	11月	●第25回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第26回新型コロナウイルス危機対策本部員会議			●検体等搬送及び食料品配達を業務委託開始 ●保健所、出張での検体採取、PCR検査終了	

		市対策本部等	患者支援・保健所体制	医療提供等	検査体制	ワクチン
	令和2年 12月	<ul style="list-style-type: none"> ●第27回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第28回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第29回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●埼玉県受診・相談センター開設に伴い、委託の相談名を「新型コロナウイルス冬期サポートダイヤル」へ変更 ●クラスター発生施設にCOVMATを派遣 ●埼玉県よりパルスオキシメーターを借用 		<ul style="list-style-type: none"> ●次世代シーケンサー1台設置 ●高齢者施設の新規入所者に対するPCR検査費用の助成を実施 	
第3波 緊急事態宣言 1/8～3/21	令和3年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ●第7回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第30回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●「消防局新型インフルエンザ等危機警戒本部」を「消防局新型インフルエンザ等危機対策本部」に移行 ●消防局新型インフルエンザ等危機対策本部 本部員会議（第2回） ●水道局新型インフルエンザ等対策本部の設置 ●第8回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第31回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅療養者にパルスオキシメーターの貸出を開始 ●全庁応援職員（事務）の動員開始 	●市立病院旧病棟の一部を使用し、発熱外来を設置	<ul style="list-style-type: none"> ●N501Y変異株スクリーニング検査の体制整備 ●高齢者施設の新規入所者に対するPCR検査費用の助成対象に、ショートステイ、施設従事者を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスワクチン対策室を設置 ●第1回新型コロナウイルスワクチン接種連絡会（以降、定期開催）
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ●第9回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第32回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 				●ワクチン接種会場運営訓練（シミュレーション）を実施
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ●第10回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第33回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第11回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第34回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第35回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●消防局新型インフルエンザ等危機対策本部を消防局新型インフルエンザ等危機警戒本部に移行 			●全自動核酸抽出増幅検査システム1台を設置	<ul style="list-style-type: none"> ●さいたま市コロナワクチンコールセンターを開設 ●市立病院旧病棟の一部を使用し、医療従事者へワクチン接種を実施
第4波 まん延防止等重点措置 4/20～8/1	4月	<ul style="list-style-type: none"> ●第36回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第13回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第37回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●水道局新型インフルエンザ等対策本部の設置 ●消防局新型インフルエンザ等危機警戒本部を消防局新型インフルエンザ等危機対策本部に移行 ●第13回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第38回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	●保健所職員増員		<ul style="list-style-type: none"> ●障害者施設の新規入所者に対するPCR検査費用の助成を実施 ●入所型の高齢者施設及び障害者施設に対するPCR検査事業（検査キット配布）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者施設でワクチン接種開始 ●高齢者へ接種用クーポン券の送付を開始

4/20～8/1		市対策本部等	患者支援・保健所体制	医療提供等	検査体制	ワクチン
第4波 まん延防止等重点措置 第5波	令和3年5月	<ul style="list-style-type: none"> ●第14回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第39回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第15回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第40回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 		<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者施設等へオンラインによる感染予防対策支援事業を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンのWeb予約システムでの受付開始 ●市内の病院・診療所（328か所）で高齢者の個別接種を開始 ●ワクチン接種予約に関する相談窓口を区役所・公民館等に設置 ●仮設のコールセンターを本庁舎内に設置
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ●第16回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第41回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 			<ul style="list-style-type: none"> ●L452R変異株スクリーニング検査の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●区役所で高齢者の集団接種を開始 ●市営桜木駐車場等での集団接種の開始 ●集団接種会場までのワクチン接種専用バスの運行開始 ●基礎疾患を有する方へのワクチン接種先行予約を開始 ●高齢者・障害者施設等従事者へのワクチン接種先行予約を開始 ●ワクチン対策調整会議を設置及び開催（市HPでのワクチン接種に関する効果的な情報発信について） ●ワクチンの集団接種業務に従事する職員の動員（10区役所）
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ●第17回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第42回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第18回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第43回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●「県宿泊・自宅療養者支援センター」へ健康観察の依頼を実施 ●「協力医療機関」へ健康観察の依頼を実施 ●保健所事務応援による患者調査開始 		<ul style="list-style-type: none"> ●ゲノム解析の体制整備 ●高齢者施設等に対するPCR検査事業（検査キット配布）対象に、通所・訪問系事業所を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校関係者、児童福祉施設従事者等へのワクチン接種先行予約開始 ●民間等施設での集団接種を複数開始 ●集団接種会場までのワクチン接種シャトルタクシーの運行開始 ●予防接種証明書の交付申請受付を開始 ●ワクチン対策調整会議の開催（ワクチンの優先接種について/ワクチン接種証明書について） ●ワクチン相談窓口対応の会計年度任用職員任用開始 ●さいたま市コロナワクチンコールセンターの番号をフリーダイヤルに変更

8/2 ~9/30	市対策本部等	患者支援・保健所体制	医療提供等	検査体制	ワクチン
令和3年 8月 緊急事態宣言 第5波	<ul style="list-style-type: none"> ●第19回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第44回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健師による夜勤体制を開始 ●保健センターでの遠隔業務（健康観察）を実施 <ul style="list-style-type: none"> ●施設調査の重点化 ●「IHEAT」の活用 ●緊急事務動員によるオペレーションルームでの業務開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●特設救急隊の運用開始 		<ul style="list-style-type: none"> ●国からのワクチン供給不足により、市営桜木駐車場会場の予約枠を制限 ●ワクチン対策調整会議の開催（保健所業務への応援体制について）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ●第20回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第45回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第21回新型インフルエンザ等対策本部員会議及び第46回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●HER-SYSを活用した届出健康観察を実施 ●酸素濃縮装置20台を賃貸借契約 ●「県自宅療養者支援センター」へ健康観察の依頼を再開 	<ul style="list-style-type: none"> ●酸素濃縮装置20台の貸出を開始 ●訪問看護支援事業を実施（訪問看護事業所へ補助金交付） ●訪問看護事業所に感染防護具、サージカルマスクを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者施設へ頻回検査用の抗原検査キット（国から提供）を配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●優先接種対象者（基礎疾患を有する方等）専用接種枠を集団接種会場に設定 ●本市会場でアストラゼネカワクチン接種を開始 ●妊婦の専用接種枠を設定し接種を実施 ●新型コロナウイルスワクチン協同（職域）接種事業を実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ●消防局新型インフルエンザ等危機対策本部を消防局新型インフルエンザ等危機警戒本部に移行 ●第47回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第48回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 				<ul style="list-style-type: none"> ●受験や就職試験を予定している方への優先接種を実施 ●子ども専用予約枠の新設及び子どもの予約専用オペレーターを設置 ●事前予約不要のワクチン接種を集団接種会場で実施 ●ワクチン対策調整会議の開催（ワクチン接種済証再発行について）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ●第49回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 				
12月		<ul style="list-style-type: none"> ●「保健所の体制確保に係る計画」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●事務応援によるオペレーションルームでの業務開始 		<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナワクチン3回目接種を開始

		市対策本部等	患者支援・保健所体制	医療提供等	検査体制	ワクチン
1/21～3/21 まん延防止等重点措置 第6波	令和4年1月	<ul style="list-style-type: none"> ●第50回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第51回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●患者移送業務について一部を民間移送会社に委託 ●夜間帯の民間看護職配置 ●保健センターでの遠隔業務（健康観察/患者調査）を実施 ●積極的疫学調査の重点化 ●事務応援によるオペレーションルームでの業務開始 ●「IHEAT」の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●酸素濃縮装置の賃貸借契約を20台から50台に増強 	<ul style="list-style-type: none"> ●入所型の高齢者施設及び障害者施設に対するPCR検査事業（検査キット配布）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内22か所の商業施設内でワクチン接種予約の代行を実施 ●全ての方の3回目接種時期を2回目接種から6か月以上に前倒し
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ●第52回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●県調整本部、自宅療養者支援センターとの緊急連絡用電話を設置 ●就業制限通知を廃止し、希望者のみ療養証明書を発行 ●電話不在患者等へのSMS送信を開始 ●臨床診断によるみなし陽性開始 			<ul style="list-style-type: none"> ●本市会場でモデルナ社ワクチンで接種を開始 ●ワクチンの集団接種業務に従事する職員の動員（10区各会場（イオン・桜木駐車場等）
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ●第53回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第54回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●療養証明書に関する問い合わせ専用電話を設置 			<ul style="list-style-type: none"> ●小児（5～11歳）へのワクチン接種を開始 ●予防接種健康被害調査委員会を開催
	4月					<ul style="list-style-type: none"> ●12～17歳の3回目接種用クーポン券の発送を開始 ●3回目接種の集団接種会場で当日予約接種及び予約なし接種を実施 ●3回目接種（12～17歳）専用の接種会場を開始

		市対策本部等	患者支援・保健所体制	医療提供等	検査体制	ワクチン	
第6波	令和4年 5月					<ul style="list-style-type: none"> ● 集団接種会場の受付時間を夜間帯まで延長 ● 60歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する方等を対象にワクチン4回目接種を開始 ● 予防接種健康被害調査委員会を開催 	
	6月					<ul style="list-style-type: none"> ● 本市会場で武田社ワクチン（ノバボックス）接種を開始 ● 高齢者施設でワクチン4回目接種を開始 	
第7波 8/4~9/30	7月		<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関との緊急連絡用電話を設置 ● パルスオキシメーターの配送を業務委託 ● 民間の人材派遣（事務職）を導入 ● 夜間の救急電話対応を業務委託 ● 食料品配送を業務委託 ● BCPの準用により保健センターの業務を一部休止 ● SMSを使用した患者への初回連絡を実施 ● 緊急事務動員によるオペレーションルームでの業務開始 ● 「IHEAT」の活用 			<ul style="list-style-type: none"> ● 地域外来・検査センターの業務の一部を医師会に委託（休日等の診療検査体制の強化） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内20か所の商業施設内でワクチン接種予約の代行を実施
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第55回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ● 第56回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間の人材派遣（事務職）を増員 ● 保健センターでの遠隔業務（健康観察）を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ● 市営桜木駐車場で抗原検査キットを無料配布 ● 高齢者施設・障害者施設等への抗原検査キットの購入費用補助事業を実施 ● 障害者施設等へ抗原定性検査キットの配布事業を実施（市独自） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年層の接種向上のため、20~30代の3回目未接種者へ県知事と市長連名の接種勧奨はがきを発送 ● 予防接種健康被害調査委員会を開催 	



		市対策本部等	患者支援・保健所体制	医療提供等	検査体制	ワクチン
第7波	8/4～9/30 令和4年9月	<ul style="list-style-type: none"> ●第57回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 ●第58回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●全数届出把握の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者施設等へ抗原定性検査キットの配布事業を実施（市独自） 	<ul style="list-style-type: none"> ●小児（5～11歳）へのワクチン3回目接種を開始 ●令和4年秋開始接種としてオミクロン株（BA.1）に対応したワクチン接種を開始
	10月				<ul style="list-style-type: none"> ●障害者施設へ頻回検査用の抗原検査キット（国から提供）を配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者施設でオミクロン株（BA.1）に対応したワクチン接種を開始 ●オミクロン株（BA.4-5）に対応したワクチン接種を開始
第8波	11月	<ul style="list-style-type: none"> ●保健センター等での遠隔業務（健康観察）を実施 ●積極的疫学調査の重点化 			<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者施設へ頻回検査用の抗原検査キット（国から提供）を配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内18か所の商業施設内でワクチン接種予約の代行を実施 ●乳幼児（生後6か月～4歳）へのワクチン接種を開始 ●予防接種健康被害調査委員会を開催
	12月		<ul style="list-style-type: none"> ●「IHEAT」の活用 		<ul style="list-style-type: none"> ●地域外来・検査センターの業務の一部を医師会に委託（休日等の診療検査体制の強化） 	<ul style="list-style-type: none"> ●集団接種会場で武田社ワクチン（ノババックス）3～5回目接種を実施
	令和5年1月	<ul style="list-style-type: none"> ●第59回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 			<ul style="list-style-type: none"> ●市営桜木駐車場にて抗原検査キットを無料配布 	

		市対策本部等	患者支援・保健所体制	医療提供等	検査体制	ワクチン
第8波	令和5年 2月	●第60回新型コロナウイルス危機対策本部員会議				
	3月	●第61回新型コロナウイルス危機対策本部員会議	●国においてマスクの取扱いが変更		●高齢者施設等へ抗原定性検査キットの配布事業を実施（市独自） ●障害者施設へ頻回検査用の抗原検査キット（国から提供）を配布	●小児（5～11歳）へのオミクロン株対応ワクチン接種を開始
	4月	●第62回新型コロナウイルス危機対策本部員会議				●令和5年春開始接種用クーポン券の発送を開始 ●12歳以上の令和4年秋開始接種終了
	5月 <small>※5月8日より感染症法上の位置づけが5類感染症へ変更</small>	●新型コロナウイルス危機対策本部員会議を廃止 ●消防局新型インフルエンザ等危機警戒本部本部員会議及び消防局新型インフルエンザ等危機対策本部を廃止		●地域外来・検査センターの業務の一部を医師会に委託（休日等の診療検査体制の強化）	●地域外来・検査センターの業務の一部を医師会に委託（休日等の診療検査体制の強化）	●12歳以上の令和4年秋開始接種終了 ●令和5年春開始接種開始

(1)各波における本市の主な取組について（時系列）

主な取組②（市民・事業者関係・職員関係等）

		報道・情報発信	会議・研修等	市民・事業者等支援	職員関係	その他
第1波 4/7～5/25 緊急事態宣言	令和2年1月	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページで「基本的な感染対策」、「医療機関受診時の注意点」、「相談窓口」を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康危機対策会議を開催（保健福祉局内で共有） ●感染症対策ネットワーク会議を開催（市内医療機関と共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所等における新型コロナウイルスの感染防止対策に係る支援事業補助金の実施 		
	2月		<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度第1回消防局新型インフルエンザ対策検討委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症に関する経営・金融特別相談窓口を設置 ●緊急特別資金融資を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市長、副市長が出席する会議等での感染防止対策開始 ●職員の休暇や服務等の取扱い（時差出勤の実施、職員の服務上の留意点、感染防止対策、職務に専念する義務の特例について）（通知） ●学校職員の休暇や服務等の取扱い（学校職員の服務上の留意点、職務に専念する義務の特例について）（通知） 	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ●市内1例目の陽性者報道 ●ホームページに感染症関連情報、緊急情報欄、お知らせ欄のページを作成（以降、随時更新） ●感染症対策に関する市長動画をYouTubeで配信（以降、随時発信） ●LINE、Twitter、Facebookで感染症関連情報を情報発信及びCityFMさいたまで感染症関連の案内（以降、随時発信） ●催事情報システムで感染症関連情報を放映（以降、随時放映） 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関との意見交換会を開催 ●令和元年度第2回消防局新型インフルエンザ対策検討委員会開催 ●さいたま市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置 ●第1回さいたま市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●農産物の特別販売開始（以降、随時開催） ●幼稚園の預かり保育における感染症対策支援補助事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症による地方公共団体職員の健康管理・安全管理（通知） 	<ul style="list-style-type: none"> ●さいたま市立学校の感染症拡大防止に係る臨時休業 ●一斉臨時休校に伴う児童生徒の通学校での受入れ ●感染症対策のための臨時休業に伴う進歩保護世帯への昼食費の支給
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ●市内1例目のクラスター報道 ●感染症対策に関する防災行政無線（R2.4.14～R3.3.21、R3.4.20～R4.3.21計258回） ●市報さいたまの「クローズアップ」で、感染対策を周知 ●ホームページに感染症陽性患者数や検査件数などの情報発信を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所異動職員等向けPPE実技演習を実施（以降、年度内8回実施） ●感染症対策ネットワーク会議を開催（市内医療機関と共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急特別資金を融資（感染症／台風19号対応）実施 ●感染症の影響を踏まえた水道料金及び下水道使用料等の支払い猶予を開始 ●中小企業融資保証料補助及び中小企業融資利子補給を実施 ●感染症対応臨時資金融資を実施 ●大型ショッピングセンターでの農産物の販売（以降、随時開催） ●税証明交付手数料の免除を開始 ●感染症対策相談専用ダイヤルを設置 ●新型コロナウイルス感染症による登園自粛等に対する保育料支援事業等の実施 ●保育所等における新型コロナウイルスの感染防止対策に係る支援事業補助金の実施（対象期間：4月1日～3月31日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●職場における感染防止対策、感染拡大防止に向けた対応（通知） ●感染拡大防止に向けた職員の服務の取扱い等、同一週内への週休日の振替（通知） ●緊急事態宣言下における職員の接触機会低減の取組強化（依命通達） ●サテライトオフィス勤務実施要領制定 ●軽症者等の宿泊療養施設に従事した職員の健康観察（通知） ●感染拡大に向けた職員の健康管理の徹底等（通知） ●学校職員の休暇や服務等の取扱い（感染防止対策、健康管理の徹底等）（通知） 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態宣言発令に伴う保育所等の保育所等の登園自粛要請・保育料等の返還等 ●感染症検査にて陽性等と診断された場合の保育所等の休園または登園自粛要請・保育料等の返還等 ●全市立学校におけるハイブリッド事業の「実施」

		報道・情報発信	会議・研修等	市民・事業者等支援	職員関係	その他
第1波 緊急事態宣言 4/7～5/25	令和2年 5月	<ul style="list-style-type: none"> ●テレビ広報番組「のびのびシティさいたま市」にて、感染症の現状や支援策などを紹介（5/3放送、以降随時配信） ●市報さいたまで、感染症関連情報を集約した「新型コロナウイルスに関するお知らせ」を設定 ●感染症に関するよくある提案・質問と回答の市ホームページへの掲載（以降、随時更新） ●感染症拡大、長期化に伴うストレスや不安の軽減を目的とした電話相談 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関との意見交換会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●特別定額給付金窓口を設置 ●雇用調整助成金申請費用補助の実施 ●雇用調整助成金に係る緊急相談会の開催 ●テイクアウト・デリバリー新規参入補助金（第1期）及び飲食デリバリー代行業者利用支援補助金の受付 ●イノベーション技術創出支援補助の実施（特別枠：新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症） ●第1期_小規模企業個人事業主給付金を支給 ●さいたま市特別定額給付金給付事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属職員等に感染者が発生した場合の消毒（周知） ●長期的に持続可能な職員の勤務体制の確保（通知） ●特別休暇（事故休暇）の運用（通知） ●感染拡大に伴う緊急雇用（会計年度任用職員の実施） ●学校職員の休暇やサービス等の取扱い（特別休暇（事故休暇）の運用）（通知） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け内閣府事務連絡） ●市立小学校・中学校におけるスタディエッセンス動画配信開始 ●妊婦へのマスク配布
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍による子どもへの影響と対応について情報発信（以降、随時発信） ●テレ玉データ放送で感染症関連の案内を開始（以降、随時発信） ●新しい生活様式の実施の呼びかけを開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●Jリーグ（浦和レッズ、大宮アルディージャ）における感染対策会議を開催（以降、随時開催） ●県知事・保健所設置市長との意見交換会 ●第2回さいたま市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療物資代替品の開発・製造にかかわる補助の実施 ●テレワーク推進事業宿泊施設協力金を交付 ●下水道事業受益者負担金の支払い猶予開始 ●生産性革命支援事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態宣言解除後のサービス等の取扱い（通知） ●職員のサービス管理の徹底（通知） ●モバイル端末による在宅勤務（試行）の実施（通知） ●特例に係る特殊勤務手当条例施行規則の改正及び運用等（通知） ●学校職員の休暇やサービス等の取扱い（緊急事態宣言解除に伴う取扱い）（通知） 	
第2波	7月		<ul style="list-style-type: none"> ●臨時PCR検査所従事職員向けにPPE実技演習を実施 ●大宮南銀座の感染対策を市長視察 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急特別資金融資を実施 ●商店街活性化推進事業補助金の一部事業補助率及び商店街照明施設等維持管理事業補助金補助率引上げ ●感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（寄り添い型支援・分娩前検査費用助成）を開始 ●令和2年度感染症の影響に係る国民健康保険税特例減免の受付開始 ●クラスター対策協力支援事業を実施（商店街組織に補助金交付） ●介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●新しい生活様式を踏まえた職員の感染防止対策の徹底（依頼） ●感染防止に係る職員の注意喚起（依頼） 	<ul style="list-style-type: none"> ●各避難所等に感染症対策物品を新たに備蓄

		報道・情報発信	会議・研修等	市民・事業者等支援	職員関係	その他
第2波	令和2年8月	<ul style="list-style-type: none"> ● SNSにて「基本的な感染対策」等を周知（以降、随時実施） ● 大宮アルディージャのホームゲームにおいて、大型映像装置に感染予防の周知等動画を放映（以降、定期的に実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大宮南銀座の感染対策を市長・知事視察 ● 市長と知事の意見交換会を実施 ● 令和2年度第1回消防局新型インフルエンザ等対策検討委員会（書面会議） ● 市長定例報告開始（R2.8.17～随時開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ● さいたま市卸売市場活性化対策事業費補助金の補助率引き上げ ● 「さいたま市公共交通運行継続支援金給付要綱」に基づき、交通事業者に対し支援金を給付 		
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 記者発表資料の簡略化（症状・経過・行動歴等の省略。陽性者一覧（内訳）を新たに提供） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 浦和休日急患診療所新型コロナウイルス感染症対策会議を開催 ● 令和2年度第2回消防局新型インフルエンザ等対策検討委員会（書面会議） 	<ul style="list-style-type: none"> ● キャッシュレス決済のポイント還元による消費活性化キャンペーン事業を実施 ● 就労継続支援事業所の生産活動活性化支援事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の職場における感染予防対策に関するガイドラインの制定（通知） ● 感染防止に係る職員同士の接触機会低減のための取組強化（依頼） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 協働学習用ソフトウェアを活用したアクティブ・ラーニングの推進（小学校35校・中学校21校）
第3波	10月	<ul style="list-style-type: none"> ● さいたま新都心駅の大型ビジョン等で周知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症対策ネットワーク会議を開催（市内医療機関と共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街活性化キャンペーン補助額引上げ ● 宿泊促進キャンペーンを実施 ● 感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（オンライン相談）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新型コロナウイルス消毒作業マニュアルー本消毒、予備消毒ー」を全庁に発信（随時改定） 	
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ● テレビ埼玉において、「受診行動」や「相談窓口」について周知（広報番組「マチコミ」） ● 地域広報誌に「受診行動」等を掲載（リビングさいたま新聞） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所にて危機管理研修会を実施（新型コロナウイルス感染症流行下での災害対応） ● 青少年育成さいたま市民会議で市長による取組状況を説明 ● 私立幼稚園協会へ市長による取組状況を説明 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急特別資金融資を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「さいたま市職員の職場における新型コロナウイルス感染予防対策に関するガイドライン」の運用（通知）～「PCR検査」の取扱い及びガイドライン6(2)関係～ ● 新型コロナウイルス感染症対策分科会の緊急提言等を踏まえた職員感染予防対策等の徹底（依頼） 	
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ● FM NACK5において、「基本的な感染対策」を周知 ● 浦和レッズのホームゲームにおいて、大型映像装置に感染予防の周知等動画を放映（以降、定期的に実施） ● 報道対応をZoomによる集合取材に変更 ● 感染症の影響に伴う自殺予防対策、生活の困りごととこころの健康問題の相談 ● 感染症拡大、長期化に伴うストレスや不安の軽減を目的とした電話相談 		<ul style="list-style-type: none"> ● 誤解や偏見に基づく差別についての相談窓口を設置 ● がんばろう さいたま！商品券（プレミアム付商品券）発行 ● 感染症拡大防止対策協力事業者支援金を給付 		

		報道・情報発信	会議・研修等	市民・事業者等支援	職員関係	その他
令和3年 1/8~3/21 緊急事態宣言 第3波	1月	<ul style="list-style-type: none"> ●埼玉県と連携し街頭での感染防止対策チラシ配布（以降、適宜） 	<ul style="list-style-type: none"> ●4医師会連絡協議会役員会・幹事会における感染状況の定期報告を開始（以降、月1回実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ●キャッシュレス決済のポイント還元による消費活性化キャンペーン事業を実施 ●テイクアウト・デリバリー新規参入補助金（第2期）受付 ●テレワーク推進事業宿泊施設協力金交付 ●DX推進支援事業を実施 ●感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（寄り添い型支援・分娩前検査費用助成）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチン接種に係る接種予定者数の把握（通知） ●緊急事態宣言下における職員の接触機会低減等の取組強化（通知） ●感染症対策業務に従事する職員の動員（依頼） 	
	2月		<ul style="list-style-type: none"> ●訪問看護ステーション向けにPPE実技演習を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ●職員の接触機会低減等の取組強化の徹底（通知） 	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ●さいたま市長への提案制度要綱の改正（回答方法の変更） 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策ネットワーク会議を開催（市内医療機関と共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期_小規模企業個人事業主給付金の給付 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチン医療従事者等優先接種の予診票の送付及び接種先医療機関（通知） 	
第4波 まん延防止等重点措置 4/20~8/1	4月		<ul style="list-style-type: none"> ●4医師会連絡協議会に感染状況の定期報告開始（以降、週1回実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ●生産性革命支援事業の継続 ●DX推進支援事業を継続 ●緊急特別資金融資を実施 ●伴走支援型特別資金融資を継続 ●中小企業融資利子補給を継続 ●雇用調整助成金申請費用補助金の継続 ●商店街活性化推進事業補助金の一部事業補助率及び商店街照明施設等維持管理事業補助金補助率引き上げ継続 ●さいたま市卸売市場活性化対策事業費補助金の補助率引き上げの継続 ●一時支援金申請支援を開始 ●中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例 ●課税標準額の据置措置【土地】 ●先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療従事者等のワクチン予防接種に係る勤務の取扱い実施 ●学校職員の休暇や服務等の取扱い（通知）（学校職員の感染者等に係る報告の徹底について） ●まん延防止等重点措置に伴う職員の動員（依頼） ●まん延防止等重点措置に伴う飲食店巡回 	

4/20～8/1	報道・情報発信	会議・研修等	市民・事業者等支援	職員関係	その他
令和3年 5月 まん延防止等重点措置 第4波	<ul style="list-style-type: none"> ●「新型コロナウイルスのワクチン接種を口実にしたトラブル」について注意喚起 				
6月	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページにワクチンメーターを掲載 		<ul style="list-style-type: none"> ●月次支援金申請支援を実施 ●キャッシュレス決済のポイント還元による消費活性化キャンペーン事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員のワクチン接種及びそれに伴う副反応が生じた場合の職務専念義務の免除（通知） ●ワクチン接種及び接種に伴う副反応が生じた場合の職務に専念する義務の特例（通知） ●学校職員の休暇や服務等の取扱い（ワクチン接種及び接種に伴う副反応が生じた場合の職務に専念する義務の特例について）（通知） ●ワクチンの集団接種業務に従事する職員の動員（依頼） 	<ul style="list-style-type: none"> ●税証明交付請求の電子化
7月 第5波 緊急事態宣言	<ul style="list-style-type: none"> ●市内サッカークラブと連携（浦和レッズ・大宮アルディージャ）と事業協力し、感染予防動画を浦和駅・大宮駅等で放映（以降、随時放映） ●地域広報誌に「ワクチン接種情報」等を掲載（リビングさいたま新聞） ●まん延防止等重点措置延長の周知 ●ワクチン接種に関する特殊詐欺の注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ●市長と知事の意見交換会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税特例減免の受付開始 ●さいたま市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給業務を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校職員の休暇や服務等の取扱い（学校関係者のワクチンの優先接種の実施について）（通知） 	
8/2～9/30 8月		<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策ネットワーク会議を開催（市内医療機関と共有） ●保健所職員向けにPPE実技演習を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策業務に従事する職員の動員（依頼） ●感染症対応のための職員の緊急動員（依頼） 	<ul style="list-style-type: none"> ●GIGAスクール構想による環境の維持、追加整備及び対面とオンラインを併せたハイブリッド授業の実施

8/2～9/30		報道・情報発信	会議・研修等	市民・事業者等支援	職員関係	その他
第5波	令和3年9月	<ul style="list-style-type: none"> ●埼玉新聞に緊急事態宣言中の注意喚起、感染対策について掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ●HER-SYSの説明会を実施 ●児童相談所職員向けにPPE実技演習を実施 ●訪問看護事業者向けにPPE実技演習を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策業務に従事する職員の動員(依頼) 	
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ●記者発表資料の簡略化 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所全体会議を実施(以降、年度内6回実施) ●医療機関との意見交換会を開催(第5波振り返り) 	<ul style="list-style-type: none"> ●商店街活性化キャンペーン補助額引上げ ●第3期_小規模企業個人事業主給付金を支給 		
	11月		<ul style="list-style-type: none"> ●オンライン委員会(議会)の開催が可能となるよう条例改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食店等活性化推進事業補助金受付を開始 		
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症拡大、長期化に伴うストレスや不安の軽減を目的とした電話相談 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所で第6波に向けた図上訓練を実施 ●「新型コロナウイルス感染症に係る医師会連絡会」を創設・開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●キャッシュレス決済のポイント還元による消費活性化キャンペーン事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「さいたま市職員の職場における新型コロナウイルス感染予防対策に関するガイドライン」の運用(通知)～ガイドライン6(5)職員が感染者となった場合の公表～ ●職員が感染者となった場合の公表の運用(通知) 	
第6波	令和4年1月	<ul style="list-style-type: none"> ●記者発表資料の簡略化 	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回健康危機管理委員会を開催(保健所内で共有) ●健康危機対策会議を開催(保健福祉局内で共有) ●第2回健康危機管理委員会を開催(保健所内で共有) 		<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチン接種のための職員の動員(依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置適用に伴う保育所等の登園自粛要請・保育料等の返還等 ●保育園で濃厚接触候補者調査開始

1/21～3/21		報道・情報発信	会議・研修等	市民・事業者等支援	職員関係	その他
第6波 まん延防止等重点措置	令和4年 2月		<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍における自殺対策研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●無料低額宿泊所消毒事業補助金交付事業開始 ●事業復活支援金申請支援を実施 ●がんばろう さいたま！商品券（第2弾）（プレミアム付商品券）発行 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症の感染急拡大に伴うオミクロン株の患者の濃厚接触者となった社会機能維持者に係る待機の解除の取扱い（通知） 	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ●報道対応の変更（新規陽性者の発表のみの場合はZoom集合取材は実施しない） 	<ul style="list-style-type: none"> ●産業保健と連携した講演会「働く世代のメンタルヘルス」の実施 ●感染症対策ネットワーク会議を開催（市内医療機関と共有） 			
	4月			<ul style="list-style-type: none"> ●生産性革命支援事業及びDX推進支援事業を継続 ●緊急特別資金融資及び伴走支援型特別資金融資を継続 ●中小企業融資利子補給を継続 ●商店街活性化推進事業補助金の一部事業補助率及び商店街照明施設等維持管理事業補助金補助率上げを継続 ●地域のまつり等への補助 ●さいたま市卸売市場活性化対策事業費補助金の補助率上げを継続 ●令和4年度さいたま市国民健康保険傷病手当金申請受付を開始 		
	5月		<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関との意見交換会を開催（第6波振り返り） 		<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染者等に係る報告の対象者等の変更（通知）～ガイドライン6（5）職員が感染者となった場合の報告～ 	

		報道・情報発信	会議・研修等	市民・事業者等支援	職員関係	その他
	令和4年 6月	●浦和レッズのホームゲームにおいて、ブースを出展し、感染予防の啓発を実施	●精神保健福祉専門研修「コロナ禍の子どもの理解と支援」研修を実施 ●公述人、参考人のオンライン委員会（議会）出席が可能となるよう条例改正	●保育所等感染症対策のための改修整備等事業の実施		
	7月	●市ホームページにさいたま市コロナワクチンマップを掲載 ●記者発表資料の簡略化 ●さいたま市インフォメーションで感染症の案内	●感染症対策ネットワーク会議を開催（市内医療機関と共有）	●緊急特別資金融資（感染症・原油価格・物価高騰等対応）を実施 ●「さいたま市公共交通運行継続支援金給付要綱」に基づき、交通事業者に対し支援金を給付 ●令和4年度感染症の影響に係る国民健康保険税特例減免の受付開始	●BCPの準用により保健センターの業務を一部休止	
第7波 8/4~9/30 B A 5 対策強化宣言	8月	●大宮アルディージャのホームゲームにおいて、ブースを出展し、感染予防の啓発を実施 ●抗原検査キット無料配布について、チラシ配布、浦和美園イオンデジタルサイネージで放映		●コロナ離職者向けインターンシッププログラムの実施		
	9月		●市長と知事の意見交換会を実施	●さいたま市原油価格・物価高騰対策（設備更新）補助を実施		
	10月	●浦和レッズのホームゲームにおいて、ブースを出展し、感染予防の啓発を実施 ●陽性者登録ポスターを作成し、医師会や市内医療機関等に周知		●商店街活性化キャンペーン補助額上げ ●宿泊促進キャンペーンを実施		
第8波	11月					
	12月	●市内サッカークラブ（浦和レッズ・大宮アルディージャ）と事業協力し、感染症予防のポスターを作成・配布 ●新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザに備えに係るチラシ・ポスターを医療機関に配布				

		報道・情報発信	会議・研修等	市民・事業者等支援	職員関係	その他
第8波	令和5年 1月	●抗原検査キット無料配布について、ホームページ等で周知				
	2月		●児童相談所職員向けにPPE実技演習を実施			
	3月		●第1回高齢・障害者等施設担当者・新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の実施			
	4月	●地域広報誌に「5類移行に伴う変更点」等を掲載（リビングさいたま新聞） ●5類移行に関する市長動画をYouTubeで配信 ●市報さいたまで、「新型コロナウイルスに関するお知らせ」を設定し、周知	●第2回高齢・障害者等施設担当者・新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の実施 ●感染症対策ネットワーク会議を開催（市内医療機関と共有）	●生産性革命支援事業及びDX推進支援事業を継続 ●伴走支援型特別資金融資を継続 ●商店街活性化推進事業補助金の一部事業補助率及び商店街照明施設等維持管理事業補助金補助率引き上げを継続 ●さいたま市卸売市場活性化対策事業費補助金の補助率引き上げを継続 ●令和5年度さいたま市国民健康保険傷病手当金申請受付を開始	●さいたま市職員の職場における新型コロナウイルス感染予防対策に関するガイドラインの廃止（通知） ●新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の職員の服務等の取扱い（通知）	
	5月 ※5月8日より感染症法上の位置づけが5類感染症へ変更		●医療機関との意見交換会を開催（これまでの振り返り）	●感染症の流行下における妊産婦総合対策事業を（分娩前検査費用助成）開始	●医療従事者等のワクチン予防接種に係る勤務の取扱いについて廃止 ●「新型コロナウイルスの感染症発生時の職場内等の消毒作業の終了について」を全庁へ周知 ●感染症対応に係る防疫等業務手当の特例の取扱いについて、5月8日以降は支給対象外とする（通知） ●ワクチン接種及び接種に伴う副反応が生じた場合における職務に専念する義務の免除の廃止（通知） ●学校職員の休暇や服務等の取扱い（感染症の感染法上の位置付け変更後の学校における職員の服務等の取り扱いについて）（通知）	

(2)新型コロナウイルス感染拡大への基本的な考え方

新型コロナウイルスの感染拡大への本市の基本的な考え方（感染初期）

基本的な考え方

市民の命や生活を守ることを最優先に、国や県の財政的支援措置の最大限の活用と、国の支援策のすき間を埋める市独自の支援策をスピード感をもって展開し、長期的かつ安定的な感染拡大防止策や医療提供体制の整備と、市民生活や経済活動に及ぼす影響の最小限化、活力の回復に取り組む。

●2つのフェーズ

(1) 緊急支援フェーズ

➡感染拡大防止と事態の早期収束に全力で取り組むとともに、その間の雇用・事業・生活を守り抜く

- ① 感染拡大防止及び感染者の急増に備えた医療提供体制の早急な整備
- ② 中小企業・小規模事業者の支援及び市民生活の下支え

(2) V字回復フェーズ

➡地域経済の再活性化に取り組む、人の流れと街の賑わいを取り戻す

コロナと戦い、
市民の命とくらしを守り抜く

新型コロナウイルスの感染拡大への本市の基本的な考え方（R2.7～）

基本的な考え方

市民の命や生活を守ることを最優先に、国や県の財政的支援措置の最大限の活用と、国の支援策のすき間を埋める市独自の支援策をスピード感をもって展開し、長期的かつ安定的な感染拡大防止策や医療提供体制の整備と、市民生活や経済活動に及ぼす影響の最小限化、活力の回復に取り組む。

(1) 緊急支援フェーズ

- ➔ 感染拡大防止と事態の早期収束に全力で取り組むとともに、その間の雇用・事業・生活を守り抜く
- ① 感染拡大防止及び感染者の急増に備えた医療提供体制の早急な整備
- ② 中小企業・小規模事業者の支援及び市民生活の下支え

(2) V字回復フェーズ

- ➔ 地域経済の再活性化に取組、人の流れと街の賑わいを取り戻す
- ① 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復
- ② 強靱な経済構造の構築

事態の長期化を見据えた対応の考え方

- ➔ 新規感染者数の増大に十分対応できるよう、医療提供体制を維持するほか、検査体制や保健所の体制を強化し、クラスター対策の強化等に引き続き取り組み、感染拡大の防止と「新しい生活様式」を踏まえた社会経済活動を両立させる。
- ① 感染の再拡大に対応可能な検査・医療体制の整備
- ② 経済活動の回復に向けた消費喚起策とウィズコロナ時代に対応した投資の促進
- ③ 感染拡大防止と新たな暮らしのスタイルの確立
- ④ ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応したDXの推進

コロナと戦い、市民の命と暮らしを守り抜く

新型コロナウイルスの感染拡大への基本的な考え方（R3.4～R5.5）

基本的な考え方

市民の命や生活を守ることを最優先に、国や県の財政的支援措置の最大限の活用と、国の支援策のすき間を埋める市独自の支援策をスピード感をもって展開し、長期的かつ安定的な感染拡大防止策や医療提供体制の整備と市民生活や経済活動に及ぼす影響の最小限化、活力の回復に取り組む。

重点的な取組

事態の長期化やウィズコロナ・アフターコロナ時代への対応として、以下4つの柱で重点的に取り組む

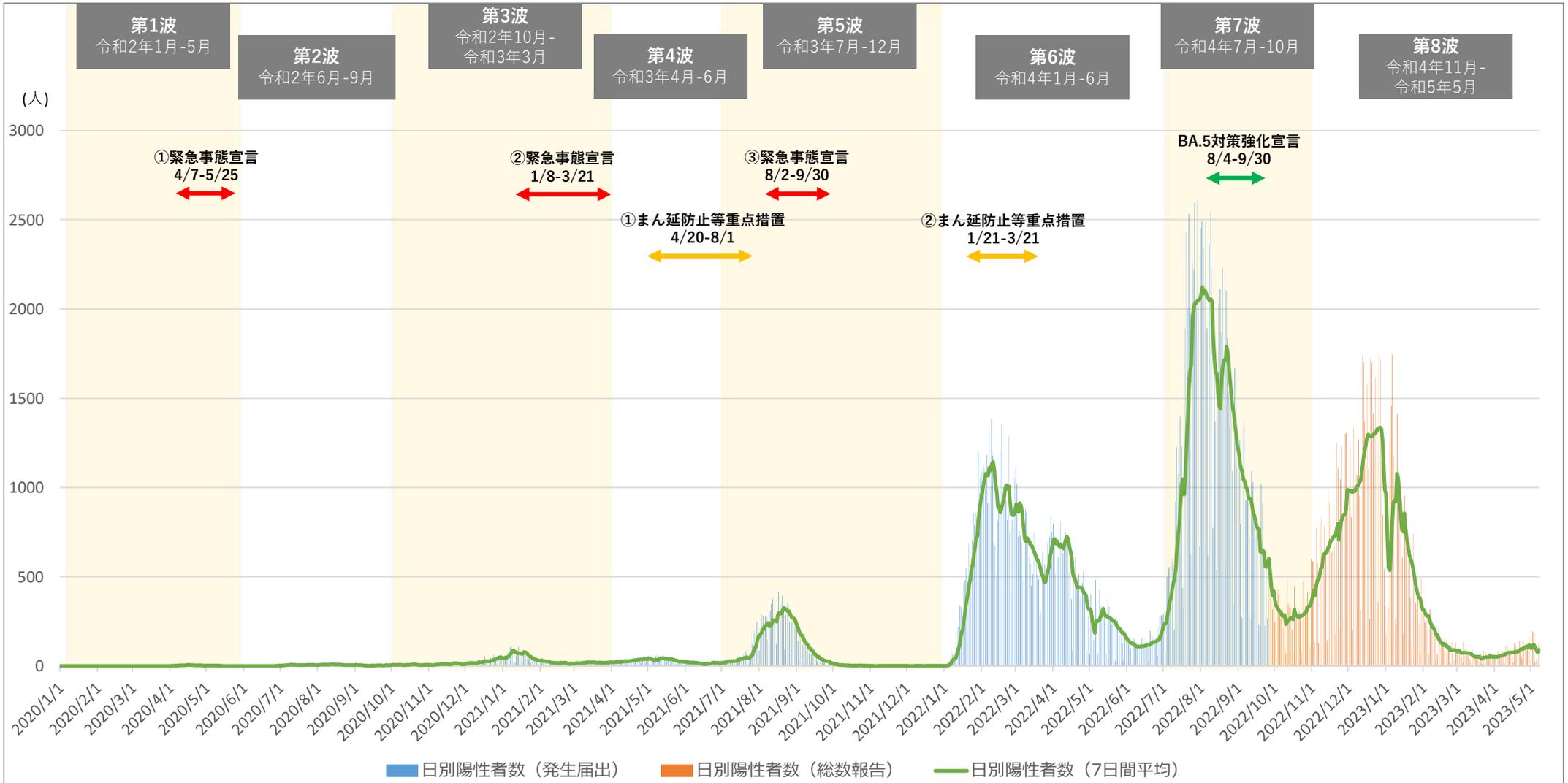
- ① 感染の再拡大に対応可能な検査・医療体制の整備とワクチン接種の円滑な実施
- ② ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応したDXの推進と投資の促進
- ③ 感染拡大防止と新たな生活スタイルへの対応
- ④ 市民生活の下支えや事業継続・雇用維持のための事業者支援、経済活動の回復に向けた消費喚起策

2.本市の新型コロナウイルス感染症の状況

新規陽性者数について

日別新規陽性者数の推移【全期間】

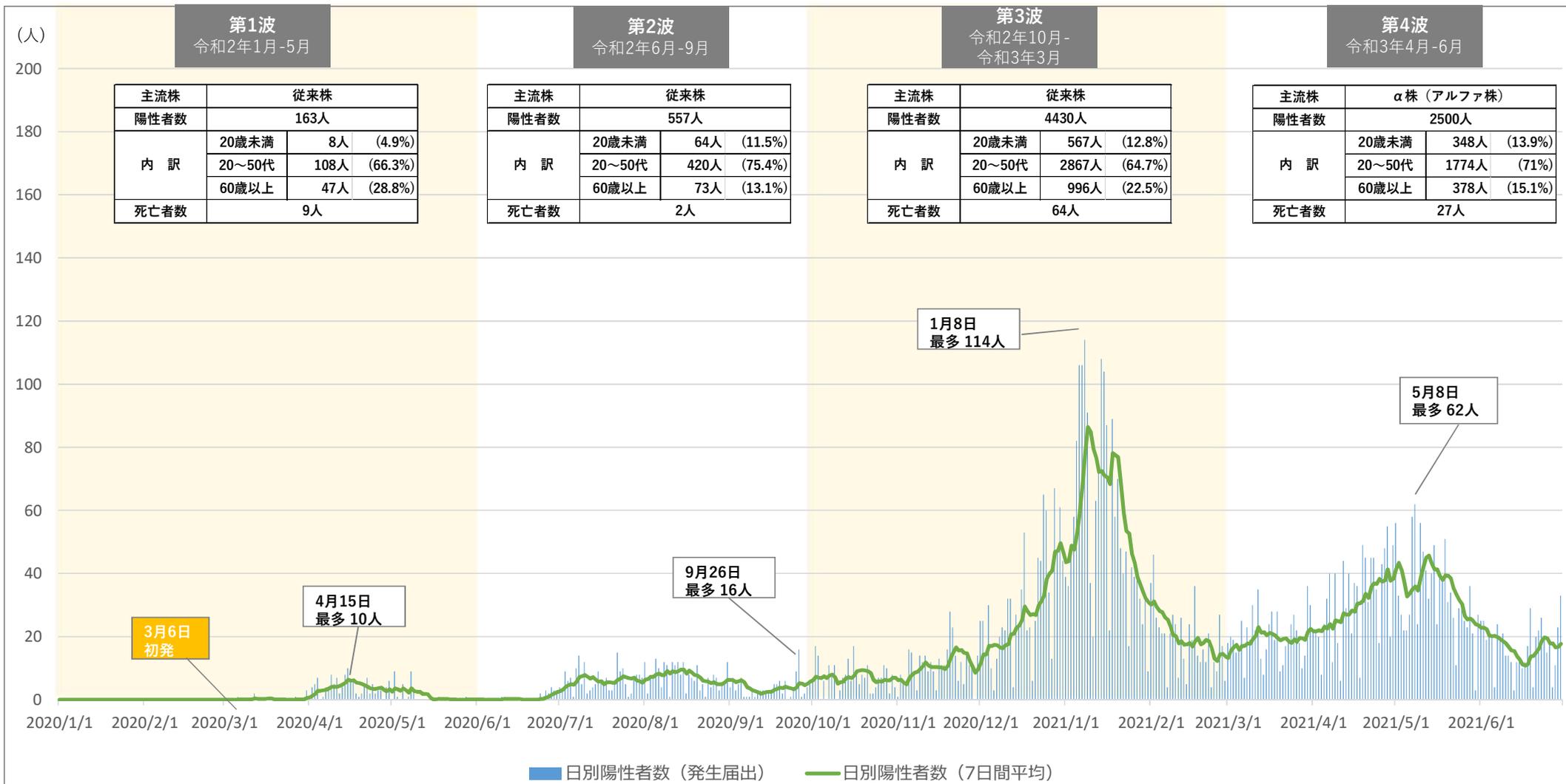
令和5年5月8日時点



※判明日で集計 32

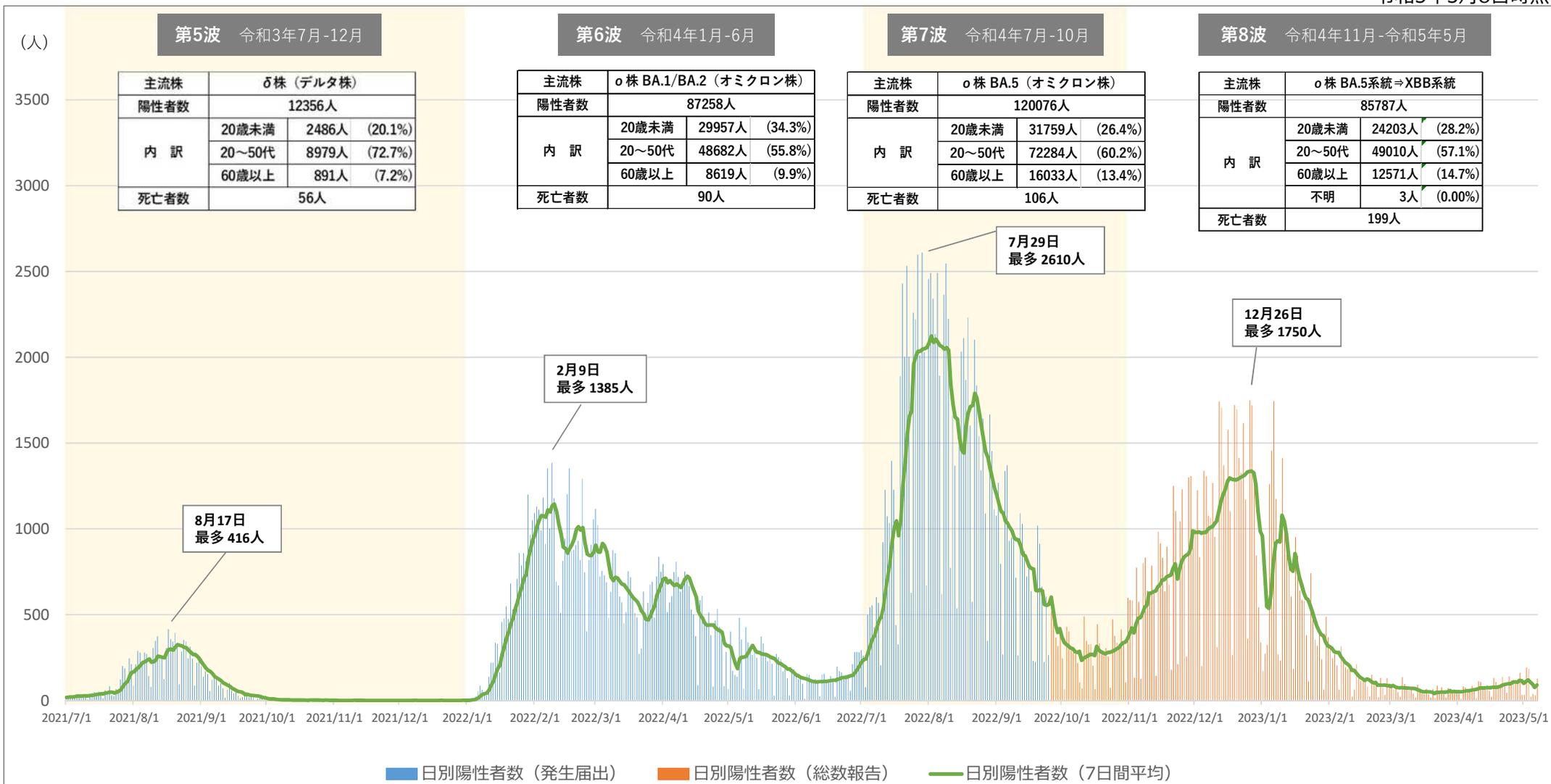
日別新規陽性者数の推移【第1波-第4波】

令和5年5月8日時点



日別新規陽性者数の推移【第5波-第8波】

令和5年5月8日時点



第5波 令和3年7月-12月

主流株	δ株（デルタ株）		
陽性者数	12356人		
内 訳	20歳未満	2486人	(20.1%)
	20～50代	8979人	(72.7%)
	60歳以上	891人	(7.2%)
死亡者数	56人		

第6波 令和4年1月-6月

主流株	ο株 BA.1/BA.2（オミクロン株）		
陽性者数	87258人		
内 訳	20歳未満	29957人	(34.3%)
	20～50代	48682人	(55.8%)
	60歳以上	8619人	(9.9%)
死亡者数	90人		

第7波 令和4年7月-10月

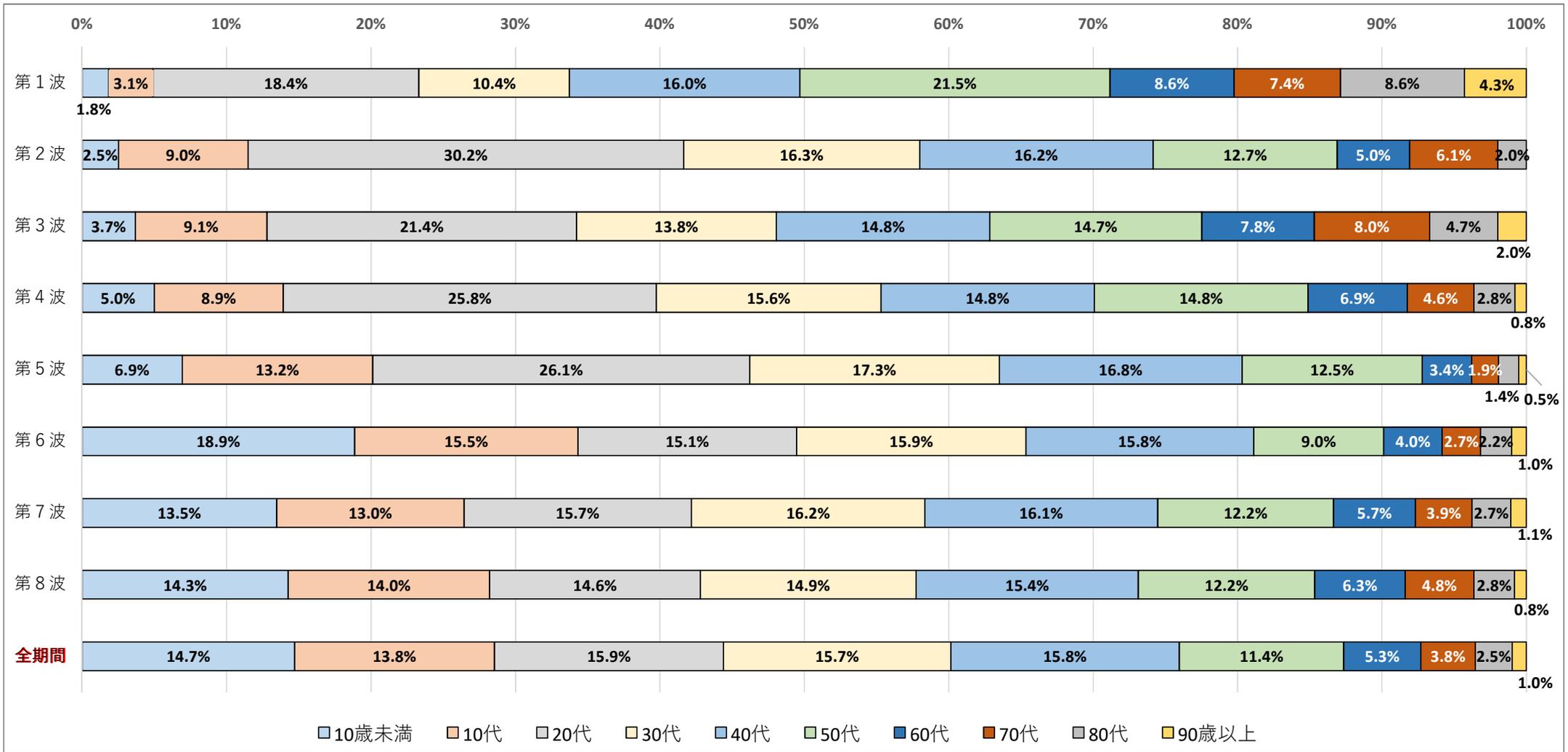
主流株	ο株 BA.5（オミクロン株）		
陽性者数	120076人		
内 訳	20歳未満	31759人	(26.4%)
	20～50代	72284人	(60.2%)
	60歳以上	16033人	(13.4%)
死亡者数	106人		

第8波 令和4年11月-令和5年5月

主流株	ο株 BA.5系統⇒XBB系統		
陽性者数	85787人		
内 訳	20歳未満	24203人	(28.2%)
	20～50代	49010人	(57.1%)
	60歳以上	12571人	(14.7%)
	不明	3人	(0.00%)
死亡者数	199人		

新規陽性者数の年代別割合（波別）

令和5年5月8日時点



※陽性者数については、令和4年9月25日までは市内医療機関からの発生届出数、令和4年9月26日以降は市内医療機関からの総数報告により集計

新規陽性者数の波別比較

令和5年5月8日時点

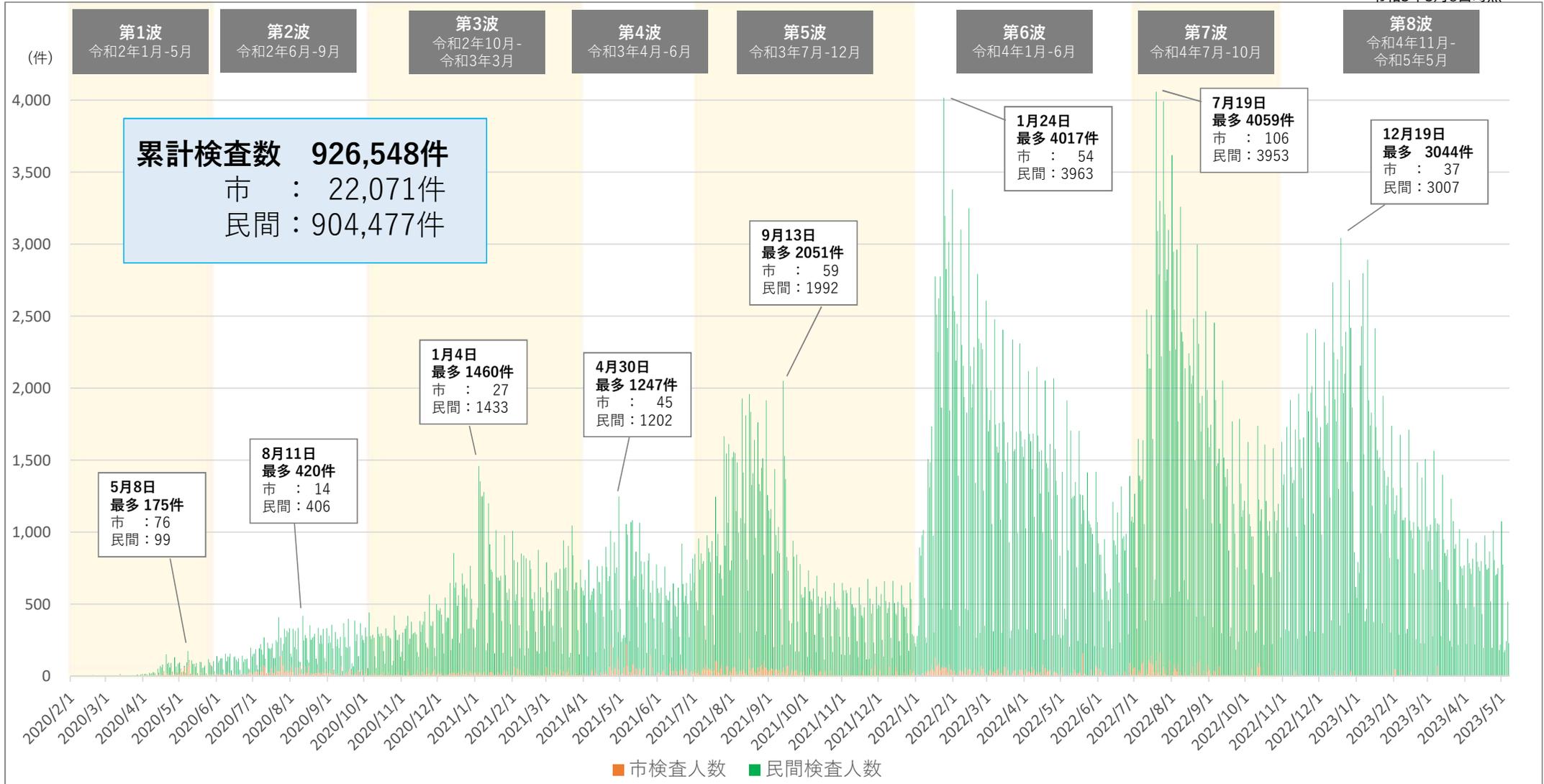
期 間	主流株	陽性者数	年代別陽性者数				最大陽性者数/1日	死亡者数
			20歳未満	20-50代	60歳以上	不明		
第1波	R2.1.1-R2.5.31	従来株	163 (4.9%)	108 (66.3%)	47 (28.8%)	0 (0.0%)	10 (R2.4.15)	9
第2波	R2.6.1-R2.9.30	従来株	557 11.5%	420 75.4%	73 13.1%	0 0.0%	16 (R2.9.26)	2
第3波	R2.10.1-R3.3.31	従来株	4,430 (12.8%)	2,867 (64.7%)	996 (22.5%)	0 (0.0%)	114 (R3.1.8)	64
第4波	R3.4.1-R3.6.30	α株 (アルファ株)	2,500 (13.9%)	1,774 (71.0%)	378 (15.1%)	0 (0.0%)	62 (R3.5.8)	27
第5波	R3.7.1-R3.12.31	δ株 (デルタ株)	12,356 (20.1%)	8,979 (72.7%)	891 (7.2%)	0 (0.0%)	416 (R3.8.17)	56
第6波	R4.1.1-R4.6.30	ο株 BA.1/BA.2 (オミクロン株)	87,258 (34.3%)	48,682 (55.8%)	8,619 (9.9%)	0 (0.0%)	1,385 (R4.2.9)	90
第7波	R4.7.1-R4.10.31	ο株 BA.5	120,076 (26.4%)	72,284 (60.2%)	16,033 (13.4%)	0 (0.0%)	2,610 (R4.7.29)	106
第8波	R4.11.1-R5.5.7	ο株 BA.5系統 (BA.5等) ⇒ ο株 XBB系統 (XBB1.5等)	85,787 (28.2%)	49,010 (57.1%)	12,571 (14.7%)	3 (0.0%)	1,750 (R4.12.26)	199
全期間	R2.1.1-R5.5.7	—	313,127 (28.5%)	184,124 (58.8%)	39,608 (12.6%)	3 (0.0%)	2,610 (R4.7.29)	553

※陽性者数については、令和4年9月25日までは市内医療機関からの発生届出数、令和4年9月26日以降は市内医療機関からの総数報告による
 ※死亡者数については、市内居住者による集計

検査・ゲノム解析について

検査数の推移

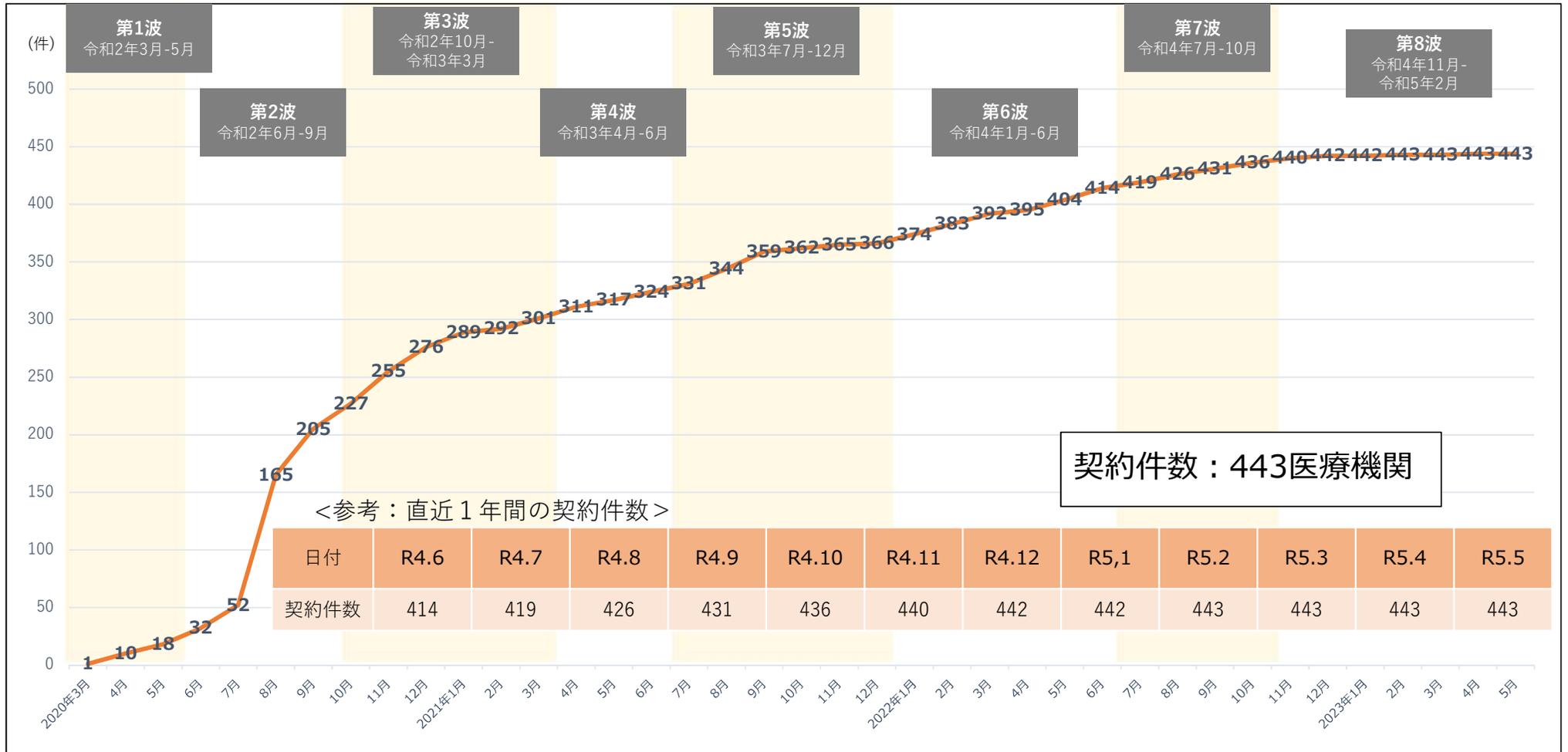
令和5年5月8日時点



※検査数には陰性確認による検査は含まない

帰国者・接触者外来に準じた医療機関との契約の推移

令和5年5月8日時点



本グラフは、本市が契約を開始した令和2年3月の実績より計上。

※帰国者・接触者外来に準じた医療機関：感染症法第15条に基づく調査に関する委託契約を締結した医療機関（ただし帰国者・接触者外来及び地域外来・検査センターを除く）

ゲノム解析の実績(健康科学研究センター)

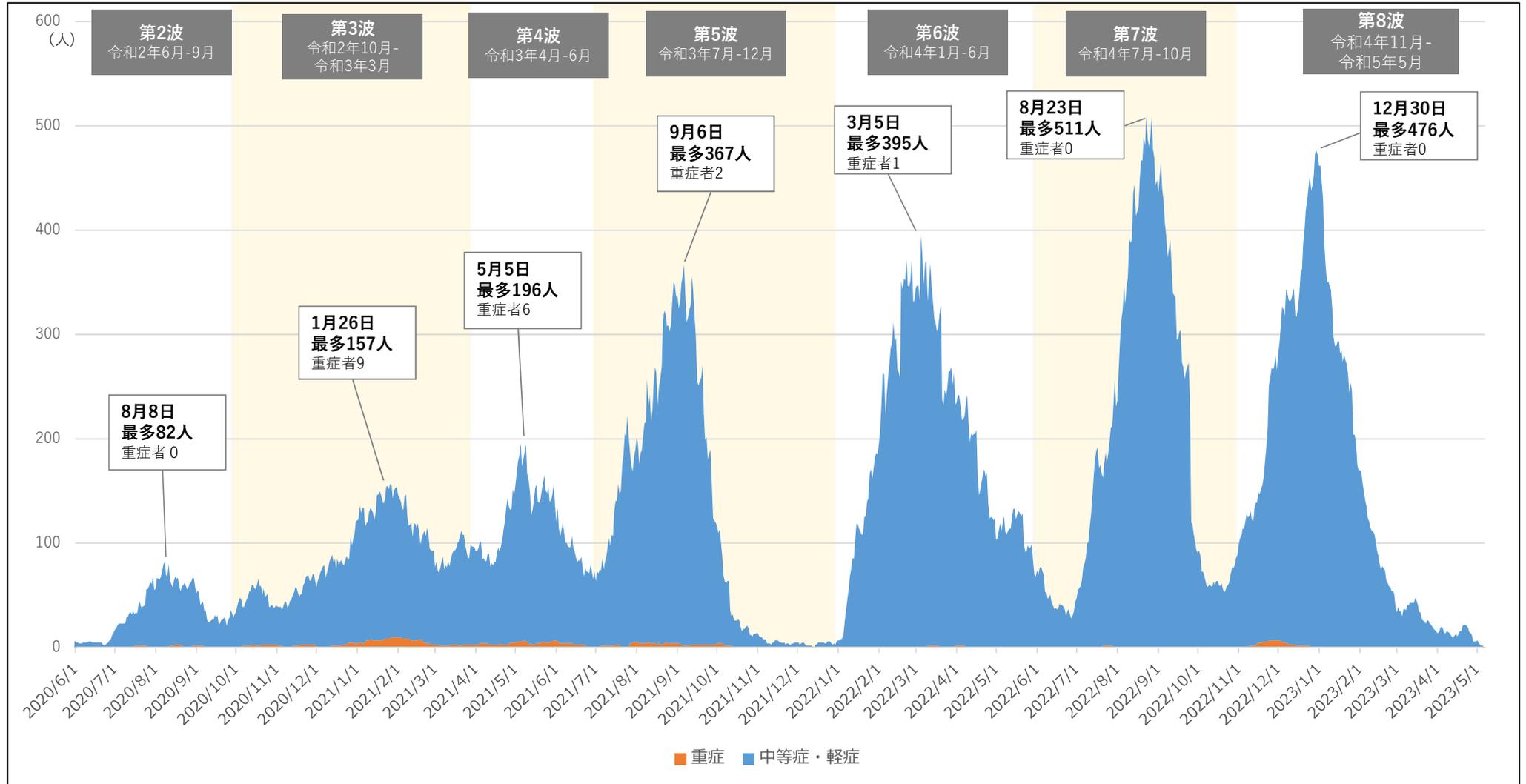
令和5年5月8日時点

検体採取年月	令和3年							令和4年												令和5年					合計
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
アルファ株	3	8																							11
デルタ株		14	50	16	1		2	8																	91
オミクロン株	BA.1							148	55																203
	BA.1.1							3	16	22	2														43
	BA.1.1.2								3																3
	BA.2								4	10	6			3											23
	BA.2.3										2														2
	BA.2.3.1										1		6	1											8
	BA.2.10											7	11		1										19
	BA.2.24												2	2	3										7
	BA.2.29												2												2
	BA.5.1															2									2
	BA.5.2														8	4	1	3			8				24
	BA.5.2.1														5	7	1		1						14
	BF.4																1								1
	BF.5															2	1		1						4
	BM.2																						1		1
	BQ.1																						1		1
	BQ.1.1																			2		2	4		8
XBB.1.9																							1	1	
合計	3	22	50	16	1	0	2	159	78	33	17	21	3	20	16	3	3	2	2	8	4	4	1	0	468

入院者数について

症状別の入院患者数の推移

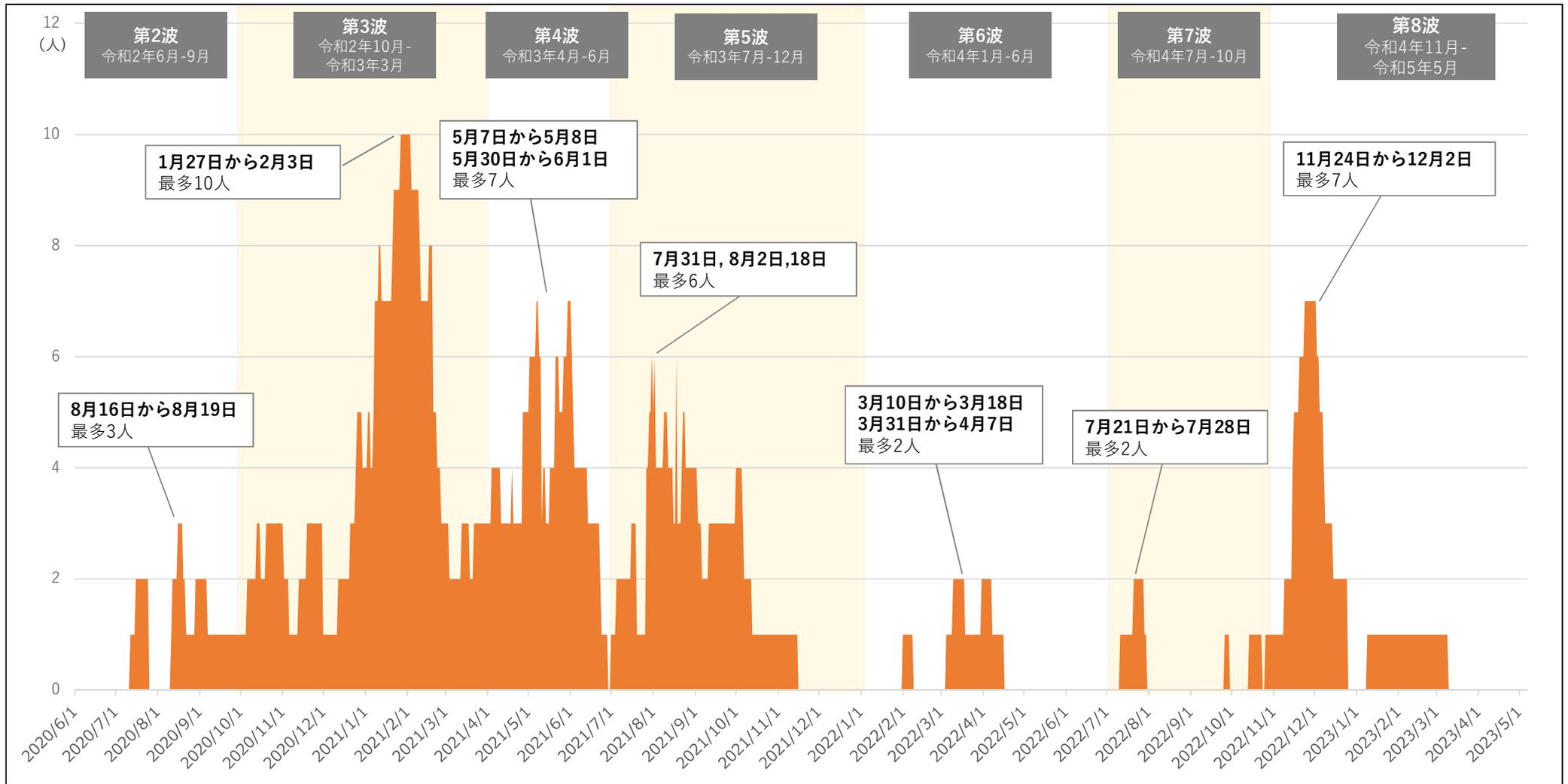
令和5年5月8日時点



※本グラフは、保健所で把握している入院患者数より計上。

入院患者のうち重症者の推移

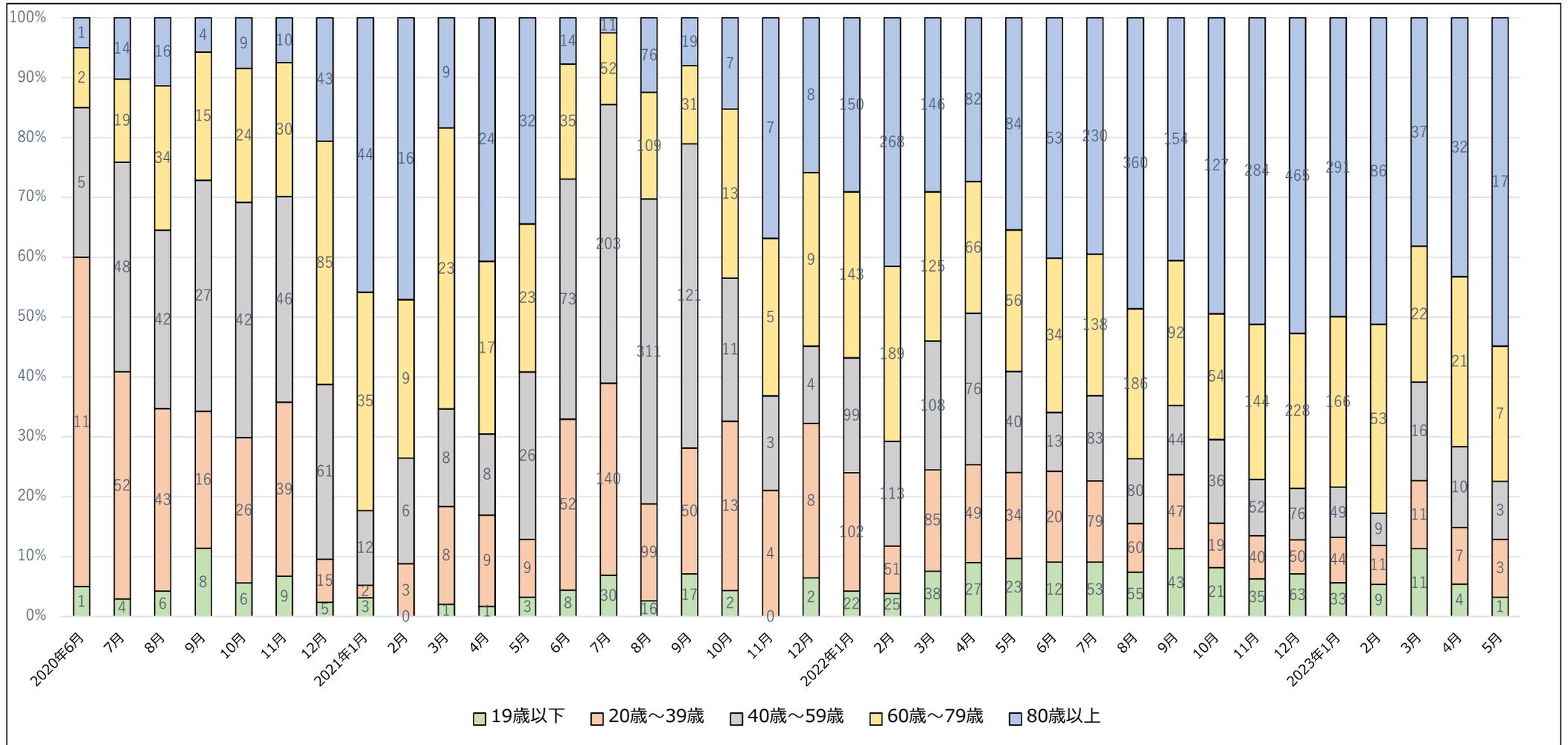
令和5年5月8日時点



※本グラフは、保健所で把握している入院患者数より計上。

年齢階層別入院者割合の推移

令和5年5月8日時点

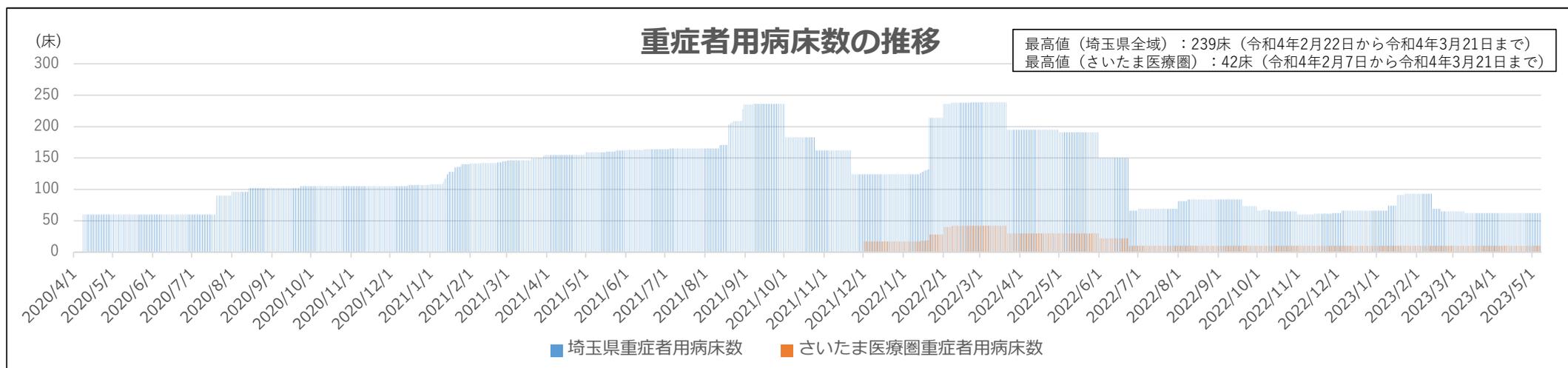
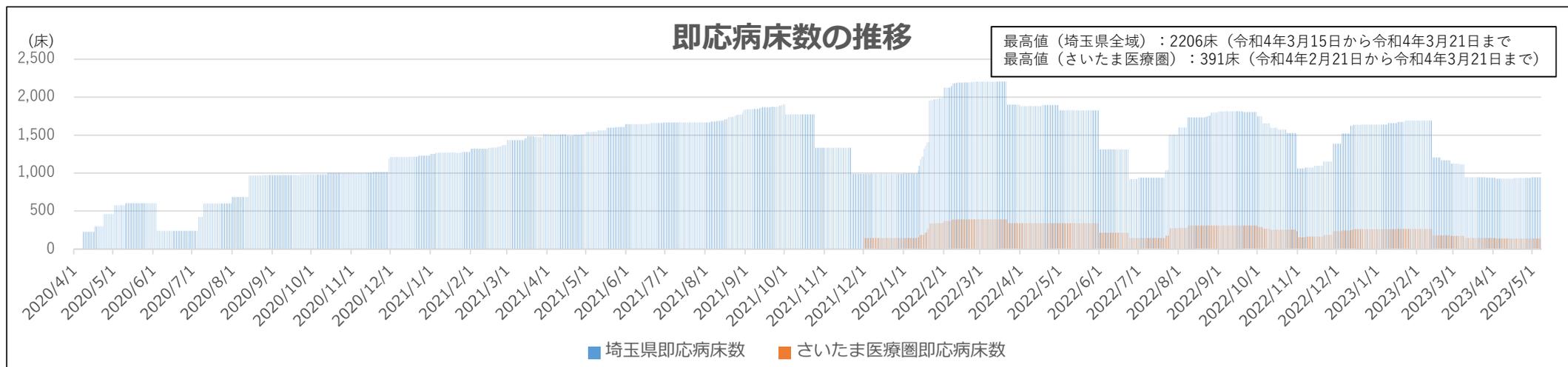


HER-SYSで入力されている「年齢区分」「入院日」を基に計上。
 ※本グラフは、HER-SYSの運用が開始された令和2年5月末の実績より計上。

確保病床数・病床使用率について

即応病床数の推移

令和5年5月8日時点

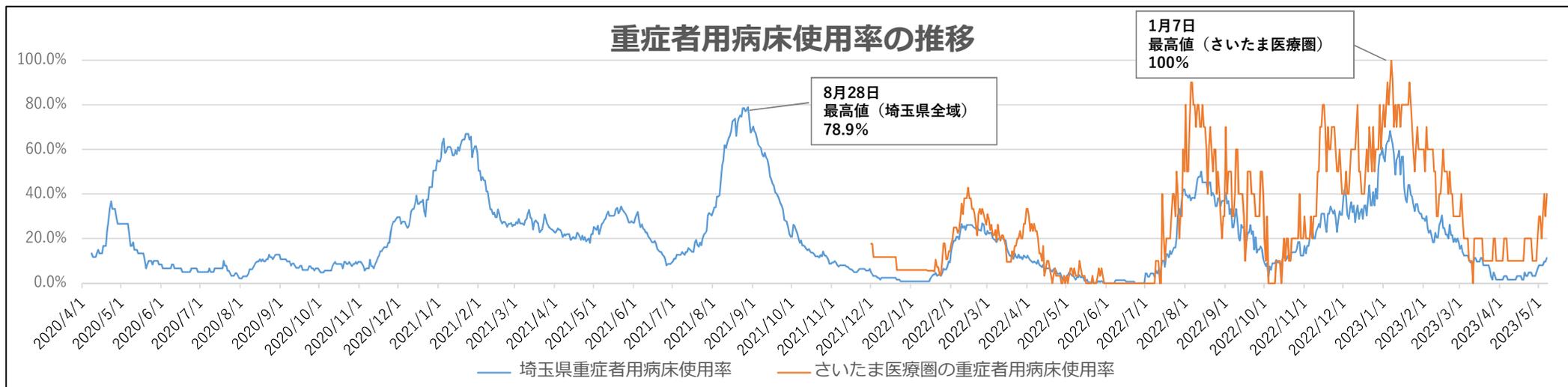


即応病床数については、埼玉県が把握している数値を計上。

※さいたま医療圏の病床数については、国が病床の確保の「見える化」の更なる向上として、公表を開始した令和3年12月1日の実績より計上。46

病床使用率の推移

令和5年5月8日時点



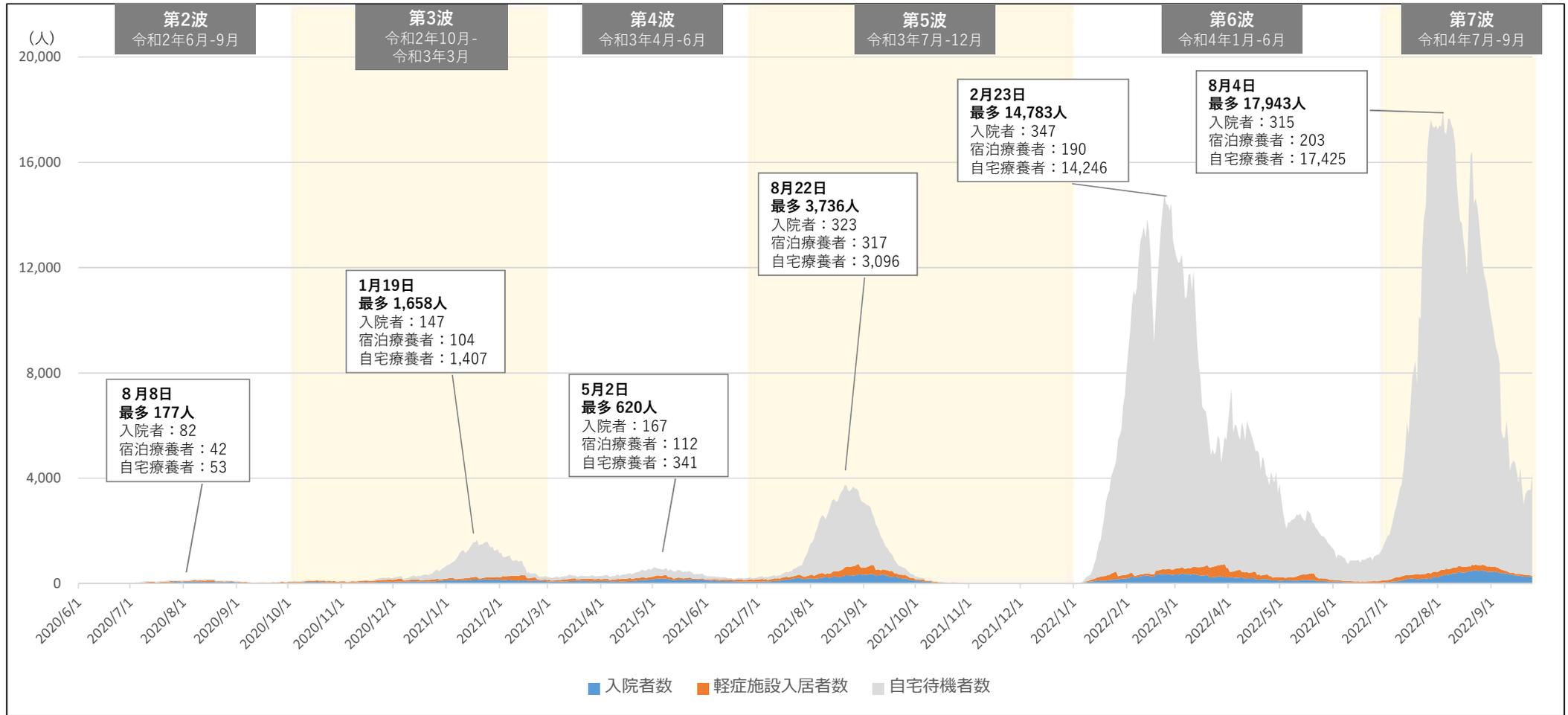
使用率については、MCSで入力されている入院者数を埼玉県が把握している即応病床数で除した数値を計上。

※さいたま医療圏の病床使用率については、国が使用率の「見える化」の更なる向上として、公表を開始した令和3年12月1日の実績より計上。

療養状況について

療養者数の推移

令和5年5月8日時点



HER-SYSで入力されているデータを基に計上。

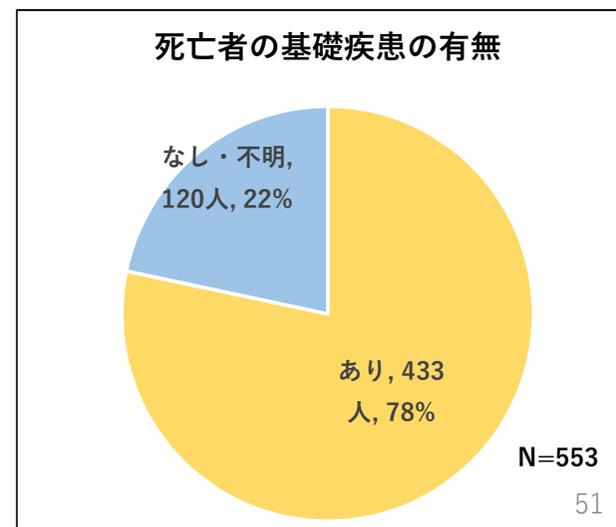
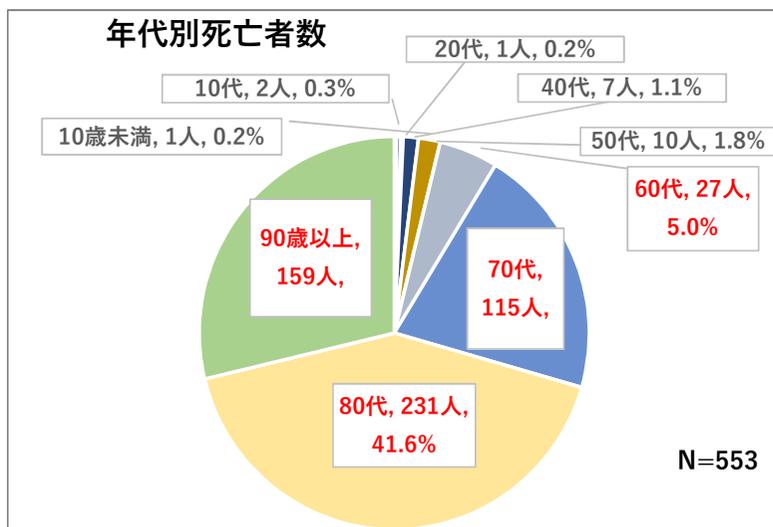
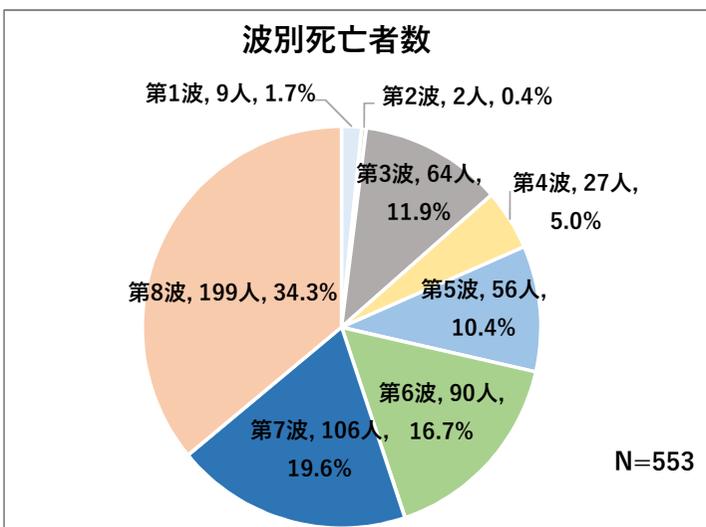
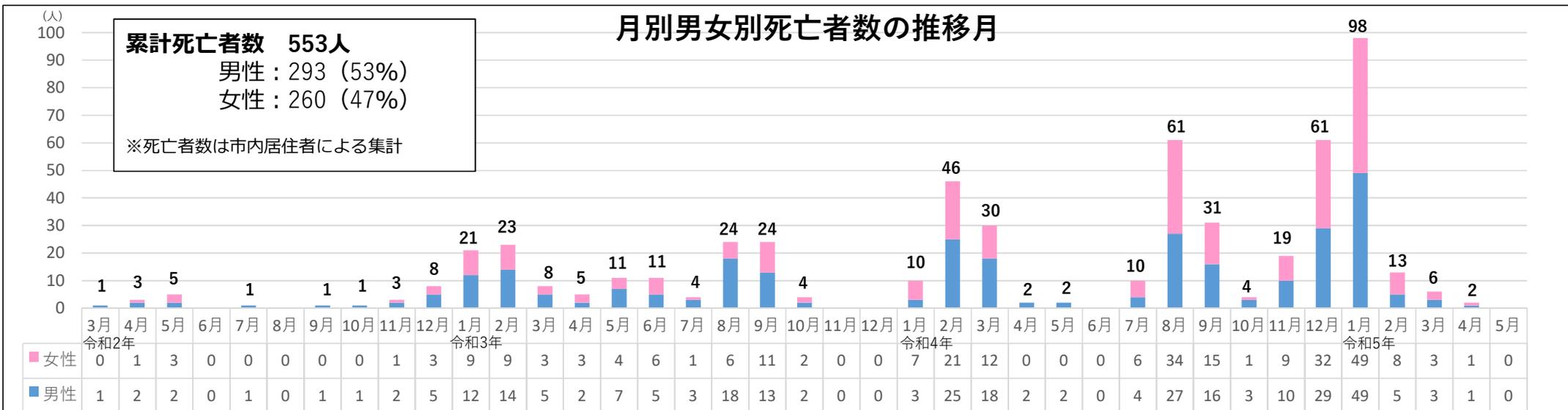
※本グラフは、HER-SYSの運用が開始された令和元年5月末の実績より計上。

※全数届出把握の見直しに伴い、発生届出対象以外の患者は自主療養となっていることから、全数把握を実施していた令和4年9月25日までの実績を計上。

死亡者数について

死亡者（市内居住者）の状況①

令和5年5月8日時点



死亡者（市内居住者）の状況②

令和5年5月8日時点

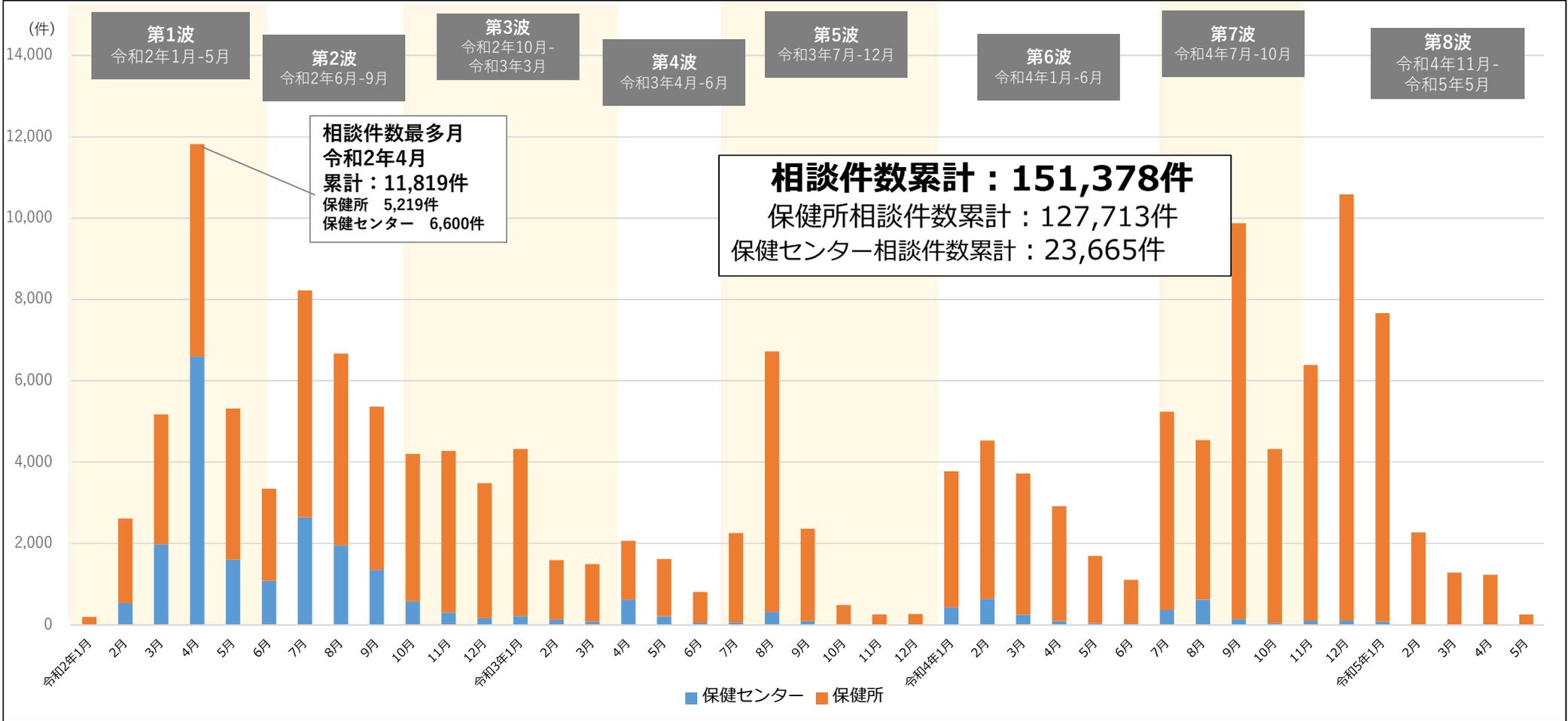
	致死率 (死亡者数/ 累積陽性者)	死亡者数	陽性者数	致死率（各期間の死亡者数／各期間の陽性者）																
				令和2年1/1~5/31		令和2年6/1~9/30		令和2年10/1~令和3年3/31		令和3年4/1~6/30		令和3年7/1~12/31			令和4年1/1~6/30		令和4年7/1~10/31		令和4年11/1~23年5/7	
				第1波		第2波		第3波		第4波		第5波			第6波		第7波		第8波	
10歳未満	0.002%	1人	48680人	-	(0/3)	-	(0/14)	-	(0/172)	-	(0/132)	-	(0/949)	-	(0/17993)	0.01%	(1/18003)	-	(0/11414)	10歳未満
10代	0.004%	2人	47686人	-	(0/5)	-	(0/52)	-	(0/430)	-	(0/236)	-	(0/1762)	0.01%	(1/14693)	0.01%	(1/17252)	-	(0/13256)	10代
20代	0.002%	1人	58152人	-	(0/34)	-	(0/210)	-	(0/1163)	0.13%	(1/754)	-	(0/3634)	-	(0/15375)	-	(0/21600)	-	(0/15382)	20代
30代	-	0人	58828人	-	(0/19)	-	(0/123)	-	(0/713)	-	(0/455)	-	(0/2345)	-	(0/16093)	-	(0/22147)	-	(0/16933)	30代
40代	0.012%	7人	58369人	-	(0/26)	-	(0/104)	-	(0/751)	-	(0/416)	0.09%	(2/2304)	-	(0/15623)	0.01%	(2/21822)	0.02%	(3/17323)	40代
50代	0.024%	10人	42521人	2.56%	(1/39)	-	(0/90)	-	(0/740)	0.48%	(2/416)	0.36%	(6/1685)	-	(0/8813)	-	(0/16403)	0.01%	(1/14335)	50代
60代	0.14%	27人	19741人	11.76%	(2/17)	2.78%	(1/36)	1.65%	(6/364)	0.57%	(1/176)	1.32%	(6/456)	0.05%	(2/3866)	0.03%	(2/7501)	0.10%	(7/7325)	60代
70代	0.82%	115人	13970人	10.00%	(1/10)	-	(0/38)	4.57%	(17/372)	6.78%	(8/118)	7.38%	(18/244)	0.63%	(15/2374)	0.47%	(23/4920)	0.56%	(33/5894)	70代
80代	2.31%	231人	9984人	26.67%	(4/15)	8.33%	(1/12)	11.32%	(24/212)	11.39%	(9/79)	11.32%	(18/159)	2.73%	(47/1722)	1.22%	(39/3200)	1.94%	(89/4585)	80代
90歳以上	3.77%	159人	4216人	14.29%	(1/7)	-	(0/0)	19.10%	(17/89)	33.33%	(6/18)	9.52%	(6/63)	3.27%	(25/765)	2.95%	(38/1286)	3.32%	(66/1988)	90歳以上
合計	0.15%	553人	362147人	5.14%	(9/175)	0.29%	(2/679)	0.69%	(64/5006)	0.96%	(27/2800)	0.41%	(56/13601)	0.09%	(90/97317)	0.08%	(106/134134)	0.18%	(199/108435)	合計

※陽性者数については、令和4年9月25日までは市内在住者、令和4年9月26日以降はHER-SYS登録者数を使用

相談件数について

相談件数の推移

令和5年5月8日時点



※令和2年1月は、統計を開始した24日から計上。

※R4年8月まではHP公表数である。保健所の件数は保健総務課の相談数のみ計上。

※令和4年9月以降の保健所の件数は、保健総務課と疾病予防対策課の相談数を計上。

高齢者施設・障害者施設等に対する調査・検査について

施設調査の実施数

<令和3年度>

令和5年5月8日時点

	医療機関	高齢者施設	障害者施設	学校・保育園・塾等	その他	合計
10月	7	3	0	21	9	40
11月	8	4	0	11	4	27
12月	2	1	0	8	6	17
1月	62	65	36	233	27	423
2月	45	243	155	—	4	447
3月	43	205	147	—	7	402
合計	167	521	338	273	57	1,356

<令和4年度>

	医療機関	高齢者施設	障害者施設	学校・保育園・塾等	その他	合計
4月	23	196	108	—	8	335
5月	26	108	51	2	2	189
6月	4	77	24	2	0	107
7月	19	373	148	—	5	545
8月	16	713	220	—	1	950
9月	9	235	83	—	4	331
10月	2	83	16	—	0	101
11月	14	292	40	—	0	346
12月	14	633	50	—	2	699
1月	6	524	17	—	0	547
2月	1	102	7	—	0	110
3月	0	26	2	—	0	28
合計	134	3,362	766	4	22	4,288

<令和5年度>

	医療機関	高齢者施設	障害者施設	学校・保育園・塾等	その他	合計
4月	0	40	0	—	0	40
～5月7日	1	15	3	—	0	19
合計	1	55	3	0	0	59

令和4年1月

埼玉県より、医療機関・高齢者施設・障害者施設を重点的に調査する旨の指針が示された。

それ以外の施設においては、各施設での調査と本庁主管課との協議により対応することとなったが、状況に応じて保健所が調査に対応した。

令和4年9月

入所および感染拡大が想定される通所等施設（陽性・体調不良者5名以上発生）に調査を重点化した。

※本市が調査を実施した数のうち、記録がある件数を計上。

※報道において、「クラスター」として公表した件数とは異なる。

保健所による検査を実施した施設数・検査数・陽性者数

令和5年5月8日時点

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
		4月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～5月7日	
施設数	医療機関	7	6	0	0	13
	福祉施設	16	184	174	1	375
	学校・保育園・塾等	8	480	0	0	488
	その他	17	272	16	0	305
	合計	48	942	190	1	1,181
検査数	医療機関	0	68	0	0	68
	福祉施設	469	4,866	4,636	66	10,037
	学校・保育園・塾等	307	14,703	0	0	15,010
	その他	181	1,455	217	0	1,853
	合計	957	21,092	4,853	66	26,968
陽性者数	医療機関	0	32	0	0	32
	福祉施設	73	358	334	0	765
	学校・保育園・塾等	17	451	0	0	468
	その他	54	25	16	0	95
	合計	144	866	350	0	1,360

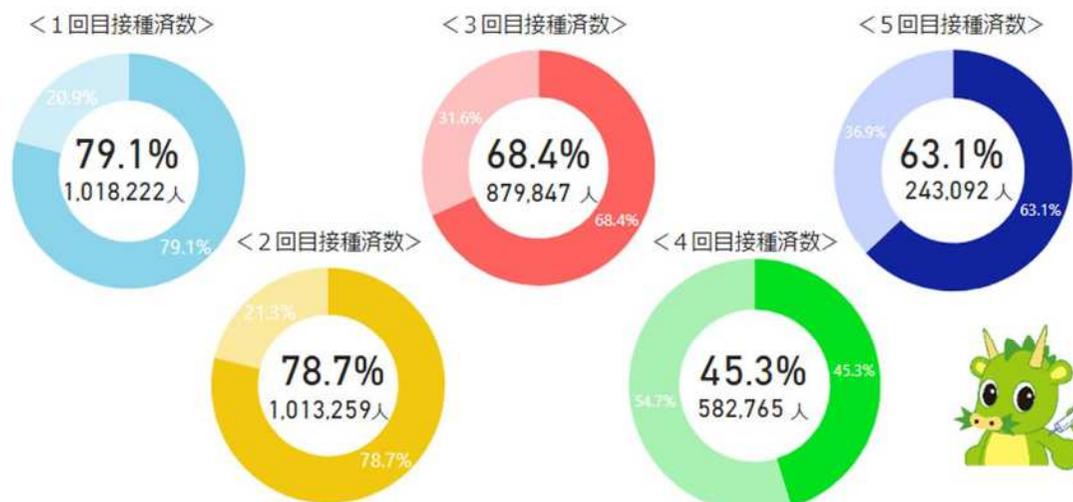
※本市が検査を実施した数のうち、記録がある件数を計上

※令和4年度途中から、各福祉施設に対する抗原検査キットの配布事業を開始したことにより、各施設による自主検査が中心となった。

新型コロナウイルスワクチン接種について

新型コロナウイルスワクチンの接種実績

令和5年5月8日時点

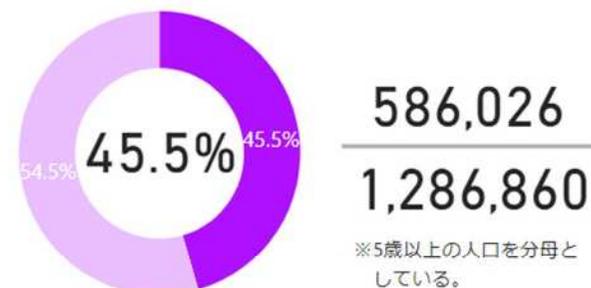


年齢区分	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
80歳以上	92.8%	92.6%	91.2%	86.1%	72.4%
70代	93.3%	93.1%	91.4%	85.6%	70.5%
60代	91.3%	91.1%	87.7%	75.7%	48.4%
50代	88.2%	88.0%	79.4%	52.1%	
40代	84.5%	84.1%	68.8%	35.8%	
30代	74.0%	73.7%	59.2%	24.4%	
20代	66.3%	65.7%	51.9%	18.2%	
12-19歳	74.4%	73.5%	50.8%	19.5%	
5-11歳	21.5%	20.5%	9.1%	1.7%	
合計	79.1%	78.7%	68.4%	45.3%	63.1%

※ 1~4回目は5歳以上(1,286,860人)、5回目は60歳以上(385,539人)の人口を分母としている。

(参考) 乳幼児(生後6か月-4歳)の接種率		
< 1回目 >	< 2回目 >	< 3回目 >
5.5%	5.0%	3.0%

オミクロン株対応ワクチンの接種状況



※5歳以上の人口を分母としている。

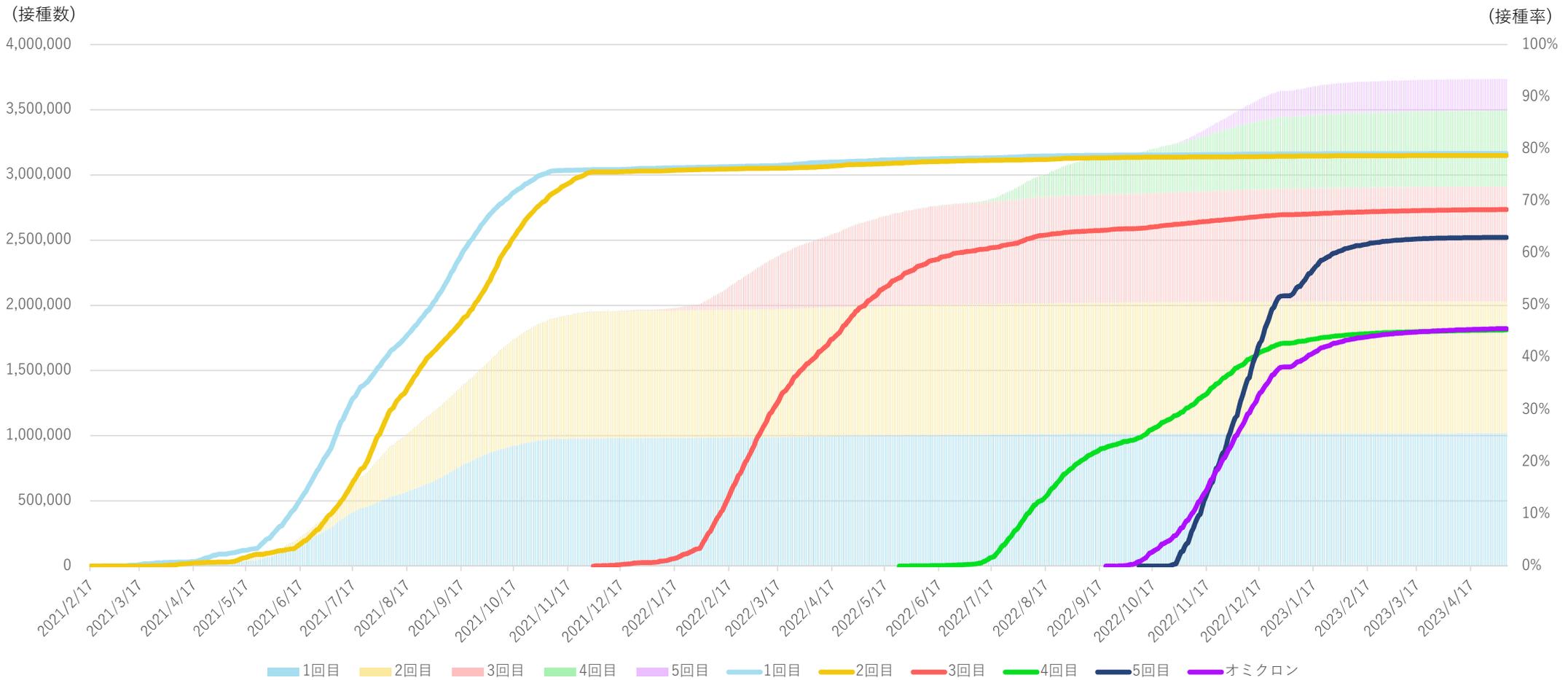
年齢区分	オミクロン	行政区	オミクロン
80歳以上	79.8%	西区	46.4%
70代	79.5%	北区	45.8%
60代	69.7%	大宮区	44.7%
50代	52.4%	見沼区	46.5%
40代	37.7%	中央区	46.2%
30代	27.6%	桜区	45.3%
20代	23.2%	浦和区	45.6%
12-19歳	29.0%	南区	43.9%
5-11歳	2.3%	緑区	43.5%
合計	45.5%	岩槻区	48.8%
		合計	45.5%

※従来型ワクチンを2回以上接種された方は、年齢や基礎疾患の有無等に関わらず、オミクロン株対応ワクチンを1回接種することができます。詳しくは、「[オミクロン株対応ワクチン接種の概要](#)」をご覧ください。

※接種後の転出等は含まない

新型コロナウイルスワクチンの接種実績 (折れ線グラフ：接種率、棒グラフ：接種数)

令和5年5月8日時点



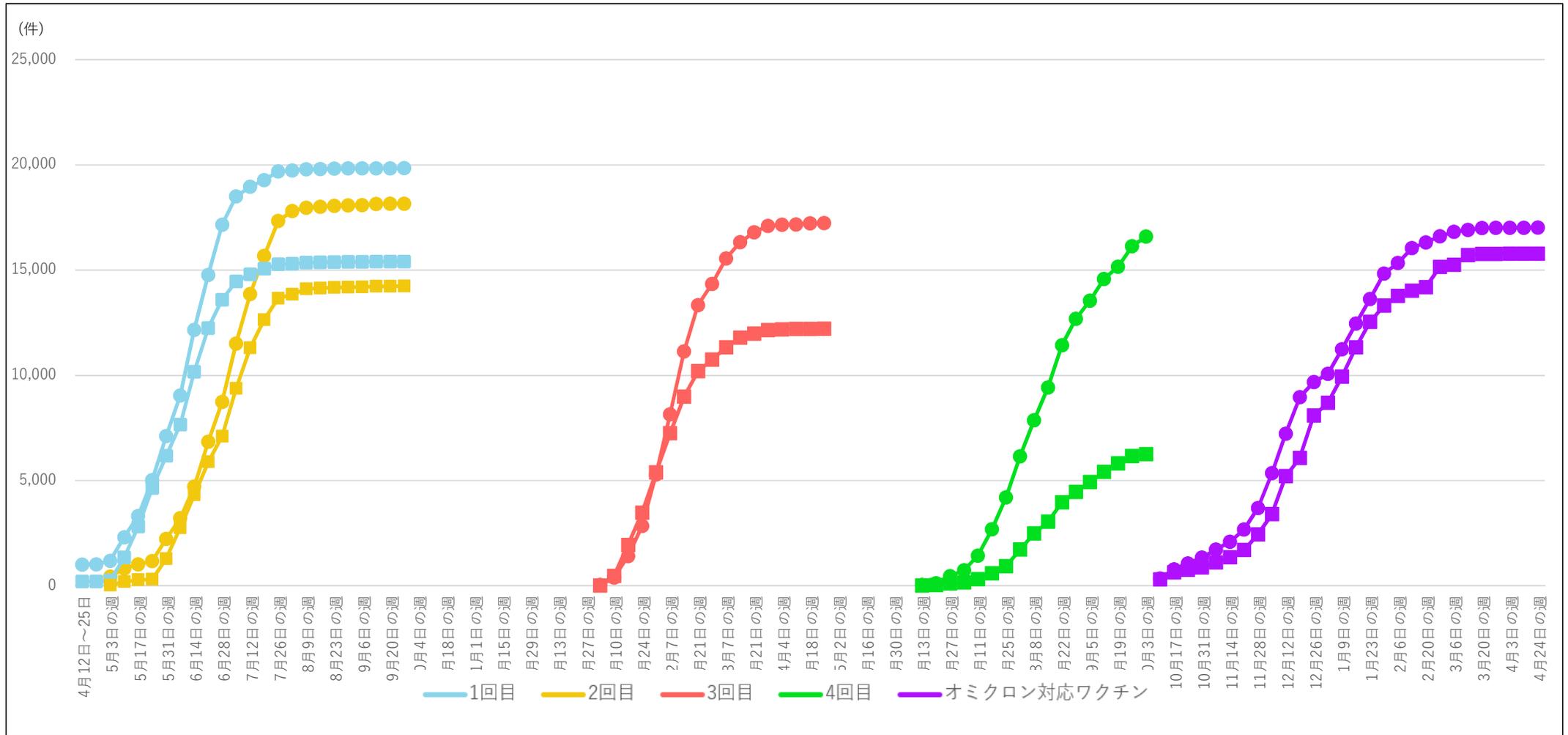
ワクチン接種記録システム(VRS)のデータを基に計上

※接種後の転出等は含まない。

※1~4回目及びオミクロン株対応ワクチンは5歳以上、5回目は60歳以上の人口を分母にしている。 60

高齢者施設におけるワクチンの接種実績 (● : 入所者、■ : 従事者)

令和5年5月8日時点



本市が把握している数値を計上。
 ※各接種回数の調査期間以後の接種数は不明。 61

集団接種会場におけるワクチンの接種実績

区役所集団接種会場	
西 区	4,073
北 区	4,146
大宮区	4,103
見沼区	4,221
中央区	4,001
桜 区	4,032
浦和区	3,995
南 区	4,110
緑 区	3,936
岩槻区	4,174
計	40,791

※令和3年6月13日から令和3年9月5日（土日のみ）まで開催

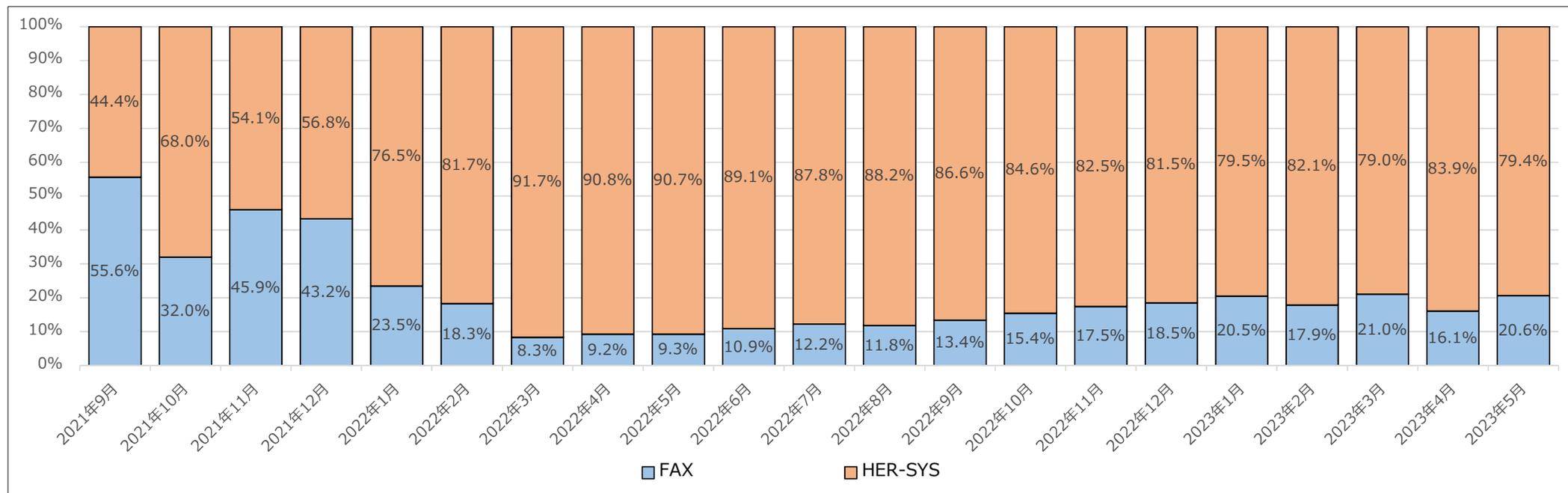
No	行政区	会場名	令和3年度	令和4年度	合計
			接種数	接種数	接種数
1	西	イオン大宮西店	5,803	2,215	8,018
2	北	イオン大宮店	4,763	5,584	10,347
3		産業振興会館	698		698
4		見沼グリーンセンター	670		670
5		ステラモール		11,848	11,848
6	大宮	市営桜木駐車場	167,009	56,794	223,803
7		大宮高島屋	25,063	23,033	48,096
8		ダイエー大宮店(DOM)		5,502	5,502
9		市民会館おおみや		326	326
10		大宮駅西口臨時		866	866
11	見沼	芝浦工業大学大宮キャンパス	3,222		3,222
12		パトリア東大宮店	9,092	2,320	11,412
13	中央	さいたまスーパーアリーナ	71,213	61,644	132,857
14		イオンモール与野		1,404	1,404
15	桜	ダイエー西浦和店	9,031	10,897	19,928
16	浦和	イオン北浦和店	10,220	21,441	31,661
17		浦和競馬場	23,900		23,900
18		浦和コルソ	13,184	7,625	20,809
19		旧市民会館うらわ	17,892	3,263	21,155
20		ロイヤルパインズホテル浦和	730		730
21	南	中浦和駅前	27,421	41,955	69,376
22		文化センター		117	117
23		武蔵浦和コミュニティセンター		955	955
24	緑	イオンモール浦和美園	2,584	2,313	4,897
25		市立高等看護学院	1,825		1,825
26	岩槻	ワッツ東館	9,202	24,858	34,060
合計			403,522	284,960	688,482

月別接種数		
月	令和3年度	令和4年度
	接種数	接種数
4月		29,327
5月		16,071
6月	19,319	10,445
7月	69,847	17,040
8月	47,098	43,242
9月	74,751	9,522
10月	93,075	25,436
11月	21,803	61,204
12月	4,383	53,881
1月	14,366	10,941
2月	51,947	5,399
3月	47,724	2,452
合計	444,313	284,960

HER-SYSの届出状況について

HER-SYSの届出数・割合の推移について

令和5年5月8日時点



届出件数	2021年				2022年												2023年				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
FAX	1,192	39	17	16	3,426	5,632	1,880	1,551	766	490	5,301	7,023	2,778	201	697	1,392	1,075	177	95	101	45
HER-SYS	953	83	20	21	11,165	25,155	20,687	15,278	7,498	4,012	38,143	52,473	17,999	1,102	3,297	6,132	4,171	813	357	528	173
合計	2,145	122	37	37	14,591	30,787	22,567	16,829	8,264	4,502	43,444	59,496	20,777	1,303	3,994	7,524	5,246	990	452	629	218

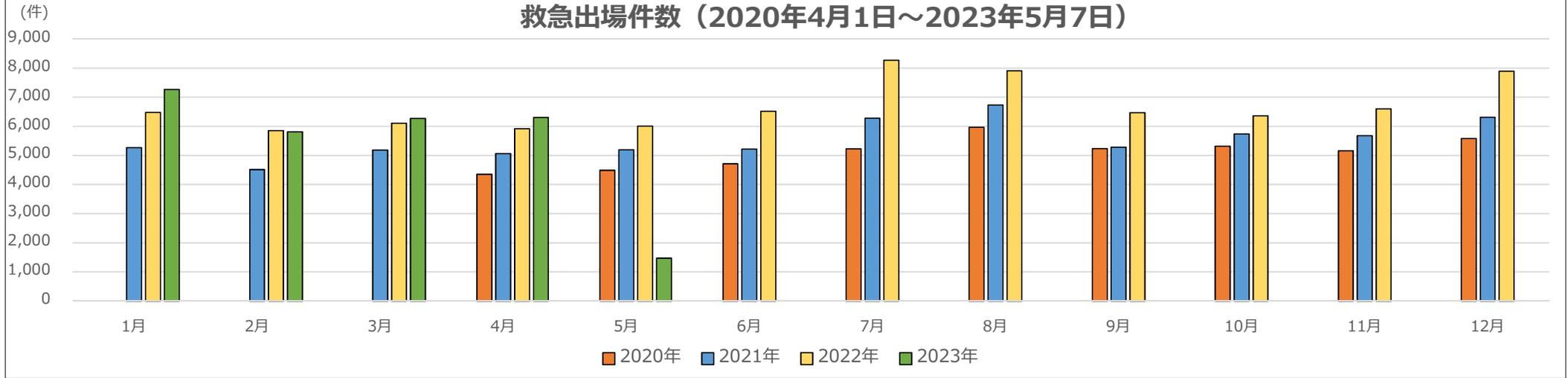
HER-SYSで入力されているデータを基に計上。 64

救急搬送について

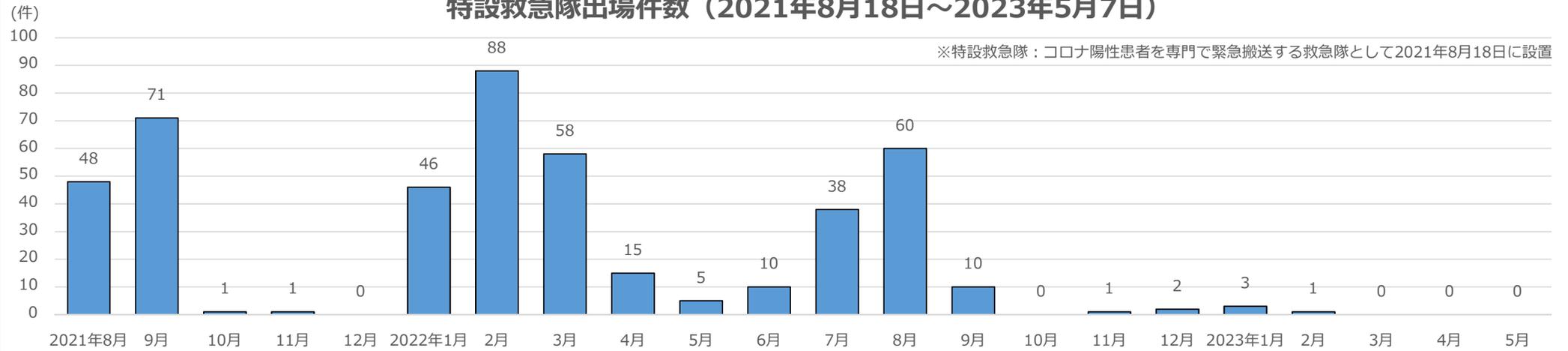
救急出場件数の推移について

令和5年5月8日時点

救急出場件数（2020年4月1日～2023年5月7日）

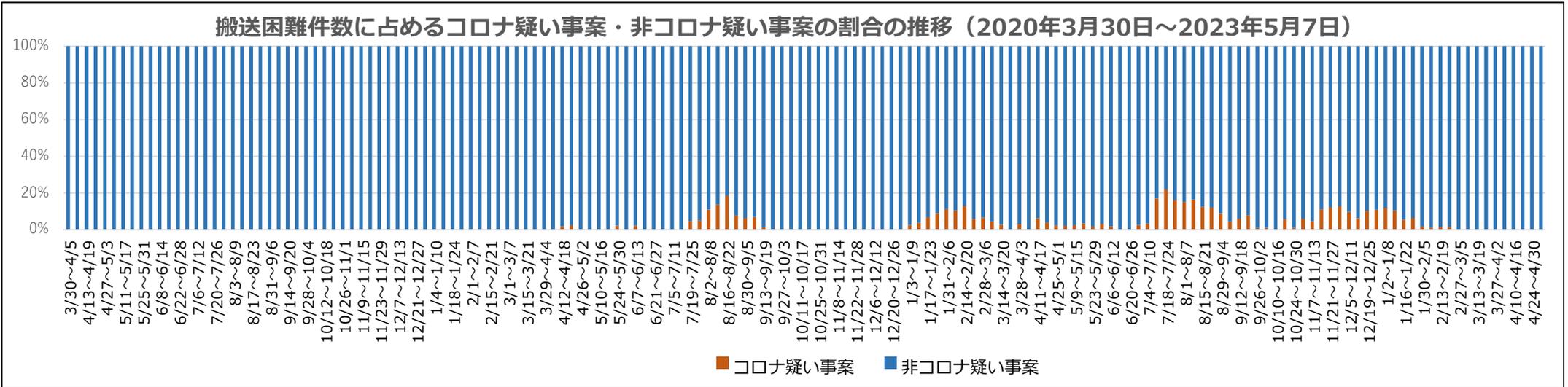
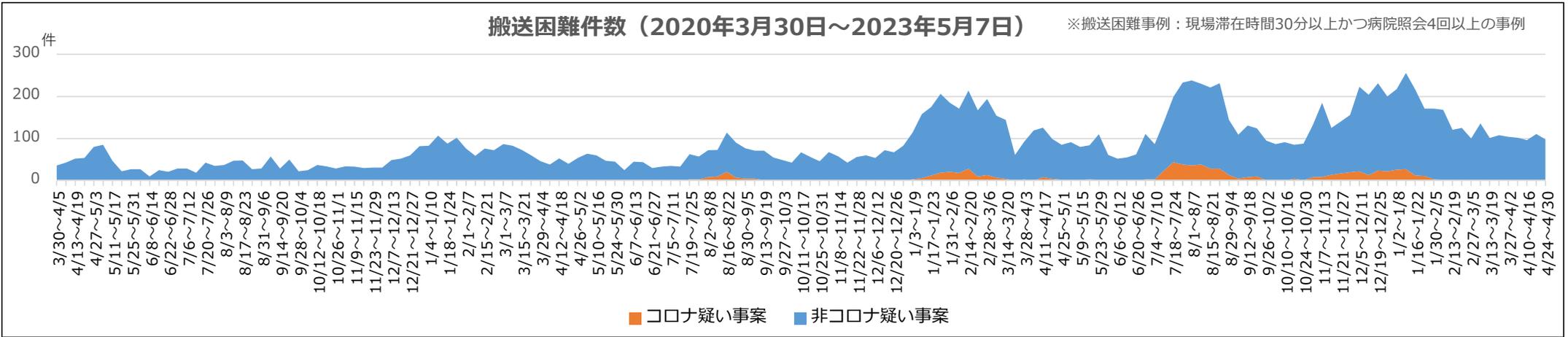


特設救急隊出場件数（2021年8月18日～2023年5月7日）



搬送困難件数の推移について

令和5年5月8日時点



3.主な取組について

(1) 「市対策本部等」に係る主な取組

「市対策本部等」に係る成果と課題

＜主な成果＞

- 本市においては、令和2年2月13日に国内で死者が発生したことに伴い、「さいたま市緊急事態等対処計画」に基づき、2月14日に新型コロナウイルス危機対策本部を設置した。令和5年5月8日に廃止されるまで、全庁的な推進体制のもとこれまで62回の本部員会議を実施し、現状の共有、県の協力要請への対応について決定・指示を行い、感染状況に合わせた対策の実施を実施してきた。
- また、令和2年4月7日、令和3年1月7日、令和3年4月23日の緊急事態宣言後から、各宣言解除までの期間は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく新型インフルエンザ等対策本部を立ち上げ、計21回（内20回は新型コロナウイルス危機対策本部員会議と併催）の対策本部員会議を実施し、法律に基づく県知事の要請事項を踏まえ、本市に必要な対策については、本部において決定してきた。
- 市対策本部の他に、区役所、消防局、水道局においても局区内危機対策本部を立ち上げ、市本部の決定事項や情報の共有・収集・周知、方針の決定等を行った。

＜今後の課題＞

- 感染症に係る対応については、時間的余裕がないことから、国・県からの対応に基づき、本部会議を開催する。そのため、速やかに方針を全庁に伝える必要があるが、会議開催が夜に実施されることもあることから、より速やかに、効率的に対策本部の方針を伝えられるような方法がないか検討する必要がある。
- 感染症の状況によって、会議の運用を都度変更し、対応してきた。特にDXツールを利用することにより、会議の運営が効率的に実施できたことから、今後の対応についても、従前の形にこだわることなく、会議実施方法の検討を行っていく。
- 国や県の動向を注視し、必要に応じて、速やかに対策本部が設置できるよう、全庁に危機管理体制の周知を図っていく。
- また、対策本部の事務分掌については、地域防災計画を準用しているところであるが、感染症の対策については、必ずしも災害対応と一致するものではないため、今回の経験を踏まえ、感染症の対策に基づく事務分掌の作成も検討する。

「市対策本部等」に係る主な取組

【新型コロナウイルス危機対策本部・新型インフルエンザ等対策本部（各本部員会議含む）】

（総務局）

<目的>

・新型コロナウイルス感染症から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安心と安全及び行政に対する信頼の確保を図るとともに、緊急かつ迅速な対応並びに局・区役所等及び関係機関等との総合的な連絡調整を行うため。

<概要>

【新型コロナウイルス危機対策本部】

・さいたま市緊急事態等対応計画に基づき設置、本部長は市長。

【新型インフルエンザ等対策本部 ※】

・国が緊急事態宣言を本市を区域として行った場合に、新型インフルエンザ等対策特別措置法34条及び、さいたま市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき設置、本部長は市長。

※ 新型コロナウイルス危機対策本部と併設で設置

<期間>

【新型コロナウイルス危機対策本部】

令和2年2月14日～令和5年5月8日

【新型インフルエンザ等対策本部】

①令和2年4月7日～令和2年5月26日

②令和3年1月7日～令和3年3月22日

③令和3年4月23日～令和3年9月30日

<実績>

【本部員会議開催回数（併催含む）】

・新型コロナ…62回、インフル…21回

【主な決定事項】

- ・市民利用施設の休止
- ・市主催、共催イベントの中止・延期
- ・保健所の体制強化 等



<取組で生じた課題及び対応>

・新型コロナウイルス感染防止のため、1カ所に集まって会議を開催することが困難であった。
→災害対策室、オペレーションルーム、各区役所に分かれてテレビ会議システム等を活用しながら開催した。

「市対策本部等」に係る主な取組

【消防局新型インフルエンザ等危機警戒本部及び消防局新型インフルエンザ等危機対策本部】

(消防局)

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的とする。本部長は消防局長。

<概要>

さいたま市新型インフルエンザ等危機対策本部及びさいたま市新型コロナウイルス危機対策本部の設置に伴い、消防局新型インフルエンザ等危機警戒本部及び消防局新型インフルエンザ等危機対策本部を設置し、以下の事務を行う。

- ・情報の収集及び分析に関すること
- ・対処方針の決定及び対処方針の周知徹底に関すること
- ・市関係部局及び関係機関等との総合調整に関すること
- ・情報の提供に関すること
- ・その他本部長が必要と認める事項

<期間>

- ・消防局新型インフルエンザ等危機警戒本部：市危機対策本部の設置期間
- ・消防局新型インフルエンザ等危機対策本部：緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき期間

「市対策本部等」に係る主な取組

【さいたま市水道局新型インフルエンザ等対策本部】（水道局）

<目 的>

政府より緊急事態宣言が発令され、「さいたま市新型インフルエンザ等対策本部」が設置されたことに伴い、水道局においても対策本部を設置した。本部長は水道事業管理者。

<概 要>

さいたま市水道局新型インフルエンザ等対策本部の設置および廃止。

期間 令和2年4月8日 ～ 令和2年5月27日
令和3年1月8日 ～ 令和3年3月22日
令和3年4月23日 ～ 令和3年9月30日

対策本部は以下の事務を行う。

- ・ 対応方針の決定及び対策の実施に関すること
- ・ 情報の収集及び分析に関すること
- ・ 関係局・区役所、関係機関等との連絡調整に関すること
- ・ 情報提供に関すること
- ・ その他本部長が必要と認める事項

(2) 「患者支援・保健所体制」に係る主な取組

「患者支援・保健所体制」に係る成果と課題①

「患者支援体制」編

＜主な成果＞

- 令和2年1月（第1波）に、本市において新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置した。令和2年6月（第2波）からは、一般的な相談等について一部委託を開始するとともに、令和2年8月からは医療職の人材派遣職員の活用を開始し、段階的に増員を行った。また、令和2年12月には県受診・相談センターが開設され、保健所職員は積極的疫学調査や健康観察等に注力できる体制となった。
- 令和3年7月（第5波）に、埼玉県において「宿泊・自宅療養者支援センター」や「協力医療機関」の仕組みが出来たことで、それまで保健所が実施していた健康観察のうち、重症化リスクの低い患者等の健康観察の依頼を開始した。第6波以降、県の仕組みが増強されたことで利用が進み、保健所では初回連絡や、重症化リスクのある患者に対する健康観察に重点を置く体制が整備された。
- 令和3年9月（第5波）以降、医療機関からの届出や健康観察についてHER-SYSの活用をさらに促進するとともに、令和4年2月（第6波）以降はSMSを活用した初回連絡を実施する等、ICTを活用することで、保健所業務の事務効率化を行った。
- 令和4年1月（第6波）以降、重症化リスクのある患者への感染拡大防止のため、感染状況に応じ積極的疫学調査を医療機関や高齢者施設等へ重点化し対応した。
- 令和4年7月（第7波）以降、事務職の人材派遣や夜間電話対応について業務委託を開始するとともに、食料品やパルスオキシメーターの発送については、さらなる業務委託を開始し、体制を拡充することで安定的に対応できる体制を確保した。

＜今後の課題＞

- 相談体制については、感染状況に合わせて、順次、電話回線を増線する等の対応をしたが、市民等からは電話が繋がらないとの問い合わせが発生したことから、有事の際はコールセンター等の専門窓口の設置について検討するとともに、他所属や医療機関等のホットラインを確保しておく必要がある。
- 感染拡大に伴い膨大な数の患者に対応する必要が生じることから、対象の重点化や事務の効率化など感染状況（フェーズ）に応じ速やかにシフトチェンジできるよう平時から準備する必要がある。
- 県が整備した「宿泊・自宅療養者支援センター」や「協力医療機関」が非常に大きな役割を果たしたことから、有事の際は、保健所設置市を含む体制整備を県主導で実施していただくよう、平時から協議していく必要がある。
- 第7波より業務委託について積極的に活用したが、新興・再興感染症発生当初から各種施策に業務委託の活用を検討することで、保健所が専門性や緊急性の高い事案に注力出来る体制づくりが求められる。

<主な成果>

- 医師の増員がない中、保健所医師が医学的な立場から一貫して新型コロナウイルス感染症対応の中核的な役割を担い、現場の陣頭指揮に当たった。
- 保健師の動員について、初動では保健所併任の身分である保健センター保健師が電話相談等に対応した。令和2年4月（第1波）以降、順次保健所保健師を増員するとともに、令和2年8月（第2波）からは約200人の全庁保健師によるローテーション体制を始動し、感染状況に合わせて最大25人の保健師を動員するなど、第8波まで体制を維持した。
- 事務職員の動員について、令和3年1月（第3波）より局内や全庁から保健所に動員を開始し、その後は波毎に全庁動員を実施し、最大で130名の動員を行い、保健所全体で257人の体制（第6波）で新型コロナウイルス感染症対応に従事したが、民間の人材派遣や事務のDX化を推進したこと等により、第8波については動員を行わずに対応出来るまでに至った。
- 執務室についても順次、保健所内で工夫しながら拡大をしたが、感染者が急増した第5波・第6波以降は、近隣公共施設等を利用し、執務環境を整備した。

<今後の課題>

- 事前に新興・再興感染症発生時の動員計画が整備されていなかった（第5波時に保健所の動員計画を整備）こともあり、全庁動員が後手になったことで、保健所に業務が集中し、一時、積極的疫学調査が遅延する事態が発生した。
- 今後は予め有事の際の保健所への動員計画を策定し、局内のみでなく、全庁をあげて、流行初期の段階から柔軟に職員の増減ができる体制を平時より整備し、合わせてマネジメントする職員の配置についても検討しておくことが非常に重要である。
- 保健師においては、保健センター等保健師による初動体制の整備や、平時からの実践的な訓練等の人材育成等が重要となる。
- 医師や保健師等の専門職について、特に人員に限りがあることから、平時より採用人数の増員を検討する必要がある。
- 大規模な動員を行う際は、執務室や情報端末、電話機器の確保等、執務環境を整備する必要もあることから、平時より予め対応を協議しておくことが必要である。
- 職員の動員だけでは限界があることから、感染症流行初期よりIHEATや民間の人材派遣等、外部人材を積極的に登用することが必須となるため、予め従事内容等の整理を行い、民間の人材派遣等について、事前に協議を進めておく必要がある。
- コロナ禍においては、保健所が逼迫する中、新型コロナウイルス感染症対応にあたる職員の就業時間が増大し、精神的な疲弊も甚大なものであったため、有事の際の労務管理やメンタルケアについても、今後速やかに検討していくことが重要である。

「患者支援・保健所体制」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口の設置について】（保健衛生局）

<事業内容>

市民からの新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせに対応する窓口や、帰国者や接触者が健康相談等を行うことができる帰国者・接触者相談センターを設置した（いずれの窓口も電話に限る）。

<沿革>

- 令和2年1月24日 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置
- 令和2年2月4日 各区保健センターに新型コロナウイルスに関する一般的な相談窓口を設置
- 令和2年2月10日 帰国者・接触者相談センターを設置
- 令和2年6月29日 帰国者・接触者相談センター事業を一部委託（一般的な相談等）
- 令和2年12月1日 埼玉県が受診・相談センターを開設（帰国者・接触者相談センターは終了）
委託している事業名称を「さいたま市新型コロナ冬期サポートダイヤル」に変更
- 令和3年3月31日 さいたま市新型コロナ冬期サポートダイヤルを終了
- 令和3年4月1日～ 疾病予防対策課が窓口となる

<成果>

いずれの相談窓口についても、全庁や保健センターからの職員を動員して対応していた。新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ件数が非常に多かったため、保健所の電話回線を増線し、対応した。

帰国者・接触者相談センターについては、一部委託することで、受診調整等の必要性が高い問い合わせに保健所が専念することができるような体制とした。

「患者支援・保健所体制」に係る主な取組

【患者の移送業務について】（保健衛生局）

<事業内容>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、感染症患者等を対象として、感染対策を施した車両により、医療機関や宿泊療養施設等へ移送する事業

令和2年度以前	令和3年度	令和4年度	令和5年度当初
<p>令和2年3月 ・保健所職員による移送業務開始</p> <p>令和2年5月 ・移送業務委託開始</p> <p>令和2年7月 ・委託台数を増車</p>	<p>令和3年6月 ・委託台数を増車</p> <p>令和3年9月 ・1台を24時間対応とした</p> <p>令和4年1月 ・委託台数を増車 ・中和抗体薬療法患者等移送業務を委託開始</p>	<p>・委託を継続</p>	<p>・委託を継続</p> <p>令和5年5月 ・業務委託は令和5年5月7日で終了</p>
移送回数 751回	移送回数 1,937回	移送回数 2,149回	移送回数 32回

「患者支援・保健所体制」に係る主な取組

【IHEAT（アイヒート）の活用】（保健衛生局）

<概要>

新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略）は、保健所等の業務の支援が可能な専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等）で、本市では第5波以降、埼玉県に登録された大学教員等（看護職）に依頼し、保健所における業務への協力を得た。

	動員数	主な業務
第1波		
第2波		
第3波		
第4波		
第5波	令和3年8月28日から令和3年9月30日まで依頼 15名78回	(主な業務) ・HER-SYSで抽出した体調不良者への架電 ・健康観察対象者への架電 等 ※専門職の視点から、陽性者の体調についてアセスメントしていただき、安心して業務を依頼することができた。
第6波	令和4年1月30日から令和4年3月29日まで依頼 35名153回	
第7波	令和4年7月24日から令和4年9月14日まで依頼 19名56回	
第8波	令和4年12月1日から令和4年12月26日まで依頼 1名6回	

<その他の支援>

- ・第2波：厚労省非常勤職員（看護職）及び他自治体からの応援（北海道 福島県 鳥取県 島根県 福島市 郡山市）
4人/日 14日間
- ・第5波：厚労省職員（医師）非常勤職員（看護職）による応援 1～2人/日 3日間

「患者支援・保健所体制」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染症対策チームの設置について】（保健衛生局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症にかかる対応は、直接的に業務を担う保健所のみならず、他部署と随時連携しながら進める必要があることから、局内の各部署や職員が横断的に連携し迅速かつ柔軟に対応できるよう、対策チームを設置。

<所掌事務>

- ①新型コロナウイルス感染症に関する情報の集約及び情報発信に関すること
- ②局内関係部間、局外関係部局等との総合調整に関すること
- ③クラスター等新規に発生した事案に対する機動的な対策の立案に関すること

<設置時期>

令和2年7月27日

<構成（令和2年7月27日設置時）>

保健福祉局理事、保健部副理事、保健福祉局参事、保健所長を中心に、状況に応じて関係各課と連携し対応。

<実績（市長定例報告）>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
市長定例報告 (令和2年8月17日から開始)	33回	52回	52回	6回	143回

<参考：市長定例報告資料>



「患者支援・保健所体制」に係る主な取組

【全庁保健師の応援体制について】（保健衛生局）

<概要>

令和2年2月、平時より保健所併任の身分を有する区保健センター保健師が電話相談への対応を開始した。更なる感染拡大へ対応するため、令和2年8月全庁の保健師（一部除く）に兼務辞令が発令され、ローテーションによる応援体制（基本7人）を始動。統括保健師が業務の状況に合わせて全体調整を図り体制を維持した。（令和5年5月7日体制解除）

	動員状況	最大動員数	電話相談	患者調査	健康観察 (保健所)	健康観察 (遠隔)	事務応援 マネジメント
第1波	<ul style="list-style-type: none"> 「帰国者接触者相談センター」開設のため保健センター等保健師動員 保健所保健師（感染症担当外）が新たな業務体制構築等へ参画（検査・患者搬送等） 保健センター等から保健師11人が保健所へ兼務異動 	—	↑↓				
第2波	<ul style="list-style-type: none"> 全庁保健師ローテーション体制始動 	7人		↑	↑		
第3波	<ul style="list-style-type: none"> ローテーション外での臨時応援体制も追加し対応 	20人	↓				
第4波	<ul style="list-style-type: none"> 保健所感染症担当保健師11名増員。兼務異動の保健師は帰還 ローテーションでの応援体制継続 保健所保健師（感染症担当外）ワクチン対策業務応援 	13人		↑	↑		
第5波	<ul style="list-style-type: none"> ローテーションでの応援体制継続。感染状況により強化 保健センターから兼務異動での応援（2人×12日間） 保健センターでの健康観察（遠隔）業務開始 緊急事務動員による業務（患者調査等）のマネジメント体制構築 	25人		↓	↓	↑	↑
第6波	<ul style="list-style-type: none"> ローテーションでの応援体制継続。感染状況により強化 保健センター等からの兼務異動での応援（1～4人×53日間） 	21人				↑	↑
第7波	<ul style="list-style-type: none"> ローテーションでの応援体制継続。感染状況により強化 BCPを発動し、保健センターからの追加応援（4人体制、健康観察等実施） 	21人				↑	↑
第8波	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターでの健康観察（遠隔）等を実施 保健所での業務はピーク時のみ。 	12人		↓		↓	↓

※5～7波:市立高等看護学院教員（看護職）の応援あり(延158人) ※保健師動員最大数には、保健所内からの応援含む

令和5年4月1日現在 保健師数229人¹

「患者支援・保健所体制」に係る主な取組

【民間の人材派遣（医療職/事務職）の導入について】（保健衛生局）

<経緯（医療職）>

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されて以降、保健所内に「新型コロナウイルス感染症相談窓口」や「帰国者・接触者相談センター」を設置し、保健所内や各区保健センターから応援保健師を動員し、それらの運営を行っていた。

市内での感染者が増加するに従い、電話相談対応、積極的疫学調査や健康観察等の業務を行う医療職が不足した。保健所内、保健センター等の保健師の動員も行ったが、更なる強化のため、令和2年8月より民間の人材派遣（看護師等）を活用することとした。

<業務内容>

- ・「帰国者・接触者相談センター」での電話相談対応
- ・患者調査（妊婦や体調不良者等）
- ・健康観察対象者からの電話相談対応
- ・健康観察（入院調整が必要な患者等）

<成果（医療職）>

第2波	第3波	第4波	第5波	第6波	第7波	第8波	(最大人数/日)
3人	10人	13人	14人	18人	19人	19人	

「帰国者・接触者相談センター」の終了に伴い、患者調査、健康観察等の業務に従事することとなった。当初人員確保が困難であったが徐々に定着するようになり増員することができた。医療職であることから、重症化リスクや、重症度に関わらず患者に対応できるため、職員を補助し様々な業務に従事した。

<経緯（事務職）>

令和3年1月から保健福祉局内、全庁から応援職員の動員を開始して以降、感染者数に合わせて動員人数の増減を行い、業務を行っていた。しかし、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、さいたま市全体の業務に影響が出てしまうことを考慮し、令和4年度6月補正予算によって、令和4年7月15日から人材派遣（事務職）を開始。5類移行に伴い、令和5年5月7日をもって終了した。

<成果（事務職）>

人材派遣職員を導入した結果、感染者数はそれまでの最大だった第6波と比較すると、第7波の方が多かったが、動員職員を削減することができた。第8波では応援職員の動員はなかった。

「患者支援・保健所体制」に係る主な取組

【COVMAT（埼玉県クラスター対策チーム）の派遣依頼】（保健衛生局）

<概要>

- ・「埼玉県クラスター対策チーム設置運営要綱」に基づき派遣依頼を行った。
- ・対象は市内**医療機関、高齢者施設等**において陽性者が複数発生し、更なる**感染拡大の可能性**がある施設。
- ・チームは感染管理の専門医・看護師、県職員等で編成され、さいたま市保健所職員も現地へ同行した。
- ・後日、さいたま市保健所職員による振り返り訪問を実施した。（COVMAT以外にも、施設へ職員を派遣。）

<主な支援内容>

- ・施設内におけるゾーニング、消毒方法等に関する助言・支援。
- ・接触者等の健康観察における留意点の助言。
- ・標準予防策の実施状況、個人防護具の使用・管理状況、処置ケア時の感染対策の助言。

【振り返り訪問】

COVMATの派遣を依頼した施設について、後日、さいたま市保健所の職員が訪問し以下を支援。

- ①クラスター発生時の振り返り
- ②改善状況の確認
- ③今後の感染対策の状況確認・助言

「患者支援・保健所体制」に係る主な取組

【全庁の動員体制（事務職）について】（保健衛生局）

時期	全庁動員	局内動員	合計人数
第1波～第2波	0名	0名	0名
第3波	7名	3名	7名
第4波	7名		7名
第5波	7名		7名
緊急動員（令和3年8月28日～ 令和3年9月5日）	+50名		57名
第6波	4名	15名	19名
緊急動員（令和4年1月18日～ 令和4年1月19日）	+37名	+4名	60名
緊急動員（令和4年1月20日～ 令和4年1月24日）	+30名		90名
緊急動員（令和4年1月25日～ 令和4年3月6日）	+40名		130名
第7波	10名	14名	24名
緊急動員（令和4年7月27日～ 令和4年9月4日）	+20名	+7名	51名

※全庁動員、局内動員及び合計人数については、各期間における1日あたりの最大動員可能人数を掲載。

「患者支援・保健所体制」に係る主な取組

【県自宅療養者支援センター・協力医療機関との連携について】（保健衛生局）

<経緯>

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の健康観察について、令和元年度末以降、さいたま市内の自宅療養者に対しては、さいたま市保健所が行ってきた。しかし、第3波では、感染者の増加に伴い、自宅療養者も増加したため、自宅療養者への健康観察もひっ迫してしまった。

第3波の収束後の令和3年6月に埼玉県が、埼玉県宿泊・自宅療養者支援センターを設置し、重症化リスクの低い軽症者や無症状病原体保有者に対する健康観察を療養解除も含めて委託する体制をとった。

感染拡大時にも保健所による健康観察を安定的に行うため、さいたま市の自宅療養者については、令和3年7月上旬から埼玉県宿泊・自宅療養者センターに健康観察の依頼を開始した。

また、それに加えて令和4年1月下旬からは埼玉県が指定する「協力医療機関」に対して、健康観察の依頼を開始した。

<成果>

埼玉県宿泊・自宅療養者支援センター及び協力医療機関に対して、軽症者等の健康観察を依頼したことにより、保健所は感染者への初回電話連絡や、重症化リスクのある感染者に対する健康観察に専念することができた。

また、埼玉県宿泊・自宅療養者支援センターにおいて連絡が取れなかった自宅療養者については、さいたま市保健所へ情報が提供され、自宅を訪問する等、保健所による注意深い対応ができる体制となっていた。

「患者支援・保健所体制」に係る主な取組

【各種施策（パルスオキシメーター発送・食料品配送・夜間救急電話対応）の業務委託について】

（保健衛生局）

<パルスオキシメーター配送業務>

経緯

パルスオキシメーターの発送・消毒・管理等を環境薬事課や健康科学研究センター3課で担当していたが、感染拡大による発送数等の増加のため、担当課の本来業務に支障をきたす可能性が発生。

安定的な発送等の体制を確保するため、令和4年7月1日から業務委託を開始。

成果

合計発送数(令和4年7月1日～令和5年5月7日)：83,017件 最大発送数(1日)：1,884件(令和4年7月21日)
【委託前最大発送数：1,264件】

<食料品配送業務>

経緯

埼玉県から提供を受け、40個/日を目安に食料品の配送を実施していたが、感染拡大による配送数の増加に伴い、配送時期の遅延が発生した。食料品のセットアップを含め、安定的な配送体制を確保するため、令和4年7月20日から業務委託を開始。

成果

合計発送数(令和4年7月20日～令和5年3月31日)：16,221件 最大配送数(1日)：445件(令和4年8月16日)
【委託前最大配送数：98件】

<夜間電話対応業務>

経緯

24時間体制で保健師を配置（夜間は保健師1人）していたが、その分日中の人員体制が手薄になるほか、長期間の夜勤体制による心身への負担が増加。安定的な電話対応体制を確保するため、令和4年7月20日から業務委託を開始。

成果

合計対応数：1,932件（令和4年7月20日～1か月あたりの最大件数：511件（12月））

(3) 「医療提供等」に係る主な取組

<主な成果>

- 発生当初には保健所が直接、医療機関へ入院受入調整を行っていたが、埼玉県が入院受入病床の確保に加え、令和2年4月（第1波）に入院調整本部を設置したことにより、県において病床確保や入院調整が一元的に実施されるようになったことで、医療圏を跨いだ広域的な入院受入体制が強化された。
- 本市としては、入院調整本部開設当初より、リエゾンとして、県入院調整本部に職員を派遣し、令和3年2月までの間、入院調整や搬送調整を担うとともに、県・市の情報共有を行った。
- 病床確保については、市独自に入院患者等の円滑な受け入れを促進するため、入院を受け入れた医療機関に対する市独自の補助制度を令和2年5月（第1波）に創設し、県が実施していた空床補償の補助に加えて、市内医療機関の支援を強化した。

<今後の課題>

- 第1波において、感染症指定医療機関への入院調整から、患者の増加に伴い指定医療機関以外での入院受け入れができるようになったが、入院受入医療機関に対する補助のない中で、市においてコロナ病床確保のための調整や入院の受入体制の整備を行うことは非常に困難であった。
- その後、コロナ病床については県が管理することとなり、医療機関への支援も拡充されたが、有事の際は、限られた病床で入院調整を行う観点から、流行開始時より県が一元的に入院受入体制を整備することが効率的かつ合理的であると考える。
- 有事の際に混乱しないよう、平時より予め「県下の入院調整を含む入院受入体制の整備は県が行い、保健所設置市は県へのリエゾンの派遣等を通して、補完的な役割を果たす」といった県市の役割の整理をしておく必要があると考える。
- リエゾン派遣職員としては、保健師のみでなく事務職員が派遣されることも想定し、平時から保健部や保健所へのジョブローテーション等を通じた医療分野に関する人材育成が求められる。

＜主な成果＞

- 第3波以降の感染拡大に伴い、入院や宿泊療養施設に入所できず、自宅療養者が増加した。
- 特に第5波については、それまでのウイルスより感染力の強いデルタ株の出現により、自宅療養者が爆発的に増加したため、自宅療養者への支援体制を最重点課題として捉え、以降、自宅療養支援体制の強化を実施してきた。
- 令和3年9月（第5波）に、市独自に酸素濃縮装置を確保し、必要に応じて患者の自宅や入所先に配備する事業や、医師から指示を受け訪問を実施した訪問看護ステーションに補助金を出すことで、自宅療養者に必要な医療が提供できる体制を整備した。

＜今後の課題＞

- 自宅療養者が急増した第5波の最中に自宅療養者への医療体制を強化するための施策（酸素濃縮装置の確保や訪問看護ステーションへの補助等）を行い、県内においても早い段階で整備を行ったものの、第3波から自宅療養者が増加していた背景を鑑みれば、次なる新興・再興感染症が発生した際はより早期に体制を整備する必要がある。
- 常に最悪の事態を想定した施策を早期に実施するために、有事の際には柔軟な対応が迅速に行えるよう、財政部門等と、予算の運用について、平時より予め整理しておく必要がある。
- 埼玉県が民間の医療会社を活用し、オンライン診療や往診等を実施する体制を整備したことを踏まえ、本市としても、平時より官民の連携を強化し、有事の際は医師会や医療機関に加え、民間の力を最大限に活用した体制整備が求められる。
- 有事の際に、高齢者施設の入所者等への医療アクセスの確保や専門性の高い小児や妊婦、透析患者等の受診・入院調整等、迅速に医療が提供できるよう、平時より医療機関等と体制整備をしておく必要がある。
- 感染拡大期においても、希望する方が必要な診療や処方を受けることができるよう、幅広い医療機関、薬局等を利用できる体制を整備しておく必要がある。

「医療提供等」に係る主な取組

【感染防護具等の備蓄について】（保健衛生局）

<目的>

さいたま市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、患者あるいは感染の疑いがある患者等に接する防疫等担当者や、医療従事者等に必要な感染防護具等の資器材を必要数確保し、備蓄する。

<実施状況>

- 平時より本市の在庫目標数を確保するため、使用期限に考慮しながら、毎年度計画的に購入している。
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、本市の備蓄から、市内医療機関や埼玉県看護協会、訪問看護ステーション、児童相談所等に資器材を提供した。
- 資器材の提供に伴う在庫目標数の不足分は、計画的に資器材を購入し、必要数を確保している。

<実績>

【令和2年1月～令和4年度の資器材の備蓄状況】

※新型コロナウイルス感染症対応前の令和2年1月時点の在庫数

	感染防護用具（セット）	サージカルマスク（枚）	手指消毒剤（ℓ）
在庫目標数	5,000	150,000	45
令和元年度在庫数※	3,000	87,700	35
提供した総数	4,800	205,720	35
購入した総数	6,400	297,520	60
令和4年度末の在庫数	4,600	179,500	60

「医療提供等」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染症埼玉県調整本部・宿泊療養施設への市職員派遣について】（保健衛生局）

1. 新型コロナウイルス感染症埼玉県調整本部への市職員派遣

<概要>

埼玉県と本市の連携をよりスムーズなものとするため、埼玉県に設置された「新型コロナウイルス感染症埼玉県調整本部」へ本市職員をリエゾン職員として派遣するもの。

- 派遣先：新型コロナウイルス感染症埼玉県調整本部、さいたま市保健所
- 業務内容：埼玉県と連携し入院調整、搬送調整を行うとともに、県・市の情報共有を行う

<実績>

従事職員数：2名（保健福祉局からの動員（保健師1名、事務職1名））
派遣期間：令和2年4月9日～令和3年2月28日

2. 宿泊療養施設への市職員派遣

<概要>

埼玉県からの動員要請に基づき、軽症者等の宿泊療養施設の施設運営のため本市職員を派遣するもの。

- 従事施設：アパホテルさいたま新都心駅北
- 業務内容：物資等配布回収（食事の配布、飲料・アメニティ等の物資の補充、ごみ回収等）

<実績>

従事職員数：20名（全庁からの動員）
派遣期間：令和2年4月15日～令和2年5月20日



「医療提供等」に係る主な取組

【入院病床確保等事業補助事業の実施について】（保健衛生局）

<目的・対象>

新型コロナウイルス感染症に罹患した者が、市内の医療機関へ円滑に入院し、適切な治療が受けられるよう、入院の受け入れを行った医療機関に対して、実績（人数、入院日数）に応じて、補助金を交付するもの。

対象は、感染症病床、又は国等の通知に基づいた適切な病床を確保している、市内医療機関等としている。

<補助額>

【令和2・3年度】

補助対象事業	補助金の額	摘要期間
病床確保	1病床1日当たり 8,000円	病床確保した日から、当該病床を、新型コロナウイルス感染症を治療する目的以外で使用することとした日までの期間
重症患者の入院治療	1人1日当たり 41,000円	入院している新型コロナウイルス感染症の患者をICUにおいて、又は人工呼吸器により治療している期間
中等症患者の入院治療	1人1日当たり 16,000円	入院している新型コロナウイルス感染症の患者を酸素投与により治療している期間

【令和4年度】

補助対象事業	補助金の額	摘要期間
重症患者の入院治療	1人1日当たり 41,000円	入院している新型コロナウイルス感染症の患者をICUにおいて、又は人工呼吸器により治療している期間
中等症患者の入院治療	1人1日当たり 16,000円	入院している新型コロナウイルス感染症の患者を酸素投与により治療している期間
軽症患者等の入院治療	1人1日当たり 8,000円	入院している新型コロナウイルス感染症の患者を治療している期間

【令和5年度】

補助対象事業	補助金の額	摘要期間
患者の入院治療 (重症区分を問わない)	1人1日当たり 8,000円	入院している新型コロナウイルス感染症の患者を治療している期間

<交付実績>

令和5年5月8日時点

補助対象事業	交付額（千円）		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
病床確保	617,872	946,664	—
重症入院治療	122,262	144,648	71,053
中等症入院治療	180,000	357,280	216,000
軽症等入院治療	—	—	309,128
合計	920,134	1,448,592	596,181

「医療提供等」に係る主な取組

【市立病院旧病棟の一部使用について】（保健衛生局）

＜経緯＞

- さいたま市立病院は、令和元年12月に新病棟を開設し、令和2年8月から旧病棟の解体工事を予定していた。
- 議員等からの要望や「さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部員会議」における本部長指示を踏まえ、感染拡大に備えた旧病棟の活用の可能性を勘案し、令和2年6月、解体工事の延期を決定した。

＜旧病棟の活用＞

活用方法	期 間	内 容
発熱外来	令和3年1月～令和3年7月	新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者等の感染の疑いが強い者について新病棟で対応し、その他の発熱患者について旧病棟を活用し発熱外来を実施した。
ワクチン接種会場	令和3年3月～令和3年6月	医療従事者向けのワクチン接種会場として活用し、ワクチン接種を実施した。

＜実績＞

- 発熱外来として活用したことで、一般外来患者と発熱患者の導線を分離することができ、感染防止に繋がるとともに発熱患者が安心して受診できる待合スペースを提供することができた。
- 医療従事者へのワクチン接種会場としての活用については、受付や接種ブース、接種後の待機場所等に広大はスペースが必要となり、新病棟では対応できなかった。また、実施開始までの準備期間がない中で、旧病棟を活用することで医療従事者のワクチン接種を円滑に実現できた。

【発熱外来としての活用実績】

令和3年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
日 数	19日	17日	21日	18日	17日	21日	13日	126日
受診者数	83名	59名	58名	50名	63名	59名	20名	392名

【ワクチン接種会場としての活用実績】

令和3年	3月	4月	5月	6月	合計
接種者数	1,160名	2,140名	4,138名	1,280名	8,718名

「医療提供等」に係る主な取組

【クラスター対策協力支援事業の実施について】（保健衛生局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症のクラスターが短期間に複数発生した商店会等において、さらなる感染拡大を防ぐため、また、将来に向けクラスターを発生させないため、商店会組織自らの感染防止策を支援するため補助金を交付するもの。

<対象者>

商店会及び商店会組織（法人格のない商店会組織にあつては、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる団体）

<対象事業>

自らの活動地域において、新型コロナウイルス感染症のクラスターが連続して発生した以降の感染防止対策事業

対象経費

ア. 謝礼金 イ. 印刷製本費 ウ. 物品購入費 エ. 備品購入費 オ. 役務費 カ. 委託費 キ. 使用料及び賃借料

【主な対象事例】

○消毒液、マスク、手袋等の購入 ○飛沫対策（アクリル板、ビニールシートなど）の設置 ○換気設備の購入 ○感染症対策の専門家派遣 など

<補助率>

10/10（上限100万円）

<適用期間>

令和2年6月30日～令和3年2月28日

<実績>

申請件数：1件

「医療提供等」に係る主な取組

【設備整備事業の実施について】（保健衛生局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症拡大防止並びに医療提供体制及び検査体制の強化を図るため、市内医療機関等の設備整備を支援するもの。

<補助概要>

事業区分	基準額	補助率
①新型コロナウイルス感染症 患者等入院医療機関 設備整備事業	(1) 個人防護具 1人当たり 3,600円	10分の 10
②帰国者・接触者外来等 設備整備事業	(1) HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。) 1施設当たり 905,000円 (2) HEPAフィルター付きパーテーション 1台当たり 205,000円 (3) 個人防護具 1人当たり 3,600円 (4) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円 (5) 簡易診療室 1式当たり さいたま市長の認めた額	10分の 10
③感染症検査機関 設備整備事業	(1) 次世代シーケンサー 1台当たり さいたま市長の認めた額 (2) リアルタイムPCR装置(全自動PCR検査装置を含む。) 1台当たり さいたま市長の認めた額 (3) 等温遺伝子増幅装置 1台当たり さいたま市長の認めた額 (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置 1台当たり さいたま市長の認めた額	10分の 10

<実施期間>

令和2年度 及び 令和3年度

- ・令和2年度は、令和2年9月1日から施行し、令和2年4月1日から適用。
- ・令和4年度からは、本市分も含めて、埼玉県が一括して実施。

<交付実績>

◇令和2年度

病院名	交付決定金額	補助施設数
①新型コロナウイルス感染症 患者等入院医療機関設備整備事業	15,144,000円	3施設
②帰国者・接触者外来等設備整備事業	130,612,000円	79施設
③感染症検査機関設備整備事業	93,696,000円	32施設

◇令和3年度

病院名	交付決定金額	補助施設数
①新型コロナウイルス感染症 患者等入院医療機関設備整備事業	63,448,000円	9施設
②帰国者・接触者外来等設備整備事業	152,085,000円	65施設
③感染症検査機関設備整備事業	116,867,000円	21施設

「医療提供等」に係る主な取組

【酸素濃縮装置の確保について】（保健衛生局）

<概要>

医師が酸素投与を必要と認めた者に対して、在宅酸素療法が適切に実施されるよう、本市として独自に酸素濃縮装置を確保し、契約業者が患者宅や入所施設まで運搬する体制を構築した。

（これまでの経過）

- ・ 令和3年8月9日～ 医療機関の協力を得て、入院決定するまでの間、試行的に在宅酸素療法開始
令和3年9月15日（継続中） 酸素濃縮装置を20台貸出開始
- ・ 令和4年1月～ 酸素濃縮装置を50台へ増設
- ・ 令和4年12月17日 介護保険課と協力し、高齢者施設（入所施設）へ酸素濃縮装置の利用について周知
- ・ 令和4年12月～ 酸素濃縮器利用増加70台へ増設
- ・ 令和5年5月～ 設置は5月7日で終了、回収、消毒等の管理業務は5月31日で終了

<実績>

第6波まで

酸素濃縮器を最初に設置したのは令和3年2月11日であり、この日から令和4年3月6日までに計18台設置した。

対象者は全て施設入居者であった。酸素濃縮器を設置した人の入院調整の状況は、88.9%が入院調整を実施していた。

酸素濃縮器の平均使用日数は3.83日であり、最長が12日であった。

第7波

令和4年6月1日から令和4年9月30日までに酸素濃縮器を34台設置した。

その内、88.2%は高齢者施設入居者であった。

また、この34件の内、82.4%が入院調整を実施しており、実施していない人は全て高齢者施設入居者であった。

第7波も第6波と同様、施設入居者の体調については、まずは施設医に相談するよう施設にお願いしていたために生じたと考えられる。

第8波

令和4年10月1日から令和5年1月31日までに酸素濃縮器を63台設置した。

その内93.7%は高齢者施設入居者であった。また、この63件の内、57.8%が入院調整を実施しており、実施していない人は全て高齢者施設入居者であった。

第8波では、施設入居者の体調について、まずは施設医に相談するよう依頼していることに加えて、施設へのコールドクター派遣の活用等の影響と考えられる。

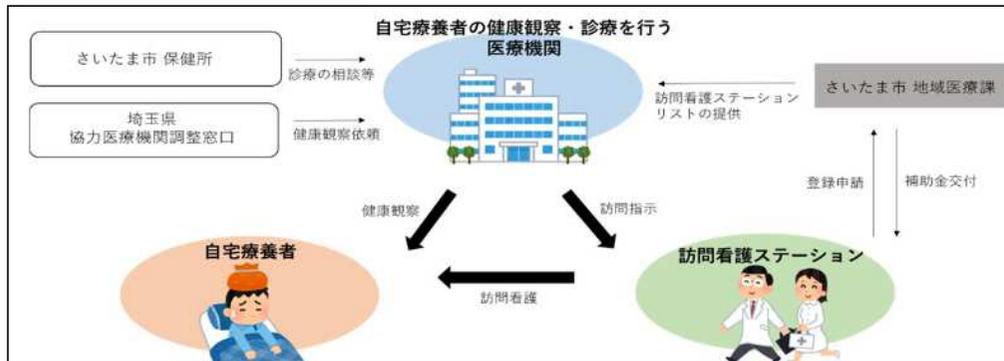
「医療提供等」に係る主な取組

【訪問看護支援事業の実施について】（保健衛生局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症に罹患した市内の自宅療養者に対する医療提供体制を強化するため、医師の指示に基づき訪問看護を行う指定訪問看護ステーションに対して、補助金を交付するもの。

<事業の全体像>



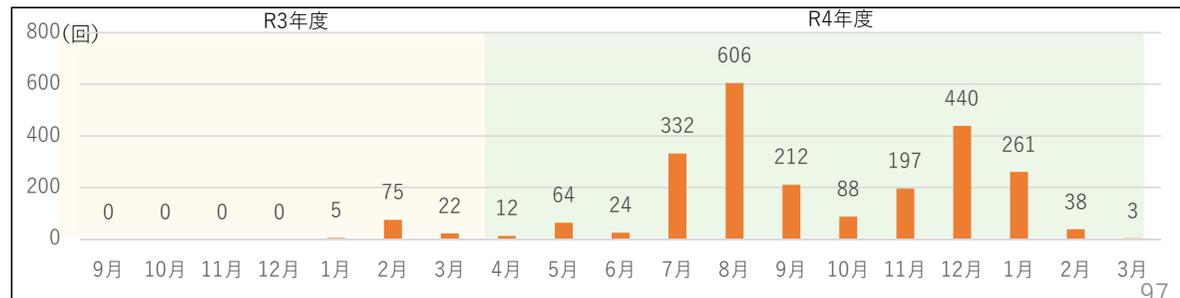
<補助対象事業・交付額>

補助対象事業		交付額
補助事業者としての登録		50,000円／施設
自宅療養者への訪問看護	通常（8:00～18:00）	20,000円／回
	夜間（18:00～8:00）	30,000円／回
	休日（日曜日及び国民の祝日）	30,000円／回

※令和3年9月17日から事業開始。

※令和4年10月1日から、1補助事業者あたりの交付上限額を月額45万円に設定。

【月毎の延べ実施回数】



<実績>

年度	登録事業者数	延べ実施回数	実施人数
令和3年度	38事業者	102回	29人
令和4年度	42事業者 (新規登録5事業者)	2,277回	459人

※令和5年度（4月1日～5月7日）は実績なし。

「医療提供等（市立病院に関する部分）」に係る主な取組

【課題】

<一般診療との両立>

◇病棟の閉鎖

- 第1波で職員に陽性者が発生（個発例）し、当該病棟の一部閉鎖を公表した。結果、市民から問合せが殺到し、受診控えや風評被害が発生した。
- 重症病床を含めたコロナ床の確保や看護師確保のため、ICU病床の減や一部病棟を閉鎖し対応したことにより、重症患者を含め一般の入院患者を受け入れる病床数が減り、結果、受入制限や予定手術の延期などをせざるを得ない状況が発生した。

<人 員>

◇看護師の確保

- 新型コロナウイルス感染症患者に直接対応する看護師の負担は大きく、通常より多くの看護師が必要であった。平時でも看護師人員の余裕はほぼない中で、さらに人員を捻出する必要がある。
- 一部病棟閉鎖により看護師を捻出したほか、常勤の中途採用を毎月のように実施し、会計年度任用職員も常時募集したが、他医療機関でも状況は同様の上、ワクチン接種会場などさらに看護師需要が高まり確保が困難であった。

◇就業制限対策

- 職員が新型コロナウイルス感染症の陽性や濃厚接触者等となるほか、保育園等休園による就業制限により、更に人員不足となり、特に看護師は他病棟からの随時応援でやり繰りしながら対応を行った。しかし、勤務場所が頻繁に変更となることにより、看護師のモチベーション維持が困難であった。⇒就業制限者が最も多い時の職員割合＝第6波・第7波で職員の5%程度

◇職員のメンタル不調

- 多忙に加え、コロナ禍で会食の制限などにより若手職員が同期や先輩とのコミュニケーションの減少により孤独感からメンタル不調となるケースが見受けられた。そのため、本庁から健康相談員を派遣して、新採用者等の面談を実施した。

<対 応>

- ◇法改正対応 公立病院は、その機能を踏まえ感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付けられたことへの対応を行う。（令和6年4月1日施行）
- ◇人員の確保 感染症指定医療機関として新興感染症への備えも含め、増員の人員計画を策定した。特に看護師確保に向け今後も採用活動を推進していく。
- ◇感染対策 5類移行後も、現状、感染力の強い新型コロナウイルスの院内感染防止のため、基礎疾患等のある患者がいる病院の感染対策に大きな変更はない。しかし、一般社会の感染対策とのギャップが拡大することから、患者等からの理解を得られるよう周知する。

「医療提供等（市立病院に関する部分）」に係る主な取組

【新型コロナ患者の受入状況と確保病床数】（保健衛生局）

- ◇ 令和2年2月10日 **市内医療機関初の新型コロナウイルス感染症患者の受入** ← 中国武漢市からの政府チャーター便帰国者
当初、未知の感染症対応や情報統制など手探りの中、市立病院・感染症指定医療機関としての使命の下、新型コロナウイルス感染症患者を積極的に受け入れ。⇒ 令和2年2月～令和5年5月7日までの入院患者延べ19,021人
- ◇ 新型コロナ病床数の割り当てや患者受け入れの差配は、県によるもの。ただし、救急患者が陽性と判明した場合は当院で受け入れ。
 - 新型コロナウイルス感染症患者の発生当初は、8B病棟（感染・結核）の感染症病床で受け入れ。感染拡大に伴い、8B病棟の結核病床を加え軽症及び中等症、G-ICU（総合集中治療室）で重症患者の受け入れへと拡大。結核患者の受け入れについては、他医療機関に協力を依頼。
 - 更なる拡大対応で同フロアの8A病棟（精神身体合併病床）を確保。このため、8A機能は9B病棟（緩和ケア）へ移転し、緩和ケア病棟は休止。

		1日時点 確保病床 数	延べ確保 病床数	延べ入院 患者数	内訳			
					重症	中等 症	軽症	
第1波	令和元年度	2月	8	—	40			
		3月	8	—	106			
第2波	令和2年度	4月	10	491	389	33	76	280
		5月	21	651	213	15	6	192
		6月	21	630	91	0	1	90
		7月	21	651	335	35	26	274
		8月	21	831	454	15	74	365
第3波	令和2年度	9月	30	900	237	7	31	199
		10月	30	930	344	6	65	273
		11月	30	900	462	13	181	268
		12月	30	1,220	721	43	200	478
		1月	40	1,240	1,029	94	379	556
	2月	50	1,400	599	28	182	389	
	3月	50	1,518	583	34	159	390	

		1日時点 確保病床 数	延べ確保 病床数	延べ入院 患者数	内訳			
					重症	中等 症	軽症	
第4波	令和3年度	4月	50	1,500	542	40	95	407
		5月	50	1,550	823	84	204	535
		6月	51	1,530	454	19	113	322
第5波	令和3年度	7月	51	1,581	518	29	68	421
		8月	51	1,581	1,081	123	364	594
		9月	51	1,530	856	124	258	474
		10月	51	1,581	174	42	16	116
		11月	30	792	36	0	10	26
		12月	18	558	7	0	0	7
第6波	令和5年度	1月	18	690	495	7	83	405
		2月	40	1,472	972	102	321	549
		3月	56	1,686	904	54	204	646

		1日時点 確保病床 数	延べ確保 病床数	延べ入院 患者数	内訳				
					重症	中等 症	軽症		
第6波	令和4年度	4月	51	1,530	383	13	46	324	
		5月	51	1,581	246	10	24	212	
		6月	30	816	141	0	1	140	
第7波	令和4年度	7月	18	558	460	21	46	393	
		8月	49	1,519	1,104	71	97	936	
		9月	49	1,326	743	38	88	617	
		10月	41	920	331	21	55	255	
		11月	15	530	510	68	123	319	
第8波	令和4年度	12月	31	961	901	80	189	632	
		1月	31	961	890	69	181	640	
		2月	31	820	396	41	118	237	
		3月	28	648	266	29	49	188	
		令和5年度	4月	18	540	128	2	126	
			~5/7	18	126	57	6	51	

注) 「1日時点確保病床数」は、その月の1日時点の確保病床数を示す。

※最大確保病床数 56床（重症：5床、中等軽症：51床） 令和4年2月7日～令和4年3月21日
 ※最大休止病床数 106床 令和4年2月1日～令和4年2月6日

「医療提供等（市立病院に関する部分）」に係る主な取組

【発熱患者対応】（保健衛生局）

- ◇帰国者・接触者外来として、令和2年4月より一般外来患者との動線を分離した新病棟の感染外来で対応。
- ◇その後、患者の増加により、発熱外来として、令和3年1月～令和3年7月までは旧病棟で、令和3年8月以降はプレハブ施設を設置して対応。
なお、新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者等の感染が疑われる者については新病棟の感染外来で対応。

<発熱外来受診実績> ※救急搬送発熱患者等は除く。令和5年度は5月7日までの実績。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
日数	57日	234日	240日	24日	555日
受診者数	200名	1,031名	1,530名	123名	2,884名

※旧病棟 = 令和元年12月に新病棟を開設し、令和2年8月から旧病棟の解体工事を予定していたが、議員等からの要望や「さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部員会議」における本部長指示を踏まえ、感染拡大に備えた旧病棟活用の可能性を勘案し、令和2年6月、解体工事の延期を決定。その後、旧病棟解体工事前の令和3年7月まで発熱外来・新型コロナウイルスワクチンの会場として活用。

【周産期対応】

◇他県で各医療機関が受け入れできず、新型コロナウイルス感染症自宅療養の妊婦が早産で新生児が死亡するという痛ましい事案も発生する中、当院は周産期母子医療センターとして、他医療機関では受入困難なコロナ陽性妊婦を積極的に受け入れた。

<分娩実績> ※令和5年度は5月7日までの実績。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
新型コロナウイルス感染症陽性妊婦の分娩件数	8件	40件	36件	0件	84件
上記以外の分娩件数	864件	848件	727件	65件	2,504件
合計	872件	888件	763件	65件	2,588件
割合(新型コロナウイルス感染症陽性妊婦/合計)	0.9%	4.5%	4.7%	0%	3.2%

「医療提供等（市立病院に関する部分）」に係る主な取組

【救急対応】（保健衛生局）

- ◇新型コロナウイルス感染症拡大によりコロナ床確保のための病棟閉鎖や職員の就業制限など厳しい状況にあって、令和2年度から令和4年度までの3年間では応需率は62.1%、年平均約7,250人の患者を受け入れた。
- ◇コロナ禍の中、令和2年12月には、県内9か所目（市内3か所目）の救命救急センターを開設し、三次救急の受け入れを開始。従来よりも重症度の高い患者も受け入れ可能となり、三次救急患者を積極的に受け入れた。

<救急患者受入実績>

		令和2年度※1	令和3年度	令和4年度	令和5年度※2	期間計
救急受入実績	要請件数	9,836	10,763	14,420	1,536	36,555
	受入件数	6,934	6,786	8,026	885	22,631
	応需率	70.5%	63.0%	55.7%	57.6%	61.9%
うち 2次救急	要請件数	9,363	9,523	12,525	1,377	32,788
	受入件数	6,567	5,823	6,471	745	19,606
	応需率	70.1%	61.1%	51.7%	54.1%	59.8%
うち 3次救急	要請件数	473	1,240	1,895	159	3,767
	受入件数	367	963	1,555	140	3,025
	応需率	77.6%	77.7%	82.1%	88.1%	80.3%

※1：令和2年度実績の「うち3次救急」は、12月1日開設以降の4か月実績。

※2：令和5年度実績は、新型コロナウイルス感染症5類移行前日の5月7日までの実績。

注：救急要請・受入可否の時点では新型コロナウイルス感染症の確定ができないため、救急患者に占める新型コロナウイルス感染症患者の件数は算出できません。

「医療提供等（市立病院に関する部分）」に係る主な取組

【新型コロナウイルスワクチン対応】（保健衛生局）

- ◇医療従事者等への先行接種対応＝市立病院職員のほか、市消防職員、市保健所職員、近隣医療機関の医療従事者などを対象に令和3年3月～令和3年6月まで実施し、接種件数は延べ8,718件。大規模接種となるため、会場は旧病棟を活用し、短期間で受付・急変時対応等人員体制を構築。
 - 配慮点
 - ・副反応による職員の欠員発生の影響を極力抑えるため、部署ごとに1日当たり接種人数の平準化とバイアル人数分とを調整。
 - ・希少なワクチンを無駄にしないために、1バイアルの人数分を使い切るよう当日キャンセルの人数調整。
- ◇先行接種以降の対応＝高齢者、妊婦、小児等に令和5年3月末まで延べ4,473件実施。

【高齢者施設・医療機関への感染予防対策支援】

- ◇高齢者施設⇒令和3年5月より市のオンライン感染予防対策支援事業（所管：介護保険課）に協力。市立病院の感染管理認定看護師による感染予防対策やzoom端末移動での現場ゾーニングなどを助言。令和5年3月末までに9施設に実施。
- ◇医療機関⇒従前より市内3病院と感染防止対策の取組の共有・改善等のためのカンファレンス（会議）を開催。
 - ・令和4年4月に地域の医療機関等が連携し実施する感染対策の取組を推進するための診療報酬改定があり、専従の医師または看護師の配置等の要件を満たす病院が、保健所や医師会、地域医療機関と連携し、定期的な新興感染症の発生等を想定した訓練などを実施する基準が設けられ、市立病院はその要件を満たす医療機関として、令和4年度にカンファレンスを8回、新興感染症等の発生を想定した訓練(個人防護具着脱訓練)を2回実施。

【東京2020オリンピック大会指定医療機関としての対応】

- ◇新型コロナの世界的パンデミックという世界でも例のない中での開催で、市立病院は市内唯一の大会指定医療機関として市内開催競技のサッカー・バスケットボールの選手や大会関係者へ救急受け入れ対応し、その役割を果たした。
 - ⇒選手・大会関係者の外国人4名を受け入れ。
 - 注) 大会指定医療機関であることは、当時、東京2020大会組織委員会から、テロの標的となる恐れがあることから非公表とされた。また、その対応で警察との調整も行った。

【新型コロナウイルス後遺症外来】

- ◇令和4年6月に設置（県ホームページでも公表）。
 - ※それ以前は、各診療科の外来で対応。
- ◇新型コロナウイルス後遺症の咳、呼吸困難、嗅覚・味覚障害、頭痛、脱毛などの症状全般に対応。

「医療提供等（市立病院に関する部分）」に係る主な取組

【施設・機器整備】（保健衛生局）

- ◇専用感染症外来と感染症病棟直通のエレベーターの整備 ⇒令和元年12月オープンの新病棟で整備。コロナ対応に効果絶大。
- ◇発熱外来の整備 ⇒患者増への対応のため、令和3年1月～令和3年7月までは旧病棟、8月以降はプレハブ施設を設置。
- ◇コロナ床の整備
 - 中等症・軽症病床＝感染症病棟の8B病棟に加え、同フロアで一体的にゾーニングできる精神身体合併症病棟の8A病棟をコロナ病棟とした。
⇒8A病棟機能は、新病院で新たに整備しプレ稼働中の緩和ケア病棟の9B病棟に移転。そのため、緩和ケア病棟は休止。
⇒8A病棟病室内に陰圧装置（室内を陰圧にすることにより、病原菌を封じ込めるもの）を設置。
 - 重症病床＝G-ICU（総合集中治療室）をすべてコロナ重症病棟とした。
⇒G-ICU機能は、HCU（準集中治療管理室）で補った。そのため重症管理病床が減少し、一般の重症患者の受入調整に苦慮。
⇒オープン床であったところを全床個室化し、陰圧装置を設置。
- ◇機器の整備
 - 紫外線照射ロボット（ライトストライク）⇒コロナ床や救命救急センター初療室など新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた際に迅速に除菌を行う機器。
 - 全自動遺伝子解析装置（GeneXpert）、リアルタイム濁度測定装置（LAMP法）⇒迅速に検体からコロナ診断を行う機器。
 - 人工呼吸器、ポータブルX線撮影装置（FPD一体型回診用）⇒コロナ患者の診断、治療に活用。

【物資確保】

- ◇衛生材料の確保
 - 感染症流行初期は、病院の在庫分及び備蓄していた感染防護具セットで対応したものの、世界的な需要の急増によりN95（ハイラック）、サージカルマスク、プラスチックガウン、フェイスシールド、グローブ等の調達が困難な状況が続き、1回で廃棄せずしばらく着用したまま従事するなど廃棄抑制に努めたが、一方で職員の負担は増した。
 - サージカルマスクについては、病院職員の使用に支障が生じないよう、全ての所属において、毎日、使用枚数を報告し、在庫管理を徹底することとした。なお、サージカルマスクの使用については、令和2年12月までは厚生労働省等からの物資供給分で賄っていた。
 - その他、市民・企業等からマスクなど物品等を御寄附いただいた。
- ◇試薬、薬品の確保
 - 感染拡大に伴い、新型コロナウイルスの検査試薬の使用量が増加し、調達が不安定な時期もあった中、委託や数種の試薬の量を日々調整し対応。
 - 抗菌薬等一部薬品の出荷停止や出荷制限に対して、代替薬品など適宜対応。

「医療提供等（市立病院に関する部分）」に係る主な取組

【院内体制】（保健衛生局）

◇新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（令和2年4月～現在継続中）

- 院長の下、副院長、看護部長、副看護部長、病院経営部長、感染症科医師、感染管理認定看護師などで構成。
- 新型コロナウイルス感染症対策調整会議を開催 ⇒ 月1回程度開催（ゾーニング・病棟体制・物資供給状況・職員感染対策など協議）
- 感染対策チーム（ICT＝Infection Control Team:医師・看護師・臨床検査技師等）が、感染対策に係る方針策定や現場対応等の中核として尽力。

◇人員体制

- 医師⇒呼吸器内科、感染症内科を始めとした内科系医師の負担軽減のため、コロナ軽症・中等症病棟の担当やPCR等検査を全科の医師で分担。
- 看護師⇒
 - ・新型コロナウイルス感染症患者は通常より労力が增大するため、コロナ病棟に多くの看護師を配置。
 - ・新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのための県（調整本部）や保健所からの連絡窓口は、休日も含め副看護部長が担当。
- 医療技術員⇒胸部CT撮影や検査増による診療放射線技師・臨床検査技師の休日日直人員を増員。
- 事務⇒休日も含め新型コロナウイルス感染症患者受け入れのための車からの誘導、新型コロナウイルス感染症入院患者のCT検査・内視鏡処置等による院内移動対応、HER-SYSによる発生届入力、新型コロナウイルス感染症患者の院内売店買い物代行などに従事。

◇サービス対応

- 院内感染対策として、国や学会等基準を踏まえ、職員の陽性、濃厚接触者、その周辺者に対する当院基準による就業制限について、人事課から休暇等制度の許可を得て対応。
※サービス対応のほか、報酬対応として人事課と協議し新たに防疫等業務手当を支給。その後、令和2年6月議会で成立した新型コロナウイルスの特例手当を支給。

【その他対策】

◇新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ時・院内フロア間移動時の動線確保

- 院内病棟間や手術室など移動時の動線について、カラーコーン、テープ、立ち入り禁止張り紙等を用いてゾーニング。
- 病棟間等移動時の度、職員用エレベーターを専用化。使用後は、クリーンパーテーション（室内汚染空気の正常化を行う器機）を設置し除菌。

◇入院前・手術前検査の実施、面会禁止等の対応

- 入院前・手術前に新型コロナウイルス検査を実施したほか、面会を禁止。また、職員は患者のいる場所では、マスクとゴーグルを着用。

「医療提供等（市立病院に関する部分）」に係る主な取組

【その他対応（転院調整）】（保健衛生局）

高度急性期・急性期医療機関である市立病院での急性期治療を経過した患者で、日常生活へのすぐさまの復帰が難しいケースは少なくなく、この場合、急性期病棟（新型コロナ病棟）から回復期リハビリテーション病棟や療養病棟、地域包括ケア病棟などの後方病院や施設に一度転院し、そこで必要なリハビリ等を受けて自宅等に復帰することが必要となる。



市立病院患者支援センター



後方病院への転院や在宅療養環境の調整等の支援

<対応状況>

- ◇ 感染拡大初期は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れ可能な病院や施設の数が多かったため、調整に時間を要することがあった。
- ◇ 中盤以降は、一般病棟に入院している患者の転院についても受入先からPCR検査を求められるケースが多くなったが、院内の関係部署と連携し体制を整えることで対応することができた。
- ◇ 死亡時の手続等についても支援

<新型コロナウイルス感染症治療後介入件数>

	件数
令和元年度	0
令和2年度	24
令和3年度	110
令和4年度	185
令和5年度	3
合計	322

※死後対応を含む。令和5年度は5月7日までの実績。

「医療提供等」に係る主な取組

【特殊消防対象物における特命編成について】（消防局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症陽性者受け入れ宿泊施設において災害が発生した場合の、入居者の自主避難による感染拡大を防止する観点から人員輸送車を特命編成し、一時避難・待機場所として活用することで感染拡大防止体制を確立する。

<概 要>

当該受け入れ宿泊施設において発生した「中高層建物火災」「集団救急」「緊急確認」事案において、通常の編成に加え、人員輸送車を同時に出場させるとともに、社会的影響が大きい事案であると捉え、「集団災害等の準備態勢」を発令し警防本部を設置する。

<期 間>

令和2年4月14日～令和5年5月1日

<実 績>

災害発生に備え、万全を期した。なお、本期間内における災害出場は以下のとおり。

令和2年 出場なし

令和3年 出場なし

令和4年7月 中高層建物火災 大宮パイオランドホテル 警防人員輸送1及び警防人員輸送2 誤報のため途中引揚げ

令和5年 出場なし

<取組で生じた課題及び対応>

入居者情報について受け入れ宿泊施設と共有を図ったが、日々入れ替わる入居者情報を共有するために多くの労力を割いた。入居者一覧を受け入れ宿泊施設で管理し、受け入れ人数のみを消防側で把握するようにした。また、災害発生時には、受け入れ宿泊施設から入居者情報を提供してもらうこととした。

「医療提供等」に係る主な取組

【救急活動における感染防止対策】（消防局）

<目 的>

救急活動中の感染防止及び活動後の消毒体制を強化した。

<実 績>

オゾン発生装置4台を配備（令和4年7月31日使用終了）
N-95マスク、サージカルマスク、感染防止衣などを配備
委託料（医療廃棄物）を増額

<補助額・率>

95,906,000円（新型コロナウイルス感染症対応地方
創生臨時交付金）



オゾン発生装置

「医療提供等」に係る主な取組

【特設救急隊の運用】（消防局）

<目的>

市内の救急需要に適切に対応するため、搬送先の決定した新型コロナウイルス感染症確定患者の緊急搬送を行った。

<概要>

令和3年8月頃の流行、いわゆる第5波の影響を受け、救急需要は急激に増大し、救急隊員の負担増加はもとより、救急業務全体がひっ迫する事態となった。これらの状況を踏まえ、市内の救急需要に適切に対応するため、保健所による計画的病院調整後の新型コロナウイルス感染症確定患者の緊急搬送を専用で対応する特設救急隊を配備して運用した。

<期間>

令和3年8月18日～令和5年5月7日

<実績>

出場件数 458件



(4) 「検査体制」に係る主な取組

「検査体制」に係る成果と課題

＜主な成果＞

- 新型コロナウイルス感染症発生当初は、採取した検体を医療機関等で検査することが出来なかったことから、健康科学研究センター（地方衛生研究所）内で検査出来る体制を整え、検査を実施するとともに、順次、検査機器の追加配備等により、検査体制の強化を実施した。
- 令和2年4月（第1波）にはPCR検査が保険適用になったことから、保健所において市内医療機関とPCR検査の委託契約を開始し、令和5年5月の5類移行までに市内451の医療機関と契約し、新型コロナウイルス感染症疑い患者への検査を実施した。
- 令和3年4月（第4波）より高齢者施設等において、施設の新規入所者や従事者等を対象に検査キットを配布し、PCR検査や抗原定性検査を実施し、感染者の早期発見による、感染拡大・集団感染の防止に寄与した。

＜今後の課題＞

- 新興・再興感染症発生初期は、民間の検査機関や医療機関において検査出来る体制整備に時間を要することから、少なくとも感染症発生後1か月程度は健康科学研究センターのみで検査を担える体制を整備するとともに、平時より研修実施等により人材育成を進めておく必要がある。
- 健康科学研究センターのみでは、検査体制に限界があることから、有事の際は、迅速に民間の検査機関を活用することが必要であるため、平時より民間の検査機関におけるPCR検査等の検査能力を把握するとともに、状況に応じて、民間検査機関の確保や民間の検査能力強化にも取り組む必要がある。
- 市内医療機関においても、早期に検査できる体制を平時より整備しておくとともに、新興・再興感染症への感染対策等に対する知識の習得を促していく必要がある。
- 第4波より集中的検査を開始したが、高齢者等の重症化リスクが高い方が集まる施設においては、新興・再興感染症発生当初より集中的検査を行い、未然に複数感染を防ぐことが重要であるため、入所時や従事者のスクリーニングのための検査を早期に実施できる仕組みを平時より検討しておくことが重要である。

「検査体制」に係る主な取組

【検査体制の整備（健康科学研究センター内）について】（保健衛生局）

実施時期	整備内容
令和2年1月	新型コロナウイルス感染症検査に対応可能となる
令和2年5月	リアルタイムPCRシステム（※1） 1台増設
令和2年7月	自動核酸抽出装置（※2） 2台増設
令和2年12月	次世代シーケンサー（※3） 1台設置
令和3年1月	N501Y変異株スクリーニング検査に対応可能となる
令和3年3月	全自動核酸抽出増幅検査システム（※4） 1台設置
令和3年6月	L452R変異株スクリーニング検査に対応可能となる
令和3年7月	次世代シーケンサーを用いたゲノム解析の開始
令和4年1月	G339D変異株スクリーニング検査に対応可能となる

※1 リアルタイムPCRシステム：検体中のウイルスの有無を検査する装置

※2 自動核酸抽出装置：検体から核酸(DNA/RNA)を自動で抽出する装置

※3 次世代シーケンサー：ゲノムの配列を決定する装置

※4 全自動核酸抽出増幅検査システム：検体からの核酸抽出と検体中のウイルスの有無を調べる装置

「検査体制」に係る主な取組

【帰国者・接触者外来の設置について】（令和2年2月～）（保健衛生局）

<設置の経緯>

令和2年2月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」により、新型コロナウイルス感染症の「疑い例」を診察する「帰国者・接触者外来」の設置について国から通知された。

（主な設置実績）

令和2年2月10日 市内4病院に「帰国者・接触者外来」を設置

令和2年4月6日 市内5病院目の「帰国者・接触者外来」を設置

令和2年4月24日 PCR検査の保険適用に伴い、「帰国者・接触者外来」に準ずる医療機関として、市内医療機関とPCR検査委託契約を開始

<受診対象者>

- ・第1波における検査対象は「疑い例」であったが、第2波以降、患者増加に伴い検査対象は有症状の濃厚接触者と無症状の濃厚接触者となった。
- ・その後、市内医療機関でのPCR検査実施数の増加に伴い、平日の検査は市内医療機関で実施できるようになり、医療機関が休診しているゴールデンウィークや年末年始の検査を「帰国者・接触者外来」で実施するよう医療機関と調整した。
- ・第7波以降は抗原検査が主流となったため、「帰国者・接触者外来」では検査目的の受診ではなく、調整困難な患者の外来診察を受けてもらうよう医療機関の協力を得た。

「検査体制」に係る主な取組

【保健所による行政検査（検体採取・検体回収等）について】（令和元年度末～）（保健衛生局）

<概要>

令和2年2月から、帰国者・接触者外来等において採取した検体について、保健所の職員が検体を各病院から回収し、行政検査を実施していた。

しかし、検査が可能な医療機関等が限られていたため、行政検査として、令和2年4月から12月まで検査採取を保健所内で行った。

医療機関における行政検査については、令和2年12月途中からは検体移送等の業務委託を開始し、令和5年5月7日に終了した。

保健所による行政検査については、第4波を件数のピークとし、第5波から現在までは、検査対象を高齢者施設等に限定したことから、感染者数に影響を受けるものの、行政検査としては縮小傾向にある。

<実績>

検体搬送等委託の実績

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
件数	1,284件	2,042件	101件	3,427件

<今後について>

令和5年5月8日に5類感染症に移行したが、高齢者施設等については、一定期間は引き続き行政検査の対象とする。

「検査体制」に係る主な取組

【地域外来・検査センターの設置について】（保健衛生局）

<事業概要>

帰国者・接触者外来の増加策及び外来の対応能力向上策の一つとして、都道府県、保健所設置市又は特別区が都道府県医師会・郡市区医師会等に運営委託を行い、行政検査を集中的に実施する機関である帰国者・接触者外来又は保健所や医療機関の医師の判断に基づき依頼を受けて行政検査（主に検体採取）を行うもの。

※ 本市においては、さいたま市4医師会等の協力のもと、令和2年5月1日から順次開設し、市内4か所（医師会毎に1か所）に設置した。

※ 設置場所については風評被害や近隣の混乱等も考慮し、非公開とした。

<実施期間>

令和2年5月 から 令和4年6月まで

センターを設置した当初は市内で検査できる医療機関の数は15程度と限られており、本市の検査体制を強化する目的で事業を開始したが、医療機関における検査体制は当該設置当時と比較し、大きく強化されていることから、一定程度の役割は終わったものとして、事業終了。

※ 岩槻医師会については令和4年3月末、浦和・大宮・さいたま市与野医師会については令和4年6月末で終了。

※ 地域の実情等も考慮し、医師会毎に終了時期が異なることとなった。

<検査実績>

◇ 令和2年度（5月～3月） 検体採取数：4,746検体 陽性者数：247人 陽性率：5.2%

◇ 令和3年度（4月～3月） 検体採取数：4,724検体 陽性者数：1,725人 陽性率：36.5%

◇ 令和4年度（4月～6月） 検体採取数：761検体 陽性者数：274人 陽性率：36.0%

※数値については4医師会（令和4年度については3医師会（GWのみ岩槻医師会を含む4医師会））の総計

「検査体制」に係る主な取組

【大宮南銀座地域に係る臨時PCR検査会場の設置について】（保健衛生局）

<目的>

複数のクラスター感染が発生した大宮南銀座地域のキャバクラ・ホストクラブ従業員等にPCR検査を行うことで、新型コロナウイルス感染症の市中感染拡大を防止する。

<日時・対象>

日程	場所	対象
令和2年7月15日～ 令和2年7月31日	大宮区内（具体的な場所は非公表）	大宮南銀座地域でキャバクラ・ホストクラブの全従業員
令和2年10月21日～ 令和2年11月15日	大宮区内（具体的な場所は非公表）	大宮南銀座地域で接待を伴う飲食店の従業員 ※キャバクラやホストクラブだけでなく、スナック、パブなどの 営業形態の店舗も対象として実施

<結果>

日程	検査対象店舗数	検査実施店舗数	検査実施人数	陽性者数	陽性率
7月15日 ～7月31日	81店舗	68店舗	563人	1人	0.18%
10月21日 ～11月15日	111店舗	78店舗	614人	8人	1.3%

【検査場の様子】



<受付>



<問診>

「検査体制」に係る主な取組

【休日等の診療検査体制の強化について】（保健衛生局）

＜事業概要＞

休診の医療機関が多いお盆や年末年始の長期休暇期間に、埼玉県において、都市医師会が発熱外来PCRセンター業務を診療・検査を行う医療機関に再委託し、都市医師会ごとの診療・検査体制の強化を図るもの。

※ 当該事業が開始する以前も、本市においては、長期休暇時について、休日夜間急患診療所において検査できる体制を整備していた。

＜実施期間＞

お盆期間：令和4年7月30日から令和4年8月31日までの内、休診の医療機関が多い木・土・日曜日

年末年始：令和4年12月4日から令和5年2月28日までの内、年末年始（12月29日から1月3日）及び日曜日・祝日

GW：令和5年4月29日から令和5年5月5日までの内、祝日

＜委託料＞

・ 1日あたり6時間以上開院する医療機関：1日154,840円

※ ただし、お盆期間時には本来休診日である医療機関が臨時開院した場合に限るとの制約有り。

・ 1日あたり3時間以上6時間未満開院する医療機関：1日77,420円（年末年始及びGWのみ）

・ 1日100件以上の診療及び検査を行った場合は、1日当たりの委託料に154,840円加算（年末年始及びGWのみ）

なお、委託料の支払は、本市含めて、埼玉県が一括して実施。

＜実績＞

お盆期間：延べ 41 医療機関増加（対象日13日間）

年末年始：延べ 269 医療機関増加（対象日21日間）

GW：延べ 54 医療機関増加（対象日4日間）

「検査体制」に係る主な取組

【市営桜木駐車場での抗原検査キットの無料配布について】（保健衛生局）

<事業概要>

埼玉県から抗原検査キットの提供を受け、重症化リスクの低い有症状者や濃厚接触者を対象に、抗原検査キットを無償配布するもの。

<配布期間>

①令和4年8月16日から令和4年8月31日まで（土日祝日を含む） 午前10時から午後6時の間

※配布場所の都合により8月27日は未実施。

②令和5年1月2日 及び 3日 午前10時から午後3時の間

※抗原検査キットの事前購入を市民にお願いしていたことから、事前にキットを入手できず、かつ、どうしても必要とする方への最低限の提供体制を整える目的で実施。

<配布方法>

電子申請（さいたま市電子申請・届出サービス）による予約後、原則、ドライブスルー方式で配布

<配布場所>

市営桜木駐車場（大宮区桜木町3丁目1-1）

<配布実績>

◇①：合計申込件数 7,566件、配布個数 7,269個

◇②：合計申込件数 734件、配布個数 753個



「検査体制」に係る主な取組

【高齢者・障害者施設等における検査体制について】（福祉局）

<事業概要>

No.	事業内容	期間	検査対象	概要
1	PCR検査費用補助事業	令和2年12月～令和5年3月末 (※障害者施設は、令和3年4月～)	新規入所者（入所施設） 施設従事者（令和3年6月まで）	入所施設に新規入所する市民や、施設の従事者が、自費（自由診療）によるPCR検査を受けた場合にその費用を補助する。 (施設の従事者は、令和3年7月からはPCR検査事業に一本化。)
2	PCR検査事業 (検査キット配布方式)	令和3年4月～令和3年10月末 令和4年1月～令和4年9月末	新規入所者（入所施設） 施設・事業所の従事者	入所施設に新規入所する市民の方や、施設・事業所の従事者を対象とした、検査キット配布方式によるPCR検査を実施する。
3	抗原定性検査キット購入費補助事業	令和4年8月～令和4年12月末	施設・事業所の従事者	補助対象施設が、補助対象期間における頻回検査に使用した抗原定性検査キットの購入に要する経費を補助する。
4	抗原定性検査キット配布事業 (市調達)	令和4年9月（1回目） 令和5年3月（2回目）	施設・事業所の従事者 施設入所者・サービス利用者	施設・事業所において発熱や喉の痛み等、感染が疑われる従事者及び利用者が発生した場合に活用できる、抗原定性検査キットを配布。 (市が競争入札により調達した、抗原定性検査キットを配布)
5	抗原定性検査キット配布事業 (厚生労働省配布)	①令和3年9月 ②令和4年11月（1回目） ②令和5年3月（2回目）	施設・事業所の従事者	①入所施設において発熱や喉の痛み等、感染が疑われる従事者が発生した場合に活用できる、抗原定性検査キットを配布。 ②施設・事業所の従事者を対象とした、頻回検査を実施するための抗原定性検査キットを配布。 (厚生労働省から特例的に配布された、抗原定性検査キットを配布)

<実績>

期・波 年度	第3波			第4波			第5波						第6波						第7波			第8波							
	令和2年度			令和3年度									令和4年度																
事業/月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
PCR検査費用補助事業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
PCR検査事業					■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■	■	■								
抗原検査定性キット購入費補助事業																					■	■	■	■	■				
抗原定性検査キット配布事業（市調達）																						★							★
抗原定性検査キット配布事業（厚生労働省配布）										★														★				★	

(5) 「ワクチン」に係る主な取組

「ワクチン」に係る成果と課題

＜主な成果＞

- 令和3年1月（第3波）、円滑なワクチン接種を推進するため「新型コロナウイルスワクチン対策室」を設置し、ワクチン接種に関する各種施策について、一元的に実施する組織とした。
- ワクチン接種開始当初（第3波）より、ワクチンに関する専用ダイヤルである「ワクチンコールセンター」を開設し、市民からの予約や相談に対応できる体制を整備するとともに、区役所等においてもワクチン接種予約や相談の支援を行う窓口を設置し、接種予約や相談に関する支援体制を強化した。
- 市内医療機関によるワクチン接種を補完するため、令和3年6月（第4波）より順次、集団接種会場や、より多くの市民が接種できる会場として特設会場を設置した。
- 基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者や子どもに関わる学校関係者及び児童福祉施設等従事者、妊娠中の方や受験生等を対象とし、集団接種会場において、専用接種枠により優先接種を実施した。
- 初回接種について、目標を1か月以上前倒し、令和3年10月中（第5波）に接種率70%を達成した。

＜今後の課題＞

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更（2類→5類）に関わらず、ワクチン接種は予防接種法に基づき、令和6年3月末まで特例臨時接種として実施する。
- ワクチン接種開始に向けて、本市においても担当所属を新たに創設し対応したが、全住民対象に接種を行う事例が過去になかったことから、当初の見込みより人員不足が顕著であった。
- 今般の経験を踏まえ、感染症への対応としてワクチン接種が要となることから、有事の際は、流行初期よりワクチン対応に従事する職員を十分に配置できるよう、平時より組織・人員体制を整備しておく必要がある。
- 集団接種会場を設営できる場所は市内で限られていることから、有事の際のワクチン接種会場について、平時より検討しておく必要がある。
- 有事の際に、希望する方が速やかにワクチン接種できるよう、平時より医療機関と体制整備をしておく必要がある。

「ワクチン」に係る主な取組

【ワクチン対策調整会議の設置】（市長公室）

＜目 的＞

ワクチン接種を推進する上で発生する諸課題に対し、関係部局が連携し迅速に対応するため、副市長を座長とする会議体を設置する。

＜概 要＞

ワクチン接種の推進に関し、特に各分野、各局区等をまたがる課題等が発生した際に情報共有の上、迅速かつ機動的に対応する。会議結果を市長へ随時報告するとともに、指示を仰ぐ。

座 長：高橋副市長

構成員：理事（市長公室担当）、市長公室長、総務局長、財政局長、市民局長、保健福祉局長、総合政策監、理事兼デジタル改革推進部長
本部長・全局区長・行政委員会事務局長及び座長が指定する職員を必要に応じて招集

＜実 績＞

- 令和3年6月 ワクチン対策調整会議の設置
 - 市HPでのワクチン接種に関する効果的な情報発信について
- 7月
 - ワクチンの優先接種について
 - ワクチン接種証明書について
- 8月
 - 保健所業務への応援体制について
- 10月
 - ワクチン接種済証再発行について

「ワクチン」に係る主な取組

【新型コロナウイルスワクチン対策室の設置について】（保健衛生局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症の発生状況への対処として、ワクチンの円滑な接種につなげるため、令和3年1月20日、さいたま市保健所内に新型コロナウイルスワクチン対策室を設置した。

<市町村の役割>

国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施

身近な場所で接種が受けられる仕組みとして、市町村は住民向けの接種体制を構築

<所掌事務>

- ・接種会場の確保
- ・医師や看護師の手配
- ・ワクチン配送
- ・接種券の印刷と発送
- ・コールセンターの設置
- ・健康被害救済制度
- ・国や県及び関係機関との連絡調整 等

<組織の主な変遷>

()内は当時の専従職員数

令和2年12月	疾病予防対策課に専従職員を配置	(4名)
令和3年1月	新型コロナウイルスワクチン対策室を新設 【室長1、室長補佐1、係員7】	(9名)
令和3年4月	新型コロナウイルスワクチン対策室の体制強化 【室長1、室長補佐1、主幹1、係員12】	(15名)
令和3年7月	新型コロナウイルスワクチン対策室の体制強化 【室長1、副参事1、室長補佐1、主幹1、係員12】	(16名)
令和3年9月	新型コロナウイルスワクチン対策室の体制強化 室長を次長職、その下に管理担当・ワクチン接種担当・集団接種担当の3担当制、担当ごとに副参事と補佐級職員を配置 【室長1、副参事3、室長補佐1、主幹3、係員9】	(17名)
令和3年10月	新型コロナウイルスワクチン対策室の体制強化 【室長1、副参事3、室長補佐1、主幹3、係員14】	(22名)
令和5年4月	管理担当と集団接種担当を統合し、管理担当とワクチン接種担当の2担当制へ移行 【室長1、副参事1、室長補佐1、主幹1、係員20】	(24名)

※上記の専従職員のほか、令和4年3月末までに延べ33名の兼務職員を配置

「ワクチン」に係る主な取組

【さいたま市ワクチンコールセンターの開設について】（保健衛生局）

<目的・概要>

新型コロナウイルスワクチン接種に係る予約の受付、相談体制の確保を目的としてさいたま市ワクチンコールセンターを設置し、運営するもの。

<開設日時>

開設時期：令和3年3月1日～（年中無休）

開設時間：午前9時から午後9時まで（令和3年12月31日までは午前9時から午後5時まで）

<実績>

令和2年度

ブース数	166席
問い合わせ件数	1,156件
予約件数	— (予約受付開始前のため無し)

令和3年度

ブース数	-5/19	166席
	5/20-5/28	182席
	5/29-7/11	200席
	7/12-7/20	231席
	7/21-	250席
問い合わせ件数		2,370,350件
予約件数		751,927件 (Web含む)

令和4年度

ブース数	250席
問い合わせ件数	621,708件
予約件数	255,027件 (電話予約のみ)

令和5年度（※）

ブース数	250席
問い合わせ件数	60,497件
予約件数	19,174件 (電話予約のみ)

※令和5年度は、4月1日から5月7日までの件数

「ワクチン」に係る主な取組

【新型コロナウイルスワクチン接種に関する相談・予約支援について】（保健衛生局）

<目 的>

ワクチン接種予約の相談や予約の支援を行うため、区役所や図書館、公民館にワクチン相談窓口を設置した。

<概 要>

- ・ 開設場所 10区役所、
図書館の一部（中央、大宮西部、北、春野、与野、桜、北浦和、武蔵浦和、東浦和、岩槻）、
公民館等の一部（生涯学習総合センター、指扇、大砂土、桜木、大砂土東、鈴谷、田島、岸町、文蔵、
大古里、岩槻本丸）
- ・ 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

<実 績>

令和3年度（区役所）

予約件数	19,356
相談件数	39,117

令和3年度（図書館）

予約件数	3,337
相談件数	5,589

令和3年度（公民館）

予約件数	2,611
相談件数	3,535

令和4年度（区役所）

予約件数	17,042
相談件数	34,193

令和4年度（図書館）

予約件数	2,132
相談件数	2,698

令和4年度（公民館）

予約件数	1,685
相談件数	1,950

令和5年度（区役所）

予約件数	628
相談件数	2,513

令和5年度（図書館）

予約件数	127
相談件数	155

令和5年度（公民館）

予約件数	119
相談件数	150

※令和5年度は、4月1日から5月7日までの件数

「ワクチン」に係る主な取組（窓口の一例）

【ワクチン接種予約に関する相談窓口開設（公民館/図書館）】（教育委員会）

<目的>

インターネット予約サイトを使用可能な環境がない、又は利用方法がわからない市民向けに相談窓口を開設し、ワクチン接種予約を支援するもの。

<対象施設>

生涯学習総合センター、拠点公民館（10館）
及び図書館の一部に開設（中央、大宮西部、北、春野、与野、桜、北浦和、武蔵浦和、東浦和、岩槻）

<実績>

接種予約の相談・支援を令和3年5月25日から令和5年5月8日までの期間に公民館で計5,706件、図書館で計8,455件実施したことで、早期のワクチン接種に寄与した。



<取組で生じた課題>

当初は予約サイトへのアクセスができない、予約枠がない事や各回の予約開始時には多くの方が来館したことで混乱した。特に、公民館は高齢者が多いことから説明にも時間を要し、相談対応する職員が不足する時期もあった。

「ワクチン」に係る主な取組

【集団接種会場の設置について】（保健衛生局）

1. 区役所会場の開設

高齢者の優先接種の開始に伴い身近な施設（場所）での接種を目的に **10区すべての区役所内** に接種会場を開設

開設期間：令和3年6月13日※～令和3年9月5日の土日開催（全25日） ※見沼区及び岩槻区 先行実施

接種数：40,791回

- ・ワクチン接種専用バス運行 6区：西区・北区・見沼区・桜区・南区・岩槻区
- ・ワクチン接種シャトルタクシー運行 4区：大宮区・中央区・浦和区・緑区

2. 特設会場の開設

多くの方が接種できる会場として **大規模な仮設の接種会場** を開設

開設期間：市営桜木駐車場 令和3年6月21日～令和5年2月11日
浦和競馬場第1駐車場 令和3年6月29日～令和3年8月9日

接種数：247,703回

- ・専用シャトルバス運行
- ・学校関係者及び児童福祉施設等の従事者、妊婦及びパートナー、受験等を予定している方、基礎疾患を有する方等への優先接種 及び
さいたま市内に所在する企業・大学等の団体を対象とした団体単位での接種を実施（市営桜木駐車場）

3. 公共施設・民間施設に 集団接種会場を開設

市内医療機関や集団接種会場の配置状況を踏まえ 接種会場の偏在の解消などを目的に **公共施設・民間施設** に接種会場を開設

接種数：440,779回（公共施設95,988回 民間施設344,791回）

公共施設：産業振興会館 見沼グリーンセンター 市民会館おおみや（RaiBoC Hall） 旧市民会館うらわ 文化センター
武蔵浦和コミュニティセンター 市立高等看護学院 大宮駅西口臨時接種会場 中浦和駅前会場

民間施設：イオン・イオンモール全店 ステラモール 大宮高島屋 ダイエー大宮店・西浦和店 芝浦工業大学 パトリア東大宮店
さいたまスーパーアリーナ 浦和コルソ ロイヤルパインズホテル浦和 ワッツ東館

「ワクチン」に係る主な取組（区での一例）

【新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営】（西区、見沼区、南区）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生の減少、及びまん延防止を図ることで、市民の生命や生活を守るために実施。

<概 要>

- ・週末接種分のワクチンの受領。
- ・他の会議室等の有効活用や日程等を調整し、大会議室を接種専用の会場として使用。
- ・土・日の週休日に、市民（接種予約者）に対し、ファイザー社製ワクチンの接種を行う。
- ・ワクチン接種終了後、接種会場の原状復帰。

<実 績>

- ・1日最大180人の市民に接種し、延べ約4,000回接種。(西区、南区)
※令和3年6月19日～令和3年9月5日の週休日、計24回実施
- ・接種会場内に保健センター職員を常駐させることで接種時の安全管理を行うとともに、動線に基づいた人員配置のほか、接種ブースや待合場所のレイアウトを工夫することで、接種会場を事故なくスムーズに運営することができた。(見沼区)
※令和3年6月13日～令和3年9月5日の週休日、計25回実施（6月13日は午前のみ）

「ワクチン」に係る主な取組（区での一例）

【集団接種会場における余剰ワクチン活用のための連絡体制の構築】（緑区、南区）

<目的>

集団接種会場における余剰ワクチンの活用

<概要>

集団接種会場において、予約のキャンセル等による余剰ワクチンの発生に備え、あらかじめ未接種の職員の緊急連絡体制を構築しておき、余剰ワクチンの廃棄を防止するとともに、職員の接種率向上につなげた。

<成果>

延べ70名以上の職員に余剰ワクチンの接種を実施することができた。

<取組で生じた課題及び対応>

事前に職員の接種希望を確認して、緊急連絡体制を構築しておくことが必要である。

「ワクチン」に係る主な取組

【ワクチン接種専用バス、シャトルタクシーの運行】（保健衛生局）

1. 区役所会場 ワクチン接種専用バス・ワクチン接種シャトルタクシー

■ 利用実績

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
専用バス	130	273		211		339		455		438	1,846
シャトルタクシー			178		112		196		41		527

■ 運行ルート

- ・専用バス：平日運行しているコミュニティバスと同じルート
- ・シャトルタクシー：大宮区（大宮駅東口⇔大宮区役所）・中央区（与野駅西口⇔中央区役所）・浦和区（北浦和駅西口⇔浦和区役所）・緑区（東浦和駅⇔緑区役所）

2. 特設会場 シャトルバス

	■ 利用実績			■ 運行ルート
	令和3年度	令和4年度	計	
浦和競馬場	22,239		22,239	浦和駅東口⇔浦和競馬場 / 南浦和駅西口⇔浦和競馬場 / 東浦和駅⇔浦和競馬場
市営桜木駐車場	82,847	16,080	98,927	大宮駅西口⇔市営桜木駐車場

3. 公共・民間施設 専用シャトルバス（タクシー）

	■ 運行期間	■ 利用実績	■ 運行ルート
見沼グリーンセンター	令和3年7月3日,4日,24日,25日（4日間）	42	土呂駅⇔見沼グリーンセンター
芝浦工業大学	令和3年7月31日～令和3年8月29日の土日※（8日間）	368	東大宮駅⇔芝浦工業大学大宮キャンパス

※平日の運行については、大学が運行するスクールバスを利用させていただいたため集計不可

「ワクチン」に係る主な取組

【新型コロナウイルスワクチン接種予約の代行について】（保健衛生局）

<目的>

インターネットでの予約に不安がある方を支援するため、接種予約の代行窓口を設置するもの。

<概要>

- ・ 開設場所 市内商業施設
- ・ 受付時間 午前10時から午後6時まで（一部除く）

<実績>

第1回

会場数	市内22か所
期間	令和4年1月17日～ 令和4年2月28日 (43日間)
相談件数	12,682人
予約件数	5,595人



第2回

会場数	市内20か所
期間	令和4年7月7日～ 令和4年8月19日 (44日間)
相談件数	14,184人
予約件数	6,710人



第3回

会場数	市内18か所
期間	令和4年11月1日～ 令和4年11月30日 (30日間)
相談件数	10,367人
予約件数	5,217人

「ワクチン」に係る主な取組

【新型コロナウイルスワクチン協同（職域）接種事業について】（経済局）

<概要>

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、地域中小零細企業の活力強化・地域経済の早期回復に結びつけるため、さいたま商工会議所が実施する新型コロナウイルスワクチン協同（職域）接種事業に対し補助を行うもの。

<対象者>

さいたま市内事業所の従業員及び同居家族等

<期間>

<1回目接種> 令和3年9月6日～21日の間の平日11日間
<2回目接種> 令和3年10月4日～19日の間の平日11日間

<実績>

補助額 47,209,124円

接種実績

<1回目接種> 4,253名（さいたま商工会議所会員 3,290名／非会員 963名）

<2回目接種> 4,225名（さいたま商工会議所会員 3,270名／非会員 955名）

合計 8,478名

「ワクチン」に係る主な取組

【ワクチン接種連絡会について】（保健衛生局）

<目 的>

市町村が接種の体制整備やワクチンの流通体制を速やかに構築する必要があり、医師会等と体制整備に向けた情報共有・意思決定のため設置したものの

<経 緯>

- ・ 令和2年12月18日 厚生労働省が「第1回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会」を実施
- ・ 令和3年1月7日 さいたま市で「ワクチン接種に向けた勉強会」を開催し、各医師会から1名を選任し、市との調整役として連絡会への出席を依頼
- ・ 令和3年1月21日「第1回新型コロナウイルスワクチン接種連絡会」を開催し、定期的を開催

<構成員>

- ・ 予防接種推進専門協議会副委員長（オブザーバー）
- ・ 浦和医師会代表
- ・ 大宮医師会代表
- ・ さいたま市与野医師会代表
- ・ 岩槻医師会代表
- ・ 保健所長
- ・ 介護保険課長
- ・ 障害支援課長
- ・ 新型コロナウイルスワクチン対策室長
- ・ 事務局（新型コロナウイルスワクチン対策室）

<実 績>

開催回数 67回
（令和3年から令和5年5月7日まで）

年度	開催回数
令和2年度	9回（令和3年1月21日～）
令和3年度	36回
令和4年度	20回
令和5年度	2回

「ワクチン」に係る主な取組

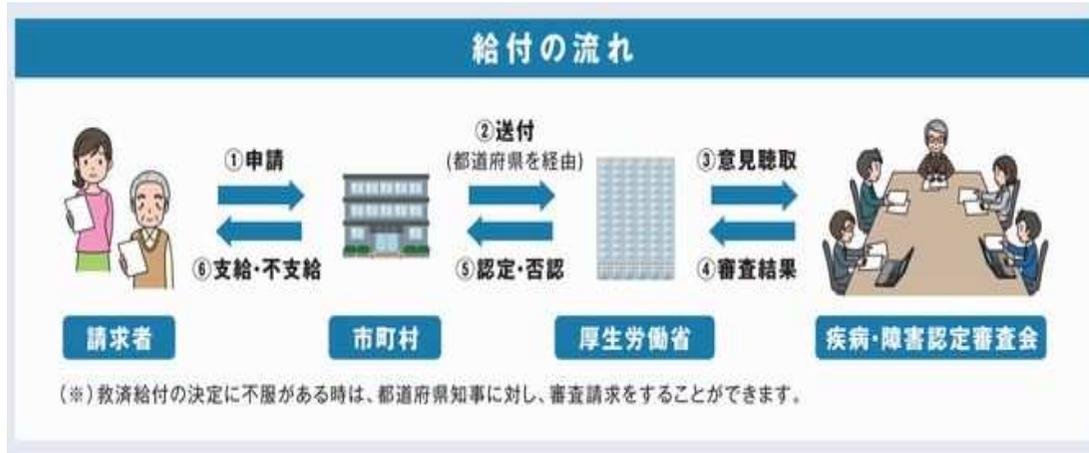
【予防接種健康被害調査委員会の開催について】（保健衛生局）

<設置目的>

予防接種法に基づく予防接種に関連して発症したと思われる健康被害の適正かつ円滑な処理を図る。

<予防接種健康被害救済制度の概要について>

予防接種後の副反応による健康被害は、極めてまれではあるが不可避免的に生ずるものであることを踏まえ、接種に係る過失の有無にかかわらず、厚生労働大臣が予防接種と健康被害との因果関係を認定した場合、予防接種法に基づく救済給付をするもの。



<新型コロナウイルスワクチン接種案件の審査状況>

	令和3年度	令和4年度				計
	第1回	第1回	第2回	第3回	第4回	
審査件数	10	4	7	15	13	49
審査結果	-	-	-	-	-	-

※令和5年5月8日時点で、厚生労働省より審査結果について回答なし。

<委員会省略案件の審査状況>

アナフィラキシー等の即時型アレルギー（うち、接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したものに限り）に係る医療費等の請求について、様式6-1-1を使用した場合は、委員会を省略することができる。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	4	1	1
審査結果	4	1	0
認定	4	1	0

※令和5年5月8日時点で、令和5年度の案件については厚生労働省より審査結果の回答なし。

(6) 「高齢者・障害者対策」に係る主な取組

「高齢者・障害者対策」に係る成果と課題

＜主な成果＞

- 感染者が発生した介護保険事業所等へ、必要な人員確保のために要した費用や感染予防のための衛生用品の購入補助等を行うことで、介護事業所が事業を継続できる体制を確保した。
- 高齢者施設等へ、感染対策の専門家である感染管理認定看護師が具体的な指導を行うことで、各施設において効果的な感染対策を講じることができた。
- 高齢者が集まる有料老人ホームに対して、オンラインにて感染管理認定看護師による感染症対策の講義を実施することで、更なる感染予防意識の醸成を図った。
- 令和元年度から令和3年度にかけて、障害福祉サービス事業所等が購入する衛生用品等の費用等に対する補助金を、延べ489事業所に交付することで、サービス提供体制の支援を行った。
- 令和2年4月より、障害福祉サービスを継続して提供するために必要な費用に関する補助金を合計169事業所に交付することで、サービス提供体制の支援を行った。
- 新型コロナウイルスへの感染に不安を感じていた身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び保護者の方々が、再認定及び再判定のために医療機関や区役所等へ外出する必要がなくなり、不利益が生じることなく手続きをすすめることができた。

＜今後の課題＞

- 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について、埼玉県と必要な連携体制・情報共有を継続する必要がある。
- 感染対策の指導を行う市立病院の感染管理認定看護師の人員体制を確保するとともに、指導が必要な高齢者施設等へ事業の周知を強化する必要がある。
- 変化する感染対策について、専門家による継続的な指導体制を確保する必要がある。
- 身体障害者手帳及び療育手帳の再認定及び再判定を延期したことにより、翌年度の認定、判定件数が増加した。特に、療育手帳の判定については現状の職員数では対応できず、会計年度任用職員（心理判定員）を新たに雇用し対応した。今後、同じような対応をとる場合には状況に応じて必要な職員体制を確保する必要がある。

「高齢者・障害者対策」に係る主な取組

【障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業について】（福祉局）

<事業概要>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業所が購入する衛生用品等の費用等に対し補助を行うもの。

<補助対象事業所>

令和元年度：全ての障害福祉サービス事業所等
令和2年度：全ての障害福祉サービス事業所等
令和3年度：障害児入所施設、障害児通所施設

<補助対象経費>

- ・マスク、消毒液等の衛生用品の購入費用
- ・感染者が発生した施設における施設内の消毒費用
- ・感染防止を目的とした広報・啓発活動の実施に要する費用

<補助額>

1事業所あたり5万円（上限）
補助合計額 令和元年度：3,238千円、令和2年度：12,380千円、令和3年度：3,248千円

「高齢者・障害者対策」に係る主な取組

【アクティブチケット追加交付及び長寿応援ポイント・いきいきボランティアポイントの追加付与】 (福祉局)

<目的>

事業・取組を実施する目的を、新型コロナウイルス感染症の影響による外出の自粛に伴い、施設の休館や活動が思うように行えない状況を鑑み、追加交付及び追加付与を行うもの。

<概要>

- アクティブチケット追加交付
 - ・実施内容 2枚追加交付
 - ・実施期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日
 - ・実績（利用枚数）令和2年度：42,461枚、令和3年度：67,222枚
追加配布を行ったことにより、令和元年の利用枚数（令和元年度：100,447枚）に比べ、55%程度に維持することができた。
- 長寿応援ポイント追加付与
 - ・実施内容 1年度につき10ポイント（200円分）を追加付与
 - ・実施期間 令和2年4月1日～令和5年5月8日
 - ・実績（交換者比率）令和2年度：44%、令和3年度：39%、令和4年度：43%
追加付与を行ったことにより、令和元年の交換者比率（令和元年度：48%）に比べ、10%程度の減少に抑えることができた。
- いきいきボランティアポイント追加付与
 - ・実施内容 1年度につき4ポイント（400円分）を追加付与
 - ・実施期間 令和2年4月1日～令和5年5月8日
 - ・実績（交換者比率）令和2年度：56%、令和3年度：46%、令和4年度：48%
追加付与を行ったことにより、令和元年の交換者比率（令和元年度：63%）に比べ、20%程度の減少に抑えることができた。

「高齢者・障害者対策」に係る主な取組

【介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業について】（福祉局）

<目的>

介護サービス事業所・介護施設等が関係者との連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して補助金を交付するもの。

<対象>

1. 介護サービス事業所等におけるかかり増し経費

- ① 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等
- ③ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
 - ・事業所・施設等の消毒・清掃費用
 - ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料
- ④ ①～②以外の通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合
 - ・訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料

2. 上記①、②及び自主的に休業した介護事業所等との連携に係るかかり増し経費支援

- ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料
- ・（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用 等

<補助額>

- ・特別養護老人ホーム…定員1人あたり38千円
- ・通所介護…1事業所あたり537千円
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）…定員1人あたり36千円
- ・訪問介護…1事業所あたり320千円（一部抜粋）

<交付実績>

- ・令和2年度…42,287千円（47件）
- ・令和3年度…6,900千円（7件）

※令和3年度以降に発生したかかり増し経費等に対しての補助金は、埼玉県が実施する「サービス提供体制確保事業補助金」に移行

「高齢者・障害者対策」に係る主な取組

【障害福祉サービス等支援事業所における感染者対応経費補助事業について】（福祉局）

<目 的>

利用者又は職員等に新型コロナウイルス感染症が発生した事業所等において、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、必要な経費等（事業所の消毒費、割増賃金等）を補助するもの。

<対象事業所>

- ・新型コロナウイルス感染症が発生した事業所や濃厚接触者に対応した事業所
- ・新型コロナウイルス感染症が発生した事業所に職員等を応援派遣した事業所等

<補助対象経費>

- ・事業所等の消毒
- ・マスク、手袋等の衛生用品の購入費
- ・人員確保のための割増賃金、宿泊費等 等

<補 助 額>

事業所ごとに基準単価（※）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を補助額とする。
※サービスごとに基準単価を設定（例：生活介護 631千円、児童発達支援 271千円、居宅介護 107千円）

「高齢者・障害者対策」に係る主な取組

【高齢者施設等へのオンラインによる感染予防対策支援事業の実施について】（福祉局）

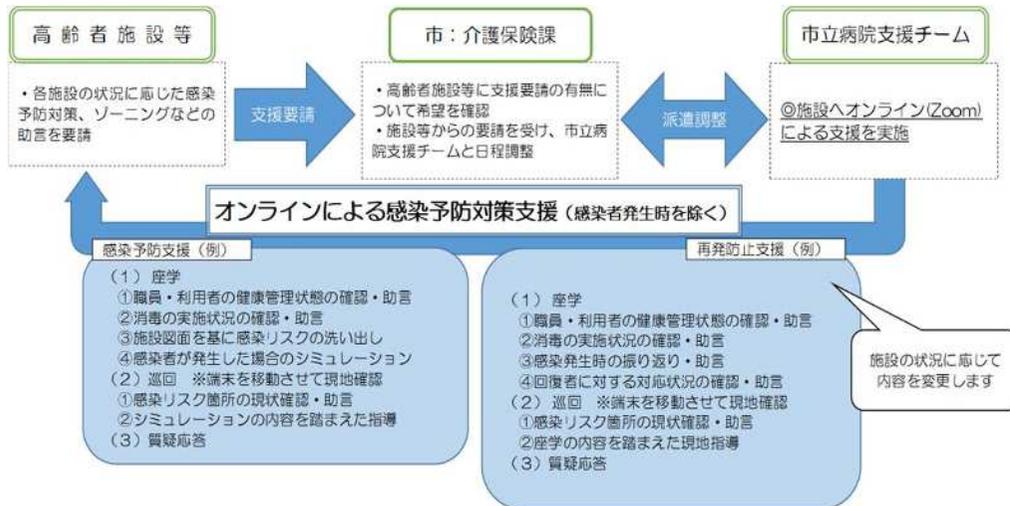
＜目 的＞

高齢者が集団生活している高齢者施設や通所介護保険事業所等は、特に感染予防が重要になることから、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るため、市立病院の感染管理認定看護師等がオンラインで日常業務における感染予防対策について支援するもの。

＜対 象＞

高齢者入所施設（特別養護老人ホーム等）及び通所系介護保険事業所（デイサービス事業所等）

＜事業概要＞



＜実 績＞

実施施設数: 9 施設

（大変満足している：8施設、満足している：1施設）

※令和5年3月現在まで

実施施設の感想例

「今までも感染対策は十分に注意していたが、気付かない点も多く、大変参考になった。

学んだことを感染防止マニュアルの中に加えて、今後に生かしたい。」

「高齢者・障害者対策」に係る主な取組

【高齢者施設等への応援看護師派遣事業の実施について】（福祉局）

<目的>

新型コロナウイルスの感染者数が急増し、療養体制が不十分となった高齢者施設等に看護師を派遣し、施設内の感染拡大や療養者の重症化を防止することに協力した介護事業者に対し、補助金を交付するもの。

<派遣対象施設>

新型コロナウイルス感染者数が急増し、療養体制が不十分となった以下の高齢者施設等

- ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設
- ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・短期入所生活介護事業所 ・短期入所療養介護事業所

<応援看護師の業務内容>

- ・感染拡大防止のための入所者等及び従業者への指導・助言
- ・施設の配置看護師としての通常の業務（健康管理・緊急時の対応・各種委員会への参画・記録の作成など）

<補助内容>

補助対象事業者： 応援看護師派遣支援事業の登録事業者として申し出た市内で介護事業所を運営する法人

補助額： 補助事業者として登録した場合 50,000円
応援看護師の派遣実績に応じ、以下の金額を合算して交付
・1時間につき 4,800円 ・1日につき 20,000円

補助実績： 令和3年度 登録事業者1事業者（派遣実績なし） 補助額：50,000円
令和4年度 登録事業者1事業者（派遣実績なし） 補助額：50,000円

「高齢者・障害者対策」に係る主な取組

【有料老人ホームに対する感染症対策を含めた集団指導の実施について】（福祉局）

<概要>

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年老発0718003厚生労働省老健局長通知）」に基づき市内有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対して、感染症対策としてオンラインにて集団指導を実施したものの

<内容>

有料老人ホーム等における感染症（新型コロナウイルス感染症）対策として以下の内容に関して感染管理認定看護師より講義

- ・感染症対策の柱について
- ・標準予防策について
- ・手指衛生のタイミング
- ・環境清掃のポイント
- ・健康観察について
- ・新型コロナウイルスについて

<実績>

参加施設（アンケート回答施設数）…187施設／253施設（73.9%）

【アンケート内容】

- ・標準予防策を施設全体で徹底し、感染予防、感染拡大を防いで健全な施設運営に努めていきます。
- ・感染症対策について、ゾーニングに関しての方法・導線等を今一度見直し、感染症対策に努めたい。
- ・感染症対策について慣れてきてしまっている部分が必要発生するため、一介助一手洗いの徹底と職員個々のマスクを外す前後の手洗いもしくは手指消毒の徹底、普段手を触る回数が多い箇所への消毒対応を徹底しコロナだけでなく、インフルエンザ等の予防としても職員全体で意識をしていくことが必要であると改めて感じた。
- ・コロナ感染症対策は、大変勉強になりました。当施設では3月にクラスターが発生した事がありますので、今後の対策として改めて従業員教育に活用したいと思っております。等

「高齢者・障害者対策」に係る主な取組

【地域包括支援センターによる感染拡大防止等の周知と相談対応について】（福祉局）

<目的>

高齢者に対して、発熱時の受診行動の啓発と相談を実施する。

<概要>

- ・市内27か所の地域包括支援センターにて「発熱時の受診行動啓発ポスター」を掲示。
- ・地域包括支援センターが日ごろから行っている総合相談業務において、新型コロナウイルス感染症に関する相談にも対応。

<成果>

高齢者等、地域包括支援センターの利用者に向けて、幅広く発熱時の受診行動について周知することができた。また、新型コロナウイルス感染症が拡大し、不安になる高齢者の相談に応じ、支援することができた。

「高齢者・障害者対策」に係る主な取組

【身体障害者手帳再認定手続き及び療育手帳再判定手続きの取扱いについて】（福祉局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛や接触機会の低減により、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者に不利益が生じることを防ぐ。

<概 要>

身体障害者手帳再認定及び療育手帳再判定にかかる次回判定年月が令和2年3月から令和3年2月までの身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者について、再認定及び再判定年月を1年間延期する。

療育手帳再判定にかかる次回判定年月が令和3年3月から令和4年2月までの療育手帳所持者において、本人や保護者が希望する場合は書類にて判定を実施する。

<成 果>

新型コロナウイルスへの感染に不安を感じていた身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び保護者の方々が、再認定及び再判定のために医療機関や区役所等へ外出する必要がなくなり、不利益が生じることなく手続きをすすめることができた。

(7) 「報道・情報発信」に係る主な取組

「報道・情報発信」に係る成果と課題

＜主な成果＞

- 報道発表については、本市で1例目の陽性者が確認された令和2年3月（第1波）においては、本庁部署（地域医療課）が所管していたが、患者数の増加に伴い、迅速で正確な報道内容の整理及び報道対応をする観点から、令和2年4月（第1波）より、保健所の所管において報道対応を行うこととした。また、第1波より対面で実施していたが、令和2年12月（第3波）は感染対策の観点等も踏まえ、Zoomによる集合取材の運用へと変更し、効率化を図った。
- コロナ禍においては、患者の発生情報や感染症発生動向、ワクチン接種等について、市ホームページで公表するとともに、延べ1,194回の記者発表を行い、併せて、議題として105回の市長記者会見を行った。
- その他、感染症対策等について、TwitterやLINE、YouTube等のSNS、駅のデジタルサイネージや地方広報誌、チラシやポスター等、あらゆる媒体の活用や街頭キャンペーンの実施などにより、情報発信を行い、市民への周知・啓発を実施した。

＜今後の課題＞

- コロナ禍においても、常に個人情報に留意しながら報道発表を行ってきたところであるが、事前にどこまでを発表項目とするか、その基準について設けられていなかったことから、平時より国や県と連携し、有事の際の報道発表項目の整理を行い、統一的な基準の下に、報道を行うことが望ましい。
- 特に、死亡案件やクラスター等の機微な案件については、各自治体で公表内容に差異がなく、統一的な基準で報道ができるよう国や県に求めていく。
- 有事の際は現場が逼迫していることを想定し、混乱した状態にあっても、適切に情報を把握し、国や県と密な情報共有の下に報道が行われるよう、平時より有事を想定した人員配置等の体制整備を検討しておくことが必要である。
- 災害級とも呼ばれる事態の際は、保健所が逼迫していることが想定されるため、一元的に報道対応を行う体制についても、今後、検討を行う必要がある。
- ホームページ等の情報発信については、市民ニーズや意見を把握しながら、リスクコミュニケーションの観点からも、市民が正確な情報の下、正しい行動が取れるよう、事前に保健所や衛生研究所等の部署間での調整を図るとともに、DXの活用等効果的な見せ方についても平時より検討しておくことが必要である。

「報道・情報発信」に係る主な取組

【広報・広聴事業について】（市長公室）

＜目的＞

新型コロナウイルス感染症に関する情報を、迅速かつ分かりやすく、市民に届ける。

＜概要＞

- ・多くの市民に情報を届けるため、市の持つ市報やホームページなど、あらゆる媒体を活用し、感染症に関する情報を迅速に市民に発信する。
- ・市民が、必要な情報を取得しやすくするため、特設ページの設置など、情報の集約を行う。
- ・市の広報媒体の周知の強化を図る。
- ・市民から集中的かつ大量に寄せられる提案・要望等と市の回答を集約し、迅速にホームページに掲載する。

＜実績＞

- ・ホームページや市報さいたまなど、あらゆる媒体で発信を行うとともに、緊急性が高い情報はSNSを積極的に活用した。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する、感染者の発生状況や対応状況について、市長メッセージを撮影し、配信した。
 - ・ホームページなどに、「新型コロナウイルス関連特設ページ」を設置し、情報を集約することで、市民が情報を取得しやすくした。
 - ・ワクチン接種クーポン券と一緒に広報媒体のチラシを同封し、情報が取得できる媒体の周知を図った。
- （ホームページ：最新情報を集約して掲載するとともに、SNS等の各媒体からの導き先としても活用。
市報さいたま：毎月号、情報を集約した「新型コロナウイルスに関するお知らせ」を設定し周知。
各媒体の発信：CityFMさいたま:157回、データ放送:35回、催事情報システム、デジタルサイネージ:295回）
- ・JRの駅周辺で、埼玉県と連携し、「外出自粛等のお願い」等のパンフレットの配布など、街頭キャンペーンを18回実施した。
 - ・市民から集中的かつ大量に寄せられた提案・要望等と市の回答を集約し、迅速にホームページに掲載した（計16回更新）。

＜取組で生じた課題及び対応＞

- ・課題：緊急性の高い情報をインターネットを持たない市民に届けること。
- ・対応：ラジオやテレビのデータ放送の活用や、民間事業者と連携し、人の集まる場所にあるサイネージなどを活用した。

「報道・情報発信」に係る主な取組

【埼玉県と連携した街頭キャンペーンの実施について】（市長公室）

<目 的>

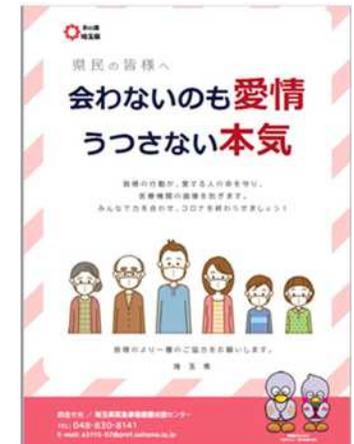
「緊急事態宣言」などを受け、市民に不要不急の外出自粛などをお願いするため、埼玉県と連携し、街頭キャンペーンを実施するもの。

<概 要>

市内のＪＲ駅周辺で、市長、副市長等が直接、外出自粛などのお願いをするとともに、市民にパンフレットを配布し、啓発をするもの。

<実 績>

- ・実施期間 令和3年1月8日～令和4年4月19日
- ・実施回数 18回
- ・実施場所 浦和駅、大宮駅、さいたま新都心駅などの駅周辺
- ・参加者 市長、副市長、県知事ほか



「報道・情報発信」に係る主な取組

【新しい生活様式の実施の呼びかけ運動】（都市戦略本部）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症に立ち向かおうという機運醸成のため、市民へ新たな生活様式の実施を呼びかける。

<概 要>

市内主要駅（2か所）と10区役所へメッセージ「がんばろう さいたま！ みんなで取り組もう新しい生活様式」の横断幕、のぼりを設置した。



<期 間>

令和2年6月15日～令和5年5月8日

<補助額・率>

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,383千円（補助率 国10/10）

「報道・情報発信」に係る主な取組

【BIツール（シティスタット基盤）を活用した情報発信について】（都市戦略本部）

<目的>

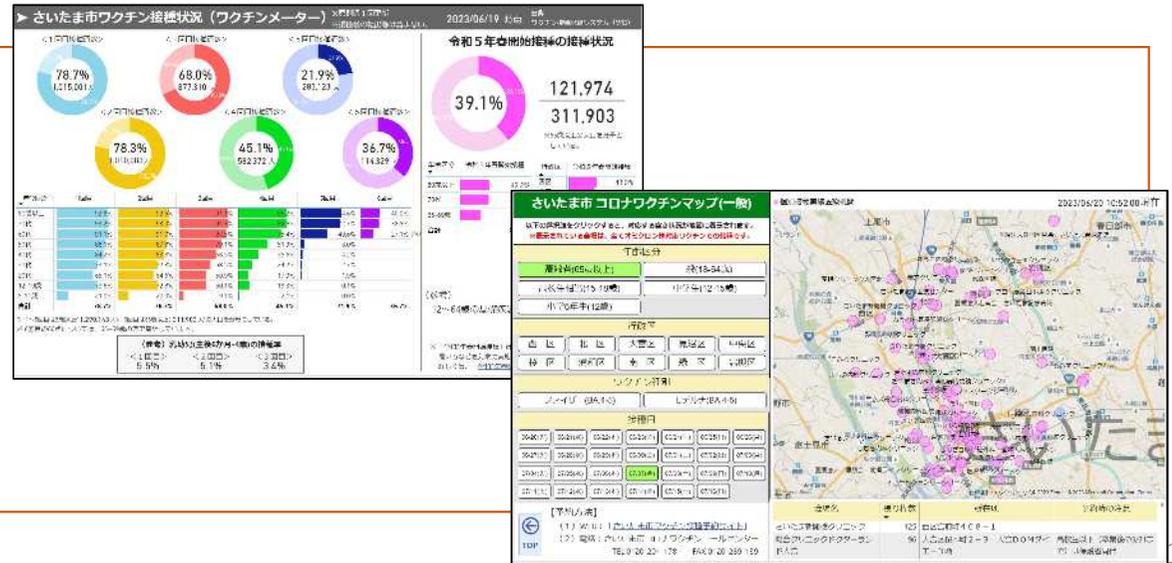
ホームページにて新型コロナウイルス陽性患者数や検査件数、ワクチン接種状況、ワクチン接種会場の空き枠などの最新の詳細な情報を分かりやすく情報発信するもの。

<概要>

BIツール（さいたまシティスタット基盤）を活用し、新型コロナウイルスに関連する情報で広く市民等への周知が必要な情報をグラフや地図などを使用し、分かりやすく、タイムリーに情報を発信するもの。

<実績>

- 令和2年4月1日～令和4年9月25日
新型コロナウイルス感染症患者の発生状況
- 令和3年6月11日～
さいたま市ワクチン接種状況（ワクチンメーター）
- 令和4年7月6日～
さいたま市ワクチンマップ



「報道・情報発信」に係る主な取組

【防災行政無線を用いた感染症対策の周知】（総務局）

<目的>

感染症対策の周知徹底、市内の感染状況の報告を行う。
（主に緊急事態宣言、まん延防止等重点措置期間に実施）

<概要>

- ・ 1日1～2回、防災行政無線を利用して感染症対策の周知徹底、市内の感染状況の報告等を行った。
- ・ 市長やアスリート等が放送することで、内容の認知度を高めるための工夫を行った。

<期間>

- ・ 令和2年度：令和2年4月14日～令和3年3月21日（合計162回実施）
- ・ 令和3年度：令和3年4月20日～令和4年3月21日（合計96回実施）

<取組で生じた課題及び対応>

- ・ より多くの人に聞いてもらうために、放送日時や時間を工夫することが必要となる。
- ・ 内容については、防災行政無線メールも配信しているが、他媒体も活用することでより効果が高まると考えられる。

「報道・情報発信」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染症等に関連した誤解や偏見に基づく差別防止について】（市民局）

＜目的＞

新型コロナウイルス感染症に関連した誤解や偏見に基づく差別を防止するため。

＜概要＞

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を行わないよう、市報や市ホームページ上で周知啓発を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別に悩む方を対象とした相談窓口を設置する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別に関する講演を開催する。

＜実績＞

- ・ 市報及び市ホームページ内に新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見に関する特集ページを設けた。
- ・ 特集ページにおいて、市長メッセージや埼玉県作成の啓発動画を公開するなど、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を行わないよう、市民へ呼びかけた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別に悩む方を対象とした電話相談窓口を設置した。
- ・ 令和2年度及び令和3年度の人権啓発講演会において、外部講師を招き、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別をテーマにした講演を行った。

＜取組で生じた課題及び対応＞

- ・ 令和2年度から4年度末までの相談総件数は41件にとどまり、相談窓口のより積極的な周知の必要性を感じた。
- ・ 講演会の開催時期が12月と固定化されていたため、新型コロナウイルス感染拡大時期と講演の実施日にタイムラグが生じた。今後、危機発生時に併せた迅速な講演の開催ができるよう検討が必要である。

「報道・情報発信」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染状況等に係る報道・情報発信について】（保健衛生局）

【記者発表】

<目的>

新型コロナウイルス感染症の発生情報を正確に把握し、患者の発生や感染動向等について、市民等へ迅速に提供・公開することにより、まん延を防止することを目的とする。

<報道・情報発信媒体>

- (1) 記者発表
- (2) 市長記者会見
- (3) ホームページ など

<実績>

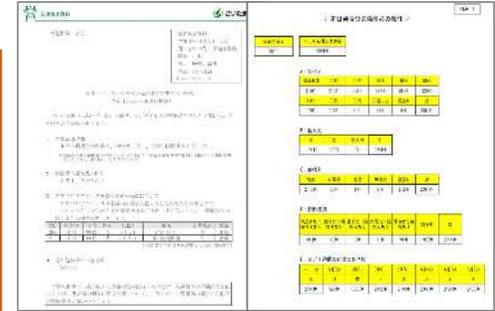
(1) 記者発表件数 1,044件 (2) 市長会見 66回

年度	件数
令和元年度	6
令和2年度	403
令和3年度	422
令和4年度	212
令和5年度	1

年度	回数
令和元年度	1
令和2年度	25
令和3年度	19
令和4年度	20
令和5年度	1

<患者発生に係る報道発表の経緯>

- 令和2年3月6日 本市1例目の報道発表
- 令和2年4月17日 所管を地域医療課から保健総務課へ移管
- 令和2年12月28日 Zoomによる集合取材について運用開始
- 令和4年4月11日 発表の陽性者一覧について、手入力からHER-SYSからの出力へ移行
- 令和4年9月26日 全数把握の見直しにより、市の公表を中止（県による一括公表へ移行）※HP更新停止
- 令和5年5月8日 5類移行により、日々の公表を中止



【市HP/患者の発生状況】



【市長記者会見】



「報道・情報発信」に係る主な取組

【ワクチンに係る報道発表について】（保健衛生局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、市民の生命及び健康を守るため、新型コロナウイルスワクチンの接種の実施について、市民に報道・情報発信するもの

<報道・情報発信媒体>

- (1) 記者発表
- (2) 市長定例記者会見
- (3) 取材対応

<実績>

(1) 記者発表件数 150件

年度	件数
令和2年度	5件
令和3年度	93件
令和4年度	50件
令和5年度	2件

(2) 会見の議題となった数 39回

年度	回数
令和2年度	3回
令和3年度	18回
令和4年度	17回
令和5年度	1回

(3) 取材対応した主な媒体

- ・埼玉新聞、読売新聞等新聞各社
 - ・NHK 首都圏ニュース
 - ・日本テレビ ZIP
 - ・テレビ朝日 報道ステーション
 - ・テレビ埼玉 ニュース545
- 等

「報道・情報発信」に係る主な取組

【ワクチン関連の啓発活動について】（保健衛生局）

<目的>

新型コロナウイルスワクチンの接種の実施について、市民への周知・啓発を図るため、各種媒体にて啓発活動を実施

<概要>

- ・ 1、2回目接種の際は「11月末までに対象者の70%が接種完了」という目標を立て啓発活動を行い、1か月前倒しとなる10月末に目標を達成
- ・ 3回目接種以降は、希望する方が接種できるよう体制を整備し、啓発活動を実施

<主な掲載物と実績>

- ・ 市報さいたまへの掲載（令和3年3月号～）
- ・ SNS（Twitter・LINE・Facebook）での発信（計178回）
- ・ 市内デジタルサイネージへの放映（30か所以上）
- ・ 公共施設や自治会掲示板へのポスター掲示
- ・ チラシの駅への配架や自治会回覧
- ・ 広報車での情報発信（令和3年5月～）



<4回目接種啓発チラシ>



<オミクロン株対応ワクチン啓発ポスター>

「報道・情報発信」に係る主な取組

【浦和レッズ、大宮アルディージャと連携した情報発信について】（保健衛生局）

<例>

<大型映像装置等における画像の放映>

主に第2波より、感染症対策啓発画像をホームスタジアムの大型映像装置で放映。
また、浦和駅改札口・大宮駅西口等のデジタルサイネージにおいては、クラブとコラボした当該画像を放映した。



大宮駅西口で放映した画像

<動画の作成>

第5波において、選手が出演する感染症対策等と呼びかける啓発動画を作成。
作成した動画はいずれも市ホームページやYouTube等のSNSにおいて配信するとともに、ホームスタジアムの大型映像装置や商業施設のデジタルサイネージ、区役所催事情報システムにおいて放映。



作成した啓発動画の1コマ

<ポスターの作成>

- 第8波において、選手の写真を使用した感染症対策と呼びかけるポスターを作成。
- 区役所や市立小・中学校、図書館、公園等、幅広い公共施設で掲示。



選手の写真を使用したポスター

「報道・情報発信」に係る主な取組

【浦和レッズ、大宮アルディージャ試合時のブース出展について】（保健衛生局）

＜ブース内容＞

第6波において、感染症対策の啓発を行うため、浦和レッズ、大宮アルディージャのホームゲームにおいて以下のとおりブースを出展。

感染症対策を呼びかけながら、啓発品であるウェットティッシュ及び缶バッジを市民へ直接手渡しで配布した。

	実施日	実施場所	ウェットティッシュ配布数	缶バッジ配布数
浦和レッズ	令和4年6月18日	埼玉スタジアム2002	各日3,000個	400個
	令和4年10月8日			200個
大宮アルディージャ	令和4年8月6日	NACK5スタジアム大宮	2,000個	300個



配布した啓発品



ブース出展の様子



「報道・情報発信」に係る主な取組

【チラシ・ポスター等の作成・配布について】（保健衛生局）

＜作成・配布実績＞

- ・感染症対策に係るチラシ・ポスター等について、以下のとおり作成・配布等を実施。
- ・区役所等、窓口を設置している公共施設を中心に市民へ配布等を行った。

※自治会や医療機関、公共交通機関等、公共施設以外に対しても配布等を行ったものは「★」を記載

	配布開始日	作成物（下段は発信内容）	作成部数	
第3波	令和2年11月24日	発熱時の受診行動啓発チラシ ★	200,000部	
		「埼玉県受診・相談センター」の案内及び感染症対策の呼びかけ		
	令和2年12月17日	発熱時の受診行動啓発ポスター ★	5,500部	
		「埼玉県指定診療・検査医療機関システム」及び「埼玉県受診・相談センター」の案内		
令和3年1月18日	緊急事態宣言に伴う感染対策徹底のお願いチラシ ★	16,100部		
		緊急事態宣言に伴う感染対策の徹底及び不要不急の外出自粛要請の呼びかけ		
	令和3年3月1日	啓発用チラシ入りマスク	5,000部	
		手洗いやマスク着用等の感染症対策の啓発		
第5波	令和3年7月30日	啓発用チラシ入りマスク	10,000部	
		正しいマスクの着用方法等の啓発		
第7波	令和4年10月28日	陽性者登録案内ポスター ★	10,000部	
		埼玉県陽性者登録窓口の案内及び登録の呼びかけ		
第8波	令和4年12月14日	新型コロナと季節性インフルの同時流行に備えた周知用チラシ ★	175,800部	
		〃	ポスター ★	510部
		同時流行を見据えた検査キット等の備えや、重症化リスク等に応じた受療行動を呼びかけ		

＜例＞



発熱時の受診行動啓発ポスター



陽性者登録案内ポスター 158

(8) 「会議・研修等」に係る主な取組

「会議・研修等」に係る成果と課題

＜主な成果＞

- 令和2年5月（第1波）において、医師会や市内入院受入医療機関を集めた意見交換会を開催し、以降、本市の課題や医療機関の課題等を共有し、次の波に備えた施策等の協議を行う場として、随時、必要に応じて開催した。
- 令和3年1月（第3波）からは、4医師会連絡協議会の役員会や幹事会に月1回程度、保健所長が出席し、新型コロナウイルス感染症に関する情報交換を実施するとともに、令和3年4月（第3波）からは市内の感染状況を週1回程度の共有を行い、市及び医療機関における対応の円滑化を図った。
- 高齢者が集まる有料老人ホームに対しては、令和4年8月（第7波）に、オンラインにて感染管理認定看護師による感染症対策の講義を行い、253の施設に対して集団指導を実施することで、更なる感染予防意識の醸成を図った。

＜今後の課題＞

- 高齢者施設等への対応として、平時から感染症対策に関する研修を実施するとともに、流行初期より積極的な指導を実施することで、職員を介した感染やクラスターを未然に防ぐための感染予防意識の共有を早期に図ることが必要である。
- 職員に対して感染症対策に関する研修等を平時より実施していくことで、感染症に関する知識習得や意識付けを促進させるとともに、保健師等のジョブローテーションによる保健所への配置や実務経験をすることにより、感染症に関する知識を有した人材育成をしていくことが求められる。

「会議・研修等」に係る主な取組

【さいたま市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議】（総務局）

<目的>

本市の新型コロナウイルス感染症への対応方針や取組等について、感染症の専門家から意見聴取を行うため。

<概要>

【設置根拠】

さいたま市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱（令和2年3月18日付け施行）

【委員構成】

医師その他感染症に係る専門的知識を有する者及び市職員（5、6名程度）

<期間>

【設置期間】

令和2年3月18日～令和5年5月8日

【開催回数】

全2回（①令和2年3月25日、②令和2年6月16日）

<実績>

【第1回】

施設やイベント、事業について、感染症予防の具体的事例等の助言を受け、市の対応方針等を決める上での一助とした。

【第2回】

緊急事態宣言後の施設の開館や第2波の対策について、必要な対策の助言を受け、市の対応方針等を決める上での一助とした。

<取組で生じた課題及び対応>

感染症対策は広域的に対応するべきものであり、埼玉県において、同様の会議体があることから、以降は、その内容を参考とした。しかしながら、市独自の対応等について、意見を徴収できる場を適宜開催することも、感染対策としては、有用であると考えられる。

「会議・研修等」に係る主な取組

【感染症対策ネットワーク会議の開催について】（保健衛生局）

<目的>

平時より医療関係団体及び医療機関とネットワークを構築し、感染症の流行状況に即して、感染症に係るサーベイランスの情報共有や診療・検査などの医療体制等について意見交換するもの。

<これまでの開催状況>

年度	開催日	議事
令和元年度	令和2年1月31日	・新型コロナウイルス感染症について（①本市における対応、②現状について情報共有、③今後の対応について）
令和2年度	令和2年4月9日	・COVID-19流行に係るさいたま市の状況について ・医療現場の状況について ・さいたま市の検査体制について ・今後の方針について
	令和2年10月20日	・新型コロナウイルス感染症についての現状 ・埼玉県におけるインフルエンザ流行期に備えた体制整備について
	令和3年3月1日	・新型コロナウイルス感染症の現状・対応に関する意見交換 ・抗インフルエンザウイルス薬及び个人防护具の備蓄について ・新型コロナウイルスワクチンに関する対応について
令和3年度	令和3年8月4日	・本市の新型コロナウイルス感染症の発生状況及びワクチン接種事業の実施状況について ・地域外来・検査センターにおける検査体制について ・宿泊・自宅療養者等への医療提供体制の強化について ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における対応について
	令和4年3月24日	・感染対策向上加算のカンファレンス実施に係る対応について
令和4年度	令和4年7月26日	・サル痘疑い例発生時の対応について ・次期感染症サーベイランスシステムの運用開始について ・小児の原因不明の急性肝炎の発生状況について ・本市の新型コロナウイルス感染症の発生状況について
令和5年度	令和5年4月28日	・本市の新型コロナウイルス感染症の発生状況及びワクチン接種事業の実施状況について ・5類移行に伴うさいたま市の対応について

「会議・研修等」に係る主な取組

【PPE（個人防護具）実技講習の実施（保健総務課主催分）について①】（保健衛生局）

	研修名	日にち	対象者	出席者数
第1波	感染予防研修会	令和2年4月16日	保健所兼務職員他	23名
第2波	感染予防研修会	令和2年7月17日	保健所職員（患者搬送担当）	6名
	感染予防研修会	令和2年8月6日	保健師（兼務発令後）	22名
	感染予防研修会	令和2年8月7日	保健師（兼務発令後）	16名
第3波	危機管理研修会 感染予防研修会	令和2年11月20日	保健師	17名
	感染予防研修会	令和2年12月17日	保健所職員（患者搬送担当）	6名
	感染予防研修会	令和2年12月21日	保健所職員（患者搬送担当）	8名
	感染予防研修会	令和2年12月25日	保健所職員（患者搬送担当）	5名
第4波	保健所及び保健センター等新任職員研修	令和3年4月16日	保健所・保健センター新任職員	23名
第5波	危機管理研修会	令和3年8月19日	保健師	2名
	危機管理研修会	令和3年8月30日	保健師	4名
	危機管理研修会	令和3年8月30日	保健師	4名
第8波	危機管理研修会	令和5年3月13日	保健師	29名

「会議・研修等」に係る主な取組

【PPE（個人防護具）実技講習の実施（保健科学課主催分）について②】（保健衛生局）

<概要>

- ・保健所、医療機関等の求めに応じて、各機関が必要とするレベルに合わせたPPE実技演習を実施した。
（協力実績：令和2年度計16回開催、令和3年度計4回開催、令和4年度計3回開催）
- ・国通知等に合わせ、職員の業務役割等に応じたPPEに関する情報提供や相談対応も合わせて行った。
- ・PPE実技演習がタイムリーに行えるよう、日頃より物品整備に努めた。
- ・PPE実技演習について、保健所等が必要とする時にタイムリーに対応できたことで、最前線で対応にあたる保健師等の感染防止を支援できた。

<今後の課題点>

- ・少人数に対するPPE実技演習等、保健所が支援を必要とする時に、当課へ依頼がしやすいような平時からの関係構築と支援可能な内容の共有が重要である。
- ・実技演習で修得したレベルを維持するために平時から確認研修を行い、一人でも多くの職員が適切にPPEを選択し着脱できるよう、引き続き取り組むことが重要である。
- ・一度の実技演習で習得するのは難しいので、平時から必要時個々に視聴できるような動画等のフォロー教材を提供していく必要がある。

「会議・研修等」に係る主な取組

【医療機関との意見交換会の実施について】（保健衛生局）

<目的>

各波毎の状況をふまえた課題等を振り返り、今後に向けた本市及び医療機関の連携について、意見交換を行うもの。

<参加者>

市内入院受入医療機関（院長等）、市内4医師会（医師会長等）、行政（保健所長、各所属長等）等

<議事概要>

年度	開催日	議事
令和2年度	令和2年5月29日	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の対応状況の報告 ①保健所からの報告、②各医療機関からの報告・今後の課題について共有 ①帰国者・接触者外来について、②小学生以下の検査対応について・意見交換
令和3年度	令和3年10月22日	<ul style="list-style-type: none">・さいたま市からの報告 ①感染者数等のデータによる振り返り、②第5波におけるさいたま市の取組、③第6波に向けた保健・医療提供体制の整備について・医療機関から第5波についての報告・意見交換
令和4年度	令和4年5月26日	<ul style="list-style-type: none">・さいたま市からの報告 ①感染者数等のデータによる振り返り、②第6波におけるさいたま市の取組・医療機関から第6波についての報告・意見交換 ①これまでの対応状況について、②今後の対応について
令和5年度	令和5年5月11日	<ul style="list-style-type: none">・さいたま市からの報告 ①感染者数等のデータによる振り返り、②これまでに実施したさいたま市の取組・医療機関から第1波～第8波までの課題等についての報告・意見交換

「会議・研修等」に係る主な取組

【4 医師会連絡協議会への定期報告について】（保健衛生局）

<目 的>

4 医師会及びその会員と新型コロナウイルス感染症に関連する情報を共有し、市および医療機関等における対応の円滑化を図る。

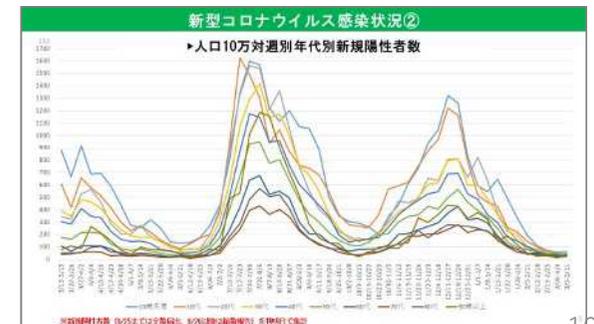
<内 容>

- ① 4 医師会連絡協議会の幹事会または役員会に保健所長が出席し、感染状況やワクチン接種等に関する情報交換会を行う。（月 1 回）
- ② 4 医師会連絡協議会に対し、市内の感染状況を定期報告する。（毎週）

<実 績>

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	合計
①新型コロナウイルス感染症に関する情報交換会 (令和 3 年 1 月から開始)	3 回	12 回	11 回	1 回	27 回
②感染状況の定期報告 (令和 3 年 4 月から開始)	—	50 回	52 回	6 回	108 回

< 4 医師会への報告資料 >



「会議・研修等」に係る主な取組

【コロナ禍の影響を踏まえた研修の実施】（保健衛生局）

<目的>

コロナ禍の影響を踏まえた、思春期、働く世代のメンタルヘルス、自殺予防に関する知識の習得。

<概要>

研修名「テーマ」	対象	方法・期間	申込数 参加者
地域支援研修 「新型コロナウイルスと自殺対策～自殺の現状 と地域に求められる支援とは～」	庁内関係機関・市内 関係機関の保健医療 福祉従事者	YouTubeにて限定配信 令和4年2月22日～ 令和4年3月8日	63人
産業保健と連携した講演会 「働く世代のメンタルヘルス～コロナの影響を ふまえて」	さいたま市 在住・在勤者	YouTubeにて限定配信 令和4年3月1日～ 令和4年3月15日	141人
精神保健福祉専門研修 「コロナ禍の子どもの理解と支援～思春期を中心に～」	市内 保健・福祉・ 医療・教育分野の職 員	集合研修 令和4年6月30日	44人

(9) 「子ども対策（保育園・学校等）」に係る主な取組

「子ども対策（保育園等）」に係る成果と課題

＜主な成果＞

- 緊急事態宣言発令又はまん延防止等重点措置適用に伴い、保育所（公立・私立）及び放課後児童クラブ（公設・民設）において、全ての保護者に対して登園・登室の自粛を要請し、子ども及び施設職員間での感染拡大の防止に努めた。また、自粛に応じた保護者には、利用日数に応じて保育料や指導料等を日割で返還し、施設利用に伴う保護者の経済的負担の適正化を図った。
- 保育所（公立・私立）において、新型コロナウイルス感染症の陽性又は濃厚接触者となった子どもや施設職員が発生した際に、休園措置又は登園自粛要請を行い、子ども及び施設職員間での感染拡大の防止に努めた。また、当該期間については、利用日数に応じて保育料等を日割で返還し、施設利用に伴う保護者の経済的負担の適正化を図った。
- 令和4年、オミクロン株による感染拡大に伴い保育所の休園が増加したため、エッセンシャルワーカー等の子どもに対して継続して保育が提供できるよう、代替保育を実施できる体制を整えた。また、保健所の積極的疫学調査が医療機関や高齢者施設等へ重点化されたことに伴い、保育所（公立・私立）において濃厚接触者候補者の調査を実施し、感染拡大の防止に努めた。
- 保育所（公立・私立・認可外）、私立幼稚園及び認定こども園の預かり保育事業、放課後児童クラブ（公設・民設）等において、感染症対策に係るかかり増し経費、物品購入費及び施設改修費への支援を行い、各施設が適切な感染症対策を講じながら事業を継続した。

＜今後の課題＞

- 新型感染症発生等の非常時には、保護者や施設からの相談や、休園・休室等各種措置への対応に係る業務量が膨大であり、保護者等への迅速な対応や職員の負担軽減を図るためにも、非常時の人員体制等、平時より対応を検討しておく必要がある。
- 登園・登室の自粛要請に伴い保育料や指導料等の還付が発生するが、施設への運営費支援は維持する必要があったため、市の財政的負担は増えた。今回のような長期化が想定される非常時においても、保護者や施設に対して適切な支援を継続できるよう、市として財政負担増へのリスクマネジメントが必要である。
- オミクロン株による感染拡大のなか、積極的疫学調査の重点化により、市職員や施設職員において濃厚接触者候補者の調査を実施したが、陽性者の行動履歴作成や検証など発生する業務量が膨大であったため、人員増強や調査方法の簡略化が求められる。

「子ども対策（保育園等）」に係る主な取組

【緊急事態宣言発令及びまん延防止等重点措置適用に伴う登園自粛要請(1/2)】（子ども未来局）

<目的>

緊急事態宣言発令及びまん延防止等重点措置適用に伴い、感染拡大防止のため、登園自粛を要請するとともに、該当期間の登園日数に応じた保育料等の日割りや自粛日数に応じた保育料の一部補助を行うもの。

<公立保育所>

【期間】

- ①令和2年4月8日～令和2年5月31日（緊急事態宣言）
- ②令和4年1月27日～令和4年3月21日（まん延防止等重点措置）

【対象施設】

全公立保育所 61施設

【課題】

- ・全公立保育所を対象として要請したため、保育料還付（日割り計算）による財政負担が大きかった。
- ・保育料及び給食費の還付に係る業務量が膨大であったため、非常時の人員体制等、平時より対応を検討しておく必要がある。

「子ども対策（保育園等）」に係る主な取組

【緊急事態宣言発令及びまん延防止等重点措置適用に伴う登園自粛要請(2/2)】（子ども未来局）

<私立認可保育施設>

【期間】

- ①令和2年4月8日～令和2年5月31日（緊急事態宣言）
- ②令和4年1月27日～令和4年3月21日（まん延防止等重点措置）

【対象施設】

- ①全私立認可保育施設 331施設
- ②全私立認可保育施設 394施設

【課題】

全私立認可保育施設を対象として要請したため、保育料還付（日割り計算）による事務負担及び財政負担が大きかった。

<認可外保育施設>

【期間】

- ①令和2年4月8日～令和2年5月31日（緊急事態宣言）
- ②令和4年1月27日～令和4年3月21日（まん延防止等重点措置）

【実績（交付人数）】

- ①840人
- ②1,042人

【課題】

保育料支援事業（日割り計算）による事務負担及び財政負担が大きかった。

「子ども対策（保育園等）」に係る主な取組

【陽性等と診断された場合の休園または登園自粛要請(1/2)】（子ども未来局）

<目 的>

職員又は在園児が新型コロナウイルス感染症に伴う陽性又は濃厚接触者になった場合に、感染拡大防止のため、休園又は登園自粛を要請するとともに、該当期間の登園日数に応じた保育料の日割りを行うもの。

<公立保育所>

【期間】

令和2年4月17日～令和5年3月31日

【対象施設】

全公立保育所 61施設

【実績】

陽性者または濃厚接触者の発生の都度、休園または登園自粛を要請。

- ・令和2年度：（休園）延べ2件 （登園自粛）延べ112件
- ・令和3年度：（休園）延べ163件 （登園自粛）延べ162件
- ・令和4年度：（休園）延べ9件 （登園自粛）延べ332件

【課題】

感染拡大の波が生じていた時期は、施設や保護者からの相談や休園等の通知、保育料・給食費の還付に係る業務量が膨大であったため、非常時の人員体制等、平時より対応を検討しておく必要がある。

「子ども対策（保育園等）」に係る主な取組

【陽性等と診断された場合の休園または登園自粛要請(2/2)】（子ども未来局）

<私立認可保育施設>

【期間】

令和2年4月17日～令和5年3月31日

【対象施設】

全私立認可保育施設

- ・令和2年度：331施設
- ・令和3年度：394施設
- ・令和4年度：435施設

【実績】

陽性者または濃厚接触者の発生の都度、休園または登園自粛を要請。

- ・令和2年度：（休園）延べ26件 （登園自粛）延べ160件
- ・令和3年度：（休園）延べ496件 （登園自粛）延べ594件
- ・令和4年度：（休園）延べ191件 （登園自粛）延べ5,678件

【課題】

- ・感染拡大の波が生じていた時期は、施設や保護者からの相談や、休園等の通知に係る業務量が膨大であったため、非常時の人員体制等、平時より対応を検討しておく必要がある。
- ・保育料還付（日割り計算）による事務負担及び財政負担が大きかった。

「子ども対策（保育園等）」に係る主な取組

【放課後児童クラブにおける登室自粛要請(1/2)】（子ども未来局）

<目 的>

感染拡大防止のため、登室自粛を要請するとともに、利用日数に応じて指導料を日割で還付し、又は運営事業者が利用料を返還した場合の経費を支援するもの。

<公設放課後児童クラブ>

【期間】

令和2年4月8日～令和5年3月31日

【対象施設】

全公設放課後児童クラブ 74施設

【実績】

令和2年度：（休室）延べ17件 （登室自粛）延べ77件
令和3年度：（休室）延べ36件 （登室自粛）延べ74件
令和4年度：（休室）延べ2件

【課題】

感染拡大の波が生じていた時期は、施設や保護者からの相談や、休室等の通知に係る業務量が膨大であったため、非常時の人員体制等、平時より対応を検討しておく必要がある。

「子ども対策（保育園等）」に係る主な取組

【放課後児童クラブにおける登室自粛要請(2/2)】（子ども未来局）

<民設放課後児童クラブ>

【期間】

令和2年度、令和3年度及び令和4年度（各年度通年）

【対象施設】

全民設放課後児童クラブ

- ・令和2年度：209施設
- ・令和3年度：216施設
- ・令和4年度：225施設

【実績（補助を実施した施設数）】

- ・令和2年度：208施設
- ・令和3年度：215施設
- ・令和4年度：19施設

【課題】

- ・感染拡大の波が生じていた時期は、施設や保護者からの相談や、休室等の通知に係る業務量が膨大であったため、非常時の人員体制等、平時より対応を検討しておく必要がある。
- ・利用料減免（日割り計算）による事務負担及び財政負担が大きかった。

「子ども対策（保育園等）」に係る主な取組

【一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）】（子ども未来局）

<目的>

オミクロン株の感染拡大に伴い、保育所等の休園が増加する中で、保育所等が休園し、かつ、応急保育の実施がされていない保育所等を利用する児童に対し、代替保育を実施するもの。

<期間>

令和4年2月18日～令和4年6月8日

<対象者>

- ①新型コロナウイルス感染症により休園している保育所等で、休園期間が特定された日の翌日から3日間以上（閉所日を除く）休園し、その期間内に応急保育が実施される予定のない施設に在園する児童
- ②同居の保護者全員が「社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）」又はひとり親家庭等であって、家庭での保育が困難な場合に該当する児童
- ③保育所等による接触状況等の調査が終了しており、調査の結果、濃厚接触候補者に特定されていない児童

<実績>

市内公立保育所	2施設	利用者：0人
私立認可保育施設	4施設	利用者：0人

<課題>

結果的に利用者が0人だったことから、利用要件・条件面等について検討の余地があるものと考えられる。

「子ども対策（保育園等）」に係る主な取組

【感染症対策に係る改修整備等事業】（子ども未来局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした施設改修をし、又は改修に係る経費を補助するもの。

<期 間>

令和4年度（令和5年度も一部継続）

<主な対象施設>

- ・ 公立保育所
- ・ 私立認可保育施設
- ・ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施する私立幼稚園及び認定こども園
- ・ 公設放課後児童クラブ
- ・ 民設放課後児童クラブ
- ・ 病児保育室

<概 要>

【主な改修内容】

- ・ 非接触型蛇口の設置（自動水栓化）
 - ・ ドア、手すり等の抗菌化
 - ・ トイレの洋式化
- 等

【補助金額（1施設当たりの上限）】

- ・ 私立認可保育施設及び幼保連携型認定こども園：1,029千円
- ・ 左記私立幼稚園及び認定こども園：1,000千円（病児保育事業：1,000千円）
- ・ 民設放課後児童クラブ：1,000千円

<主な実績>

- ・ 公立保育所：48施設
- ・ 私立認可保育施設：141施設
- ・ 公設放課後児童クラブ：56施設
- ・ 対象私立幼稚園及び認定こども園：9施設
- ・ 民設放課後児童クラブ：48施設
- ・ 病児保育室：2施設



「子ども対策（保育園等）」に係る主な取組

【感染症対策に係る物品購入・経費補助事業(1/2)】（子ども未来局）

<目的>

事業継続に必要となる衛生用品等を購入・配布し、又は購入に係る経費を補助するもの。

<期間>

令和元年度以降、順次

<主な対象施設・対象事業>

- ・ 公立保育所
 - ・ 私立認可保育施設
 - ・ 認可外保育施設
 - ・ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施する私立幼稚園及び認定こども園
 - ・ 公設放課後児童クラブ
 - ・ 民設放課後児童クラブ
 - ・ ハローエンゼル訪問事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業
 - ・ 里親事業
- 等

<概要>

【主な購入物品】

- ・ 不織布マスク
- ・ 消毒液
- ・ パーテーション
- ・ 空気清浄機 等

【補助金額（1施設当たりの上限）】

- ・ 年度や施設類型（事業）により、300千円～1,000千円



「子ども対策（保育園等）」に係る主な取組

【感染症対策に係る物品購入・経費補助事業(2/2)】（子ども未来局）

<主な実績>

- ・ 公立保育所
全61施設に対して、新型コロナウイルス感染症対策に必要なマスク、消毒液、空気清浄機等を購入。
- ・ 私立認可保育施設
令和元年度：245施設 令和2年度：延べ454施設（令和2年度は2回受け付けたことによる延べ施設数）
令和3年度：359施設 令和4年度：390施設
- ・ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施する私立幼稚園及び認定こども園
令和元年度：9施設 令和2年度：25施設
令和3年度：34施設 令和4年度：33施設
- ・ 民設放課後児童クラブ
令和2年度：138施設 令和3年度：208施設
令和4年度：224施設

<課題>

交付申請の確認による事務負担が大きかった。

「子ども対策（保育園等）」に係る主な取組

【認可外保育施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金】（子ども未来局）

<目 的>

感染拡大防止対策に係る費用を補助することにより、認可外保育施設等における新型コロナウイルス感染拡大を防止するもの。

<概 要>

令和2～4年度：感染症対策業務に従事した職員への手当、施設内消毒にかかる費用、感染症対策にかかる研修受講費等のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費を補助するもの。

令和5年度：感染者や感染者と接触した者が発生した場合に、認可外保育施設における職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等や職場環境の復旧・環境整備等に係る経費を補助するもの。

【実施年度】

令和2～5年度（いずれの年度も対象期間は4月1日～3月31日）

【補助額（1施設あたり）】

令和2年度：50万円　令和3～5年度：施設定員に応じて30万円～50万円

<成 果>

認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症対策を効果的に進めることができた。

【補助金交付実績】

令和2年度：97施設	34,913,753円
令和3年度：110施設	34,310,884円
令和4年度：99施設	31,114,402円

「子ども対策（保育園等）」に係る主な取組

【児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症対策事業】（子ども未来局）

<目 的>

児童養護施設等に対し、衛生用品の購入費用や感染予防業務に従事した職員にかかる人件費を補助するもの。

<実 績>

令和2年度 衛生用品の現物支給の他、6施設等へ補助（指定管理料の増額含む）を実施【10,573,706円】
令和3年度 8施設等へ補助（指定管理料の増額含む）を実施【10,055,510円】
令和4年度 9施設等へ補助（指定管理料の増額含む）を実施【6,790,500円】

<成 果>

いわゆるクラスターとなる施設等をほとんど発生させなかった。

<取組で生じた課題>

補助の対象が濃厚接触者となった職員の宿泊費等、多岐にわたるため、申請から交付までの事務処理量が膨大であった。

「子ども対策（保育園等）」に係る主な取組

【濃厚接触候補者調査】（子ども未来局）

<目的>

保健所による積極的疫学調査の対象除外に伴い、感染拡大を防ぐため、濃厚接触者候補者の調査を行うもの。

<期間>

令和4年1月28日～令和4年9月25日

<対象施設>

認可保育施設（公立・私立）

<取組で生じた課題>

陽性者の行動履歴作成、検証など濃厚接触候補者の特定に係る業務量が膨大であったため、人員増や調査の簡略化等が望ましい。

「子ども対策（学校等）」に係る成果と課題

<主な成果>

- 国からの要請により学校を一斉臨時休業とした。また、一斉臨時休業期間中においては、自宅等で過ごすことが適当でない児童生徒を在籍校にて受け入れることで、家庭への負担を軽減させた。
- 学校再開後においても、児童生徒又は教職員の感染判明に伴う臨時休業では、感染が判明した児童生徒等の登校状況や学校医の助言等を踏まえ、適切な臨時休業措置を行うことで感染拡大を最低限度に留めることが出来た。
- 一斉臨時休業に伴い、学校給食用食材のキャンセル料は保護者負担とせず、公費で負担をした。
- 一斉臨時休業期間中の学習教材及び学校再開後の復習教材として、教科書の内容を踏まえた学習動画を作成し、児童生徒が家庭で視聴できるようにした。令和2年4月7日から令和2年5月25日までの緊急事態宣言期間中には、通常授業とタブレット等を活用した自宅での同時双方向のオンライン授業を合わせた「ハイブリッド授業」を実施し、児童生徒の学びを保障した。また、オンライン授業に参加した場合は指導要録上欠席としなかった。
- 学校教育活動実施マニュアルや新しい部活動の在り方に関する方針を示すことで、感染対策と学校教育活動の両立が図ることが出来た。また、学校再開時の不登校や登校しぶり等に対応できるよう児童生徒の心のサポート手引き等の資料を示した。

<今後の課題>

- 一斉臨時休業措置による学校行事の延期等に伴う対応
- 学校給食用食材のキャンセル料の補償を行うには、各学校への状況確認や食材納入業者と補償内容、補償範囲についての調整といった事務負担が大きく、平時からの有事を想定した対応が必要である。
- オンライン授業時に回線遅延や回線遮断が発生する事象に対してのネットワーク環境の整備、故障や破損により端末が手元にない児童生徒への修繕代替機の貸出
- 教員間のICT活用指導力の格差解消
- 学校における感染対策について、保護者等の理解や協力が得られるよう、教育委員会と学校との間でコンセンサスを図った上での積極的な情報発信が求められる。

「子ども対策（学校等）」に係る主な取組

【一斉臨時休業】（教育委員会）

<概 要>

令和2年2月27日開催の国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、小・中・高等・中等教育及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示され、同月28日付け文部科学省通知を受けて、3月2日からさいたま市立学校の一斉臨時休業を決定したものの。

<期 間>

当 初：令和2年3月2日から令和2年3月13日まで

延長①：令和2年3月14日から令和2年3月26日（小・中学校）、又は年度当初の予定期日（高等・中等教育学校）まで

延長②：令和2年4月9日から令和2年5月6日まで

延長③：令和2年5月7日から令和2年5月31日まで

<実 績>

小学校 : 104校 中等教育学校 : 1校

中学校 : 58校

高等学校 : 3校

<課 題>

感染拡大の波が生じていた時期は、学校や児童生徒、保護者等からの問合せ、休業に係る業務量が膨大であったため、急な業務内容の変更に対応するため、人員体制の構築、見直しを図る必要が生じた。

「子ども対策（学校等）」に係る主な取組

【一斉臨時休業に伴う主な取組(1/3)】（教育委員会）

＜休業期間中の児童生徒の受入＞

【概要】

一斉臨時休業により、自宅等で過ごすことが適当でない児童生徒を在籍校にて受け入れるもの。

【期間】

令和2年3月2日から令和2年5月27日まで

【対象者】

小学校の児童及び中学校の特別支援学級に在籍し、次のいずれかに該当する児童生徒

- ①放課後児童クラブ等を利用し、保護者が仕事を休めない場合
- ②保護者が入院加療中等で面倒を見るのが困難
- ③その他、学校が必要と認めた場合

【実績】 ※延べ数（1日平均）

小学校 141,976名（3,223名）
中学校 330名（6名）

【課題】

急な休校に伴う対応であったため、受入れ基準の策定や、保護者等からの心配や不安の問い合わせが多かった。

＜学校給食費負担軽減等事業＞

【概要】

令和2年3月2日から春季休業までの臨時休業に伴う学校給食の中止について、食材のキャンセル料等を保護者の負担とせず、公費から負担するもの。

【実績】

食材納入業者等 124社

【課題】

補償を行うにあたり、各学校への状況確認や食材納入業者と補償額について調整を行う必要があり、事務負担が大きかった。

「子ども対策（学校等）」に係る主な取組

【一斉臨時休業に伴う主な取組(2/3)】（教育委員会）

＜準要保護世帯への昼食費の支給＞

【概要】

一斉臨時休業により学校給食の提供がなくなったため、その間における就学援助制度に基づく学校給食費の代わりとして、昼食費を創設し、支給するもの。

【対象者】

さいたま市就学援助要綱に基づく準要保護世帯

【実績（支給人数）】

令和2年3月分

- ・小学校：4,876人
- ・中学校：2,006人

令和2年4、5月分

- ・小学校：4,479人
- ・中学校：2,851人

【課題】

対象世帯の振込を行うにあたり、口座情報の把握を適切に行う必要があり、事務負担が大きかった。

＜学校再開に伴う消耗品等支援事業＞

【概要】

段階的な学校再開に際して、感染症対策及び児童生徒の学習保障を目的として、各学校に消耗品及び備品の購入経費を追加で配当するもの。

【期間】

- ・令和2年7月より順次、各学校に予算の追加配当を実施。
- ・令和2年7月から令和3年3月までの間に、各学校長の判断で必要な物品を購入。

【対象施設】

全小・中・高等・中等教育・特別支援学校
(小学校104校、中学校58校、高等学校3校、中等教育学校1校、特別支援学校2校)

【課題】

感染症対策用品など、入手に時間がかかったり、入手困難な物品があり、迅速な物品調達が難しかった。

「子ども対策（学校等）」に係る主な取組

【一斉臨時休業に伴う主な取組(3/3)】（教育委員会）

＜スクールアシスタント等配置事業＞

【概要】

臨時休業によって生じた授業の未実施分を補うために、家庭学習の準備、学級担任等の補助、児童生徒への支援等を行うもの。

【期間】

令和2年7月2日から令和3年3月31日まで

【実績】

全市立小・中・高等・中等教育及び特別支援学校（168校）にスクールアシスタント等の追加配置を行った。

なお、追加配置は、既に配置しているスクールアシスタントの勤務日数に追加することを基本とし、これにより対応できない場合には新規任用を行った。

【課題】

追加配置を行ったスクールアシスタントの、令和3年度以降の、勤務日数、勤務時間の維持ができなかったことが課題である。

「子ども対策（学校等）」に係る主な取組

【児童生徒又は教職員の感染判明に伴う臨時休業(1/2)】（教育委員会）

<概 要>

市立小・中・高等・中等教育及び特別支援学校において、児童生徒または教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、学校と教育委員会で協議し、感染が判明した児童生徒等の登校状況や学校医の助言等を踏まえ、総合的に判断し、学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖等の臨時休業措置を行うもの。

<実 績>

次頁参照。

<課 題>

感染拡大防止を目的とした臨時休業ではあったが、児童生徒が自宅で過ごす時間が増え、保護者が仕事を休む必要が生じる等、家庭の負担が増えた側面がある。また、臨時休業に関して保護者等へ情報提供をすることで注意喚起を図る一方で、陽性者のプライバシー保護の必要もあり、発信する情報の精査が難しかった。

「子ども対策（学校等）」に係る主な取組

【児童生徒又は教職員の感染判明に伴う臨時休業(2/2)】 (教育委員会)

※学級閉鎖・学年閉鎖における学校数は実数、それ以外は延べ数で記載

<実績>

	令和2年度			令和3年度		
	学級閉鎖	学年閉鎖	学校閉鎖	学級閉鎖	学年閉鎖	学校閉鎖
小学校	12校 16学級	1校 1学年	21校	101校 906学級	36校 46学年	10校
中学校	5校 6学級	0校 0学年	16校	50校 149学級	14校 17学年	4校
高等学校	0校 0学級	0校 0学年	0校	3校 5学級	2校 3学年	1校
中等教育学校	0校 0学級	0校 0学年	0校	0校 0学級	0校 0学年	0校
特別支援学校	0校 0学級	0校 0学年	0校	1校 2学級	0校 0学年	0校
	令和4年度			令和5年度		
	学級閉鎖	学年閉鎖	学校閉鎖	学級閉鎖	学年閉鎖	学校閉鎖
小学校	102校 614学級	27校 34学年	2校	2校 2学級	0校 0学年	0校
中学校	51校 164学級	12校 13学年	0校	0校 0学級	0校 0学年	0校
高等学校	2校 17学級	2校 4学年	0校	1校 1学級	0校 0学年	0校
中等教育学校	0校 0学級	1校 1学年	0校	0校 0学級	0校 0学年	0校
特別支援学校	0校 0学級	0校 0学年	0校	0校 0学級	0校 0学年	0校

「子ども対策（学校等）」に係る主な取組

【修学旅行及び自然の教室中止又は延期に係る手数料の公費負担】（教育委員会）

<概要>

令和2年度及び令和3年度に予定していた小学校、中学校及び高等学校の修学旅行、令和2年度に予定していた自然の教室の中止又は延期に伴い発生する取消料等を公費で負担し、保護者の経済的な負担をなくすもの。

<実績>

修学旅行		自然の教室	
【令和2年度】	【令和3年度】	【令和2年度】	【令和3年度】
小学校：3校	小学校：0校	小学校：104校	小学校：0校
中学校：5校	中学校：46校	中学校：58校	中学校：28校
高等学校：1校	高等学校：1校		
特別支援学校：1校	特別支援学校 小学部：1校		
	特別支援学校 中学部：1校		

<取組で生じた課題及び対応>

- ・修学旅行では、各学校の実施時期が集中するため、中止等が発生した場合の対応や所要額を正確に把握することが困難だった。
- ・自然の教室では、バス貸切契約上、感染症等まん延を原因とした契約解消時に違約金が発生する仕様であったことから、令和3年度より仕様を修正した。

「子ども対策（学校等）」に係る主な取組

【修学旅行等実施におけるガイドライン】（教育委員会）

<目 的>

修学旅行等の校外学習において新型コロナウイルス感染症の感染及び感染拡大を防止するため、小・中・高等・中等教育及び特別支援学校を対象として、修学旅行等実施におけるガイドラインを作成し、運用する。

<概 要>

修学旅行等実施におけるガイドラインを作成し、運用した。

令和2年11月 修学旅行等実施におけるガイドライン第1版を作成

令和3年1月 修学旅行等実施におけるガイドライン第2版を作成

令和4年5月 修学旅行等実施におけるガイドライン第3版を作成

令和5年4月 修学旅行等実施におけるガイドライン第4版を作成

<成 果>

修学旅行等実施におけるガイドラインを運用し、各学校がガイドラインをもとに校外学習を実施することによって、不測の事態に対応できた。

<取組で生じた課題>

活動後の検温実施で微熱症状の対応など、ガイドラインで示しきれない事案に対する対応が課題である。

「子ども対策（学校等）」に係る主な取組

【感染症対策に係る施設改修】（教育委員会）

<目的>

感染拡大防止等を目的とした施設改修を実施するもの。

<施設改修>

【内容】

- ①非接触型蛇口の設置（自動水栓化）、トイレの洋式化、床の乾式化
- ②空調設備の修繕

【期間】

- ①令和3年3月31日～令和4年3月10日
- ②令和4年4月1日～令和5年3月31日

【対象施設】

小学校及び中学校

【実績】

- ①小学校18校 中学校8校
- ②小学校12校 中学校14校



「子ども対策（学校等）」に係る主な取組

【さいたま市奨学金貸付の申請受付期間延長及び不決定者に対する再審査】（教育委員会）

＜奨学金貸付の申請受付期間延長＞

【概要】

令和2年4月の緊急事態宣言発令等に伴う外出自粛により、申請の機会を逸失しないよう、申請受付期間を延長するもの。

【申請受付期間】

当初：令和2年3月9日～令和2年4月3日
延長：令和2年3月9日～令和2年4月24日
（3週間延長）

【実績】

当初の申請受付期間における申請者数：35名
延長した3週間の申請者数：14名

＜不決定者に対する再審査＞

【概要】

世帯収入の基準超過による令和2年度奨学金貸付不決定者の内、新型コロナウイルスによる家計急変を理由として再審査を希望する者について、再審査を実施するもの。

【実績】

貸付不決定者16名の内、2名から再審査に係る申請を受け、再審査を実施した。

【課題】

当初想定していた休職等の理由以外で世帯収入が減少した事例があり、個別に検討する必要があった。今後、感染症等を理由とした同様の取組をする際には、様々な収入減の要因を事前に想定した上で、実施する。

「子ども対策（学校等）」に係る主な取組

【学校教育に関するマニュアル等の整備】（教育委員会）

<概要>

新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策や学校教育活動等の在り方に関するマニュアル等を作成・改訂するもの。

<主なマニュアル>

- ・ 学校教育活動実施マニュアルの作成・改訂
感染症対策と学校教育活動を両立を図るため、当該マニュアル作成し、学校に示した。
- ・ 新しい部活動の在り方に関する方針
すべての学校職員が感染防止に向けた高い意識をもって指導にあたり、児童生徒が感染拡大防止に向けた正しい理解のもと適切な部活動が行えるよう、各部活動の活動例や活動の留意点を掲載した。
- ・ 児童生徒の心のサポート手引き等の作成
臨時休業や学校再開時の児童生徒のこれまで見られなかった様子（体調不良や登校しぶり等）に応じて、教職員が対応できるよう、『臨時休業期間中の児童生徒への対応編』や『学校再開後の児童生徒の心のケアについて』等の資料を作成し、学校に示した。

<取組で生じた課題>

- ・ 学校における感染対策は、保護者等の理解・協力が不可欠であり、教育委員会や学校からの積極的な情報発信が必要だった。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた方針等の適用について、市と学校の歩調を合わせる必要があった。

「子ども対策（学校等）」に係る主な取組

【ICTを活用した教育活動の推進（主な取組）（1/2）】（教育委員会）

<GIGAスクール構想に基づく環境整備>

【概要】

臨時休業期間中の自宅学習や分散登校、オンライン授業等に対応するため、児童生徒用の端末や校内通信回線等を整備・強化するもの。

【実績】

令和2年度中に、全ての市立小・中・特別支援学校に児童生徒1人1台端末を整備し、校内通信ネットワーク環境を構築した。以降も、児童生徒数の増加に合わせて、追加整備を実施した。

令和3年度には、活用方法についての通知や研修を行った。

【課題と対応】

原因不明の回線遅延や回線遮断が発生し、オンライン授業に支障をきたすことがあったが、ネットワーク業者との検討・回線の強化等を実施した。

<スタディエッセンス>

【概要】

一斉臨時休業期間中の学習教材及び学校再開後の復習教材として、教科書の内容を踏まえた学習動画を教職員が作成し、市立小学校・中学校の児童生徒が家庭で視聴するもの。

【期間】

令和2年5月11日～令和5年5月7日

【実績】

約800本の動画を作成。

【課題】

ネットワーク環境について、家庭の差が大きかった。

「子ども対策（学校等）」に係る主な取組

【ICTを活用した教育活動の推進（主な取組）（2/2）】（教育委員会）

＜ハイブリッド授業＞

【概要】

全市立学校において、児童生徒の希望に応じて、学校における通常授業とタブレット等を活用した自宅での同時双方向のオンライン授業を合わせた「ハイブリッド授業」を実施するもの。

また、必要なタブレットの持ち帰りやルーター貸与を実施するもの。

なお、オンライン授業に参加した場合は、国に確認の上、指導要録上欠席としなかった。

【期間】

令和3年8月26日～令和3年9月30日

（令和3年度2学期始業日～緊急事態宣言期間中）

※その後、感染拡大状況に応じて、各学校において個別に実施。

【実績】

通常登校を希望する児童生徒には学校における通常授業を行い、登校を控えることを希望する児童生徒にはオンライン授業を行った。これにより、感染状況と児童生徒のニーズに応じた教育活動を実施することができた。

＜協働学習用ソフトウェアの活用＞

【概要】

「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」を図り、コロナ禍により今後一層予測困難となる社会においても、子どもたちに「真の学力」を育成するもの。児童生徒の考えを共有したり、協働して活動する場面において、画面共有機能や共同編集機能等を有する協働学習用ソフトウェアを活用し、主体的・対話的で深い学びの実現を図った。

【期間】

令和元年9月からの先行実施期間を経て、令和3年3月以降、全市立学校に導入

【実績】

全市立学校において、協働学習用ソフトウェアを活用した授業を実施した。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による国からの補助として、220,000,000円を活用した。

「子ども対策（その他）」に係る主な取組

【新品・未開封のマスクの寄付受付及び配布】（浦和区）

<目 的>

マスクの調達が困難な状況において、家庭等における余剰マスクの寄付を募り、児童のために配布するもの。

<概 要>

- ・ 公共施設、郵便局、商業施設等区内25か所にポストを設置し、マスクを回収。
- ・ 回収したマスクを、区内及び浦和区の児童が通う14小学校に配布。

<期 間>

- ・ マスクの寄付受付 令和2年6月1日～令和2年7月6日（郵便局は令和2年6月30日まで）
- ・ マスクの学校配布 令和2年7月15日～令和2年7月21日

<成 果>

伊勢丹やコルソ、パルコ等商業施設の協力のもと、浦和区自治会連合会との協働もあり、目標としていた2,000枚を大幅に上回る11,480枚ものマスクの寄付をいただいた。

(10) 「市民・事業者等支援」に係る主な取組

「市民・事業者等支援」に係る成果と課題

<主な成果>

【市民】

- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として実施した特別定額給付金事業について、迅速に家計への支援を行うことができた。

【事業者】

- 緊急特別資金融資（新型コロナウイルス対応）等の融資や補助を実施し、市内事業者の事業継続等を支援することができた。
- 事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が従業員の雇用維持を図るための「雇用調整助成金」について、申請費用の補助や緊急相談会を実施し、労働者の雇用の安定及び事業活動の継続を支援することができた。
- キャッシュレス決済のポイント還元による消費活性化キャンペーンやプレミアム付商品券の発行を実施し、飲食店等の消費喚起や地域経済活性化を図ることができた。
- 「埼玉県感染防止対策協力金」に加算する形で支援金を支給し、営業時間短縮に応じた事業者の経営上の影響を緩和するとともに、要請に応じる動機づけとなり、感染拡大防止を図ることができた。

<今後の課題>

【市民】

- 特別定額給付金のオンライン申請における審査業務について、データ確認や補正等の膨大な事務作業が発生した。

【事業者】

- 対象者に対して情報を効果的に周知する方法について、継続的に検討する必要がある。
- 臨時の新規事業や新たな取組について、事業内容や手続き方法の問い合わせが多く発生した。対象者への迅速な支援や負担軽減、事業の利用促進を図るため、事業内容の分かりやすさや手続きの簡素化等の工夫が求められる。

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

市民向け支援一覧

事業名	担当局
さいたま市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給業務	福祉局
特別定額給付金	経済局
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた下水道使用料等の支払い猶予	建設局
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金等の支払い猶予	水道局

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【さいたま市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給業務】（福祉局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない生活困窮世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

<概要>

緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付を終了した世帯（令和4年1月以降）等を対象に「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を申請に基づき支給を実施。

- ・令和3年 7月 さいたま市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給業務を開始
- ・令和3年10月 さいたま市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給業務を延長
- ・令和5年 3月 さいたま市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給業務が終了

<成果>

(令和3年度) 支給決定件数：1,338件
支給額：274,040千円
(令和4年度) 支給決定件数：1,812件
支給額：316,980千円

<取組で生じた課題及び対応>

申請の相談・受付、審査・決定、支給事務の実施主体を分割していたため、実施主体間で事務の調整を要した。検討の結果、解決策としては、事務作業を集約していくことが必要と考える。

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【特別定額給付金】（経済局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うもの。

<概要>

対象者に対し、一人当たり10万円を給付

令和2年 4月 国において「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定

令和2年 5月 申請受付及び給付の開始

令和2年 8月 申請受付終了

<対象者>

基準日（令和2年4月27日）において、本市の住民基本台帳に記録されている者

<実績>

支給世帯 605,424世帯

支給人数 1,316,632人

支給金額 131,663,200,000円

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた下水道使用料等の支払い猶予】（建設局）

<目 的>

- ・下水道使用料の支払いについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少等による生活不安への対応を希望する者に対して特別猶予期間を設定する。特別猶予期間以内においては、給水停止の執行を猶予する。
- ・受益者負担金の支払いについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な方を対象に納期限を延長する。

<概 要>

- ・下水道使用料
令和2年4月10日～
最大6か月の猶予（通常の未納整理期間4か月＋新型コロナウイルス特別猶予2か月）
令和2年6月1日～
最大12か月の猶予に拡充（通常の未納整理期間4か月＋新型コロナウイルス特別猶予8か月）
- ・受益者負担金
3か月、6か月、9か月、12か月のうち、いずれかの期間徴収を猶予する。

<実 績>

- ・下水道使用料
令和2年度 264件 4,414,903円
令和3年度 36件 634,838円
令和4年度 29件 241,145円
令和5年度 1件 4,148円 計 330件 5,295,034円（令和5年5月末日 現在）
- ・受益者負担金
令和2～5年度 2件 165,330円（令和5年5月末日 現在）

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金等の支払い猶予】（水道局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少等による生活不安への対応を希望する者に対して特別猶予期間を設定する。特別猶予期間以内においては、給水停止の執行を猶予する。

<概要>

令和2年4月10日～

最大6か月の猶予（通常の未納整理期間4か月＋新型コロナウイルス特別猶予2か月）

令和2年6月1日～

最大12か月の猶予に拡充（通常の未納整理期間4か月＋新型コロナウイルス特別猶予8か月）

<実績>

令和2年度	285件	8,058,461円	
令和3年度	44件	1,163,794円	
令和4年度	31件	396,487円	
令和5年度	0件	0円	
計	360件	9,618,742円	（令和5年5月8日 現在）

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

事業者支援一覧①

事業名	担当局
中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例	財政局
先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例	財政局
無料低額宿泊所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業	福祉局
緊急特別資金融資（新型コロナウイルス対応等）	経済局
D X 推進支援事業	経済局
第1期_小規模企業者・個人事業主給付金	経済局
第2期_小規模企業者等給付金	経済局
第3期_小規模企業者等給付金	経済局
生産性革命支援事業	経済局
商店会等を対象とした補助金の補助率・補助額引上げ（令和2～5年度）	経済局
①さいたま市新型コロナウイルス対応臨時資金融資	経済局
②新型コロナウイルス感染症の影響に伴うさいたま市中小企業融資保証料補助	経済局
③新型コロナウイルス感染症の影響に伴うさいたま市中小企業融資利子補給	経済局
伴走支援型特別資金融資	経済局

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

事業者支援一覧②

事業名	担当局
雇用調整助成金申請費用補助金	経済局
雇用調整助成金に係る緊急相談会	経済局
飲食店を対象とした事業補助	経済局
農産物の販路拡大及び庁内販売の実施	経済局
新型コロナウイルスに関する経営・金融特別相談窓口	経済局
さいたま市市民活動及び協働の推進特例助成金	市民局
地域包括支援センターへの新型コロナウイルス感染拡大防止物品配布	福祉局
専門家派遣費用の助成	経済局
一時支援金・月次支援金・事業復活支援金申請支援	経済局
感染拡大防止対策協力事業者支援金	経済局
勤労者福祉サービスセンター加入企業会費負担軽減事業補助金	経済局
イノベーション技術創出支援補助金（特別枠：新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症）	経済局
さいたま市原油価格・物価高騰対策（設備更新）補助金	経済局
医療物資代替品の開発・製造にかかわる補助金	経済局

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

事業者支援一覧③

事業名	担当局
テレワーク推進事業宿泊施設協力金	経済局
地域のまつり等への補助	経済局
さいたま市卸売市場活性化対策事業費補助金	経済局
宿泊促進キャンペーン（さいたま割）	経済局
プレミアム付商品券	経済局
キャッシュレス決済のポイント還元による消費活性化キャンペーン事業	経済局

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例】（財政局）

<概要>

新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している中小企業・小規模事業者に対し、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置を行う。

<補助額・率>

- 軽減率：令和2年2月から令和2年10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、
- ・ 30%以上50%未満減少している場合・・・1/2
 - ・ 50%以上減少している場合・・・・・・・・全額

<対象>

- ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金又は出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 従業員数が1,000人以下の個人

<実績>

適用件数 家屋（固定資産税）：1,633件 償却資産（固定資産税）：2,013件 家屋（都市計画税）：1,420件

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例】（財政局）

＜概 要＞

「先端設備等導入計画」の認定を受けた生産性向上に資する先端設備等に係る固定資産税の特例について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に事業用家屋と償却資産のうち構築物を追加するとともに、適用期限を令和3年3月31日から2年間延長する。

＜補助額・率＞

対象資産（生産性の向上に資するものの指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備等）の課税標準額を3年間、ゼロに軽減

＜対 象＞

先端設備等導入計画の認定を受けた以下の要件を満たす中小事業者

- ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員が1,000人以下の個人

＜実 績＞

令和4年課税・・・家屋：0件 償却資産：27件
令和5年課税（当初）・・・家屋：4件 償却資産：54件

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【無料低額宿泊所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業(1/2)】 (福祉局)

<目的>

無料低額宿泊所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の取組を推進する。

<概要>

- ①市内無料低額宿泊所を対象に、施設からの申請に基づいて、手指消毒液（大容量ボトル）、マスク（使い捨て）を配布。※マスク配布は令和4年度末で終了
令和4年7月 衛生用品等配布事業 開始
令和5年現在 事業継続中
- ②市内無料低額宿泊所を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した無料低額宿泊所へ施設消毒費用を補助する。対象施設からの申請に基づいて支給を実施。県補助金・国交付金を活用。
令和4年2月 さいたま市無料低額宿泊所消毒事業補助金交付事業 開始（令和3年4月1日分から適用）
令和5年現在 事業継続中（年度末終了予定）
- ③市内無料低額宿泊所を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した無料低額宿泊所へ衛生用品一式を配布する。対象施設からの申請に基づいて支給を実施。

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【無料低額宿泊所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業(2/2)】 (福祉局)

<実績>

①配布実績

令和2年度 消毒液 55リットル(1施設2.5リットル) 紙マスク 20,000枚程度
令和3年度 消毒液 58本 使い捨てマスク 5,500枚
令和4年度 消毒液 47本 使い捨てマスク 27,000枚
令和5年度 令和5年5月8日まで配布実績なし

②交付実績

令和3年度 2施設 436,000円
令和4年度 2施設 630,000円
令和5年度 令和5年5月8日まで支給実績なし

③配布実績

令和2年度 ゴーグル10個、キャップ300枚、手袋300双、アイソレーションガウン150枚を1施設に配布
令和3年度 ゴーグル28個、キャップ800枚、手袋550双、アイソレーションガウン195枚を6施設に配布
令和4年度 ゴーグル20個、キャップ420枚、手袋250双、アイソレーションガウン30枚を4施設に配布
令和5年度 令和5年5月8日まで配布実績なし

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【緊急特別資金融資（新型コロナウイルス対応等）について】（経済局）

<概要>

緊急特別資金融資を実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている市内中小企業者の資金繰りを支援する。

<申込期間>

- ①令和2年2月25日 から 令和2年3月31日 まで（令和元年度実施分）
- ②令和2年4月1日 から 令和2年6月30日 まで（令和2年度実施分）
- ③令和2年7月1日 から 令和2年10月30日 まで（令和2年度実施分）
- ④令和2年11月2日 から 令和3年3月31日 まで（令和2年度実施分）
- ⑤令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで（令和3年度実施分）
- ⑥令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで（令和4年度実施分）

<実績>

	①令和元年度	②令和2年度	③令和2年度	④令和2年度	⑤令和3年度	⑥令和4年度
件数	346件	93件	20件	153件	632件	810件
実績額	4,441,960千円	988,800千円	226,050千円	3,332,000千円	8,468,070千円	12,414,220千円

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【DX推進支援事業】（経済局）

<目的>

市内中小企業者のデジタル化の遅れへの対応やニューノーマルに対応したビジネスモデルに変革を促すため、市内企業のデジタルトランスフォーメーションを推進するもの。

<概要>

市内中小企業のDX推進のため、DXコーディネーターによる伴走支援の他、以下の事業等を実施するもの。

- ・DX大型補助金<収益性の高いビジネスモデル構築のための補助>
- ・DX小型補助金<テレワーク、EC、電子決済等導入にかかる費用の補助>
- ・DX人材育成事業<企業内のDXを推進する人材の育成するセミナーを実施するもの>
- ・身の丈IT支援事業<DX診断からツールの導入まで一括して中小企業へのサポートを実施するもの>

<実績>

<令和2年度>

<令和3・4年度>

事業名	実績	事業名	実績（令和3年度）	実績（令和4年度）
DX スタートアップ セミナー	2回実施	DX伴走支援	54社	44社
		DX大型補助金	3件交付（9,786千円）	3件交付（10,000千円）
		小型補助金	47件交付（16,751千円）	38件交付（12,612千円）
ヒアリング調査 及び先行導入支援	16社	DX人材育成事業	X	
		身の丈IT支援事業	身の丈IT診断90社 シェアツール導入6社	身の丈IT診断111社 シェアツール導入15社

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【第1期_小規模企業者・個人事業主給付金】（経済局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内小規模企業者・個人事業主に対して、新型コロナウイルス緊急経済対策を実施し、支援するため。

<概要>

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内小規模企業者・個人事業主に対し、市独自の緊急経済支援給付金を支給するもの。

<成果>

小規模企業や個人事業主に対して、速やかに給付金を支給することで事業継続を下支えした。

<取組で生じた課題及び対応>

添付資料が多く申請者の負担となってしまったため、省略ができるように検討をしていく必要がある。

<受付期間・補助内容・実績>

受付期間 令和2年5月27日～令和2年9月30日
補助内容 1事業者当たり100千円
実績 交付件数20,604件

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【第2期_小規模企業者等給付金】（経済局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内小規模企業者・個人事業主に対して、新型コロナウイルス緊急経済対策を実施し、支援するため。

<概要>

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内小規模企業者・個人事業主に対し、市独自の緊急経済支援給付金を支給するもの。

<成果>

小規模企業や個人事業主に対して、速やかに給付金を支給することで事業継続を下支えした。

<取組で生じた課題及び対応>

申請者情報など省略できるように検討をしていく必要がある。

<受付期間・補助内容・実績>

受付期間	令和3年3月29日～令和3年6月30日
補助内容	1事業者当たり100千円
実績	交付件数12,591件

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【第3期_小規模企業者等給付金】（経済局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内小規模企業者・個人事業主に対して、新型コロナウイルス緊急経済対策を実施し、支援するため。

<概 要>

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内小規模企業者・個人事業主に対し、市独自の緊急経済支援給付金を支給するもの。

<成 果>

小規模企業や個人事業主に対して、速やかに給付金を支給することで事業継続を下支えした。

<取組で生じた課題及び対応>

今後は、一時的な給付事業としてではなく、企業の持続的な成長に資する支援策を検討していく必要がある。

<受付期間・補助内容・実績>

受付期間	令和3年10月11日～令和3年12月28日
補助内容	1事業者当たり100千円
実 績	交付件数10,991件

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【生産性革命支援事業について】（経済局）

<概要>

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための前向きな投資をする事業者に対し、国の補助金の申請支援、獲得支援及び上乗せ補助を実施するもの。

<補助金対象者>

獲得補助：国の補助金（事業再構築補助金、ものづくり補助金）を申請する法人又は個人事業主
 上乗せ補助：国の補助金（事業再構築補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金又は小規模事業者持続化補助金）の交付決定を受け、事業が完了している法人又は個人事業主

<補助額・率>

※国の補助金の種類や枠により、補助額は異なります

獲得補助	・事業再構築補助金再構築支援補助金	補助額：50万円又は75万円、補助率：1/2又は2/3
	・ものづくり補助金獲得支援補助金	補助額：50万円又は75万円、補助率：1/2又は2/3
上乗せ補助	・事業再構築補助金効果向上補助金	補助額：200万円又は500万円、補助率：1/2
	・生産性革命推進事業効果促進補助金	補助額：10万円、50万円、200万円又は400万、補助率：1/2

<実績>

補助金名	事業再構築補助金 再構築支援補助金		ものづくり補助金獲得支援補助金			事業再構築補助金効果向上補助金		生産性革命推進事業効果促進補助金		
	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年
交付件数	34件	9件	1件	4件	4件	18件	101件	68件	104件	144件
交付確定額 (単位円)	12,780,466	3,040,000	500,000	1,440,000	1,100,000	27,083,000	167,158,000	25,577,000	37,805,000	109,019,000

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【商店会等を対象とした補助金の補助率・補助額引上げ（令和2～5年度）】（経済局）

<目的>

商店会の負担を軽減し、商店会及び商店の経営状況の改善を図るため。

<概要>

商店街照明施設等維持管理事業補助：補助率 1/2 から10/10へ引き上げ
商店街活性化キャンペーン事業補助：補助額6千万円から8千万円へ引き上げ
商店街活性化推進事業補助：補助率 1/4 または 1/3 以内から 2/3 以内へ引き上げ（一部事業）

<実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
商店街照明施設等維持管理事業補助	108団体	106団体	105団体
商店街活性化キャンペーン事業補助	1団体（さいたま市商店会連合会）		
商店街活性化推進事業補助	44事業	45事業	56事業

<取組で生じた課題及び対応>

従来の補助率へ戻すにあたり、市内商店、商店会の状況やニーズ等を踏まえ、商店会の負担にならない方法を検討する必要がある。

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

- ①【さいたま市新型コロナウイルス対応臨時資金融資について】（経済局）
- ②【新型コロナウイルス感染症の影響に伴うさいたま市中小企業融資保証料補助について】（経済局）
- ③【新型コロナウイルス感染症の影響に伴うさいたま市中小企業融資利子補給について】（経済局）

<概要>

- ①「無利子・無担保・無保証料」となる新型コロナウイルス対応臨時資金融資を実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売り上げが減少している市内中小企業者の資金繰りを支援する。
- ②新型コロナウイルス対応臨時資金融資を受けた事業者に対し、保証料補助を実施することで事業継続の支援を行う。
- ③新型コロナウイルス対応臨時資金融資を受けた事業者に対し、利子補給を実施することで市内中小企業者の事業継続の支援を行う。

<条件>

- ① (1) 申込期間 令和2年4月17日 ～ 令和2年5月上旬
 (2) 申請限度額 2,000万円
 (3) 利率 当初3年間は無利子（4年目以降は0.80%）
 (4) 担保 無担保
 (5) 連帯保証人 原則として、法人代表者を除いて連帯保証人は徴求しない。 等
- ②新型コロナウイルス対応臨時資金融資について埼玉県信用保証協会に保証料を支払った場合に、下記（1）、（2）の場合に応じた額を保証料補助として当該中小企業者に交付する。
 (1) 保証料を一括払いした場合 当該保証料の額
 (2) 保証料を分割払いした場合 第1回目に支払った保証料の額
- ③新型コロナウイルス対応臨時資金融資を受けた場合に、当該金融機関に対し利子補給金を交付する。
 利子補給金は、対象貸付を行ったことにより利子が生じることとなる日から3年の期間において生じる利子を対象とする。

<実績>

	①臨時資金融資	②保証料補助	③利子補給	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	1,954件	1,697件	件数	1,755件	1,740件	1,687件
実績額	29,224,360千円	603,264,305円	実績額	116,415,882円	169,335,849円	131,028,341円

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【伴走支援型特別資金融資について】（経済局）

<概要>

伴走支援型特別資金融資を実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売り上げが減少している市内中小企業者の資金繰りを支援するもの。

<条件>

- (1) 申込期間 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで（令和3年度実施分）
令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで（令和4年度実施分）
令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで（予定）（令和5年度実施分）
- (2) 申請限度額 4,000万円（令和3年度実施分）
6,000万円 ※令和5年1月10日から1億円（令和4年度実施分）
1億円（令和5年度実施分）
- (3) 利率 0.90%
- (4) 担保 必要に応じて徴する。
- (5) 連帯保証人 原則として、法人代表者を除いて連帯保証人は徴求しない。 等

<実績>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	2件	33件	—
実績額	50,000千円	793,700千円	—

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【雇用調整助成金申請費用補助金】（経済局）

<目的>

労働者の雇用の継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の小規模な事業者が雇用調整助成金等の申請を行う際に、申請事務を社会保険労務士に依頼した場合の費用について、5万円を限度に補助するもの。

<実績>

実施期間：令和2年5月11日～令和4年3月31日
補助件数：438社

【雇用調整助成金に係る緊急相談会】（経済局）

<目的>

労働者の雇用の継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金の申請を検討している、市内の中小企業に対し、制度の説明や申請に関する参加費無料の個別相談会を開催するもの。

<実績>

実施回数：7回（令和2年5月～令和2年6月）
参加件数：71社

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【飲食店を対象とした事業補助】（経済局）

<目的>

感染症の影響により売上げが減少した飲食店等を支援するため。

<概要>

- ・ **テイクアウト・デリバリー新規参入補助金（1期、2期）**：
テイクアウト・デリバリー事業に必要な経費を補助するもの。補助率は3/4以内（2期は10/10以内）、補助限度額は5万円
- ・ **飲食デリバリー代行業者利用支援補助金**：
デリバリー代行サービスを利用した場合の手数料の一部を補助するもの。補助率は1/2以内、補助限度額は10万円
- ・ **飲食店等活性化推進事業補助金**：
店舗の活性化を目的に実施する販売促進事業や感染症予防対策事業に対し、その経費の一部を補助するもの。補助率は3/4以内、補助限度額は5万円

<実績>

- ・ **テイクアウト・デリバリー新規参入補助金（1期）** 192店舗 **（2期）** 188店舗
- ・ **飲食デリバリー代行業者利用支援補助金** 42店舗
- ・ **飲食店等活性化推進事業補助金** 395店舗

<取組で生じた課題>

事前周知が不十分であり、対象者に情報が行き渡らなかったこと、申請から補助金交付までに一定の時間を要したことが今後の課題である。

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【農産物の販路拡大及び庁内販売の実施】（経済局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症の影響で余剰となった農産物について、小売業者と生産者をマッチングすることによる販路の開拓を行った。また、納入がキャンセルされた農産物を来庁者や職員向けに販売することにより、事業者への支援を実施した。

<概要>

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校給食の休止等による納入のキャンセル、また公共施設の休館により営業を停止した直売所の農産物について、イオンリテール株式会社と生産者をマッチングを行った。また、販路の確保が困難となった市内農産物について、市民や職員を対象に庁内販売を実施することで、販路の確保を行った。

<期間>

<大型ショッピングセンターでの農産物の販売> 令和2年4月から令和3年3月までの期間中随時
<農産物の特別販売> 令和2年3月～令和5年5月

<実績>

<大型ショッピングセンターでの農産物の販売>
直売会の開催：毎週土曜日／玉ねぎの販売：約4,000kg
<農産物の特別販売>
市民向け：野菜や果物の販売／月1回程度
職員向け：米、玉ねぎ、いちご、花木等の販売

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【新型コロナウイルスに関する経営・金融特別相談窓口について】（経済局）

<概要>

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける、又はそのおそれがある市内中小企業者を対象に、経営・資金繰りの相談や融資の申し込みを受け付ける。

<対象>

市内中小企業者・小規模事業者

<期間>

令和2年2月5日から継続中

<実績>

	令和元年度 (2月~3月)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	812件	16,622件	2,955件	3,113件

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【さいたま市市民活動及び協働の推進特例助成金】（市民局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い社会的な諸活動が停滞する状況において、NPO法人の活動の促進を図り、地域の課題の解決へ向けて効果的に取り組むことができる地域社会の実現に寄与すること。

<概要>

次のいずれかの事業を実施するNPO法人へ助成

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業
- ・新しい生活様式の普及や生活支援に関わる事業

<成果>

16法人へ助成（1,292,171円）

<取組で生じた課題>

助成制度を周知後、事業計画を法人が検討する期間が短かった。

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【地域包括支援センターへの新型コロナウイルス感染拡大防止物品配布について】（福祉局）

<目 的>

地域包括支援センターにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の取り組みを推進するため、衛生用品等を配布する。

<対象施設>

市内27か所の地域包括支援センター

<実 績>

各地域包括支援センターに対して、マスク（50枚×32箱）及びエタノール（1L・500mL×各1本）、次亜塩素酸水（500ml換算×160本相当の原液（20L））を提供。

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【専門家派遣費用の助成について】（経済局）

<概要>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、経営上の課題解決に積極的な市内事業者に対し、公益財団法人さいたま市産業創造財団が行う専門家派遣支援を利用する際の費用を助成するもの。

<補助額・率>

<u>(従来) 企業負担11,000円 (1/3の負担)</u>	
↓	(5,500円の追加支援)
<u>(改定) 企業負担5,500円 (1/6の負担)</u>	

<実績>

利用実績 3件

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【一時支援金・月次支援金・事業復活支援金申請支援について】（経済局）

<概要>

国の実施する一時支援金、月次支援金及び事業復活支援金の申請に際して、公益財団法人さいたま市産業創造財団が登録認定機関として事前確認を行うもの。

<期間>

- 一時支援金事前確認 令和3年3月15日～令和3年6月15日
- 月次支援金事前確認 令和3年6月16日～令和4年1月7日
- 事業復活支援金事前確認 令和4年2月1日～令和4年6月14日

<実績>

- 一時支援金事前確認 237件
- 月次支援金事前確認 16件
- 事業復活支援金事前確認 97件

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【感染拡大防止対策協力事業者支援金】（経済局）

<目的>

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、市内に店舗を有し、埼玉県の要請に応じて営業時間を短縮した事業者に対し、埼玉県が支給する「埼玉県感染防止対策協力金」に上乗せして支援金を支給するもの。

<概要>

対象事業者に対し、1店舗当たり14万円を支給

令和2年12月 埼玉県が大宮区内の酒類の提供を行う飲食店等に対して営業時間短縮を要請

令和2年12月 申請受付及び給付の開始

令和3年3月 申請受付終了

<対象者>

埼玉県による営業時間短縮の要請（令和2年12月4日から同月17日まで）に全面的に協力した「酒類の提供を行う飲食店」、「カラオケ店」をさいたま市大宮区内に有しており、「埼玉県感染防止対策協力金（第1期）」の支給決定を受けている事業者

<実績>

支給件数	592件
支給店舗数	668店舗
支給金額	93,520,000円

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【勤労者福祉サービスセンター加入企業会費負担軽減事業補助金】（経済局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、勤労者の健康増進や生活の質の向上を図り、事業者の福利厚生を支援するため、公益財団法人さいたま市産業創造財団勤労者福祉サービスセンターに加入している市内中小企業の会費を助成するもの。

<期 間>

令和2年度

<実 績>

対象期間	事業所数	会員数	還付額
4～6月分	857件	7,141人（6月末）	12,351,900円
7～9月分	839件	7,147人（9月末）	12,521,700円
10～12月分	828件	7,323人（12月末）	12,249,900円
1～3月分	817件	7,093人（3月末）	12,285,900円
合 計			49,409,400円

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【イノベーション技術創出支援補助金（特別枠：新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症）】 （経済局）

<目 的>

新型コロナウイルスなどの感染症が発生した場合の危機管理に備えるため。

<概 要>

新型コロナウイルスなどの感染症が発生した場合の危機管理に備えるため、市内企業の技術力を活用した製品開発、技術開発を支援するもの。

<成 果>

新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症対策に関する新たな技術を創出することができた。

<受付期間・補助内容・実績>

受付期間 令和2年5月18日～令和2年6月12日

補助内容 【研究開発】補助対象経費の総額に1/2を乗じて得た額（補助上限2,000千円）

【実証実験】補助対象経費の総額に1/2を乗じて得た額（補助上限10,000千円）

実 績 交付件数2件

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【さいたま市原油価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金】（経済局）

<目 的>

原油価格・物価高騰への対策に加え、将来的な企業体質強化への備えとして、エネルギーコストの節減に資する設備への更新を図ることで、企業活動における資金配分の適正化を支援するもの。

<概 要>

市内で事業を営む中小企業者等に対し、省エネルギー設備（照明設備、空調設備、厨房機器等）への更新に要する経費の一部を補助するもの。

<成 果>

市内で事業を営む中小企業者等の将来にわたってのエネルギーコストの削減を支援することができた。

<取組で生じた課題>

補助対象の設備以外のトップランナー制度や国の補助制度「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」において認定対象となっている設備で、ニーズが見込まれるものの選定が課題であった。

<受付期間・補助内容・実績>

受付期間	令和4年9月1日～令和4年10月14日
補助内容	補助対象経費の総額の2/3以内（補助上限5,000千円）
実 績	交付件数 427件(令和4年度末現在)

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【医療物資代替品の開発・製造にかかわる補助金】（経済局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不足する医療物資に係る代替品の開発・製造を支援するため。

<概 要>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不足する医療物資に係る代替品を開発・製造する市内事業者へ補助する。

<成 果>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療現場において不足する医療用物資等の代替品の開発・製造を支援することで、医療現場を下支えした。

<受付期間・補助内容・実績>

受付期間	令和2年6月1日～令和3年2月26日
補助内容	補助対象経費の総額の3/4以内（補助上限2,000千円）
実 績	交付件数5件

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【テレワーク推進事業宿泊施設協力金】（経済局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、市内宿泊施設と連携し、テレワークに取り組める環境を整える。

<概要>

- (1) 施設の広報 テレワークプランを提供する市内宿泊施設を市ホームページ、企業向けメールマガジン等を活用し情報発信。
- (2) 協力金の交付 テレワークプランを提供する市内宿泊施設に一律20万円を交付

<期間>

令和2年度 令和2年6月1日～12月31日
令和3年1月18日～2月12日

<補助額・率>

令和2年度予算額 3,200千円（国10/10）

<実績>

テレワークプランを提供する宿泊施設15施設に協力金を交付

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【地域のまつり等への補助】（経済局）

<目 的>

地域のまつり等における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の一部を補助するもの。

<概 要>

さいたま観光国際協会補助金、地域のまつり補助金の対象となる事業を実施する際に、新型コロナウイルス対策に係る経費の一部を補助。

<補助額・率>

令和4年度予算額 38,862千円（国10/10）

<実 績>

令和4年度に実施された地域のまつりについて補助を実施

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【さいたま市卸売市場活性化対策事業費補助金】（経済局）

<目的>

経済のV字回復に向けた取組を支援するため、補助対象事業の拡大及び補助率の引き上げを行うもの。

<概要>

市内の卸売市場の理解を促進するために開催又は参加する主に消費者向けの催し、販路拡大のために行う事業及び市場活性化を目的として行う研究、研修等に対し実施する補助について、令和2年度から令和5年度の期間、補助率を1/2から10/10へ引き上げを行った。

<補助額・率>

補助対象事業者が卸売市場活性化対策事業を実施するにあたり必要な経費の10/10以内の額で予算の範囲内

<実績>

令和2年度	補助金交付実績：4件	交付確定額：3,623,000円
令和3年度	補助金交付実績：5件	交付確定額：3,598,000円
令和4年度	補助金交付実績：7件	交付確定額：3,991,000円

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【宿泊促進キャンペーン（さいたま割）】（経済局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症拡大により観光需要が低迷する中、宿泊者を呼び込むことで地域経済の活性化を図るもの。

<概要>

「さいたま割」と記載がある宿泊商品で、宿泊料1室1泊につき、3,000円を上限に割引を行う。

<期間>

令和2年度 令和2年10月15日～令和2年12月27日
令和4年度 令和4年10月11日～令和5年2月28日

<補助額・率>

令和2年度予算額 147,550千円（国10/10）
令和4年度予算額 165,053千円（国10/10）

<実績>

令和2年度 市内24施設に対して補助を実施 令和4年度 市内16施設に対して補助を実施



「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【がんばろう さいたま！商品券（プレミアム付商品券）第1弾（令和2年度）・第2弾（令和3年度）発行】 (経済局)

<目的>

飲食店や生活関連サービス等における消費を促すため。

<概要>

市内商店等で利用可能なプレミアムが付いた商品券を発行するもの。

第1弾(令和2年度)：1冊12,000円分の商品券を10,000円で販売、発行冊数は60万冊

第2弾(令和3年度)：1冊13,000円分の商品券を10,000円で販売、新しい生活様式やデジタル化促進への対応として、一部は電子券として発行。発行冊・セット数は60万(42万冊・18万セット)

<実績>

第1弾(令和2年度)：570,337冊を販売。利用期間は、令和2年12月5日～令和3年3月31日

第1弾(令和2年度)：換金額は68億2,597万5千円（換金率99.7%）

第1弾(令和2年度)：参加店舗数は5,099店舗

第2弾(令和3年度)：592,948冊（セット）を販売。利用期間は、令和4年2月19日～令和4年6月30日

第2弾(令和3年度)：換金額は76億8,703万6,248円（換金率99.7%）

第2弾(令和3年度)：参加店舗数は5,280店舗（うち電子券導入店舗：1,866店舗）

<取組で生じた課題及び対応>

第1弾(令和2年度)：商品券使用開始までの準備期間を短く設定したことから、スケジュールがタイトになり、購入者の募集や商品券の発送などに影響が出た。

第2弾(令和3年度)：初めて電子券を導入したことにより、取扱加盟店・商品券利用者ともに問い合わせが多く発生した。今後は事業内容のわかりやすさ、電子券の仕組みの簡略化などの対応が必要。

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【キャッシュレス決済のポイント還元による消費活性化キャンペーン事業】（経済局）

<目 的>

落ち込んだ市内消費を積極的に喚起して地域活性化を図るとともに、キャッシュレス化の促進による「新しい生活様式」の普及を図る。

<概 要>

市内の加盟店舗でキャッシュレス決済で買い物をすると、最大20%のポイントが付与するキャンペーン。

<期 間>

令和2年度	令和2年9月19日	～	令和2年10月16日
	令和3年1月5日	～	令和3年1月31日
令和3年度	令和3年6月1日	～	令和3年6月30日
	令和3年12月1日	～	令和3年12月31日

<事業費>

令和2年度	306,336千円
令和3年度	598,762千円



「市民・事業者等支援」に係る主な取組

その他支援一覧

事業名	担当局
課税標準額の据置措置 (土地)	財政局
税証明交付手数料免除	財政局

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【課税標準額の据置措置（土地）】（財政局）

<概要>

負担水準が一定の範囲の土地について、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く措置を行う。

<補助額・率>

令和2年度の課税標準額に据え置く

<対象>

商業地等・・・負担水準が60%未満の土地
住宅用地・・・負担水準が100%未満の土地

<実績>

据置措置による令和3年度における減少額：約9億円

「市民・事業者等支援」に係る主な取組

【税証明交付手数料免除】（財政局）

<概 要>

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度の申請等に必要な証明書の交付に係る手数料を免除する。

<期 間>

令和2年4月15日～令和5年5月31日

<実 績>

免除件数 令和2年度：5,359件
令和3年度：1,961件
令和4年度：6,783件

<取組で生じた課題及び対応>

開始当初、免除を受けるための請求書の記載内容が不明確であり、後日において免除の適用漏れによる還付が発生したため、他市の例を参考に記載内容を分かりやすくすることで、還付の発生を減少させた。

(11) 「施設管理・イベント」に係る主な取組

「施設管理・イベント」に係る成果と課題

<主な成果>

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために、感染初期においては、国・県の方針のもと、市民利用施設の休館やイベントの中止を決定した（14種336施設）。また閉館中であつたとしても、図書館等の一部機能は早期再開を実施。
- 施設の再開に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るために、各種ガイドラインを遵守し、徹底した感染予防対策を実施。感染の状況に応じて、柔軟に市民利用施設の休館を行った。
- イベント等の実施についても、当初は中止をせざるを得なかったが、再開後は、国・県の方針のもと、感染防止のための一律の中止ではなく、安全面の確保の上で、実施の検討、あるいはオンラインなど、開催方法を工夫したことにより、1,000人を超えるイベントであっても、適切に実施をすることができた。

【1,000人以上で実施した主なイベントについて】

さいたまサッカーフェスタ2022、第11回さいたまマーチ ～見沼ツデーウオーク～、さいたまランフェス、2022ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム、二十歳の集い（旧称：成人式）、区民まつり、アグリフェスタ、大宮盆栽春まつり 等

<今後の課題>

- 感染症の対応のためには、予算や人員の確保が必要となることから、今回の経験を踏まえ、次の感染症の際に検討する必要がある。
- 市民利用施設は類似施設や併設施設が多いことから、その調整に時間を要した。
- イベント実施の際には、その時々々の感染対策を踏まえ、実施の可否について検討を行うが、中止の判断の際にも、代替手段を開催するなど、継続できるものについては、ノウハウの維持のためにも続けることが重要である。
- 施設の閉鎖等が急遽の変更となり、参加者等に多大なる影響を与えてしまった。開催方法の確定を早めに設定することや、感染状況に応じた開催方法を検討する必要がある。
- 各施設の運営マニュアルの元となる市の方針と各省庁等が発出するガイドラインの更新時期が異なり、運営マニュアルの更新タイミングを判断するのが困難であった。

新型コロナウイルス危機対策本部員会議「本市の対応」 (施設管理・イベント関係)

回	日付	市民利用施設	市のイベント
2	令和2年 2月21日	●当面の間、会場の状況や来場者等を考慮して、中止又は延期を判断する	左と同じ
4	令和2年 2月28日	●原則休館 ＜期間＞令和2年2月28日 ～ 令和2年3月15日	
7	令和2年 3月11日	●第4回に同じ【期間延長】 ＜期間＞ ～ 令和2年3月31日	●原則中止及び延期 ＜期間＞令和2年3月11日 ～ 令和2年3月31日
9	令和2年 3月27日	●第4回に同じ【期間延長】 ＜期間＞ ～ 令和2年4月19日	●第7回に同じ【期間延長】 ＜期間＞ ～ 令和2年4月19日
10	令和2年 4月7日	●第4回に同じ【期間延長】 ＜期間＞ ～ 令和2年5月6日	●第7回に同じ【期間延長】 ＜期間＞ ～ 令和2年5月6日
12	令和2年 4月30日	●第4回に同じ【期間延長】 ＜期間＞ ～ 令和2年5月31日	●第7回に同じ【期間延長】 ＜期間＞ ～ 令和2年5月31日

新型コロナウイルス危機対策本部員会議「本市の対応」 (施設管理・イベント関係)

回	日付	市民利用施設	市のイベント
14	令和2年 5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ●段階的な再開準備 ●令和2年6月1日から市立学校を再開 	
15	令和2年 5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ●市民利用施設を令和2年6月1日から順次再開 ●再開・再休止に関する考え方を整理 	
16	令和2年 5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年6月1日以降、県の条件に基づき再開 【屋内】利用人員が100人以下で、かつ収容定員の半分程度以内 【屋外】利用人員が200人以下で、かつ社会的距離が2m確保できる間隔 	<ul style="list-style-type: none"> ●条件は左に同じ 但し、プロスポーツイベント等(全国的移動を伴うもの)は、無観客で実施
17	令和2年 6月18日	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年6月19日以降、段階的に利用拡大 【屋内】利用人員が1,000人以下で、かつ収容定員の半分程度以内 【屋外】利用人員が1,000人以下で、かつ社会的距離が2m確保できる間隔 	<ul style="list-style-type: none"> ●条件は左に同じ 但し、プロスポーツイベント等(全国的移動を伴うもの)は、無観客で実施
18	令和2年 7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年7月10日以降、段階的に利用拡大 【屋内】利用人員が5,000人以下で、かつ収容定員の半分程度以内 【屋外】利用人員が5,000人以下で、かつ社会的距離が2m確保できる間隔 	<ul style="list-style-type: none"> ●条件は左に同じ なお、プロスポーツイベント等(全国的移動を伴うもの)も、左記条件に基づき実施

新型コロナウイルス危機対策本部員会議「本市の対応」 (施設管理・イベント関係)

回	日付	市民利用施設	市のイベント
22	令和2年 8月26日	●令和2年7月10日以降の利用制限を9月以降も維持	●条件は左に同じ
23	令和2年 9月18日	●令和2年9月19日以降の制限緩和について整理	●令和2年9月19日以降の制限緩和について整理
26	令和2年 11月25日		●開催条件は、国の12月以降の催物の開催条件及び県の協力要請による
28	令和2年 12月24日	●屋内施設の利用人数を制限 ●老人福祉施設等の原則休館 ＜期間＞令和2年12月25日～令和3年1月11日	
30	令和3年 1月7日	●利用時間を午後8時までに制限 ●利用人数を制限 ●老人福祉施設等の原則休館【期間延長】 ＜期間＞令和3年1月8日～令和3年2月7日	●条件は左に同じ
31	令和3年 1月22日	●屋内施設の原則休館(※) ※図書館、博物館、文化施設は、人数制限・入場時間制限等を行い、午後8時まで開館 ＜期間＞準備が整い次第～令和3年2月7日	●原則中止又は延期(※) ※ オンラインイベント等を除く ＜期間＞準備が整い次第～令和3年2月7日

新型コロナウイルス危機対策本部員会議「本市の対応」(施設管理・イベント関係)

回	日付	市民利用施設	市のイベント
32	令和3年 2月4日	●第31回に同じ【期間延長】 ＜期間＞～令和3年3月7日	●第31回に同じ【期間延長】 ＜期間＞～令和3年3月7日
33	令和3年 3月5日	●第31回に同じ【期間延長】 ＜期間＞～令和3年3月21日	●第31回に同じ【期間延長】 ＜期間＞～令和3年3月21日
34	令和3年 3月19日	●原則開館 ⇒利用時間は午後9時まで ⇒大声や人数等に応じた制限あり ＜期間＞令和3年3月22日～令和3年3月31日	●引き続き、原則中止又は延期 ●やむを得ず開催する場合の条件は、左に同じ ＜期間＞令和3年3月22日～令和3年3月31日
35	令和3年 3月26日	●第34回に同じ【期間延長】 ＜期間＞～令和3年4月21日	●第34回に同じ【期間延長】 ＜期間＞～令和3年4月21日
36	令和3年 4月16日	●第35回の取扱の一部変更 ⇒利用時間は午後8時まで(午後9時から強化) 但し、5月12日以降は、午後9時まで ⇒人数制限を強化 ＜期間＞令和3年4月20日～令和3年5月19日 カラオケ設備は原則利用禁止	●原則開催 ⇒条件は左に同じ

新型コロナウイルス危機対策本部員会議「本市の対応」 (施設管理・イベント関係)

回	日付	市民利用施設	市のイベント
38	令和3年 4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ●第36回の取扱の一部変更 ⇒「酒類提供の禁止」を追加 ＜期間＞令和3年4月28日 ～ 令和3年5月19日 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則中止、延期又は規模縮小等 ＜期間＞令和3年4月28日 ～ 令和3年5月19日
39	令和3年 5月8日	<ul style="list-style-type: none"> ●第38回の取扱の一部変更 ⇒5月12日以降も利用時間は午後8時まで 但し、イベント開催の場合は午後9時まで ＜期間＞令和3年5月12日 ～ 令和3年5月31日 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則中止又は延期 ＜期間＞令和3年5月12日 ～ 令和3年5月31日
40	令和3年 5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ●第39回の取扱の一部変更 ⇒映画館等での上映の場合も、午後9時まで可とする ＜期間＞令和3年6月1日 ～ 令和3年6月20日 	<ul style="list-style-type: none"> ●第39回に同じ【期間延長】 ＜期間＞ ～ 令和3年6月20日
41	令和3年 6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ●第40回の取扱の一部変更 ⇒業種別ガイドライン等の遵守を条件とし、酒類提供を午後7時まで可とする ＜期間＞令和3年6月21日 ～ 令和3年7月11日 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則開催 ⇒条件は左に同じ

新型コロナウイルス危機対策本部員会議「本市の対応」 (施設管理・イベント関係)

回	日付	市民利用施設	市のイベント
42	令和3年 7月8日	<p>●第41回の取扱の一部変更 ⇒酒類提供は、原則終日自粛とする。 但し、業種別ガイドライン等の遵守を条件とし、 午前11時から午後7時まで提供可とする。 〈期間〉令和3年7月12日 ~ 令和3年8月22日</p>	●条件は左に同じ
43	令和3年 7月30日	<p>●第42回の取扱の一部変更 ⇒酒類提供はしないこととする。 ⇒人数制限を強化 〈期間〉令和3年8月2日 ~ 令和3年8月31日</p>	●条件は左に同じ
44	令和3年 8月18日	<p>●第43回に同じ【期間延長】 〈期間〉 ~ 令和3年9月12日</p>	●条件は左に同じ
45	令和3年 9月9日	<p>●第43回に同じ【期間延長】 〈期間〉 ~ 令和3年9月30日</p>	●条件は左に同じ

新型コロナウイルス危機対策本部員会議「本市の対応」 (施設管理・イベント関係)

回	日付	市民利用施設	市のイベント
46	令和3年 9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ●第45回の取扱の一部変更 ⇒利用時間は午後9時まで ⇒人数制限を緩和 <期間>令和3年10月1日 ~ 令和3年10月24日 	<ul style="list-style-type: none"> ●条件は左に同じ(期間のみ以下のとおり) <期間>令和3年10月1日 ~ 令和3年10月30日
47	令和3年 10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ●第46回の取扱の一部変更 ⇒利用時間は通常の開館時間まで <期間>令和3年10月25日 ~ 令和3年10月30日 	<ul style="list-style-type: none"> ●第46回に同じ
48	令和3年 10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ●第47回の取扱の一部変更 ⇒人数制限を緩和 ⇒酒類提供の制限なし <期間>令和3年10月31日 ~ 	<ul style="list-style-type: none"> ●条件は左に同じ
49	令和3年 11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ●第48回の取扱の一部変更 ⇒感染防止安全計画の策定(基準あり) <期間>令和3年11月25日 ~ 	<ul style="list-style-type: none"> ●条件は左に同じ

新型コロナウイルス危機対策本部員会議「本市の対応」 (施設管理・イベント関係)

回	日付	市民利用施設	市のイベント
51	令和4年 1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ●第49回の取扱の一部変更 <ul style="list-style-type: none"> ⇒感染防止安全計画等に応じた人数制限 ⇒酒類の提供はしないこと 但し、県の認証店舗は、県の措置に準じて可 <期間> 令和4年1月21日 ~ 令和4年2月13日 	●条件は左に同じ
52	令和4年 2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ●第51回に同じ【期間延長】 <期間> ~ 令和4年3月6日 	●条件は左に同じ
53	令和4年 3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ●第51回に同じ【期間延長】 <期間> ~ 令和4年3月21日 	●条件は左に同じ
54	令和4年 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ●第53回の取扱の一部変更 <ul style="list-style-type: none"> ⇒感染防止安全計画の作成等に応じた人数制限(第51回の緩和) <期間> 令和4年3月22日 ~ 	●条件は左に同じ
55	令和4年 8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ●BA. 5対策強化宣言を受け、徹底した感染防止策を講じることを条件として、開館 ⇒利用制限は第54回のとおり <期間> 令和4年8月4日 ~ 令和4年8月31日 	●条件は左に同じ

新型コロナウイルス危機対策本部員会議「本市の対応」(施設管理・イベント関係)

回	日付	市民利用施設	市のイベント
56	令和4年 8月29日	●第55回に同じ【期間延長】 ＜期間＞～令和4年9月30日	●条件は左に同じ
57	令和4年 9月9日	●第54回の取扱いの一部変更 ⇒大声の有無によるエリア区分に基づく人数 制限の変更(緩和) ＜期間＞令和4年9月9日～令和4年9月30日	●条件は左に同じ
58	令和4年 9月28日	●BA. 5対策強化宣言の終了を受け、徹底した 感染防止策を講じて、開館 ⇒利用制限は第57回のとおり ＜期間＞令和4年10月1日～	●条件は左に同じ
59	令和5年 1月30日	●第58回の取扱いの一部変更 ⇒利用制限については、大声の有無に関わらな い取扱いに変更	●条件は左に同じ
62	令和5年 4月28日	●令和5年5月8日以降は、県が利用制限等の取 り扱いの変更等を行った場合、それに準ずる	●条件は左に同じ

「施設管理・イベント」に係る主な取組 【施設管理】

【本庁舎及び共用車の管理について（感染防止策）】（財政局）

<目 的>

本庁舎内及び共用車使用時における新型コロナウイルス感染症防止対策。

<概 要>

庁舎管理…全庁対象に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について発信

本庁舎内で消毒液の配布、飛沫防止対策のためのビニルシート等の提供、庁舎内出入口等にアルコール設置
車両管理…全庁対象に公用車の安全運転及び車両管理に関し、通知。感染拡大防止のため、アルコール消毒液等を常備

<成 果>

感染防止及び発症後の、執務室内や車両内での感染拡大防止につながった。

<取組で生じた課題及び対応>

物品不足により、必要な物資の調達が困難な時期があった。初動対応において調達を迅速に行う必要がある。

「施設管理・イベント」に係る主な取組 【施設管理】

【既納の施設使用料等の全額還付】（スポーツ文化局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、接触機会の低減を図る。

<概 要>

全文化施設（令和元年度及び令和2年度：10施設、令和3年度及び令和4年度：9施設（市民会館うらわ閉館））において、人との接触機会を低減することを目的に、施設利用の取りやめを容易にするため、既納の施設使用料の全額還付を行う。また、利用料金制の施設においては、料金収入の減少による施設管理費の不足に対応するため、指定管理料の増額を行う。

<成 果>

【施設稼働率の減少】

令和元年度：37.7% 令和2年度：21.8% 令和3年度：31.5% 令和4年度：36.2%

<参考>（コロナ禍前）平成29年度：40.9%

【利用人数の減少】

令和元年度：1,549,863人 令和2年度：655,169人 令和3年度：1,196,079人 令和4年度：1,451,847人

<参考>（コロナ禍前）平成29年度：2,403,853人

<取組で生じた課題>

緊急事態宣言等の開始決定が、直前となるため、還付対象期間の小幅な延長を繰り返すこととなり、対象者への周知が困難であった。

「施設管理・イベント」に係る主な取組 【施設管理】

【感染拡大予防策を講じた施設運営】（スポーツ文化局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても市民が安心安全に屋内スポーツ施設を利用できるよう、施設の管理運営に必要な対策を講じる。

<概要>

- ・ 本部長指示やスポーツ庁発出の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき運営マニュアルの策定・改訂を実施
- ・ 新型コロナウイルス感染症を理由とした予約キャンセルについてペナルティを課さない対応を実施
- ・ 休館や予約キャンセルに伴う利用料金収入減に対し、指定管理料の補填を実施

<成果>

運営マニュアルの策定等により、施設間で運営や感染対策の方向性を統一することができ、市民の安全利用を確保した。

<取組で生じた課題>

マニュアルの改訂にあたり、本部長指示とスポーツ庁が発出するガイドラインの更新のタイミングが異なるため、当マニュアルの更新や指定管理者へ共有するタイミングの判断に迷う部分があった。

「施設管理・イベント」に係る主な取組 【施設管理】

【コミュニティ施設の事前来館手続き（使用料の支払い等）を不要に変更】（市民局）

<目的>

新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、コミュニティ施設の事前来館手続き（使用料の支払い等）を不要に変更。

<概要>

コミュニティセンター全20施設について、通常、予約した日を含め8日以内に事前来館手続き（使用料の支払い等）が必要だが、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、令和3年1月29日以降に予約したものについて、事前来館手続きを不要に変更した。

<成果>

- ・利用者の接触機会を低減することにより、利用者が安全・安心な施設利用を確保できた。
- ・施設職員の接触機会を低減することにより、利用者のみならず、施設職員の安全・安心な労働環境を確保できた。

<取組で生じた課題>

事前来館手続きを不要としたことで、当日キャンセルが増加するという問題が発生した。

「施設管理・イベント」に係る主な取組 【施設管理】

【感染予防に必要な消耗品の購入費等の補助、光熱水費等の高騰の影響下での事業継続支援】

(子ども未来局)

<目的>

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために必要な消耗品及び備品の購入費等の補助や、光熱水費等の高騰の影響の下での事業継続に向けた支援金の支給を、単独型子育て支援センター運営業務受託事業者に対して行うもの。

<概要>

【令和元年度～令和3年度】

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために必要な消耗品及び備品の購入費等の補助を実施。

【令和4年度】

引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために必要な消耗品及び備品の購入費等の補助を実施するとともに、光熱水費等の高騰の影響の下での事業継続に向けた支援金を支給。

<成果>

新型コロナウイルス感染症が流行・拡大した初期に当たる令和元年度及び令和2年度においては、支援センターを臨時閉室せざるを得ない時期もあったが、令和3年度以降は、光熱水費等の高騰の影響が見られた令和4年度も含めて、閉室することなく運営業務を継続することができた。

<実績>

【新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るための補助金】

令和元年度：7事業者 令和2年度：28事業者 令和3年度：11事業者 令和4年度：12事業者
に、補助金を交付（事業者数は延べ数）。

【光熱水費等の高騰の影響下での事業継続に向けた支援金】

令和4年度：5事業者に、支援金を交付。

「施設管理・イベント」に係る主な取組 【施設管理】

【図書館の再開館に向けた取組】（教育委員会）

<目的>

「図書館の再開における対応マニュアル」（令和2年5月29日策定）に基づき、最大限の感染対策を講じながら図書館を再開館し、市民サービスを提供する。

<概要>

【臨時休館期間】 令和2年3月2日～令和2年5月31日

【再開館】 令和2年6月1日～（一部利用制限しながら開館）

【主な感染症対策】

- ・ 職員の健康管理の徹底
- ・ 入口への消毒液の設置
- ・ 換気の徹底
- ・ 貸出しカウンター、閲覧席のパーテーション設置
- ・ 高頻度接触部位の消毒等

<成果>

最大限の感染対策を講じたことにより、利用者が安心して図書館を利用することができた。

<取組で生じた課題及び対応>

約3か月にわたる臨時休館の中、コロナ禍で外出を自粛していた市民からは、このような時期だからこそ図書館で本を借りたいとの要望が多数あった。図書館は市民の要望に応えることが責務であることから開館できないジレンマがあった。

このことから、今後、感染症がまん延した場合でも極力図書館を閉じることなく、感染症対策を講じながら開館できるよう、平時からの備えが必要と考える。



「施設管理・イベント」に係る主な取組 【イベント】

【主なイベントの開催状況】

オンライン開催(配信)

【令和2年度】

- ・成人式のYoutube配信
- ・生涯学習コンテンツ等のホームページ等配信
 - ① さいたま市生涯学習コンテンツ『学びの泉』
市民向けコンテンツ 192件
 - ② 「さいたま市 学びの玉手箱」
児童生徒向け学習教材 14件

【令和3年度】

- ・さいたま市制施行20周年記念WEB式典
式辞、来賓祝辞、市歌演奏、ビデオメッセージ等の
映像をWEBで公開。

【令和4年度】

- ・さいたま謎旅（オンライン版）の開催
市内周遊及び謎解きをオンライン上で体験できる
コンテンツを公開。

感染防止策を講じて開催

【令和2年度】

- ・さいたま国際芸術祭2020

【令和3年度】

- ・成人式の3部開催（令和4年度～同）
- ・さいたま市総合防災訓練・防災フェア
（令和4年度～同）
- ・さいたまランフェス（令和4年度～同）

【令和4年度】

- ・ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム
- ・さいたまサッカーフェスタ
- ・おおみや盆栽春まつり

※成人式は、令和4年度より「二十歳の集い」として開催

「施設管理・イベント」に係る主な取組 【イベント】

【二十歳の集い（旧称：成人式）】（子ども未来局）

<概要>

【令和3年成人式】

開催方法：オンラインによる開催（Youtubeにて配信）

配信日程：令和3年1月11日（月・祝）～

再生回数：約17,500回（令和3年1月末時点）

【再会の機会】

目的：令和3年成人式が会場で開催できなかったため、改めて、感染防止対策を講じた上で、新成人同士が再会するきっかけとなる機会を設けるもの。

日程：令和3年11月23日（火・祝）

会場：埼玉スタジアム2002 南広場

来場者数：1,224人

【令和4年成人式】

開催方法：会場にて3部開催

日程：令和4年1月10日（月・祝）

会場：さいたまスーパーアリーナ

来場者数：新成人9,247人 家族1,739人

感染対策：当日式典の様子をインターネットでライブ配信

【令和5年二十歳の集い】

開催方法：会場にて3部開催

日程：令和5年1月9日（月・祝）

会場：さいたまスーパーアリーナ

来場者数：二十歳8,835人 家族2,002人

感染対策：当日式典の様子をインターネットでライブ配信

<成果と課題>

- ・感染拡大期において、オンラインで開催することで、接触機会の低減を図ることができた。
- ・感染状況が比較的落ち着いた時期に、「再会の機会」を開催することで、新成人同士の交流・つながりの場を提供することができた。
- ・会場の収容人数の制限が生じた状況でも、会場開催できるよう検討のうえ実施していく必要がある。

「施設管理・イベント」に係る主な取組 【イベント】

【さいたま市生涯学習コンテンツ『学びの泉』（市民向け）の配信】（教育委員会）

<概要>

【目的】生涯学習施設の臨時休館中、市民の生涯学習の機会を確保・継続するために、生涯学習関連施設作成の生涯学習コンテンツをパッケージ化して配信するもの。

【期間】令和2年5月11日（月）～

【対象者】市民

【作成施設】市立博物館、うらわ美術館、生涯学習総合センター、図書館、青少年宇宙科学館 等

【コンテンツ数】192件

【主なコンテンツ】

- ・さいたまのJAPAN BLUE ～さいたまを染める！～（市立博物館）
- ・うらわ美術館の萌芽 –開館当時の収蔵品紹介–（うらわ美術館）
- ・e公民館 –おうちこうみんかん–（生涯学習総合センター）
- ・さいたま市図書館オリジナル「地域もの知りけんてー」（図書館）
- ・若田名誉館長に続け！「宇宙のまち さいたま」（青少年宇宙科学館） 等

<成果と課題>

アフターコロナにおける社会全体のデジタル化の進展を見据え、新しい技術やそれを活用した学びの利点を最大限生かしながら、市民に質の高い学びの機会を提供することができた。

「施設管理・イベント」に係る主な取組 【イベント】

【「さいたま市 学びの玉手箱」（児童生徒向け）の配信】（教育委員会）

<概要>

【目的】 一斉臨時休校期間中、児童生徒の生涯学習の機会を確保・継続するために、生涯学習関連施設作成の学習教材をパッケージ化して配信するもの。

【期間】 令和2年3月19日（木）～

【対象者】 児童生徒

【作成施設】 市立博物館、うらわ美術館、青少年宇宙科学館、図書館、文化財保護課 等

【コンテンツ数】 14件

【主なコンテンツ】 ・おうちミュージアム（市立博物館）
・ 展覧会オープン直前企画！出品作品さきどり鑑賞！（うらわ美術館）
・ 「科学戦隊さいレンジャー」のワクワクサイエンスボックス（青少年宇宙科学館）
・ 電子書籍読み放題コンテンツ紹介（図書館）
・ めざせ！さいたま考古マスター（文化財保護課） 等

<成果と課題>

アフターコロナにおける社会全体のデジタル化の進展を見据え、新しい技術やそれを活用した学びの利点を最大限生かしながら、児童生徒に質の高い学びの機会を提供することができた。

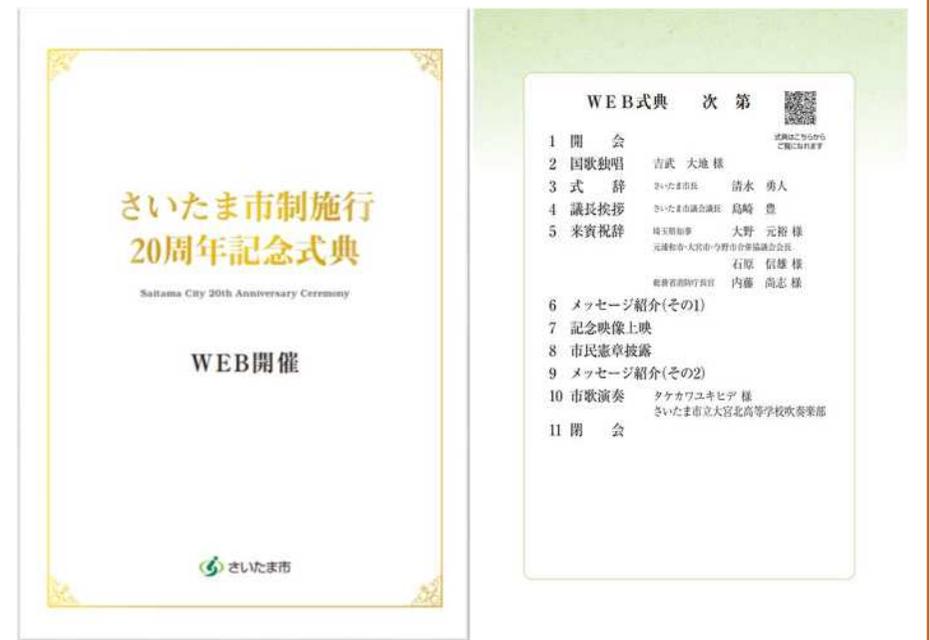
「施設管理・イベント」に係る主な取組 【イベント】

【さいたま市制施行20周年記念WEB式典】（総務局）

<概要>

- 【開催方法】 WEB形式で開催（WEB式典サイトにて公開）
【公開日程】 令和3年11月1日（月）～
【再生回数】 3,173回（令和3年度末時点）
【公開内容】 以下の内容を、全編・ダイジェスト版に分けて公開。
- ・ 式辞
 - ・ 来賓祝辞
 - ・ 市歌演奏
 - ・ 市にゆかりのある皆様からのビデオメッセージ
 - ・ 記念映像

等



<成果と課題>

- ・当初は令和3年10月26日（火）に対面開催を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、開催方法を対面からWEB開催形式に変更したが、滞りなく式典を実施することができた。
- ・市政にとって節目の重要なイベントであることから、オンライン開催への切替の判断が難しかった。

「施設管理・イベント」に係る主な取組 【イベント】

【地域資源を活用したオンライン施策業務 さいたま謎旅】（経済局）

<概要>

【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ市内の観光需要を喚起するため、ウィズコロナの状況にあわせてオンライン技術を活用した市内周遊謎解きイベントならびにオンライン上で体験できるコンテンツを制作・実施したものの。

【開催期間】

オンライン版：令和4年10月1日（土）～令和5年2月12日（日）

市内周遊版：令和4年12月1日（木）～令和5年2月12日（日）

【開催場所】

オンライン版：専用WEBサイト上で各地域を巡る。

市内周遊版：大宮、浦和、岩槻の3コース

【参加者数】

約51,000人



<成果と課題>

- ・オンライン技術の活用により、接触機会低減と観光需要喚起の両立を図ることができた。
- ・感染拡大により、現地での周遊ができない場合に備え、完全オンライン版に切り替えられるような仕様とした。

「施設管理・イベント」に係る主な取組 【イベント】

【さいたま国際芸術祭2020】（スポーツ文化局）

<概要>

【開催期間】 令和2年10月17日（土）～ 令和2年11月15日（日）

【開催場所】 旧大宮区役所、旧大宮図書館、宇宙劇場、大宮図書館、埼玉会館、鉄道博物館（ほか）

【来場者数】 100,349人

【感染対策】

- ・ 作品公開は、日時指定の事前予約制とし、過密化を避けるため、入場者数の制限を設けた。
- ・ 入館時に非接触型体温計による検温、マスクの着用、手指消毒をお願いの上、入館とした。
- ・ 会場内の共用部や各展示室及び展示に伴うリスク評価を行う「感染予防一覧表」を作成し、リスク評価に基づく感染防止策を行った。
- ・ 旧大宮区役所及び旧大宮図書館を会場として作品公開を行うとともに、作品の映像を配信した。

<参考> 「オンラインアートさいたま」

【公開期間】 令和2年10月3日（土）～ 令和2年11月15日（日）

【配信プラットフォーム】 特設サイト及び公式Youtubeチャンネル

【再生回数】 20,389回



<成果と課題>

- ・ 感染防止策を講じることにより、クラスターの発生を防止することと作品を公開することの両立が可能であることを示すことができた。
- ・ 開催の判断に当たっては、感染状況や国等の動向を注視し、延期、代替策を検討するなど、検討事項が多い中で、方向性の決定をする必要があり、対応に苦慮した。

「施設管理・イベント」に係る主な取組 【イベント】

【さいたま市総合防災訓練・防災フェア】（総務局）

<概要>

【令和3年度】

日 程：令和3年11月6日（土）

会 場：荒川総合運動公園

来場者数：1,108人

感染対策：・参加機関や一般来場者の参加制限、
来場者管理を実施
・訓練の様子をYouTubeで配信

【令和4年度】

日 程：令和4年9月4日（日）

会 場：さいたま市大宮消防署、合併記念見沼公園 ほか

来場者数：4,986人

感染対策：令和3年度と同様に実施

<成果と課題>

- ・令和3年度は感染防止対策により、当日の一般参加者を受け入れずに開催し、密を避け、円滑に訓練進行できた。しかし、広く市民に防災啓発をするには足りなかったため、当日の様子を市YouTubeで公開した。
- ・令和4年度はコロナ前の規模で訓練実施した。参加者については検温テントでの検温、リストバンドを活用しての来場者管理を実施し、円滑に進行できた。
- ・一般来場者が想定を超え、見学スペースが足りなかったため、次年度以降に改善する。

「施設管理・イベント」に係る主な取組 【イベント】

【さいたまランフェスの開催】（スポーツ文化局）

<概要>

【令和3年度】

- 日 程：令和4年1月15日（土）・16日（日）
会 場：埼玉スタジアム2002公園及びその周辺
参加者数：4,854人
感染対策：
 - ・健康チェックの実施
 - ・検温・消毒ゲートの設置
 - ・観客席の間引き
 - ・レース前のマスク着用の呼びかけ
 - ・ソーシャルディスタンスの表示・呼びかけ
 - ・体験型のサイドイベントの中止

【令和4年度】

- 日 程：令和5年1月21日（土）・22日（日）
会 場：浦和駒場スタジアム
申込者数：6,891人
感染対策：
 - ・健康チェックの実施
 - ・検温・消毒ゲートの設置
 - ・レース前のマスク着用の呼びかけ
 - ・ソーシャルディスタンスの表示・呼びかけ

<成果と課題>

- ・大会に関わる全ての人に対して感染症対策ルールを定め、安心安全に参加いただけた。
- ・感染状況を注視しながら、大会の内容について調整を行う。



「施設管理・イベント」に係る主な取組 【イベント】

【2022ツール・ド・フランスさいたまクリテリウムの開催】（スポーツ文化局）

<概要>

【日 程】令和4年11月6日（日）

【会 場】さいたま新都心駅周辺

【来場者数】約101,000人

- 【感染対策】
- ・選手とのハイタッチ等のふれあいを制限
 - ・手指消毒の徹底
 - ・観戦中のマスク着用や大声での応援の自粛
 - ・ソーシャルディスタンスの呼びかけ
 - ・発熱時の来場を控えるよう呼びかけ
 - ・選手・スタッフ・来場者の動線や待機場所等のエリア分け



<成果と課題>

- ・感染拡大防止の対策や、選手と観客との対応に一定のルールを定めたことで、大きな混乱もなくイベントを実施することができた。
- ・感染状況を注視しながら、大会の内容について主催者と協議し、調整を行う。

「施設管理・イベント」に係る主な取組 【イベント】

【さいたまサッカーフェスタ2022の開催】（スポーツ文化局）

<概要>

- 【日 程】 令和4年11月20日（日）
- 【会 場】 NACK5スタジアム大宮
- 【参加者数】 1,850人
- 【感染対策】
 - ・ 事前申込制
 - ⇒参加者の把握
 - ⇒感染者が出た場合の連絡体制の確保
 - ・ 施設内消毒（スタンド席、トイレなど）
 - ・ 手指消毒の徹底



<成果と課題>

- ・ 事前及び当日の周知の効果もあり、感染対策について参加者にも理解いただき、大きな混乱もなく実施することができた。
イベント後において、感染者の報告も特に受けていない。
- ・ 今後、イベント規模が拡大した際には、事前申込制による参加者の管理のための、予算や人員の確保が必要となる。



「施設管理・イベント」に係る主な取組 【イベント】

【おおみや盆栽春まつり開催】（経済局）

<概要>

【令和4年度】

開催期間：令和4年5月3日（火・祝）～令和4年5月5日（木・祝）

開催場所：氷川神社参道 等

来場者数：約29,300人

感染対策：・消毒液や体温計の設置 ・会場内の定期消毒
・ソーシャルディスタンスの確保 ・マスク着用のアナウンス 等

【令和5年度】

開催日時：令和5年5月2日（火）～令和5年5月5日（金・祝）

開催場所：大宮駅周辺、氷川神社参道 等

来場者数：約38,700人

感染対策：・消毒液の設置 ・会場内の定期消毒
・ソーシャルディスタンスの確保



<成果と課題>

- ・感染対策について参加者にも理解いただき、大きな混乱もなく実施することができた。
- ・イベント規模に応じた感染防止策を講じるための予算や人員の確保が困難。

(12) 「職員関係」に係る主な取組

「職員関係」に係る成果と課題

<主な成果>

- コロナ禍での職員については、長期的に持続可能な勤務体制を確保し、職員同士の接触機会低減の取組や新しい生活様式を踏まえた感染防止対策を徹底し、業務を行った。
- 時差出勤の実施や、サテライトオフィスやテレワーク（シン・テレワークの実施を含む）といった職員分散勤務、テレビ会議システムの導入等による研修の実施等、感染防止と合わせた柔軟な働き方の工夫に加えて、感染予防のためのポスターや、職員感染防止ガイドラインの策定、感染時における休暇制度の設定等を実施し、職員やその家族が感染した際の対応などを整備した。
- 職場内で感染がまん延し、業務に支障があった際に備えて、局区内で調整を行い、市民影響を最小限に抑えるなどの工夫を行った。
- また、感染拡大により、感染や濃厚接触者への指定、家族の監護、他の職場への応援等で所属職員が不足する場合は、新型インフルエンザ等業務継続計画を準用し、各局区において、業務の取り扱いや人員配置等を変更し対応することとした。業務の取り扱いを変更する場合には、計画に基づき、休止・縮小することとした。
- 新型コロナウイルス対策業務に全力を挙げて職員を動員し、柔軟かつ迅速に対応した。

<今後の課題>

- コロナ禍で実施した働き方の制度（一部を除く）については、5類移行後も継続を図ることとしている。
- 感染による複数職員の不在の対応のために、残りの職員の負担が増大したという例も見られた。
- 業務継続計画については、発動すると市民に多大なる影響が見込まれることから、感染症の感染力や、職員応援等の対応の必要性によっては、柔軟な対応を行うことが、市民の利益に繋がると考える。そのため、今後、今回の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、運用について検討をする必要がある。
- また、保健所の応援については、業務の都合上、同じ職員が長期間応援ができないことで、保健所業務の研修等が増加し、既にひっ迫している保健所の負担が増加した側面も見逃せない。保健所等への応援等を長期的にかつ安定的に行うための方策については、今後の課題である。
- 動員に当たっては、依頼から動員職員の決定までに時間がなく、とりまとめに苦慮するとともに動員職員への情報提供（従事場所や業務内容等）が直前となるケースがあった。

「職員関係」に係る主な取組

【サテライトオフィス設置】（都市戦略本部）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

<概 要>

平成29年度に、働き方見直しプロジェクトチームの取組として、職員研修センターに試行サテライトオフィス（平成29年12月1日から平成30年6月30日まで）を設置し、平成30年6月1日から、本庁舎にもサテライトオフィスを設置。令和2年4月の緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月16日付けで「さいたま市新型コロナウイルスの感染拡大防止に関するサテライトオフィスにおける勤務実施要領」を制定し、市内各施設にサテライトオフィスを設置した。

<実 績>

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、令和2年度末の時点で4か所、令和3年度末時点で5か所、令和4年度末時点で8か所、市内施設にサテライトオフィスを設置し、職員の接触率の低減に寄与した。

<取組で生じた課題及び対応>

令和5年4月1日の要領の改正で、令和2年度から開始した新型コロナウイルス感染症対策としての試行的実施から働き方の制度として本格的な実施に転換を図るため、目的を感染拡大防止に限定せず、サテライトオフィス勤務ができることとした。

「職員関係」に係る主な取組

【「シン・テレワークシステム」実証実験への参加】（都市戦略本部）

<目的>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

<概要>

N T T東日本と独立行政法人情報処理推進機構が共同開発した「シン・テレワークシステム※」を使用した在宅勤務に係る実証実験への参加と庁内への展開。

※シン・テレワークシステムとは、インターネットに接続されている自宅のパソコンから、職場の自分の情報端末に、簡単かつ安全にリモート接続できるシステム。情報端末を自宅のパソコンから遠隔操作するイメージで利用することができる。

<実績>

- ・令和3年3月からシン・テレワークシステム実証実験へ参加
- ・本庁舎職員から導入し、令和3年10月以降は全庁へ対象を拡大し、令和5年度も継続中

<取組で生じた課題>

- ・自宅にPCや通信環境がない職員への対応
- ・令和5年度も実証実験段階であり、接続状況が不安定であること

「職員関係」に係る主な取組

【さいたま市モバイルワークシステム機器等賃貸借】（都市戦略本部）

<目的>

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市職員がテレワークを行うため、自宅から庁内システムを利用できる環境の整備を行うもの。

<概要>

令和2年6月 在宅用モバイルワーク端末80台を調達

<成果>

令和2年6月から80台を各局区等に割り当て、局区筆頭課等を端末管理課として運用。

<取組で生じた課題>

- ・テレワーク専用端末を増設した場合に、総端末数が多くなる。
- ・職員数より少ない端末数の場合、貸し出し管理が発生する。

「職員関係」に係る主な取組

【Web会議環境の整備】（都市戦略本部）

<目的>

国、県、他市町村や事業者等、外部機関との打ち合わせについて、対面会議での接触機会や移動による感染リスクを低減させるとともに、非常事態時に迅速に対策会議等が開催できるよう、庁内環境を整備したものの。

<概要>

- ・令和2年6月 Wi-Fiルーター10台を調達
- ・令和2年10月 テレビ会議用タブレット50台及び周辺機器を調達
- ・令和3年2月 テレビ会議主催用ライセンス10ライセンスを調達
- ・令和4年2月 テレビ会議主催用ライセンス10ライセンスを追加し、計20ライセンス調達

<成果>

Web会議の開催が可能となり、職員と市民等の接触機会低減が図られた。

<取組で生じた課題>

需要が増加し、貸出要望に応えられない日がある。

「職員関係」に係る主な取組

【多機能ミーティングボード機器賃貸借】（都市戦略本部）

<目的>

感染リスク低減のため、WEB会議が増加している。市長出席の会議について、大画面により参加者のソーシャルディスタンスを確保しつつ、表示する資料等の可読性を高め、より確実にWEB会議を行えるよう、専用の大型モニターを導入するもの。

<概要>

- ・令和4年1月 多機能ミーティングボード機器を1台調達
- ・令和4年3月 多機能ミーティングボード機器を1台追加調達

<成果>

安定的なWeb会議の開催が可能となった。



「職員関係」に係る主な取組

【職員の服務等の取扱いについて】（総務局）

<目 的>

本部員会議における本部長指示を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る職員の服務等の取扱いを周知する。

<概 要>

本部長指示等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、職員の服務等の取扱いを周知

- ・ 長期的に持続可能な職員の勤務体制の確保
- ・ 緊急事態宣言下における職員の接触機会低減の取組強化
- ・ 新しい生活様式を踏まえた職員の感染防止対策の徹底
- ・ さいたま市職員の職場における新型コロナウイルス感染予防対策に関するガイドラインの制定
- ・ 「新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート」による報告の徹底
- ・ 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の緊急提言等を踏まえた職員感染予防対策等の徹底

<成 果>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、職員の服務等の取扱いを周知することができた。

「職員関係」に係る主な取組

【職員の休暇等の取扱いについて】（総務局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る職員の休暇やサービス等の取扱いを周知する。

<概 要>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る職員の休暇やサービス等の取扱いを周知

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のための時差出勤の実施
- ・ 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合及び家族を看護等する必要がある場合の職務に専念する義務の特例
- ・ 小・中・高等学校の休校措置に伴う家族監護の職務専念義務免除の特例的運用
- ・ 特別休暇（事故休暇）の運用
- ・ モバイル端末による在宅勤務（試行）の実施
- ・ 新型コロナワクチン接種及び接種に伴う副反応が生じた場合の職務に専念する義務の特例
- ・ 職員が感染者となった場合の公表の運用

<成 果>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、職員の休暇やサービス等の取扱いを周知することができた。

「職員関係」に係る主な取組

【学校職員の休暇やサービス等の取扱いについて】（教育委員会）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を行い、行政サービスの安定的な提供を確保していく必要から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る学校職員の休暇やサービス等の取扱いを周知。

<概 要>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る学校職員の休暇やサービス等の取扱いを周知

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止のための時差出勤の実施
- ・新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合及び家族を看護等する必要がある場合の職務に専念する義務の特例
- ・小、中、高等学校の休校措置に伴う家族監護の職務専念義務免除の特例的運用
- ・特別休暇（事故休暇）の運用
- ・在宅勤務（試行）の実施
- ・学校関係者の新型コロナウイルスワクチンの優先接種の実施について
- ・新型コロナウイルスワクチン接種及び接種に伴う副反応が生じた場合の職務に専念する義務の特例
- ・学校職員が感染者となった場合の公表の運用
- ・新型コロナウイルス感染症（5類感染症）移行後の病気休暇の運用

<成 果>

学校職員の休暇やサービス等の取扱いを周知することができ、学校職員及び児童生徒の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に繋がった。

「職員関係」に係る主な取組

【職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について】（総務局）

<目 的>

職員に対して、職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を周知するもの。

<概 要>

- ・ 令和2年2月 本庁舎トイレ及び更衣室手洗い場に「手洗いのポイント」を掲示
- ・ 令和2年4月 職員の健康管理、所属長による職員の健康状況把握について通知
職場内での感染防止行動の徹底、一般的な健康確保措置の徹底について通知
- ・ 令和2年7月 エレベーター内の感染予防対策についてポスター作成
- ・ 令和2年9月 感染予防対策に係る啓発ポスター作成
- ・ 令和3年9月 手洗いの効果についてポスター作成

<成 果>

- ・ 職員に対して、職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を周知することができた。
- ・ 通知文書による周知のほか、感染者増加の時期にポスターを作成することで感染防止対策への注意喚起を行った。

「職員関係」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急雇用について】（総務局）

<目的>

- ① 事務補助：雇用情勢の急激な悪化を踏まえ、解雇、雇止め、内定取消しになった方を採用する。
- ② 医療職（保健師・看護師）：常勤職員の業務負担の増大を踏まえ、常勤職員をサポートする職員を採用する。

<実績>

職種等	募集期間	採用者数
① 事務補助	令和2年5月18日～ 令和3年3月31日	8人
② 医療職（保健師・看護師）		12人

<取組で生じた課題>

事務補助は、募集定員20人のところ採用者数は8人と募集定員に達しなかった。
主な要因として、応募者の約半数が新型コロナウイルス感染拡大の影響による解雇等という条件に該当しなかったこと、また、条件に該当する方でも、希望する勤務条件（報酬水準）に合致せずに応募を見送った方もいたことが考えられる。

「職員関係」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染症対応に係る防疫等業務手当の特例について】（総務局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の患者の救護等の業務に従事した職員に対して、防疫等業務手当の特例措置として月額3,000円または4,000円を支給するもの。

<概 要>

- ・令和2年4月1日～ 令和2年6月定例会での特殊勤務手当条例の改正により、防疫等業務手当について、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の患者の救護等の業務に従事した場合の特例措置を設け、令和2年4月1日に遡及適用した。
- ・令和5年5月8日～ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の五類感染症移行に伴い、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応業務は、防疫等業務手当の支給対象外となった。

<実 績>

業務に従事した職員に対して、勤務の対価として適正な給与を支給することができた。

<防疫等業務手当の特例措置による手当の支給実績> ※市長部局分（一般会計）のみ
令和2年度：8,341千円、令和3年度：4,939千円、令和4年度：4,119千円

<補助額・率>

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 令和2年度：8,341千円（国補助率10/10）
令和4年度：4,119千円（国補助率10/10）
※令和3年度は、他の事業に交付金が充てられたため対象外。

「職員関係」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急雇用による給与支給について】（総務局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急雇用により採用された会計年度任用職員に対して給与を支給するもの。

<概 要>

令和2年度中に実施された緊急雇用（募集期間：令和2年5月18日～令和3年3月31日）で採用された下記の職種の会計年度任用職員に対して給与を支給するもの。

- ① 事務補助：雇用情勢の急激な悪化を踏まえ、解雇、雇止め、内定取消しになった方を採用
- ② 医療職（保健師・看護師）：常勤職員の業務負担の増大を踏まえ、常勤職員をサポートする職員を採用

<実 績>

- ・会計年度任用職員（事務補助：8人、医療職：12人）に対して、給与を支給した。
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となった会計年度任用職員（事務補助）の件数は、8人合計で、6,512千円（共済費を含む）となった。

※事務補助の任用期間：令和2年6月23日から令和3年3月31日まで（任用期間が最も長い職員の例）

<補助額・率>

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 令和2年度：6,512千円（国補助率10/10）

「職員関係」に係る主な取組

【職員の動員について】（総務局）

<目的>

本部員会議における本部長指示を踏まえ、新型コロナウイルス対策業務に柔軟かつ迅速に対応するため、全庁を挙げて職員を動員する。

<実績>

動員先	期間等	業務内容	人数
アパホテルさいたま新都心駅北	令和2年4月1日～令和2年5月20日	宿泊療養施設における入居者の管理等	延べ20人
保健所・オペレーションルーム	令和3年1月25日～令和4年9月30日	健康観察者の記録管理業務等	延べ1,362人
さいたま市内（北部・南部）	令和3年4月26日～令和3年5月7日	まん延防止等重点措置に伴う飲食店巡回	延べ540人
10区役所	令和3年6月13日～令和3年9月5日の毎週土日	ワクチン集団接種業務	延べ745人
10区各会場（イオン・桜木駐車場等）	令和4年2月1日～令和4年3月31日	ワクチン集団接種業務	延べ157人

<取組で生じた課題>

- ・職員の動員は迅速に行う必要があることから、依頼から動員職員の決定までに時間がなく、とりまとめに苦慮した。
- ・動員職員への情報提供（従事場所や業務内容等）が直前（又は当日）となるケースがあった。

「職員関係」に係る主な取組

【新型コロナウイルス等対策業務継続計画の準用】（総務局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症による、職員が出勤できない状況により業務遂行に十分な人員が確保できない場合に備え、業務の取扱いや人員配置の変更を行い、業務の継続を図るもの。

<概要>

感染や濃厚接触者への指定、家族の監護、他の職場への応援等で所属職員が不足する場合は、業務継続計画を準用し、各局区において、業務の取扱いや人員配置等を変更し対応する。業務の取扱いを変更する場合には、計画に基づき、休止・縮小する。

<期間>

・令和4年2月1日～令和5年5月8日

<取組で生じた課題及び対応>

業務継続計画については、発動すると市民に多大なる影響が見込まれることから、感染症の感染力や、職員応援等の対応の必要性によっては、今回のような柔軟な対応を行うことが、市民の利益に繋がると考える。

そのため、今後、今回の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた運用について、検討をする必要がある。

「職員関係」に係る主な取組

【「新型コロナウイルス対策業務継続計画」の準用による事業の休止】（各区保健センター）

<目的>

新型コロナウイルス感染症対応に係る保健師業務を優先するため。

<概要>

上記計画で定める業務継続方針に基づき、D及びCの業務を休止・縮小

<成果>

優先して新型コロナウイルス感染症対応に係る保健師業務を行うことができた。

<取組で生じた課題及び対応>

事業を休止することで相談の機会が奪われないよう時期を逃してはいけない事業については実施した。

「職員関係」に係る主な取組

【西部清掃事務所業務継続のための職員応援】（環境局）

<概要>

クラスターが発生し業務継続が困難となった西部清掃事務所に、部内から応援職員を派遣した。

<実績>

資源循環推進部内から4日間で延べ18人を派遣し、西部清掃事務所担当区域内の家庭ごみ収集業務を実施した。

<成果>

一部で収集時刻に遅延が生じたものの、収集中止を回避し、生活環境の保全に寄与した。

<取組で生じた課題>

クラスター発生による清掃事務所の閉鎖に備え応援体制を取り決めた要綱を策定していたが、職員減少による場合を想定していなかったため、円滑に応援体制を構築できなかった。

「職員関係」に係る主な取組(区での一例)

【保健所等への職員動員に係る当番表の整備及び業務継続計画（BCP）に係る区役所業務経験調査の実施】 （西区、南区）

<目的>

- ①保健所等、外部からの職員動員依頼に対し、速やかに庁内職員の動員調整を行うため整備。
- ②感染等により職員が不足した際、当該所属業務を継続及び支援するため、区役所業務経験調査を実施。

<概要>

- ①保健所等からの動員依頼に対し、職員を速やかに調整できるよう、所属職員数や繁忙時期を考慮した当番表を整備。
- ②複数の職員が新型コロナウイルス等に感染し、当該所属業務の継続に支障をきたすと判断される場合、庁内の応援体制を構築する際の参考とするため、区役所業務の経験調査を実施。

<実績>

- ①当番表を整備したことで、動員調整の時間が大幅に削減された。
- ②収集した情報を、管理職以上で共有管理し、緊急時に備えることができた。

「職員関係」に係る主な取組(区での一例)

【緊急時における区内職員の応援体制の構築及び区内職員の効率的な動員体制の構築】（緑区、南区）

<目的>

- ①緊急時における区内職員の応援体制の構築
- ②区内職員の効率的な動員体制の構築

<概要>

- ①集団感染等により係員全員が出勤できなくなった場合に備え、区役所内全職員の直近の所属や業務経験を事前に把握しておき、緊急時の応援ができるようにした。
- ②所属職員数を反映させた課室の動員当番表を事前に作成しておき、保健所から職員動員の依頼があった際に、表をもとに動員の当番となる課室を決定することとした。

<成果>

- ①ある係ですべての係員が出勤できなくなった日が発生したが、業務経験のある職員が急遽応援に入ることができ、最低限の窓口対応をすることができた。
- ②保健所から職員動員の依頼があるたびに、その都度どの所属から動員職員を選定するか調整する必要がなくなった。

<取組で生じた課題及び対応>

- ①事前に区役所内全職員の所属や業務経験を調査しておく必要がある。
- ②動員担当課の繁忙期にあたるなど、日程の交換が必要になることがある。

(13) 「その他」について

「その他」に係る主な取組

【市長、副市長の感染防止対策】（市長公室）

＜目 的＞

市長、副市長の新型コロナウイルス感染リスクの低減を図るため、庁内会議、打合せ等における感染防止対策を講じる。

＜概 要＞

市長、副市長が出席する庁内会議、打合せ等では多数の職員や関係者等との接触があることから、感染リスクを低減するため、関係部局等と連携し適切な感染防止対策を講じた上で会議、打合せ等を実施する。

＜実 績＞

- ・ 市長室での身体的距離を確保するため、レイアウトを変更した。（打合せテーブルや応接椅子の距離確保など）
- ・ 行政会議や都市経営戦略会議など市長、副市長が出席する会議において、関係部局と連携しながらオンライン会議システムを活用し必要最小限の人数で会議を開催した。
- ・ ZOOMを活用したオンラインでの打合せを実施した。
- ・ 面会、表敬訪問時の湯茶接遇を自粛。

＜取組で生じた課題及び対応＞

オンライン会議等における端末の準備や通信環境の設定等に時間を要する場面があったが、関係部局と連携しつつ、会議を実施するごとに改善を行い、適切に運営した。

「その他」に係る主な取組

【国の施策・予算に対する提案・要望（新型コロナウイルス感染症関連）】（都市戦略本部）

<目的>

市が直面している重要な政策課題のうち、市単独では解決が困難であり、国の理解と協力が必要な重要課題等について、国に対する提案や要望を取りまとめ要望活動を実施するもの。

<概要>



〔長谷川総務副大臣（右）へ要望事項を説明〕
（令和2年7月）



〔橋本厚生労働副大臣（右）へ要望事項を説明〕
（令和2年7月）



〔さいたま市関連国会議員へ要望事項等を説明〕

<実績>

次ページのとおり

新型コロナウイルス感染症対策に関する国等への要望

要望先	日付	要望内容	要望元
厚生労働省	令和 2年 3月 6日	新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会緊急要請	指定都市市長会
内閣官房 自由民主党	令和 2年 4月17日	新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会緊急要請	指定都市市長会
内閣官房	令和 2年 5月19日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する指定都市市長会緊急要請	指定都市市長会
総務省	令和 2年 5月22日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する指定都市市長会緊急要請	指定都市市長会
内閣府	令和 2年 5月25日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する指定都市市長会緊急要請	指定都市市長会
内閣官房 内閣府 総務省 厚生労働省 文部科学省 経済産業省	令和 2年 5月29日	感染拡大防止と社会経済活動維持の両立に向けた指定都市市長会提言	指定都市市長会
総務省	令和 2年 6月26日	迅速な給付の実現に向けた指定都市市長会緊急要請	指定都市市長会

新型コロナウイルス感染症対策に関する国等への要望

要望先	日付	要望内容	要望元
総務省	令和 2年 7月 9日	「再度の感染拡大や事態の長期化を見据えた感染防止策と医療体制の整備」 ・ 病院会計に対する支援 「地方自治体の財政に対する支援」	さいたま市
厚生労働省	令和 2年 7月13日	「再度の感染拡大や事態の長期化を見据えた感染防止策と医療体制の整備」 ・ 保健所における更なる体制の充実 ・ 治療薬及びワクチンの実用化 ・ 医療機関に対する支援 ・ 病院会計に対する支援 ・ 認可外保育施設に対する支援	さいたま市
経済産業省 (中小企業庁)	令和 2年 7月17日	「雇用の維持と経済活性化」 ・ 中小企業・小規模事業者への一層の支援 ・ 劣後ローンの制度化 ・ 消費喚起策への継続的支援	さいたま市
国土交通省 (観光庁)	令和 2年 7月17日	「雇用の維持と経済活性化」 ・ 消費喚起策への継続的支援	さいたま市
文部科学省 (文化庁)	令和 2年 7月17日	「雇用の維持と経済活性化」 ・ 文化芸術に対する支援	さいたま市

新型コロナウイルス感染症対策に関する国等への要望

要望先	日付	要望内容	要望元
文部科学省	令和 2年 7月17日	「教育機会の確保」 ・ I C T 環境整備への継続的な支援 ・ 臨時休業等に伴う学習の遅れに対する指導体制の確保 ・ 学校における衛生用品の配備 ・ 学生に対する経済的支援	さいたま市
内閣官房	令和 2年 7月17日	「感染症対策のあり方の検討」	さいたま市
総務省	令和 2年 7月28日	特別定額給付金に係る死亡世帯主の取扱いに関する指定都市市長会緊急要請	指定都市市長会
各政党 関係省庁	令和 2年7月～8月	「令和3年度国の施策及び予算に関する提案」 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動維持の両立に向けた対応	指定都市
内閣官房 自由民主党	令和 2年10月 2日	新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会提言	指定都市市長会
内閣府 総務省 厚生労働省	令和 2年10月26日	「国の施策及び予算に関する指定都市市長会・中核市市長会共同宣言」 ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言	指定都市市長会 中核市市長会
内閣官房 内閣府 総務省	令和 2年11月16日	追加経済対策に係る国の第3次補正予算案編成に対する指定都市市長会要請	指定都市市長会

新型コロナウイルス感染症対策に関する国等への要望

要望先	日付	要望内容	要望元
厚生労働省	令和 2年11月17日	<p>「再度の感染拡大や事態の長期化を見据えた感染防止策と医療体制の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所等の体制強化 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の弾力的活用 ・治療薬及びワクチンの実用化と接種順位の明確化 ・医療機関に対する支援 ・病院会計に対する支援 ・認可外保育施設に対する支援 	さいたま市
経済産業省 (中小企業庁)	令和 2年11月17日	<p>「雇用の維持と経済活性化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者への継続的な支援 ・劣後ローンの制度化 ・アフターコロナ時代を見据えた支援 	さいたま市
文部科学省 (文化庁)	令和 2年11月17日	<p>「雇用の維持と経済活性化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術に対する支援 	さいたま市
文部科学省	令和 2年11月17日	<p>「教育機会の確保」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT環境整備への継続的な支援 ・臨時休業等に伴う学習の遅れに対する指導体制の確保 ・学校における衛生用品の配備 	さいたま市

新型コロナウイルス感染症対策に関する国等への要望

要望先	日付	要望内容	要望元
総務省	令和 2年11月20日	「再度の感染拡大や事態の長期化を見据えた感染防止策と医療体制の整備」 ・病院会計に対する支援 「地方自治体の財政に対する支援」	さいたま市
内閣府	令和 2年11月25日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた要望	九都県市首脳会議
内閣官房	令和 3年 1月19日	新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会要請	指定都市市長会
厚生労働省	令和 3年 1月21日	新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会要請	指定都市市長会
自由民主党	令和 3年 1月28日	新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会要請	指定都市市長会
内閣官房 内閣府 自由民主党	令和 3年 3月29日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の充実に關する指定都市市長会要請	指定都市市長会
内閣府 厚生労働省 経済産業省	令和 3年 4月28日	新型コロナウイルス感染症対策に関する要望 (令和 3年 4月30日にも要望)	九都県市首脳会議
厚生労働省	令和 3年 4月28日	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)及び介護保険料の減免に係る財政支援拡充に関する指定都市市長会緊急要請	指定都市市長会

新型コロナウイルス感染症対策に関する国等への要望

要望先	日付	要望内容	要望元
内閣府	令和 3年 5月 7日	政府による新型コロナウイルスワクチン接種促進の指定都市市長会緊急要望	指定都市市長会
内閣官房 内閣府	令和 3年 5月24日	新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会要請	指定都市市長会
内閣官房 内閣府	令和 3年 6月17日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加的な直接交付に関する指定都市市長会緊急要請	指定都市市長会
総務省	令和 3年 7月 6日	「地方自治体の財政に対する支援」	さいたま市
厚生労働省	令和 3年 7月15日	<p>「新型コロナウイルスワクチンの確保と円滑な接種への支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチンの確保と地方自治体に対する速やかな情報提供 ・ ワクチン接種に係る財政支援 <p>「再度の感染拡大や事態の長期化を見据えた感染防止策と医療体制の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所等の体制強化 ・ 医療機関に対する支援 ・ 検査体制の確保 ・ 認可外保育施設の利用料の減額に係る支援 <p>「地方自治体の財政に対する支援」</p>	さいたま市
経済産業省 (中小企業庁)	令和 3年 7月15日	<p>「雇用の維持と経済活性化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業・小規模事業者等への継続的な支援 ・ 劣後ローンの制度化 経済産業省 ・ アフターコロナ時代を見据えた支援 	さいたま市

新型コロナウイルス感染症対策に関する国等への要望

要望先	日付	要望内容	要望元
文部科学省 (文化庁)	令和 3年 7月15日	「雇用の維持と経済活性化」 ・文化芸術に対する支援	さいたま市
内閣府	令和 3年 7月28日	新型コロナウイルスワクチン接種に係る指定都市市長会緊急要請	指定都市市長会
各政党 関係省庁	令和 3年7月～8月	「令和4年度国の施策及び予算に関する提案」 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動維持の両立に向けた対応	指定都市
文部科学省	令和 3年10月12日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的としたオンライン授業に係る出席停止の取扱いに関する指定都市市長会緊急提言	指定都市市長会
経済産業省 (中小企業庁)	令和 3年11月12日	「雇用の維持と経済活性化」 ・アフターコロナ時代を見据えた支援 ・中小企業・小規模事業者等への継続的な支援 ・劣後ローンの制度化	さいたま市
文部科学省 (文化庁)	令和 3年11月12日	「雇用の維持と経済活性化」 ・文化芸術に対する支援	さいたま市
文部科学省	令和 3年11月12日	「ウィズコロナにおける多様な教育機会の確保」 ・ICT環境整備への継続的な支援 ・学校職員の負担軽減 ・学校における衛生用品の配備	さいたま市

新型コロナウイルス感染症対策に関する国等への要望

要望先	日付	要望内容	要望元
厚生労働省	令和 3年11月17日	「3回目接種に向けた新型コロナウイルスワクチンの確保と円滑な接種への支援」 「再度の感染拡大に備えた保健医療体制の整備」 ・保健所等の体制強化 ・医療機関に対する支援	さいたま市
総務省	令和 3年11月17日	「地方自治体の財政に対する支援」	さいたま市
内閣府	令和 3年11月17日	「地方自治体の財政に対する支援」	さいたま市
内閣府 総務省 経済産業省	令和 3年11月18日	「国の施策及び予算に関する指定都市市長会・中核市市長会共同宣言」 ・新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言	指定都市市長会 中核市市長会
厚生労働省	令和 3年11月19日	新型コロナウイルス感染症に対する国産ワクチンの早期実用化に関する指定都市市長会要請 新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る指定都市市長会要請 感染症対策に係る広域自治体と指定都市の役割分担等に関する指定都市市長会要請	指定都市市長会
内閣府	令和 3年12月 9日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する指定都市市長会要請	指定都市市長会
厚生労働省	令和 4年 1月25日	新型コロナウイルス感染症の対応（保健所業務の負担軽減）に関する指定都市市長会緊急要請	指定都市市長会

新型コロナウイルス感染症対策に関する国等への要望

要望先	日付	要望内容	要望元
厚生労働省	令和 4年 4月20日	新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保に向けた指定都市市長会緊急要請	指定都市市長会
内閣官房	令和 4年 6月 8日	新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会要請	指定都市市長会
内閣府	令和 4年 7月13日	「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」に対する指定都市市長会緊急要請	指定都市市長会
総務省	令和 4年 7月20日	「地方自治体の財政に対する支援」	さいたま市
経済産業省 (中小企業庁)	令和 4年 7月20日	「雇用の維持と経済活性化」 ・ 中小企業・小規模事業者等への継続的な支援	さいたま市
文部科学省	令和 4年 7月20日	「ウィズコロナにおける多様な教育機会の確保」 ・ ICT環境整備への継続的な支援 ・ 学校職員の負担軽減	さいたま市
厚生労働省	令和 4年 7月28日	「新型コロナウイルスワクチンの確保と円滑な接種への支援」 「再度の感染拡大に備えた保健医療体制の整備」 ・ 保健所等の体制強化 ・ 医療機関に対する支援 ・ 認可外保育施設の利用料の減額に係る支援	さいたま市
内閣府	令和 4年 7月28日	「地方自治体の財政に対する支援」	さいたま市

新型コロナウイルス感染症対策に関する国等への要望

要望先	日付	要望内容	要望元
各政党 関係省庁	令和 4年7~8月	「令和5年度国の施策及び予算に関する提案」 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動維持の両立に向けた対応	指定都市
経済産業省 (中小企業庁)	令和 4年11月 1日	物価高騰及びアフターコロナに向けた中小企業等への成長支援の強化	さいたま市
内閣府	令和 4年11月 1日	物価高騰及びアフターコロナに向けた中小企業等への成長支援の強化	さいたま市
内閣府	令和 4年11月16日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望	九都県市首脳会議
厚生労働省	令和 4年11月16日	Withコロナに向けた新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会要請	指定都市市長会
厚生労働省	令和 4年11月21日	新型コロナウイルス感染症の再拡大や新興・再興感染症に備えた保健医療体制の整備	さいたま市
厚生労働省	令和 4年11月22日	「国の施策及び予算に関する指定都市市長会・中核市市長会共同宣言」 ・新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言	指定都市市長会 中核市市長会
厚生労働省	令和 5年 2月17日	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの見直しに係る指定都市市長会緊急要請	指定都市市長会

「その他」に係る主な取組

【BIツール（シティスタット基盤）を活用した新型コロナウイルス感染症関連データの可視化・分析について】 （都市戦略本部）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症陽性患者数や検査件数、ワクチン接種状況などの新型コロナ関連データを可視化・分析することにより、現状把握、関係機関等との情報共有、意思決定における判断材料などに活用する。

<概 要>

BIツール（シティスタット基盤）を活用して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む、庁内各課の課題に合わせて新型コロナウイルス感染症関連データを可視化・分析することにより、現状把握、関係機関等との情報共有、意思決定を支援するもの。

<実 績>

- 令和3年8月 感染症ネットワーク会議資料作成支援（地域医療課）
ワクチン接種医療機関在庫状況の把握支援（ワクチン対策室）
- 令和3年10月 新型コロナウイルス対策本部資料作成支援（危機管理課）
- 令和3年11月 新型コロナウイルス感染症対策にかかる国への要望資料作成支援（都市経営戦略部）
外国籍住民ワクチン接種状況把握支援（ワクチン対策室）
- 令和4年5月 ワクチン3回目接種状況の町名別分析等による集団接種会場適正配置検討支援（ワクチン対策室）

「その他」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金取扱事務】（都市戦略本部）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できるよう支援することを目的とした「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用を図るもの。

<概 要>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付限度額	125億2,497万7千円	59億3,503万0千円	67億4,337万0千円	48億7,284万6千円 (4月1日現在)
充当額	75億7,064万6千円	69億7,430万8千円	91億7,964万4千円	事業中

交付限度額のうち、一部を翌年度に繰り越しているため、交付限度額より充当額の方が大きくなる年度があります。

<実 績>

○主な充当事業

- ・プレミアム商品券事業
- ・小規模企業者・個人事業主給付金事業
- ・新型コロナウイルスの入院患者を受け入れた医療機関へ補助金
- ・新型コロナウイルス対応臨時資金融資
- ・キャッシュレスによる市内経済活性化
- ・福祉施設におけるPCR検査の委託事業

「その他」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】（保健衛生局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、包括的に支援することを目的とした「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の活用を図るもの。

<概 要>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付確定額	3億8,042万2千円	6億3,146万0千円	9億1,869万1千円

<実 績>

○主な当該交付金活用事業は以下のとおり

- ・新型コロナウイルス感染症設備整備支援事業
 - ・新型コロナウイルス感染症自宅療養者訪問看護支援事業
 - ・新型コロナウイルス感染症患者等移送業務
 - ・新型コロナウイルス感染症に係る検体等搬送業務
 - ・新型コロナウイルス感染症に係るパルスオキシメーター等発送業務
 - ・新型コロナウイルス感染症食料品配送業務
 - ・酸素濃縮装置賃貸借
 - ・新型コロナウイルス感染症電話相談業務人材派遣
 - ・新型コロナウイルス感染症関連業務人材派遣
 - ・新型コロナウイルス感染症夜間電話対応業務
- 等

「その他」に係る主な取組

【新型コロナウイルス専用ダイヤルの設置】（総務局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言時に不安に思っている市民に対して、各局における支援等の情報を提供する。

<概要>

一般回線 4 回線、教育委員会関係 2 回線
主なお問い合わせ：給付金（対象者 手続きについて等）、受信相談（相談先、検査基準等）
緊急事態宣言（行動制限、内容について）等

<期間>

令和 2 年 4 月 8 日から令和 2 年 6 月 12 日まで（土日・祝日を除く）

<取組で生じた課題及び対応>

緊急的な問い合わせとしては、一定程度機能したと考えているが、準備が十分にできず、また、お問い合わせ内容が多岐に渡ったことから、ご案内に時間がかかることがあった。そのため、今後、同様のダイヤルを設置することが決定した場合は、ダイヤル担当職員に対して、事前の研修時間を確保をする必要がある。

「その他」に係る主な取組

【避難所における感染防止対策用備蓄品の購入について】（総務局）

<目 的>

ウイルス等感染症の流行時において、避難所運営を行う際の感染症拡大防止の強化につなげる。

<概 要>

マスク等の感染症対策用の備蓄品を各避難所等に配備した。

<実 績>

各避難所等に市内全体で、非接触型体温計280台、使い捨てマスク81,500枚、ビニール手袋45,000双、手指消毒用アルコール900本、塩素系漂白剤270本、排便袋68,000枚、防護服13,500着、パーテーション1,000張、フェイスシールド5,500枚を配備した。

<取組で生じた課題及び対応>

購入した感染症対策備蓄品の経年劣化による入替の検討が必要である。今後は、社会情勢などを踏まえながら、各品目の必要性等を考慮して入れ替えを実施する。

「その他」に係る主な取組

【契約事務における新型コロナウイルス感染症への対応 感染拡大防止に向けた工事等の一時中止措置等についての周知】 (財政局)

<目 的>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、入札及び契約における適切な対応を図るもの。

<概 要>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けることが想定される入札及び契約への対応について庁内に周知したほか、市が発注する工事、修繕、物品納入等及び業務委託における一時中止措置等の取扱いについて庁内外に周知したものの。

<成 果>

(工事等)

建設工事、建設工事に伴う業務において66件、修繕において3件の一時中止等の措置が行われるなど、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた工事等の入札及び契約において適切な対応が図られた。

(物品納入等)

物品納入等において3件、建設工事を伴わない業務委託において22件の一時中止等の措置が行われるなど、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた物品納入等及び業務委託の入札及び契約において適切な対応が図られた。

「その他」に係る主な取組

【心の電話相談の実施】（保健衛生局）

<目 的>

- ・新型コロナウイルス感染症拡大、長期化に伴う生活の困りごと、ストレス、心の健康問題の軽減

<概 要>

電話相談	令和2年度	令和3年度	令和4年度
平日9時から17時 令和2・3年度は、5月GW期間中の3日間、 12月29日～31日の3日間も実施	488件	179件	61件
暮らしの困りごとと、こころの総合相談会 (令和2年12月～)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
弁護士、司法書士、精神保健福祉士等による、借金・多重債務・失業等の生活の困りごと（法律相談）と、それに伴い生じるこころの健康問題を同時に相談できる相談会（年6回）	42件	43件	50件

「その他」に係る主な取組

【妊婦へのマスク配布】（保健衛生局）

<目 的>

- ・国より現物支給された、再利用可能な布マスクを重症化リスクの高い妊婦へ配布するもの。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行下において、重症化する可能性がある妊婦への感染予防を図るために、不織布マスクを配布する。

<概 要>

令和2年5月～令和2年6月

国の布マスクの配布準備が整うまでの間、企業等から寄贈された不織布マスクを、妊娠届出をされた妊婦に配布した。

令和2年6月～令和2年11月

布マスクの配布準備完了以降は、布マスクを対象となる妊婦へ配布した。

<実 績>

不織布マスク：妊婦5,948人

布マスク：妊婦21,869人

<補助率>

不織布マスク：国1/2

布マスク：国より現物配布

「その他」に係る主な取組

【令和2年度～令和4年度 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業 (寄り添い型支援・分娩前検査費用助成)】 (保健衛生局)

<目的>

新型コロナウイルス感染症の流行下において、不安を抱える妊産婦に対し、分娩前検査費用の助成、感染した妊産婦への保健師等による電話相談や家庭訪問等の寄り添った支援を行うもの。

<概要>

新型コロナウイルス感染症の流行下において、強い不安を抱える無症状の妊婦に対し、分娩前検査費用を助成する。
(1分娩に対し1回のみ、上限20,000円)
また、感染した妊産婦に対して、専門職(助産師等)が家庭訪問等の支援を実施する。

<実績>

<令和2年度> 分娩前検査費用助成：1,016件
寄り添い型支援：8件

<令和3年度> 分娩前検査費用助成：2,842件
寄り添い型支援：13件

<令和4年度> 分娩前検査費用助成：3,414件
寄り添い型支援：5件

<補助率>

令和2年度：国10/10

令和3・4年度：国1/2

「その他」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（オンライン相談）】 （保健衛生局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症の流行下において、不安を抱える妊産婦に対し、分娩前検査費用の助成、感染した妊産婦への保健師等による電話相談や家庭訪問等の寄り添った支援、オンラインによる保健指導等の総合的な支援を行うもの。

<概 要>

令和2年10月15日～令和3年3月31日
地域保健支援課と各区役所保健センターにタブレットを1台配置し、新型コロナウイルス感染症の流行下においてもオンラインによる相談支援が実施できる体制を構築した。

<実 績>

オンライン相談：35件

<補助率>

国1/2

「その他」に係る主な取組

【出産・子育て応援事業】（保健衛生局）

＜目的＞

コロナ禍の中で、婚姻件数や出生数が減少しているため、少子化対策として、原油価格・物価高騰の影響を受ける家庭の経済的負担の軽減と伴走型相談支援により、妊娠期から育児期まで寄り添った支援を行い、継続的に実施することで、全ての妊婦・子育て家庭が、より安心して出産・子育てができるようにしていく。

＜概要＞

経済的支援と伴走型相談支援を一体とした出産・子育て応援事業を令和5年2月1日から実施し、経済的支援として「パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）」を支給。

＜対象者＞

令和4年4月1日以降に妊娠した方及び出生した児童の養育者

＜支給額＞

- ・妊娠届出後の「パパママ応援ギフト（妊娠分）」 妊婦1人あたり5万円（支給対象者は妊娠届出をした妊婦）
 - ・出生届出後の「パパママ応援ギフト（出生分）」 児童1人あたり5万円（支給対象者は出生した児童の養育者）
- ※妊娠分・出生分それぞれ、本市が実施する伴走型相談支援における面談を受け、申請が必要となる。

＜支給実績（令和4年度）＞

- ・パパママ応援ギフト（妊娠分）6,518件、パパママ応援ギフト（出生分）4,789件
- ・支給額合計 565,350千円

＜交付金＞

- ・出産・子育て応援交付金 国2/3、県1/6
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 国1/6

「その他」に係る主な取組

【令和5年度 新型コロナウイルス感染症の流行下における 妊産婦総合対策事業（分娩前検査費用助成）】（保健衛生局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症の流行下において、不安を抱える妊婦に対し、分娩前検査費用の助成を行うもの。

<概要>

新型コロナウイルス感染症の流行下において、強い不安を抱える無症状の妊婦に対し、分娩前検査費用を助成する。

<補助内容>

分娩前検査費用について、1分娩に対し、1回のみ助成
補助上限9,000円

<取組で生じた課題及び対応>

感染症法上の位置づけが5類感染症に変更となり、本事業の終期となった。しかし、新型コロナウイルスの感染は継続しており、引き続き、感染予防の啓発と相談支援は既存の事業で対応していく。

「その他」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税特例減免について】（福祉局）

<目的>

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯に対して、市民生活の下支えを行う観点から、国民健康保険税を減免する。

<概要>

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷（1か月以上の治療）を負った世帯や、新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の収入が減少し、一定の要件を満たす世帯に対して、国民健康保険税額の全額免除または対象となる国民健康保険税額の10割減額から2割減額を行った。

<実績>

令和2年度	3,357世帯	713,632,000円（全額国費補助）
令和3年度	1,185世帯	197,827,100円（全額国費補助）
令和4年度	506世帯	82,844,400円（全額国費補助）

「その他」に係る主な取組

【新型コロナウイルス感染症の影響に係る後期高齢者医療保険料特例減免について】（福祉局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が減少した世帯の被保険者に対して、市民生活の下支えを行う観点から、後期高齢者医療保険料を減免する。

<概 要>

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の被保険者や、新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、一定の要件を満たす世帯の被保険者に対して、後期高齢者医療保険料の10割減額から2割減額を行った。

<実 績>

令和2年度	190件	8,192,070円
令和3年度	58件	2,716,000円
令和4年度	24件	1,939,400円
令和5年度	1件	32,500円

「その他」に係る主な取組

【さいたま市国民健康保険傷病手当金/後期高齢者医療傷病手当金について】（福祉局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる被保険者のうち給与収入者に対し、傷病手当金を支給する。これにより、支給対象者の生活の安定に寄与することを目的とする。

<概 要>

- ・対 象 者 : 被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
- ・申請対象期間 : 令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に感染または発症し療養のため労務に服することができない期間
- ・支給対象期間 : 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- ・支 給 額 : 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

<実績（国民健康保険傷病手当金）>

令和2年度	34件	2,734,952円（全額国費補助）	
令和3年度	120件	6,117,741円（全額国費補助）	
令和4年度	565件	19,398,538円（全額国費補助）	
令和5年度	18件	383,793円（全額国費補助）	（なお、令和5年5月8日までに支給決定分）

<実績（後期高齢者医療傷病手当金）>

令和2年度	3件	356,014円	
令和3年度	1件	44,803円	
令和4年度	16件	808,529円	
令和5年度	1件	13,821円	（令和5年6月決定分まで）

「その他」に係る主な取組

【郵送による文書指導の実施】（消防局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染防止の観点から、査察先関係者に立入検査の実施を拒まれた場合又は所属長が郵送による文書指導とすべきと判断した場合、通常の立入検査に代わり、郵送による文書指導とすることができ、人と人との接触機会を低減しつつ、年間査察計画に基づく立入検査業務を持続的に行い、市内の建物の安全・安心を継続的に確保することを目的とする。

<概 要>

政府による緊急事態宣言が解除されたが、新型コロナウイルス感染拡大防止が当面の間必要であることから、通常の立入検査の実施が困難になると想定し、一部の消防法令違反に該当する内容に限り、郵送による文書指導が可能とする運用を開始した。

<期 間>

令和2年7月6日～令和4年3月31日

<取組で生じた課題及び対応>

郵送による文書指導だけでは確認できない違反があり、全ての火災危険を取り除くことは難しかった。
このことから、令和4年度より、電話を活用した違反是正指導及び限定査察を組み合わせた効率的な立入検査等を可能とし、人と人との接触機会を低減しつつ、年間査察計画に基づく立入検査業務を持続的に行えるようになった。

「その他」に係る主な取組

【新型インフルエンザ等感染症の影響を踏まえた立入検査の運用を開始】（消防局）

<目 的>

新型インフルエンザ等感染症の拡大防止のため、通常の立入検査の実施が困難となることを想定し、電話を活用した違反是正指導及び限定査察を組み合わせた効率的な立入検査等を行うことで、人と人との接触機会を低減しつつ、年間査察計画に基づく立入検査業務を持続的に行い、市内の建物の安全・安心を継続的に確保することを目的とする。

<概 要>

政府による緊急事態宣言等がなされた場合又は消防署長が新型インフルエンザ等感染症の感染防止の観点から、特に必要と認める場合にあっては、さいたま市予防査察規程事務処理要綱に規定する検査項目等によらず、一部の消防法令違反に該当する内容に限り、電話を活用した違反是正指導及び検査項目を限定した査察の実施ができるものとした。

<期 間>

令和4年4月1日～当面の間

<取組で生じた課題及び対応>

消防法令違反の内容によっては、通常の立入検査でしか指導が困難であり、一部の消防法令違反に該当する内容に限定する本運用では、全ての消防法令違反に対応できない。
対策としては、次年度以降、通常の立入検査が可能となった際に、改めて計画し、査察を実施する。

「その他」に係る主な取組

【さいたま市議会の新型コロナウイルス感染症対策について】（議会局）

<目 的>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大期においても議会活動を継続するため、臨時会・定例会における新型コロナウイルス感染症対策を決定する。

<概 要>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大期においても議会活動を継続するため、本会議・委員会における出席者を必要最小限とする取組（本会議では議決を行う議事を除き、議員は午前／午後で約半数ずつに分かれて出席。執行部については必要最小限の出席を認めることとした）や、質問通告後に対面でのやり取りを避ける取組等を実施する。

<成 果>

令和2年2月定例会以降、令和5年2月定例会まで臨時会を2回、定例会を13回開催し、会期中において議会活動を継続することが出来た。

「その他」に係る主な取組

【オンラインによる方法で開く委員会について】（議会局）

＜目 的＞

新型コロナウイルス感染症のまん延等の予防措置により委員の参集が困難なときに、オンラインによる方法で委員会を開催することを可能とする。

＜概 要＞

オンラインによる方法で委員会を開催することを可能とするため、さいたま市議会委員会条例及び会議規則を改正する。

＜成 果＞

令和4年2月14日、15日にオンラインによる方法で市民生活委員会を開催することができた。

＜取組で生じた課題及び対応＞

オンラインによる方法で安定して委員会を開催するための環境整備が必要であり、今後対応を検討する。